

平成27年せたな町議会決算審査特別委員会 第1号

平成27年9月16日（水曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名委員の指名について
- 2 委員長の互選について
- 3 副委員長の互選について

○出席委員（9名）

| | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 大野一男君 | 副委員長 | 江上恭司君 |
| 委員 | 神田和浩君 | 委員 | 本多浩君 |
| 委員 | 石原広務君 | 委員 | 榊田道廣君 |
| 委員 | 大湯圓郷君 | 委員 | 真柄克紀君 |
| 委員 | 熊野主税君 | | |

○欠席委員（1名）

委員 細川伸男君

- 1 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

| | | |
|-----|----|--------|
| 事務局 | 長 | 横川洋二君 |
| 事務局 | 次長 | 丹羽小百合君 |
| 書 | 記 | 松林功君 |

開会 午後 3時27分

○議会事務局長（横川洋二君） それでは、本日の決算審査特別委員会には委員長が選出されておられません。選出されるまでの間、委員会条例第9条第2項の規定により、年長議員が委員長職務を行うことになっております。出席委員中、大湯委員が年長委員ですので大湯委員に臨時委員長をお願いいたします。大湯委員委員長席にお付き願います。

正副委員長に選任された方は、臨時委員長から当選の告知をしますので、この際には当選の承諾の挨拶をお願いいたします。

○臨時委員長（大湯圓郷君） 委員会条例の定めるところにより、臨時に委員長の職務を行います。よろしくをお願いいたします。

細川委員から欠席の届け出があります。

9名の委員が出席おり定足数に達しています。本特別委員会は成立しました。

よって、これよりせたな町議会決算審査特別委員会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

整理番号第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員には、臨時委員長において、本多浩委員、石原広務委員を指名いたします。

なお、この指名は本特別委員会開会中の指名といたします。

整理番号第2、委員長の互選を行います。

互選方法についてお諮りいたします。

全員協議会で確認のとおり、投票により行います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時委員長（大湯圓郷君） 異議なしと認め、委員長の互選方法は投票で行うことに決しました。

委員会室の出入り口を閉めます。

（委員会室閉鎖）

○臨時委員長（大湯圓郷君） ただいまの出席委員は10名です。

次に、立会人を指名いたします。

臨時委員長において、立会人に榊田委員、神田委員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○臨時委員長（大湯圓郷君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時委員長（大湯圓郷君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○臨時委員長（大湯圓郷君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

ただ今から投票を行います。1番席の方から順次投票願います。

(投票)

○臨時委員長(大湯圓郷君) 投票漏れはありませんか。

(「はい」と言う者あり)

○臨時委員長(大湯圓郷君) 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。

榊田委員、神田委員、立ち会いをお願いします。

(開票)

○臨時委員長(大湯圓郷君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは出席委員数と符合しています。

そのうち、有効投票9票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、大野委員9票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。したがって、大野委員が委員長に当選されました。

会場の出入り口を開きます。

(委員会室開鎖)

○臨時委員長(大湯圓郷君) ただ今委員長に当選されました大野委員が会場におられますので、当選の告知をいたします。

大野委員。

○委員長(大野一男君) ただ今、委員皆様の総意で委員長に選任をいただきました。謹んでお受けをいたしたいと思っております。大変な重責な責任のある役柄だと思っております。どうぞ委員皆様のご協力をいただき、賢明な運営に努めますのでよろしくご協力をお願い申し上げます。

○臨時委員長(大湯圓郷君) これで臨時委員長の職務は全部終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

大野委員長とかわります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時38分

○委員長(大野一男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

整理番号第3、副委員長の互選を行います。

互選方法についてお諮りいたします。

副委員長の互選方法も投票により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

- 委員長(大野一男君) 異議なしと認め、副委員長の互選方法は投票で行うことに決しました。
委員会室の出入り口を閉めます。

(委員会室閉鎖)

- 委員長(大野一男君) ただ今の出席委員は9名でございます。
次に、立会人を指名いたします。
委員長において立会人に、榊田委員、大湯委員を指名いたします。
投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

- 委員長(大野一男君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

- 委員長(大野一男君) 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

- 委員長(大野一男君) 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。
投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。
ただ今から投票を行います。1番席の方から順次投票願います。

(投票)

- 委員長(大野一男君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

- 委員長(大野一男君) 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。
これから開票を行います。
榊田委員、大湯委員、立ち会いをお願いいたします。

(開票)

- 委員長(大野一男君) 選挙の結果を報告いたします。
投票総数9票、これは出席委員数と符合しています。
そのうち、有効投票9票、無効投票はありません。
有効投票のうち、江上委員9票、以上のとおりです。
この選挙の法定得票数は3票であります。したがって、江上恭司委員が副委員長に当選されました。

会場の出入り口を開きます。

(委員会室開鎖)

○委員長（大野一男君）　ただ今副委員長に当選されました江上恭司委員が会場におられますので、当選の告知をいたします。

○副委員長（江上恭司君）　皆さんの選任で副委員長になりました。委員長を全力で補佐しながら決算の皆さんの意見を十分とりながら、全力で任務を遂行したいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（大野一男君）　本日の本特別委員会はこれで休会とし、9月17日午前10時から再開しますのでご参集を願ひます。再開場所は議場といたします。

以上で本日の本特別委員会は散会いたします。

散会　午後　3時43分

委員会条例第28条の規定により署名する。

平成28年1月14日

臨時委員長 大 湯 圓 郷

委員長 大 野 一 男

署名委員 本 多 浩

署名委員 石 原 広 務

平成27年せたな町議会決算審査特別委員会 第2号

平成27年9月17日（木曜日）

○議事日程（第2号）

- 1 認定第 1号 平成26年度せたな町一般会計歳入歳出決算について
- 2 認定第 2号 平成26年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 3 認定第 3号 平成26年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 4 認定第 4号 平成26年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 5 認定第 5号 平成26年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について
- 6 認定第 6号 平成26年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 7 認定第 7号 平成26年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算について
- 8 認定第 8号 平成26年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 9 認定第 9号 平成26年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 10 認定第10号 平成26年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算について
- 11 認定第11号 平成26年度せたな町病院事業会計決算について

○出席委員（10名）

| | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 大野一男君 | 副委員長 | 江上恭司君 |
| 委員 | 細川伸男君 | 委員 | 神田和浩君 |
| 委員 | 本多浩君 | 委員 | 石原広務君 |
| 委員 | 梶田道廣君 | 委員 | 大湯圓郷君 |
| 委員 | 真柄克紀君 | 委員 | 熊野主税君 |

○欠席委員（0名）

1. せたな町議会委員会条例第19条の規定により、議長を通じて説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

| | |
|------------|-------|
| 町長 | 高橋貞光君 |
| 教育委員会委員長 | 田井重久君 |
| 農業委員会会長 | 原田喜博君 |
| 選挙管理委員会委員長 | 大坪観誠君 |
| 代表監査委員 | 残間正君 |
| 監査委員 | 平澤等君 |

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

| | |
|-----|-------|
| 副町長 | 高野利廣君 |
|-----|-------|

| | | | |
|--------------|-----|-----|---|
| 総務課長 | 西村晋 | 悟威 | 君 |
| 財政課長 | 高田 | 則 | 君 |
| 財政課長 | 佐々木 | 正 | 君 |
| 税務課長 | 横川 | 忍 | 君 |
| 町民児童課長 | 吉崎 | 照人 | 君 |
| 保健福祉課長 | 丹羽 | 優 | 君 |
| 産業振興課長 | 鎌田 | 勝幸 | 君 |
| 建設水道課長 | 原 | 進 | 君 |
| 出納室長 | 関 | 功悦 | 君 |
| 国保病院事務局長 | 小林 | 安晴 | 君 |
| 総務課まちづくり推進室長 | 黒澤 | 智彦 | 君 |
| 産業振興課参事 | 松村 | 悟 | 君 |
| 総務課長補佐 | 高橋 | 純 | 君 |
| 財政課長補佐 | 神田 | 昌 | 君 |
| 町民児童課長補佐 | 佐々木 | 真由美 | 君 |
| 町民児童課長補佐 | 坂谷 | 洋二 | 君 |
| 保健福祉課長補佐 | 西田 | 良子 | 君 |
| 保健福祉課長補佐 | 元島 | 敬二 | 君 |
| 産業振興課長補佐 | 佐藤 | 英美 | 君 |
| 建設水道課長補佐 | 松本 | 健裕 | 君 |
| 建設水道課長補佐 | 平田 | 大輔 | 君 |
| 税務課主幹 | 佐々木 | 正人 | 君 |
| 町民児童課主幹 | 濱登 | 幸恵 | 君 |
| 保健福祉課主幹 | 上野 | 宏行 | 君 |
| 地域包括支援センター所長 | 長内 | 京 | 君 |
| 産業振興課主幹 | 三浦 | 剛大 | 君 |
| 産業振興課主幹 | 河原 | 泰平 | 君 |
| 産業振興課主幹 | 阪井 | 世紀 | 君 |
| 農業センター副所長 | 沼口 | 英樹 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 久津間 | 智 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 上田 | 一男 | 君 |
| 国保病院事務局次長 | 中川 | 讓 | 君 |
| 国保病院事務局主幹 | 伊勢 | 千佳子 | 君 |
| 情報管理係長 | 水野 | 万寿夫 | 君 |
| 広報統計係長 | 尾野 | 真也 | 君 |
| 財政係長 | 吉田 | 有哉 | 君 |

| | |
|-------------|-------------|
| 課 稅 係 長 | 小 林 和 仁 君 |
| 徴 収 係 長 | 伊 瀬 亮 君 |
| 国 保 医 療 係 長 | 中 山 康 春 君 |
| 介 護 保 險 係 長 | 竹 内 亜 希 子 君 |
| 農 業 振 興 係 長 | 長 内 解 人 君 |
| 水 産 振 興 係 長 | 手 塚 清 人 君 |
| 林 業 振 興 係 長 | 池 田 裕 之 君 |
| 水 産 振 興 係 長 | 手 塚 清 人 君 |
| 管 理 係 長 | 井 村 裕 行 君 |
| 上 下 水 道 係 長 | 川 上 佳 隆 君 |
| 上 下 水 道 係 長 | 鈴 木 涼 平 君 |
| 管 財 係 長 | 金 澤 喜 嗣 君 |
| 給 食 係 長 | 林 那 子 君 |

《大成総合支所》

| | |
|-----------------|-----------|
| 総 合 支 所 長 | 堂 端 重 雄 君 |
| 産 業 建 設 課 長 | 佐 野 英 也 君 |
| 地 域 町 民 課 長 補 佐 | 萩 原 勝 幸 君 |
| 産 業 建 設 課 長 補 佐 | 杉 村 彰 君 |
| 大成水産種苗育成センター場長 | 沖 崎 孝 純 君 |
| 国保病院大成診療所事務長 | 古 守 幸 治 君 |
| 地 域 町 民 課 主 幹 | 浜 高 正 明 君 |
| 大成水産種苗育成センター主幹 | 栄 田 武 志 君 |
| 環 境 生 活 係 長 | 藤 谷 知 昭 君 |
| 福 祉 係 長 | 谷 川 一 志 君 |
| 水 産 振 興 係 長 | 藤 井 卓 也 君 |
| 建 設 係 長 | 高 橋 真 一 君 |

《瀬棚総合支所》

| | |
|-----------------|-------------|
| 総 合 支 所 長 | 篠 塚 三 喜 郎 君 |
| 産 業 建 設 課 長 | 福 士 裕 継 君 |
| 養護老人ホーム三杉荘所長 | 新 保 修 二 君 |
| 地 域 町 民 課 長 補 佐 | 濱 口 喜 秋 君 |
| 産 業 建 設 課 長 補 佐 | 松 岡 義 明 君 |
| 地 域 町 民 課 長 補 佐 | 八 木 忠 義 君 |
| 国保病院瀬棚診療所事務長 | 古 畑 英 規 君 |
| 瀬 棚 保 育 所 長 | 國 井 美 千 代 君 |
| 住 民 係 長 | 稻 船 奈 穂 子 君 |

| | |
|------------------|-------|
| 環境生活係長 | 山下誠一君 |
| 福祉係長 | 山本亨君 |
| 商工労働観光係長 | 栗谷一樹君 |
| 上下水道係長 | 小池秀樹君 |
| 養護老人ホーム三杉荘生活相談係長 | 平山史明君 |
| 養護老人ホーム三杉荘生活相談係長 | 畠中悦子君 |

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

| | |
|------------|--------|
| 教育長 | 成田円裕君 |
| 教育委員会事務局長 | 高田威君 |
| 教育委員会事務局次長 | 上野朋広君 |
| 瀬棚教育事務所長 | 三浦孝史君 |
| 給食センター副所長 | 早川克紀君 |
| 教育委員会事務局主幹 | 増田和彦君 |
| 教育委員会事務局主幹 | 黒澤美知子君 |
| 大成教育事務所長 | 杉村輝明君 |
| 北檜山幼稚園長 | 鎌田郁美君 |
| 社会教育係長 | 奥村大樹君 |

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 小板橋司君 |
|------|-------|

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

| | |
|------|-------|
| 書記長 | 西村晋悟君 |
| 書記次長 | 高橋純君 |

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

| | |
|-------|--------|
| 事務局長 | 横川洋二君 |
| 事務局次長 | 丹羽小百合君 |

1 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

| | |
|-------|--------|
| 事務局長 | 横川洋二君 |
| 事務局次長 | 丹羽小百合君 |
| 書記 | 松林功君 |

○委員長（大野一男君） おはようございます。

全委員が出席しており定数に達していますので、決算審査特別委員会を再開いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

これより、本委員会に付託された平成26年度各会計歳入歳出決算の認定第1号から第11号までの審査に入ります。

お諮りいたします。

議案配付から相当期間が経過しており、各委員におかれましては内容を十分調査されているものと思いますので、説明は配付済み資料、決算に係る主要な施策の成果に関する報告書により、副町長、財政課長、税務課長に概要説明を求め、一般会計の審査は、歳出から配付済み資料の報告書により2款ごとに担当課長の説明を求め、2款ごとに質疑を受け、2款ごとに進め、続いて、歳入の説明は求めず、歳入全款一括で質疑を受け、終了後、歳入歳出全款一括で質疑を行い、討論、採決と取り進めたいと思います。また、特別会計も歳入の説明は求めず、歳出は配付済み資料の報告書により全款一括担当課長の説明を求め、質疑は歳入歳出全款一括で質疑を行い、討論、採決と取り進めたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（大野一男君） 異議なしと認め、そのように取り進めることにします。

説明員に申し上げます。説明及び答弁は、挙手を行い発言の許可を受けてから行ってください。

各委員の皆さんに申し上げます。質疑は、発言許可のあと、質疑内容が明確になるよう決算書あるいは資料のページを示してから簡略に発言するようにお願いいたします。

それでは、これより付託案件の審査に入ります。

決算に係る主要な施策の成果に係る報告書等により、施策の成果等について副町長、財政課長、税務課長に概要の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） それでは、平成26年度決算に係る主要な施策の成果に関する報告書でございますが、1ページ平成26年度決算に係る主要な施策の成果であります。平成26年度の我が国の経済をみますと、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢の一体的な推進により、緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費などに弱さがみられ年度前半には実質GDP成長率がマイナスとなりました。こうした状況のもと、国は12月に緊急経済対策を取りまとめました。雇用、所得環境が改善する中、経済対策や各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復していくものと見込まれております。当町の基幹産業である農業においては、春先は気温が高く降水量が少なかったことから、作物の生育並びに農作業が順調に進み、その後、好天に恵まれ全体的に農作物の生育は順調に推移し、基幹作物の水稲においては、作況指数で北海道107、檜山管内では昨年同様の106の良の作柄となりましたが、未熟粒米などの品質低下が例年以上に多く、米の価格が下落し米生産農家

にとりましては厳しい一年でありました。

一方、水産業においては、昨年に比べスルメイカの漁獲増やウニの高値などにより水揚げが伸び、高騰していた燃油価格が下落傾向にあるなど明るい兆しも見え始めたが、トドなどの海獣被害、海水温の上昇による秋サケの低迷など依然として、厳しい状況となっております。総じて、当町においては、人口の減少や少子高齢化の進展など町を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。町民が安心して快適に暮らせる居住環境の整備と地域経済の活性化を図るための住宅リフォーム助成事業や定住化促進住宅奨励事業、老朽化したひやま漁協瀬棚支所の水産物保管冷蔵施設の整備、橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、東丹羽橋の修繕工事に着手いたしました。更には継続で大成区水道施設整備事業など、様々な施策に取り組みできたことは、議員各位並びに町民の皆さまのご理解とご協力の賜物と厚くお礼申し上げます次第であります。

まちの貴重な財源である地方交付税につきましては、合併町の優遇措置である合併算定替えの特例期間が27年度をもって終了し、その後段階的に縮減され一本算定へと移行することとなりますが、それに伴う大幅な財源の減額や今後の人口減による更なる減額を見据え、第2次行政改革大綱に基づき、引き続き職員一丸となって行財政改革に取り組んでまいります。平成26年度予算の執行にあたりましては、議決をいただいた趣旨に背くことなく適正な執行に努めてきたところであり、ここに平成26年度の各会計決算の認定を求めるとともに、主要な施策の成果についてご報告を申し上げます。

なお、各施策の内容につきましては、2ページから10ページに記載しておりますが、朗読は省略をさせていただきます。

ご審議を賜り認定いただきますよう、お願いを申し上げます。

○委員長（大野一男君） 財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） 11ページでございます。平成26年度決算の健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の内容につきましては、昨日の本会議におきまして報告第1号、第2号で説明をいたしましたので説明は省略をいたしますので、ご了承をいただきたいと思います。次に、その他の財政指標といたしまして、経常収支比率でございますが、平成26年度は86.4%と前年度より3.9%上昇しております。この要因は普通交付税が前年度より2億175万9,000円の減となったことが主なるものでございます。続きまして、公債費負担比率でございますが、平成26年度は21.6%と前年度より0.3%上昇しており引き続き危険ラインを超えているところでございます。こうしたことから引き続き今後においても健全な財政運営に意を用いていかなければならないと考えているところでございます。税徴収率につきましては、平成26年度は現年度分で98.8%と前年度より0.2%向上してございます。

次に12ページをさされます。第1表平成26年度会計別歳入歳出決算額総括表でございます。特別会計と病院事業会計につきましては、後ほど会計ごとに説明をいたしますので、一般会計について説明を申し上げます。平成26年度一般会計の収支差引では3億1,183万8,0

00円の歳計剰余金が生じてございます。この剰余金につきましては備考欄に記載のとおり、繰越明許費の財源として1億656万8,000円を平成27年度に繰越し、剰余金の2分の1以上の額1億2,527万円を基金条例第4条第2項の規定に基づき、財政調整基金に積み立て、残り8,000万円を平成27年度に繰越いたしました。

次に13ページでございます。第2表平成26年度一般会計款別決算額構成比調べでございます。歳入歳出の主なものにつきましてご説明をいたします。最初に歳入ですが、1款町税、構成比は7.0%と前年度の7.3%から0.3%低くなってございます。9款地方交付税でございますが、構成比は62.3%と歳入の半分以上を占めてございます。前年度は66.5%でございましたので4.2%低くなっているところでございます。額では2億1,134万2,000円の減となっております。

20款町債でございますが、前年度は5億6,010万円の借入れでございましたが、平成26年度につきましては、引き続き温泉ホテルきたひやまの改修事業のほか、消防救急デジタル無線施設整備や消防署建設などにより借入額が増えました。また、臨時財政対策債の借入れを抑制をいたしましたが、結果的に借入額は前年度より2億7,630万円増えてございます。

続いて歳出でございます。2款総務費でございますが、構成比は7.7%と前年度の10%から2.3%低くなってございます。額では1億9,600万円の減となっております。

11款公債費でございますが、償還利子も含めました額となっておりますが、構成比で18.2%を占め、償還額は16億9,940万7,000円で、このうち償還利子は1億5,408万4,000円となっております。

12款職員給与費は構成比で14.1%を占めてございます。

経常的な経費でございます。11款公債費と12款職員給与費を合わせますと構成比で32.3%。ということでございます。

以上でございます。

○委員長（大野一男君） 続いて横川税務課長。

○税務課長（横川 忍君） 14ページをお開きください。平成26年度町税収納状況について説明させていただきます。第3表の一は徴収率で説明させていただきたいと存じます。まず町民税、個人と法人を合わせたものでございます。現年分が98.7%、滞繰分が31.6%、94.3%で前年比1.2%の増となっております。

次に固定資産税でございます。これは個人分と国有資産等の所在市町村交付金を合わせたものでございます。現年分が98.6%、滞繰分19.0%、計93.5%で前年比0.5%の増でございます。

次に軽自動車税が現年分98.6%、滞繰分26.7%、計96.7%で、前年比マイナス0.6%でございます。

次の町たばこ税と入湯税は100%の収納率でございますけれども、右側の収入額の前年比で大きく下がっております。町たばこ税においては512万9,000円の減、これは昨年の消費税8%の影響が大きいものと考えております。次の入湯税の488万1,000円の減で

ございますが、これについては平成26年度から日帰りに対する入湯税を徴収しなくしたことの影響でございます。一般税の小計は現年分98.8%、滞繰分25.7%、計94.6%で前年比0.6%の増となっております。

次に国民健康保険税について説明をさせていただきます。現年分94.6%、滞繰分24.4%、計79.1%で0.5%の増となっております。収納額の前年比で1,966万2,000円の減となっております。これについては人口減、社保の加入、あと後期高齢の移行等加入割合の減が主な要因でございます。

次に15ページをご覧ください。平成26年度町税及び国民健康保険税の不納欠損状況について説明させていただきます。1の執行停止によるもの地方税法第15条7第4項関係でございます。これは滞納処分の執行停止が3年間継続し、納付納入義務が消滅したものでございます。個人町民税が1件、6,050円、法人町民税は無く、固定資産税が3件、1万9,000円、国民健康保険税が5件で6万7,100円、述べ件数9件、9万2,150円でございます。この実人員は5名で、すべて生活保護により執行停止後3年ということでございます。2番の即時消滅については26年度はございませんでした。

つぎに16ページをお開きください。3番の消滅時効によるもの、地方税法第18条関係でございます。これは徴収に係る権利を5年間執行できないままに時効により納付納入義務が消滅したものでございます。個人町民税が7件、22万6,836円、固定資産税が8件、19万7,000円、軽自動車税1件、7,200円、国民健康保険税が14件、89万2,932円、延べ件数は30件、132万3,968円でございます。この消滅時効の実人員と理由でございますが、生活保護世帯で3年の執行停止前に時効となったものが6名、職権消除で3年間の執行停止前に時効になったものが1名、死亡により関係者と折衝ができない状況で5年が経過し時効となったものが5名、出稼ぎあるいは町外に居住しながら居所不明により折衝ができない状況が続き、5年が経過し時効になったものが5名、実人員は17名でございます。不納欠損につきましては、今後も法令に基づき適正に事務所を進めてまいりたいと思います。

説明は以上でございます。

○委員長（大野一男君） 財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） 17ページでございます。第4表、平成26年度末地方債現在高調でございます。本票につきましては一般会計における町債の種別ごとの現在高を示してございます。合計額で説明を申し上げます。平成25年度末の残高が104億3,090万8,000円でございます。平成26年度中に借入れた額、起債額B欄でございますが、これが8億3,640万円、平成26年度中に償還した額C欄でございますが、これが15億4,883万5,000円で、これらを差し引きますと平成26年度末の残高は97億1,847万3,000円になります。前年度より7億1,243万5,000円減少しているところでございます。また、備考欄でございますが、繰上償還額1億5,781万1,000円につきましては、北海道市町村備荒資金組合からの借入れたものでございます。

次18ページでございます。第5表、平成26年度各会計起債償還に係る交付税算入でござ

います。起債償還額に対しまして、交付税算入を表したものでございます。一般会計から公営企業、病院事業会計までの7会計を合わせました償還額は元利合計で20億4,764万5,000円。これに対する交付税算入額につきましては12億9,477万4,000円でございます。算入率は63.2%でございます。

次に19ページでございます。第6表の地方債借入先別・利率別現在高の状況でございます。平成26年度の発行額、これは借入額でございますが、B欄になります。1の財政融資資金から1億1,680万円。5のその他の金融機関、これは民間の金融機関でございますが、7億1,960万円の計8億3,640万円を借入れしてございます。平成26年度の償還額C欄でございますが、合計で15億4,883万5,000円となっております。借入額よりも償還額が多くなっている状況でございます。また3%以下の利率のものが合計で93億5,685万1,000円と大半を占めているところでございます。

次に20ページでございます。第7表の一般会計の年度末起債残高元利償還金借入額の推移でございます。起債残高につきましては折れ線グラフになります。年々減少しているところでございます。平成21年度末から見ますと平成26年度末では、約40億5,040万円少なくなっているところでございます。先ほども申し上げましたが平成26年度末の残高は97億1,847万3,000円となっております。また償還額につきましても起債残高の減少に伴いまして、元利償還額で平成21年度の約17億6,500万円から平成26年度では約16億9,900万円に減少してございます。なお平成19年度以降、毎年度繰上げ償還をしているところでございます。次に年度別の借入額でございますが、黒い棒グラフになります。平成21年度が約11億円と最も多く借入れをしてございまして、平成22年度が8億円台、平成23年度から平成25年度までは5億円台から6億円台の借入れとなっております。

次に21ページでございます。第8表の各種基金運用状況でございます。これも合計欄で説明をいたします。平成25年度末の基金現在高は51億945万4,000円、平成26年度末現在高につきましては、53億8,129万7,000円と2億7,184万3,000円増えてございます。なお平成27年度の予算など措置額及び年度末の見込みにつきましては記載のとおりでございます。

次に22ページでございます。第9表の債務負担行為の状況でございます。これも地方債と同様に後年度に財政負担が生じるものでございます。予算書に調書として明記をしているところでございますが、その1の(3)その他の物件の購入に係る物、307万2,000円につきましては、公用車や印刷機購入に係るものでございます。3その他(1)利子補給などに係るもの1,736万7,000円につきましては、農業基盤整備や中小企業経営安定資金融資利子補給などでございます。同じく(3)5,350万円につきましては、国民宿舎あわび山荘それから温泉ホテルきたひやまに係る指定管理料などでございます。これにつきましては、3年間の継続指定料だったことによるものでございます。合計欄、債務負担行為の限度額は4億1,496万円と昨年度より2億7,804万7,000円減少してございます。平成26年において支出された額は7,857万7,000円となっております。債務負担の取り扱い

いにつきましては、地方債同様に十分留意していかなければならないというところでございます。

以上でございます。

○委員長（大野一男君） 整理番号第1、認定第1号 平成26年度せたな町一般会計歳入歳出決算を議題といたします。

決算に係る主要な施策の成果に関する報告書23ページです。総務費の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは23ページからご説明申し上げます。総務費でございますが、事業名、パソコン購入事業、決算額B欄でございますが1,560万6,000円、全額一般財源でございます。主な事業の内容といたしましては、情報系パソコン118台、それから基幹系パソコン15台、合わせまして133台の更新を行っておりまして事業の効果といたしましては、このOSのサポートが終了いたします職員のパソコンを更新したことによりまして、安全な利用が図られたというものでございます。

次に広報せたな発行事業、決算額155万5,000円、財源内訳ですが、その他財源が24万9,000円、これは広告料などでございます。一般財源が130万6,000円、毎月の広報の発行によりまして、まちの政策や話題、情報を定期的に町民の皆様へお伝えできているということでございます。

次に旧冷水小学校敷地内立木伐採事業、事業費56万2,000円、財源内訳は、その他が13万1,000円、一般財源が43万1,000円となっております。腐食流木の倒木による家屋倒壊の未然防止が図られたものでございます。

次に町有施設等解体事業6,207万9,000円、財源内訳、地方債が6,200万円、一般財源が7万9,000円となっております。町内の36の施設の解体行いまして、施設が老朽化していることに伴いまして、その周辺環境が非常に悪いというところの防止が図られたものでございます。

次に合同庁舎屋根外壁塗装等工事469万8,000円、全額一般財源でございます。庁舎の屋根外壁それから軒天の塗装を行いまして建物の長寿命化と施設の適正な維持管理が図られたものでございます。

次に元浦町有住宅跡地擁壁改修工事98万3,000円、全額一般財源でございます。既存のブロック擁壁の倒壊防止を図ったものでございます。

次に、空家管理システム導入業務39万5,000円でございます。空家の管理システムを導入したことによりまして、その情報の一元管理を行いまして空家バンク制度等の構築の準備が図られたものでございます。

次に街路灯電気料金補助金948万2,000円でございます。全額一般財源でございます。防犯及び交通安全等地域の安全を図るために、町内会等が管理する防犯灯の電気料金75%、それから平成26年11月からの電気料金値上げ分の100%の補助をすることによりまして、維持団体の負担軽減を図ったものでございます。

続きまして光ファイバ網運営事業1, 127万円、これにつきましては光ファイバ網の保守管理の委託、それから電柱の管理等の使用料でございます。これによりまして超高速のインターネットが安定したサービスを提供することができたというものでございます。

次のページをお開きください。瀬棚総合支所屋上防水改修工事1, 137万3, 000円、財源内訳は地方債が1, 080万円、残り57万3, 000円が一般財源となっております。アスファルト防水を560平米実施いたしまして、雨漏りを防ぎまして庁舎の長寿命化が図られたものでございます。

次に文化講演会講師謝礼でございます。決算額200万円、全額その他財源につきましては、地域振興基金を充当したものでございます。新井満氏を講師に招きまして文化講演会を開催したものでございます。

次に出生祝金でございます。決算額が102万円、全額一般財源でございます。町内でお生まれになりました37名のお子さまに対して、お一人34名のお子様に対しまして3万円のお祝いをして、健やかな成長を願ったというものでございます。

次に生活交通路線維持費補助金、通学定期運賃補助金、地域間幹線系統維持費補助金でございます。決算額3, 694万7, 000円、全額その他財源でございますが、生活交通確保対策基金を充てたものでございます。記載の4路線につきましてバス路線の維持をするために補助金を出したことで、檜山北高等学校へ通学されている生徒への交通費の負担軽減を図ったものでございます。

次に定住化促進住宅奨励金でございます。決算額910万円、記載のとおり三つに分かれてございますが、町内の業者により新築をした場合、町内、全部で合わせまして8件ございました。1件当たり100万円でございます。それから町内外の業者による新築の場合は30万円でございますが、合わせましては町内で1件ということでございます。それから既存の住宅を購入された方に対しましては、1件当たり20万円の金額ということで、町内では4件がございまして、合わせて910万円となっております。

次に25ページへ移ります。住宅リフォーム助成金でございます。決算額2, 874万円、全額一般財源でございます。この事業につきましては、町内業者によりまして施行された住宅に対して助成をするというものでございまして、施行主には安心して快適に暮らせる住宅環境の提供、それから施工業者には景気対策として、地域経済の活性化を図る目的で実施しているものでございます。

ふくしまキッズせたなサマースクール実行委員会補助金86万9, 000円でございます。全額一般財源でございます。今回で、26年度は3年目でございますけれども、福島県のお子さん22名を3泊4日の日程で、せたな町にお招きして伸び伸び暮らしていただいたというものでございます。

続きまして地域活動等推進事業補助金38万5, 000円、全額一般財源でございます。記載のとおり三つに分かれてございますが、コミュニティ活動の推進に寄与する事業といたしまして13件、それから自主防災組織の組織を結成するという事業に対しましては1件、自主防

災組織の活動活性化を図る事業につきましては3件ということで、それぞれ補助金を出しまして、地域のそういう防災それからコミュニティの一助になったものとなっております。

続きまして地上デジタル放送施設奨励金58万4,000円、全額一般財源でございます。これにつきましては、民放テレビ放送局5社がございますが、地上デジタル化へ移行するためにその奨励金として交付したものでございまして、平成26年度が最終年度となっております。

続きまして企業立地促進奨励金248万4,000円、全額一般財源でございます。記載の2業者に対しまして企業立地の促進奨励金を交付した内容になってございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（大野一男君） 横川税務課長。

○税務課長（横川 忍君） 続きまして税務関係の説明をさせていただきます。渡島・檜山地方税滞納整理機構負担金でございます。決算額は87万6,000円、すべてその他財源でございまして、道民税徴収委託金を充ててございます。負担総額は218万8,000円の増額でございますが、うち40%の87万6,000円を一般会計で負担してございます。町単独で徴収困難な方を引き継いでございますが、引き継ぎ案件は15件、徴収実績は総額で794万2,000円でございます。この効果率としては57万5,400円の効果となっております。

次に納税貯蓄組合運営事業費交付金でございます。決算額は210万2,000円、全額一般財源でございます。納期内納入の推進に対する意識の高揚を図るために実施してございます。26年度は120団体について交付しているところでございます。

以上で税務関係の説明を終了させていただきます。

○委員長（大野一男君） 説明が終わりました。

1款議会費、2款総務費の質疑を許します。決算書では一般の47ページから一般65ページまでとなります。質問ありませんか。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 町で大変厳しい財政の中で町有施設の解体事業ということで、計画的に組まれて地方債の形で6,200万執行されております。この全体の解体事業の計画の長期的にどの辺までの経過を持っているのかちょっとお聞かせ願いたいのと。総体でどのぐらいの最終的な形での予算を考えておられるのかそれについても重ねてお聞きしたいと思います。

委員長これ何点かあるんですが、1点ずつでいいですか。

○委員長（大野一男君） そのほうがいいと思います。

金澤係長。

○管財係長（金澤喜嗣君） ただ今の質問にお答えいたします。解体事業費の計画は、この事業、平成24年から行なっております平成27年まで77件実施しております。各担当課に紹介しております、今後もあと28年以降19件ほど予定しております。全体で96件を解体する予定となっております。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） それでは今いう、これから19件くらい残っているということですが、それに対して、大体の予算規模といたらどのくらいかったら、まだ計算されていないということよろしいんですか。

それともう一つ、この地方債の中でもこれ解体するには一切、ある意味で交付税的な感じでの国、道からの応援とかそういうものがある建物は含まれているんですか。重ねて伺います。

○委員長（大野一男君） 金澤係長。

○管財係長（金澤喜嗣君） 今後28年以降で概算でございますけども、3億ほどを予定しております。それとあと財源でありますけども、これは過疎債を充当しようと考えているものでございます。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） どうしてもとすればこういう過疎債でもいろいろな建設的な過疎債と、あとはどっちかという負担係るけれども、もう一回やらなければならないことわかりますけども、この辺についてやっぱり、僕心配するのは、このあと29年過ぎたらまたそういうものがいっぱい出ていく可能性を含めて、公共の建物の維持管理含めた計画は、やっつけているのもわかりますけども、さらにそういう財源の中でしっかりと進めていっていただきたいと要望しておきます。

○委員（真柄克紀君） 財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） それでは私からも補足でご説明を申し上げます。平成26年度でございますが、町有施設解体事業ということで過疎債を充当してございます。起債額では6,200万でございますので、この元利75だったと思っておりますが、交付税参入されるということでございます。70でございます。失礼しました。

○委員長（大野一男君） 江上委員。

○委員（江上恭司君） 公共施設の解体の場合の国の補助が新たに作られたと思うんですけど、それでやらないということはどういう理由なんですか。

○委員長（大野一男君） 休憩とりますか。休憩といたします。

休憩 午前10時43分

再会 午前10時44分

○委員長（大野一男君） 休憩を解き会議を再開します。

答弁求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 解体部分町有施設においては、国庫補助の制度は今まで使っておりません。該当するものが無いということで現在使っておりません。

以上でございます。

○委員長（大野一男君） 江上委員。

○委員（江上恭司君） 確か2年ぐらい前だと思うんです出来たのが。該当する物がないというのではなくて、あれ計画を作って出して、そこでその2分の1だったと思うんですけど補助が入る仕組みになっていると思うんですけど、全然該当するものなかったということで、それを適用しなかったっていうことで理解していいですか。

○委員長（大野一男君） 黒澤室長。

○総務課まちづくり推進室長（黒澤智彦君） 公共施設の管理計画を作ってそれに対して今策定の段階で、今年度中に作成する予定でその計画については、それについて国から今年度あるいは来年度中までに策定しなさいとなっております。それを策定した場合に公共施設を解体する場合には特別交付税措置がされますとなっております。それから今現在やってるメニューにつきましては、過疎債を使って、過疎債ですから基本的95%充当の70%の交付税バックと。元利償還ですね。となっております。それから補助メニューにつきましては、現在のところないと考えております。

○委員長（大野一男君） 江上委員よろしいですか。

江上委員。

○委員（江上恭司君） 過疎債70というのはわかるんですけれども、交付税算入でその分で壊した分70%これだけですよとっていうふうについては入ってこないわけでしょ。全体の交付税の中で過疎債が入ってくるという形でとられるから、なかなか見えづらいし本当にそのほうが得なのかどうかというのをやはりもう一度考えて、せつかく国が2分の1だと思うんですが、出してくれるということで、そっちを使ったほうが僕は経済的にも町の財政的にもいいように思うんですけど、そういうことも検討していただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 答弁よろしいですか。

○委員（江上恭司君） はい。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君） これも新しい事業でそのすぐ下のところなんですけど、この空家管理システムデータ作成、これ具体的にどういう形でこれを今度、町民の皆さんに対して運用していくという計画とか、これデータをどういう形で活用しているかってことをわかる範囲の中で教えていただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） この空家対策につきましては、全国的な、そういう空家が増えつつあるということで、いろいろ各自治体対策を練っているわけでございますけども、ご存じのとおり先般、法律化もされまして、それに沿いまして各自治体やっていくということなんですけども、本町におきましては、その空家を管理する上でシステムを導入させていただきまして、その管理を一元化してこれから取り組んでいくというような現時点ではそういう段階になって

なっております。今後、その空家の度合いが、かなり本当に老朽化して周囲に危険を及ぼすという特定空家と申しますけども、そういう空家につきましては、いろいろ自治体からも解体するように働きかけを所有者にもできるというそういう仕組みになってございますけども、その辺も含めまして、今後早急に状況の把握、現在、進行形でありますけども、それを進めていきたいと考えております。

○委員（真柄克紀君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 今の話でいくとデータはだいたいできた。運用についていろいろなこと考えていくんだよということだと思っただけども、今の課長の話では本当の老朽化したものに対してそれをきちっと整理しながら解体していくためのデータに使いたいという話。ただ一歩進んで私、農協関係者とかともこの話したけども、やっぱり新規就農だけでなく、そういう作業形態の中でもやっぱり空家の情報はきちんとほしい。その中で、これは民間のきちんとした宅建業者いますから、これと決して、それに影響するようなことがあってはならないですが、しかしながらそういう意味で、むしろ前向きとかオープンな形でその空家情報の活用の仕方というのを、やはり僕は早急に、新函館農協もそうでした。やはりそういう職員を引っ張りたくてもなかなかそういう形、あるいは新規就農でそういう場所がないと言われてもそういう情報がないということですから、せっかくデータ作ったのであれば、それをさっき言うように利用可能なものと可能ではないものいろいろな分け方あると思いますけれども、それでやはりそういう形で新しい方が入り込めるような形のもののデータの活用の仕方をぜひしていただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

お答えいたします。

○総務課長（西村晋悟君） お答えいたします。ただ今真柄委員から空家バンクの制度の話だと思っておりますけども、まさに委員おっしゃるとおりだと私も感じております。そこで、空家バンクにつきましてはいろいろ各地域で、全国すでにやっておるところがたくさんあります。道内でもございます。それで本町におきましても近い将来そういう制度を構築してやっていきたい。そのための空家管理システムの導入と考えていただければと思います。それと町内にも宅建業者ございますが、先ほどご質問にもありましたとおり宅建業者ともタイアップをしまして、そういう情報提供、情報共有それを努めましてこの制度を充実させていければと思っております。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） やはりそれとあとこういう高齢化の中でそこまでいっても当然にどこか転居するときに、そういう形の中でもそういう情報も含めてきちんとしておかないと、今いう外見だけでなく、いろいろ、きのう、おとといも埼玉でもありました。要するに地域の安全という面からも非常に空家対策というか空家の情報というか、今大事になっていると思いますので、もしあれでしたら私、逆に総務の委員の方々にも研究していただいて、そういう形で議会も一体となってその空家対策と、それから効率化というものをぜひ努力していただきたいと思っております。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） 24ページの総務費でございます。文化講演会講師謝礼200万円となっておりますけれども、新井満氏、私残念ながらおじゃましてませんけれども、お一人だったんでしょうか。随分高い謝礼ということなので、これはどういう方なんでしょう。どっちにしても随分高い謝礼を払ってると思いますけど、いかがですか。説明お願いします。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） お答えいたします。ただ今大湯委員からは、この200万につきましては、どういう講師なんだというお話と金額が非常に200万といいますと、高いのではないかという内容かと思いますが、この主な事業実績の欄にも記載してあるとおり、新井満と言います。新井満氏の講演会で行っていただきましたが、現在、大沼に在住をしております方で、千の風になってという歌の作詞、作曲をした方と言えばわかりやすいのかと思いますけども、そういう方が大沼に住まわれておられて、その方に講師をお願いしたということでございます。私も講演聞きましたけれども、非常に講演に来られた方の数も非常に多かったんですけども、それの方が非常に感銘を受けたという内容であったと記憶しております。人数につきましてはその方お一人でございます。

○委員長（大野一男君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） これその他財源になっておりますけど、これどちらからのお金で出したんですか。

○総務課長（西村晋悟君） 先ほどもご説明の中で説明させていただきましたがこの200万円全額につきましては、地域振興基金というものを充当してございます。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

江上委員。

○委員（江上恭司君） 予算書の48ページ、総務の一般管理費の旅費の関係。ここで支出済が382万8,800円となっておりますが、ここの中で私のところに投書が入ってきて、日本ハムファイターズの関係で、僕も知らなかったんですが、春のキャンプに町長と総務課長が行って、激励をして特産品などで激励してきた。その関係で旅費の関係で、これに掛った旅費はいくらくらい掛ったんですか

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） ただ今の江上委員の質問にお答えいたします。旅費の金額につきましては20万1,540円でございます。ただ今のご質問にありましたとおり、高橋町長と私が沖縄県に行っております。

○委員長（大野一男君） 江上委員。

○委員（江上恭司君） 20万なんぼで特産品というのは、これはどこから出したんですか。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） 特産品につきましては、交際費から支出させていただいております。

す。それとつけ加えて申し上げさせていただきますが、先ほど江上委員からは旅費の費目につきまして、一般管理費と言われたと思いますが、企画費からの支出となっておりますので、その辺、ご認識をいただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 江上委員。

○委員（江上恭司君） 交際費の問題はあとでまた取り上げるとして、今年の予算でいえば、バス3回行ったのはことしですからいいとして、来年やるとして。はたしてこれが、この投書を見ますと、私も日本ハムファンだと。しかしそういう形でいろんな町民がいる中で、日本ハムという野球球団は一つの企業です。そういう意味でいいのかどうかという問題が僕も感じると同時に、この20万なんぼと出した要綱なんかどういう要綱で出しているんですか。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） お答えいたします。要綱につきましては本町の旅費規定に基づきまして、支出をしたものでございます。

○委員長（大野一男君） 江上委員。

○委員（江上恭司君） これは、せたな町に応援大使になるということで行ったわけでしょ。その行った支出についても、これはこういうことだから出しますよというものは何もなく、そこに出張ということで一般旅費の規定で出したということですか。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） 答えいたします。端的に申し上げますとそのとおりでございます。この経過につきましては、江上委員もご承知と思いますけども、北海道日本ハムファイターズが27年度の応援大使ということで斎藤佑樹選手と近藤健介選手が、せたな町の応援大使になったわけでございます。この制度につきましては若干触れますと北海道日本ハム球団は、北海道のために、まち起こしをしたいと。そのあと押しをしたいということで25年度から始まった制度だそうでございます。ちなみにこの応援大使のトップに当たる方は、北海道知事が付いているようでございますけども、それに乗っ取って道内では、今年度を18の自治体がそれに当たっていると伺っております。先ほど申し上げましたその高橋知事は応援団長という位置付けであるようでございますけども、ことし偶然にもせたな町が合併10周年の年にその応援大使当たりまして、先日も9月1日の合併10周年の記念式典にもお二人からのお祝いのメッセージ、さらには8月のせたな町の成人式のときにも成人の皆様に対するお祝いのメッセージなども頂戴しておりまして、それ以外にも非常に本町のみならず全道各地にそういった野球を通じてさまざまな、まち起こしに対してのそういう貢献をされていると私は認識しております。

○委員長（大野一男君） 江上委員。

○委員（江上恭司君） 経過は、日本ハムの考え方でしょ。それでじゃあこれから、こういう団体がいろいろな形で応援しますよといった場合、すべて受け入れるという話にはならないと思うんです。きちんと要綱なり規定をもって、その中でどうかというのを判断するべきだと思うんですけど、その辺どう思いますか。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） 江上委員おっしゃるのは野球に限らず、例えばサッカーですとか、バスケットですとか、そういうほかの競技につきまして来た場合どうなんだというご質問かと思えますけども、私はその場合であってもそういう同じような対応をして、あくまでも今回、日本ハムファイターズに対する沖縄への出張につきましては、応援大使への、ことしのシーズンの活躍を願って激励のそういうつもりで行った。そういうことなんすけども。それは野球、日本ハムに限らず、例えばサッカーのコンサドーレですとか、バスケットのレバンガですとか、それ以外にも違った競技でいろいろ道内にも活躍しているそういうチームがございますけども、それらが来た場合におきましても、同じような対応といいますか。その結果どういうふうになるかはケースバイケースであろうかと思えますけども、野球だけをひいきして、野球といいますか、日本ハム球団だけを特化してやったというつもりはございません。

○委員長（大野一男君） 江上委員。

○委員（江上恭司君） そういうことを言っているんじゃないんです。こういうふうにした場合、きちんとした要綱なりなんなりを作って、町のお金を出すということになれば、公金を出すわけでしょ。それにはきちんとした要綱なりなんなり作って、それに適応するかどうかを含めた形での支出をするべきだって言ってんですけど、その辺はどうなんですかと言っているんです。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） 要綱につきましては、今後そういったケースを勘案して要綱を策定するということはやぶさかではないと思っております。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 関連になると思うんですが、日本ハムの方で応援大使、近藤選手、斉藤選手がせたな町の応援大使になったわけですが、それを受けて町長と総務課長多忙の中、沖縄のキャンプ地まで訪れたというのは評価できる部分もありますが、江上委員の話と別になるかしれませんが、多忙の中であるにしても、せたな町の町民の思いも含めて訪れるのであれば、これから検討課題になると思うんですが、例えば、教育委員会とタイアップして、行っていただく方、せたな町から大使を派遣するとか、そういう形も検討課題かと思えますけど、いかがですか。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） ただ今の石原委員の質問にお答えします。残念ながらこの応援大使につきましては、来年度以降せたな町が当たることはあり得ないと思っておりますので、したがって、また、どなたかが激励のそういう応援に出向くことはないと思っております。

○委員長（大野一男君） 石原議員。

○委員（石原広務君） いつかの機会でもたある可能性はあるわけですね。でその中で物理的に忙しい町長とまちの基幹の総務課長がわざわざ行くのではなくて、そういう機会を幅広く、その教育委員会とタイアップして、例えばスポーツ団体、特に北檜山ラウドネスは、全国

大会、サッカーもそうですが、そういう選手もいるわけです。だからそういう考え方を今後の検討課題としてお考えになっていただけませんかということ聞いています。いかがですか。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） お答えいたします。そういう機会がございましたら、そのときに検討したいと思います。

○委員長（大野一男君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） すいません先ほど聞き漏らしございましたので、質問お願いします。新井満氏の人数は、当時何名入ったか教えていただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） 手元に正式な人数ございませんが、300人ほどと記憶しております。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

石原委員。

○委員（石原広務君） 総務費の決算書では48ページ、一般管理費で賃金の項目の中で、報告書には見当たらないんですが、この不用額調書ですか、これに対して出てるんですが、賃金で臨時職員作業員の稼働日数が見込みより少なかったため11万9,651円が不要になったということで出ているんですが、少なかった要因は何であろうか検証の結果をお知らせいただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 休憩に入ります。

ここで1時間を過ぎましたので合わせて11時20分まで休憩といたします。

休憩 午前11時08分

再会 午前11時20分

○委員長（大野一男君） 休憩を解き会議を再開します。

高橋課長補佐。

○総務課長補佐（高橋 純君） 先ほど石原委員の質問でございますが、賃金の不用額11万9,000円の中身ですが、これは除雪作業員の稼働日数が少なかったということでございまして、昨年度降雪量が少なかったために、稼働日数が少なかったということです。大成区の支所の周辺の雪かき分でございます。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 除雪をする。きょうはその日によって降雪量も違うわけですけど、除雪をすると、きょうは除雪しなきゃないという判断は、その臨時職員なのか役場職員が判断するのか、その辺お知らせいただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時 21分

再会 午前 11時 24分

○委員長（大野一男君） 会議を再開します。

浜高主幹。

○大成照合支所地域町民課主幹（浜高正明君） 石原委員のご質問にお答えいたします。大成総合支所の庁舎の周辺の除雪をお願いしているんですが、2名の臨時職員をお願いしまして、除雪を実施する基準というものは、まちとしては設けてはございませんが、実施していただいている職員の方の判断によりまして除雪をしていただいております。まちとも調整しながらということでは当然でございます。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） その臨時職員の方に事細かく確認したわけじゃないですけど、今この質問させていただいてるのは、不用額としてこういうふうに残っている予算があると自分もとったんですが、確かに降雪量は少なかったんですけど、多い日もあったわけですね。雨が降ってすごく重くなったと。業者に頼んで重機を使ってやってる部分もあるんですが、どうしても手作業しなきゃいけない部分があるところを、要は何かイベントがあるという連絡を受けて、その高齢の中で一生懸命頑張ってるお二人ですが、そういう重い雪を急ぎよやることがあったんです。なぜ今日やるんですかって聞いたら、いやいや許可が出なかったというようなことを聞いたものですから、今その浜高さんの説明だと臨時職員の方の判断ということであれば、そういう取り決めをきちんとした上で、手作業ですからあの重い雪なかなかできないです。ですからそういうことがないように、きちんとした形で来年度に向けて予算措置していただければと思いますけど、その辺いかがですか。

○委員長（大野一男君） 浜高主幹。

○大成照合支所地域町民課主幹（浜高正明君） 今年度におきましても当然調整をしながらお願いをするとともに、来年度に向けて調整させていただきます。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 重機を使ってる業者とどうしてもその大成支所に関しては、段差のある町民センターの前とか、あそこはどうしても手作業になりますので、各共通で除雪作業を臨時職員に委託してる場合は、まちとして調整いただいて今年度、来年度進めるようお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（大野一男君） 浜高主幹。

○大成照合支所地域町民課主幹（浜高正明君） そのように取り進めさせていただきます。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

江上委員。

○委員（江上恭司君） 予算書の48ページの町長交際費94万3,250円、これの中身ど

うなっていますか。

○委員長（大野一男君） 高橋課長補佐。

○総務課長補佐（高橋 純君） 町長交際費の中身ですが、職員等による慶弔経費、それと各種団体、例えば観光協会、商工会、建設協会などの総会の際の交際費、それと各地区の祭典などが主なものでございます。

○委員長（大野一男君） 江上委員。

○委員（江上恭司君） 今の説明では全然わかんないんです。中身が例えば94万の中身がどうなってますかということで、これらのこれらにこれだけ使ってますよっていうものをほしいんです。

○委員長（大野一男君） 江上委員

○委員（江上恭司君） さっき言った日本ハムのやつだって交際費から出てるって、総務課長言ったからそれら含めてきちんと明確に出して下さい。

○委員長（大野一男君） 高橋課長補佐。

○総務課長補佐（高橋 純君） 町長交際費の一覧表を作ってますので、のちほど資料で提供したいと思います。

○委員長（大野一男君） 江上委員、委員会開会中の資料配布のほうがよろしいですか。

江上委員。

○委員（江上恭司君） 資料配布してもらって、これが終わった段階でまた質問するというのは無理でしょ。委員長。

○委員長（大野一男君） そしたら休憩として今配付していただけますか。

それでは休憩といたします。

休憩 午前11時29分

再会 午前11時30分

○委員長（大野一男君） 休憩を解き再開いたします。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 昨年、その前から始まったこの新しい事業、私これ非常にいい制度だと思っているんですが、地域活動等推進事業補助金という形の中で、上限を設けてまして、それでも地域、町内会いろんな形での活性化だけではなくて、その助け合いの精神の構築とかそういう形の中で非常に意味あると思う。ただ私このなんていうか、この予算に対する執行率もそうなんですが、なかなか町内会でまだ中身をよく把握している町内会と把握していない町内会があるように感じております。それで担当課では一生懸命、係はやっているんですが、この辺のPRと、あとは町内会に対する働きかけ、去年はどのようになされたか。また利用度を高めるためにどんなことを考えているかを、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（大野一男君） 斉藤防災係長。

○防災係長（斉藤哲章君） ただ今の質問についてお答えいたします。周知につきましては各区の町内会連合会の総会において、各町内会長にお話しております。その後においても各町内会の会長宛てに書類で結成していただだけませんかというので、また周知させていただいております。

以上です。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） それはいつもやっている。ただ、さき言うようにせつかくいい制度だから、それは町内会長が悪いといったらそれまでですけれども、やっぱりこれは町内会長だからそういうふうになっちゃうと、町内会長に送ってますよということじゃなくて、もっとやっぱりこの制度のいろんな実例とかそういうのをある程度ファイルにしても管理して、そういう形で地域の集まり等にも、あの担当職員いるわけですから、行って説明してぜひこういう形の中で、皆さんの若干ですけども、活用することによって皆さんのコミュニティのつながりも高くなりますよと。そういう期待してますということで、やはりそれは作業しなかったら、町内会長に送ったって同じなんです。それで止まっちゃった、町内会長悪いといわれてもこれも困るし、そこで各区が各町内が差が出ないように活動していただくための汗を僕は掻くべきじゃないかと思うんですけど、どうですか、いかがですか課長。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） ご指名をいただきましたのでお答えいたします。真柄委員おっしゃるとおりだと思っております。それで先ほど係長からの答弁ございましたけども、昨年そしてことしの4月と各区でそういったような説明をさせていただいております。そしてさらには、町内会長さん宛にこの制度の詳しい要綱等を郵送させていただいているところでございます。真柄委員からご意見のございました今後において、そういうこれまで使われているそういう活動内容、そういう事例も合わせまして今後まだ活用されていない町内会長宛て、そういった事例もご案内しながら、この制度をより充実したものにさせていただきたいとこのように考えております。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 課長方も一生懸命やってもなかなかこういうのは、こういういい制度だと私本当にほめるんですけど、こういうものは、またPRの意味も含めて課長方も来てる。それとある会長から言われたんだけど、やっぱり同じ町内会中でも先進地たる行事を行う地域に、ちょっと見たいとかそういうこと参考に勉強したいところもあるものですから、その辺もちょっと情報の流し方を考えていただいて、ぜひ100%以上の予算が、それこそ補正するような形のものに仕上げただけであれば大変ありがたいと思いますので、努力のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） ただ今の真柄委員からの貴重なご意見参考にさせていただいて、100%にどれだけ近づけるかわかりませんが、事務方として努力をさせていただきたい

のと、それから議員の皆様におかれましても、この制度があるよというのは、各それぞれのお住まいの町内会の役員の方にも一言、言っていただければよりこの制度を周知していけるのかと思いますので、皆様にもお願いを申し上げまして、答弁にさせていただきます。

○委員長（大野一男君） 榊田委員。

○委員（榊田道廣君） わからないので、ちょっと教えていただきたいんですけど、この出生のお祝い金というのがございますけれども、これに合わせて例えば結婚とかのお祝いとか、そういうものはあるのでしょうか。だんだんと高齢化、そして人口減少という部分から見まして、結婚、定住促進という意味からもそういうものの奨励、そしてそこから子育てとつながっていくことを考えますと、結婚に対してのお祝いがあってもいいのかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（大野一男君） 黒澤まちづくり推進室長。

○まちづくり推進室長（黒澤智彦君） ことしの3月の議会におきまして、結婚定住奨励事業ということで平成27年、ことしの4月から若い世代の定住を促進するために婚姻して町に定住をしていただける方に、せたな町の共通商品券10万円を交付するというところで措置させていただいているところでございます。

（不規則発言あり）

○委員長（大野一男君） 江上委員。

○委員（江上恭司君） 僕もこれちょっと気になった。第1子、第2子、第3子というのは、一人目、二人目、三人目ということなんでしょう。これ一律3万かい。僕は町長いつも子育てしやすい環境だとかいろんなこと言っているわりには、全然魅力ない祝い金だけど、その辺町長もっと魅力あるような形にする考えないのか。お聞きしたいと思います。

町長に。

○委員長（大野一男君） 高橋町長、総務課長どちらにしますか。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） 江上委員のご質問に私からお答えしたいと思います。この第1子、第2子、第3子以上というこの3段階に、ここでは分けておりますが、ここにございますとおり、この区分に関係なくお一人に3万円という決め事になってございます。以前でありますと、旧町時代の話に遡りますけども、旧北檜山町であれば第1子いくら、第2子いくらかと差を付けていた時代もございましたけども、現時点では一律となってでございます。

○委員長（大野一男君） 江上委員。

○委員（江上恭司君） これ町長の政策的な考えを聞こうとしてんです。現状は分かっているんです。なぜ町長答えないんですか。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 子育て支援についてのご質問だと思います。今結婚の奨励それから出産に対する祝い金ということで、一律はどうなんだということかだと思います。このたびの出産奨励金については一律ということになりますが、そのあとの保育所の保育料であるとか、幼稚

園の関係ですね、これについては第2子、第3子と別に対応しておりますし、小学校の給食費につきましても、そういった対応をさせていただいて、できるだけ子育てが容易に出来るようにと第2子、第3子までの出産を安心してできるようにいう配慮はさせていただいているところでございます。

○委員長（大野一男君） 江上委員。

○委員（江上恭司君） わかりました。しかしだけど町長、子供が出来ないとそういう制度利用できないわけでしょ。だからもう少し魅力あるものを作ってほしいということを要望しておきます。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 関連になるんですが、先ほどの柘田委員の質問に黒澤室長今年度の取り組みでお答えいただきましたけど、今年度3月の議会で提案されたんですが、そのときに出た私も質問させていただきましたけど、最初やろうとした年齢制限などに対して、出た議会の意見、それにあわせて今年度5件の申し込みがあったということですが、実施に当たって、その年齢制限も含めてどのように改善されて実施しているのか、そこをお知らせいただきたいと思えます。

○委員長（大野一男君） 黒澤推進室長。

○まちづくり推進室長（黒澤智彦君） 交付要綱上はどちらかが40歳未満の、夫婦のどちらか一方が40歳未満の方とするいうふうに、町長等と相談させていただきまして要綱を作成させていただきました。今回50歳を超えた婚姻の方婚姻とかもございまして、その方には残念ながらお渡しできなかったとなっております。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 出生祝い金に関してのその関連でせっかく柘田委員、江上委員からも質問が出る訳ですけど、結局は3月の議会でこちらからの提言したのは、今年度に関しては実施されてなかったという認識でよろしいんですか。

○委員長（大野一男君） 黒澤推進室長。

○まちづくり推進室長（黒澤智彦君） 議会の提案の際に石原委員からご質問いただきまして、年齢制限を撤廃してはとお話をいただきましたが、変えることなく進めさせていただいているところです。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 今年度実施しているわけですけど来年度に向けて町長、ぜひせっかく町長が施策として取り組んでいらっしゃるのが、少し矛盾も出てくるような気がしますので、年齢撤廃も含めて江上委員の質問なども合わせて来年度以降ぜひ前向きにご検討いただきたいと思えますけどいかがですか

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 結婚奨励金につきましては江上委員からも質問ございました少子化対策ですね、定住対策と少子化対策ということも含めて一連の定住対策事業ということに捉えて

進めているところでございます。今の状況の中では、結婚を40歳を超えて結婚をされて、子供が出来るというような、今残念ながらそういう状況にはなっておりません。しかし今後においてそういうことがあるとすれば、一部そういった部分についての見直しが必要になるかとも思いますので、その状況の推移を見ながら検討を進めて参りたいと思います。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 今総務課の項目で質問させていただいているんですが、今町長の答弁で40歳以上でそういう状況ではないということでの答弁ありましたが、保健福祉課にその問い合わせをいただいた上で、今その状況にないのか、併せて資料請求してこの質問終わります。

以上です。

○委員長（大野一男君） 後日でよろしいですか。

○委員（石原広務君） いえ、本日中でお願いします。

○委員長（大野一男君） 石原委員、今26年度の決算について審議いただいているんですが、梶田委員の質問から発生的に結婚祝い金のことと言及して質疑してますけれども、その辺を踏まえて結婚祝い金に関しての質問となるとちょっとこの決算の審査からちょっと行き過ぎるかなという気もしますが、いかがでしょうか。資料についての対応はいかがですか、まち側として。

石原委員。

○委員（石原広務君） 出生祝い金26年度でこういう形で実施して、それを含めて27年度実施してるわけです。今26年度の確かに決算審査であります、これを受けて私としては28年度の予算措置がうまく前向きな形でいければいいなという思いで、今質問させていただいているので、ぜひそういう形で取り上げていただければと思います。

○委員長（大野一男君） まち側で今石原委員の資料請求については、答弁いただけませんか。

保健福祉課の担当が席にいないので、どうしましょう。

総務課長、今の資料請求の内容については把握してますね。

○総務課長（西村晋悟君） 今は休憩ではないですね。

○委員長（大野一男君） 休憩ではないです。

（不規則発言あり）

○委員（石原広務君） 状況じゃないっていったので、状況もあるというというふうに聞いているので、その辺お知らせいただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 石原委員、申し訳ない、資料内容についてもう一度提起いただけますか。

○委員（石原広務君） ここで答弁いただければいいんですが、年齢制限を撤廃する状況ではないということでしたが、40歳過ぎても出産をされてる方がいらっしゃるわけですよね。

○町長（高橋貞光君） これどこで質問。

○委員長（大野一男君） 出生祝い金の関連です。

○委員（石原広務君） 関連して先ほど梶田委員の質問に対して黒澤室長がせっかく今年度の

実績も含めて、ご答弁いただいているわけです。

○委員（細川伸男君） ダメであれば委員長あれだよ。答弁もそういう答弁させるの止めなかったら、ダメですよ。お互いにやっぱりここまでということをきちっとやらないと。

○委員長（大野一男君） そういう状況もあるんですけども、関連があつて私も進めていますので、その点については善処したいと思います。ただ担当課が今、ここに在籍していませんので、どなたか資料請求を受けるという答弁をいただかないと次に進みませんので、その辺は総務課長の方できちんと掌握させていただけるものかどうか。そこだけ確認させていただきますが、いかがですか。

○11番（熊野主税君） あとで請求しておきますからでいいじゃないの…

あとからもらったときに言えばいいから。

○委員長（大野一男君） いいですか。

それでは今の石原委員の資料請求については、そのようにまちのほうで取り扱いをいただくということによろしいですか。

総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） 大変申し訳ございませんが、石原委員におかれましては、もう一度その質問の内容を端的にお願いしたいと思います。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 先ほど町長の答弁で年齢撤廃をする状況ではないというような形で、そのご答弁いただいたんで、本当にそうゆう状況ではないのか担当課から資料として取り寄せていただくかどうかしていただいて、あとで出してくださいということでお願いしたんです。

○委員長（大野一男君） 総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） そのようにさせていただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 今の答弁では40歳以下という話ですけども、夫婦でどちらかが40過ぎて、どちらかが以下ということもあるんで、その40歳以下というのは、産む方の年齢が40歳以下なのか、旦那のほう例えば45歳だよと、女性が35歳だったと。まあ38でもいいでう。こういう場合は、その40歳以下に入るのか入らないのか、その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（大野一男君） 黒澤推進室長。

○まちづくり推進室長（黒澤智彦君） 夫婦のどちらか一方が40歳未満としてございます。夫婦のどちらか一方が40歳未満でございます。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） それであれば一方が40歳以上であってもよろしいということですよ。それは多分現に40歳以上でも出産している人がいると思いますので、先ほど話ししてるのは、そういうことが無いような話がありますので。

○町長（高橋貞光君） それは対象になります。

○委員（細川伸男君）　そういう場合は対象

○町長（高橋貞光君）　なります。

○委員（細川伸男君）　なるという考え方ですよね。わかりました。

○委員長（大野一男君）　真柄委員。

○委員（真柄克紀君）　この話がここまでいくと思いませんでしたけど、こうなった町長、現実問題として40歳以上の2人で子どもてきてるのがあるんです。今そういう時代なんです。どこを中心にしたら40、今いろいろな技術もあるから、いろいろな含めて両方とも40歳以上でも、子どもほしいと作るのがあるんです。だから今の現実の、石原委員も言っていることだけど、現実の技術とかそういう科学の中では、今までのパターンでは通用しない。それもうちの町民の方としてくる可能性があるということが多分言っていると思いますので、それは変な意味での上限だとか、そんな足枷というのは私も今の時代にはおかしいと思います。これは今後に向けての話で、さっき言ったところのきょうの決算からいけばちょっと踏み外す議論にはいつているなど。これは委員長にもちょっと私思いますけれども、言ってしまった以上、やっぱり現状を見たら間違いなく40歳以上どうしの現実の妊娠出産があるわけですから、そこは人生90年の時代になったときに、もう全然、技術的に医学の進歩上変わってきているんです。そこはやっぱりきちんと研究すべきだと私思います。

○委員長（大野一男君）　西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君）　ただ今の真柄委員のご質問にお答えいたします。少し整理させていただきたいんですけども、本決算委員会でもただ今総務費でご質問をいただいていた出生祝い金につきましては、制度的には年齢制限、お産みになる方の年齢制限はございませんので、お一人ご出産、双子であればお二人なりますけども、生まれてこられた赤ちゃんお一人に対して3万円という規定がございます。それに沿って実施しているところでございまして、先ほど来、関連でご質問がありました本年度から27年度から始めました定住対策の一環としてやっております結婚祝い金につきましては、一組の結婚があった場合に、片方の方、夫婦どちらかご主人でも奥様でもよろしいですけども、どちらかが40歳未満のご夫婦に対しては10万円分の商品券を、まちからのお祝いとして差し上げているという制度でございまして、その辺の二つの制度を勘違いとは申し上げませんが、区別されてご認識いただきたいと思います。

○委員長（大野一男君）　真柄委員。

○委員（真柄克紀君）　よくわかりました。ただ先ほど言ったように、そういういろいろな形の方々も入ってくるということで。例えば逆に言うと、こういうの少し整理しないと。思うにこっちの制度とこっちの制度と活用してこうだこうだというのもわかるけれども、将来に向けてだよ。もっとわかりやすく、尚且ついいまちだと思える形の制度に整理していくことも必要だなとは思っています。それはそれとして、私もちょっと勉強不足でもありましたので失礼いたしました。ただ、どっちにしても使い勝手をよくすることは大事なことだと思いますので、重ねてお願いいたします。

○委員長（大野一男君）　石原委員。

○委員（石原広務君） 確認させて下さい。確かにこれは26年度の決算ではありますけど、これを受けてせつかく27年度に出生祝い金という形で新しい新制度を設けたんです。3月の予算でああいう形で提言させていただいたんですが、年齢撤廃ないまま進んでいるわけです。今そういうお話をしとかなないと、また3月の予算で同じような形で質問させていただいて、何も改善されないまま、また決算、実はまた年齢撤廃してませんということになれば困るので、この決算の中で、せつかく取り組もうとしてる事業ですからきちんとした形で広く町民に理解いただけるような形になればいいと思ってますので、整合性あると思いますので、先ほどせつかく委員長が取り進めていただけるということで確認してますので、課長、その確認ということとはわかりますけど、ぜひ関連しているということで、これからも取り組んでいただけたらと思いますけど、いかがですか。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） ただ今の石原委員のご質問にお答えします。おっしゃるとおりでございまして26年度の決算について今お話をしているところではありますけども、来年度の28年度、新年度予算に向けて今ある制度をより充実するためには、今、話すべきなんだというそういうを考慮で、ただ今のご意見だと思っておりますので、その辺は、先ほど来お話ししている定住のための結婚のお祝いの制度ですけども、それについては40歳の制限を設ける設けないの話だと認識しておりますけども、それでよろしいですね。そうですね。その辺につきましては、新年度に向けて検討課題の一つとして考えさせていただきたいと思っておりますし、私は、その40歳までで出産をされるとか、ちょっと話が違った方向にいくかもしれませんけども、そういうふうなことをまったく考えてませんし、それがその制度に反映しているとも認識しておりません。まったく別のものとして考えて、先ほど石原委員がおっしゃった結婚祝い金については40歳のその制限をするべきなのか否か、それについて新たに検討させていただきたいと思っております。

○委員長（大野一男君） 1款、2款の議会費、総務費の質疑中ではありますが、時計が12時を指そうとしておりますので、ここでまだ中ではありますけれども、お昼の休憩をとりたいと思っておりますが、よろしいですか。

（「はい」という者あり）

○委員長（大野一男君） それでは1時までお昼休みの休憩といたします。

1時から再開をいたしますので、よろしく願いをいたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○委員長（大野一男君） 休憩を解き質疑を始めます。

1款議会費、2款総務費の質疑を継続します。ありませんか。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 生活交通路線補助金等につきましてお伺いたします。昨年度3,650万の予算の中で、これらの路線バス等の運営の補助としてその財源で地域交通を守っておられますが、これ一昨年と比べて去年どのぐらい利用度の減少、どのぐらいの数字なのか把握しているおられます。わかったら各路線ごとで結構ですけど、一昨年から見て去年このぐらいまで利用度を減ったという数字を持っているんですか。

○委員長（大野一男君） 休憩とりますか。

休憩に入ります。

休憩 午後 1時01分

再会 午後 1時04分

○委員長（大野一男君） 休憩を解き会議を再開します。

黒澤室長。

○まちづくり推進室長（黒澤智彦君） 比較のデータがございませんが、昨年度の数字だけ申し上げます。線ごとというお話でございましたので、瀬棚線ですが、平均乗車が5.1人、それから太櫓線ですが平均乗車1.4名、それから檜山海岸線、これはちょっと三つに分かれているんですが、大成から江差でございますが5.0人、第二富磯から大成学校これは2.2人、それから太田から大成学校前これが0.6人、それから久遠線につきましては北檜山から大成前これは1.6人、それから第二富磯から大成までが2.2人、それから須築線ですが2.6人という平均乗車になってます。比較ですが、決して増えているということは多分ないと思っておりますけれども、ちょっとその数字は今ちょっと2年間はございませんが、昨年度の数字はそうなっております。

○委員長（大野一男君） 追加説明ありますか。

伊藤係長。

○まちづくり推進係長（伊藤哲史君） 質問にお答えします。データとして平成26年度地域交通確保維持改善事業の報告書の内容で、補助年度25年度と26年度の比較がありますのでそちらでお答えさせていただきます。ちょっとこれ路線ごとの数字は出ていませんが、せたな町全体での路線の平均の乗車密度としまして、25年度5人です。26年度も5人となっております。平均の乗車密度につきましては、特に増減はありませんが、補助金の金額が若干下がっております。25年度につきましては1,314万7,000円となっておりますが、26年度につきましては1,282万9,000円となっております。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） いろいろ苦労した中で住民の足を確保するという事は、あれなんですけど、今、数字を聞いて私もちょっとエッと思いながら聞いておりました。それで通学的なものも入ってますから、これ補助金のとこだけ分けて言ったところで。それでバスの場合は何年か後に車両交換とかその他含めての負担がありますよね。それについてここ近々ではいつごろ、

バスの例えば、そういうような相談とかは各事業所から来てるでしょうか。

○委員長（大野一男君） 伊藤係長

○まちづくり推進係長（伊藤哲史君） お答えします。今のところそちらのほうの情報は入っておりません。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） じゃ前はいつそういう形で補助したのはいつですか。前回。

○委員長（大野一男君） 伊藤係長。

○まちづくり推進係長（伊藤哲史君） こちらのほうは22年からだとこちらのほうで捉えております。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） それこそこれは運んだ人数によるのか、それとも走った時間によるのかわかりませんが、そこにある程度覚書とか、そういう約束事というのはあるんでしょう。ないんですか。

○委員長（大野一男君） 伊藤係長。

○まちづくり推進係長（伊藤哲史君） こちらの件に関しては覚書等はありません。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） ということは、そしたら実際に運営してる会社から要望があればその都度対応すると。各いろんなまちも含め。そういうことじゃないでしょ。ある程度、何年度の計画で、何キロでどうだとか、そういうものもないですか。

○委員長（大野一男君） 答弁、休憩必要ですか。

答弁調整で休憩といたします。

休憩 午後 1時10分

再会 午後 1時13分

○委員長（大野一男君） 休憩を解いて再開します。

伊藤係長。

○まちづくり推進係長（伊藤哲史君） すいません先ほどの覚書の件ですが、私の認識不足で漏れてました。こちら協定書を21年4月に結んでおりまして、10年を目途に更新を考えているというようなことで。

申し訳ありません、21年の協定書を結ぶ以前の覚書に関しては平成18年4月に長万部と今金とせたなと函館バスの間で協定を結んでおります。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） ちゃんとしたそういう書類がなくてやるわけではないので、さっき言った、まだ聞いてないですけど、その前に車輛更新したのはいつか聞いてませんので、わかったら教えてください。それで先ほど財政課長からも説明ありましたけども、この基金かつては

潤沢にあるのかなと思ってましたが、現実問題としてこの3,000万今回使ってますので、1億2,000万くらいしかないんです。何で私この質問をするかというと、これ相当抜本的に考えないと、これまたどこからか基金持ってきて積むなら別ですけど、この1億2,000万の基金でいったら3年も持たない可能性があるということが、まず一つ心配私します。それと今も1年間平均で約5人という中で、そのいろいろな事情の中で努力してるのはわかりますけど、しかし片一方でたしか去年だと思んですけど、町内に今いうコミュニティバス含めた交通体系のプロジェクトかなんかそういうチーム出来てるはずなんですけど、まず、いつそのチーム出来たかちょっと教えてください。それと基金について1億2,000万という基金をどのように考えているか、この二つについてまずお聞きします。

○委員長（大野一男君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） それでは今の基金の件についてお答えを申し上げます。主要成果の報告書の21ページでございます。平成26年度末では1億5,895万7,000円で27年度中、今年度中取り崩し予定が3,835万ということで、結果的に27年度末が委員おっしゃいました1億2,000万というこういう数字でございます。これにつきましては、備考欄に取り崩した内容が書いてございますので、27年度もそのようなことでいくものと思っています。

○委員長（大野一男君） 黒澤室長。

○まちづくり推進室長（黒澤智彦君） プロジェクトチームのお話ですけれども、ことしの5月に関係各課、福祉ですとか大成と瀬棚区も入っておりますけれども、関係各課が連携協議する公共交通の調整会議というものを設置してございます。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） これは決算ですから、先ほど言ったようにこの数字とそれから今の先ほど午前中に関連でそういうふうにあれだと言われると困るんですが、ただ、いかんせんこの1年間運用した中でも相当厳しい内容になっているので、その辺に対しての方向性というのは、今いうプロジェクトチームを5月からという、これには関係ないといえばそれまでですけど、どの程度の会合とどの程度の話合いが今まで進んでいるんですか。

○委員長（大野一男君） 黒澤室長。

○まちづくり推進室長（黒澤智彦君） 会合については、まだ開催してございません。資料のいろいろ精査収集を終えたところでございます。ちょっとスピーディーには欠けておるかと思いますが。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） そしたらこのチーム作る予算は、3月の予算委員会で認められているんですか。そういう予算計上しているんですか。

○委員長（大野一男君） 黒澤室長。

○まちづくり推進室長（黒澤智彦君） 庁内の会議でございますので、予算は一切要求してございません。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 今委員の方々も聞いたと思いますけど、ただ現実には原資が1億2,000万、そのほかで今の運用益が出るというわけでもない中でいった場合には、せっかくそのプロジェクトが出来たのであれば、もう何回も私はやっぱり議論して、来年の予算あたりでその辺の具体的なものを出して行かなかったら間に合わないんじゃないですか。これ町長の問題だと思います。作業してるのわかるけど、だって現実もし誰かがそうやってやったら、原資を含めて、この交通体系どうやって持っていくということは、やっぱりきちんと方針というものを出さなかったら、諮問もできないでしょ逆に。

○委員長（大野一男君） 総務課長。答弁どなたか。

黒澤室長。

○まちづくり推進室長（黒澤智彦君） まず庁内の検討組織で考えていこうとしてございますので、さまざまな町内で運行されておりますコミュニティ運行されておりますバスでございますので、路線バスの問題あるいは公共施設への送迎バスですとかございますので、いろいろな角度から、まず庁内で検討させていただきたいと考えております。ちょっとスピード感がないというお叱りを受けてございますので、努力させていただきたいところでございます。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 私その時はまだおりませんでしたけど、議会の中で一般質問でも出ているんです。それで地域交通の研究必要だということで、早急に取り組むという答弁もしてる。それからいったら完全に前年度のテーマになって、それで5月に出来て、5月からきょうまで半年間1回も、だけど資料収集しかないというのは、これはちょっと町長、これは方向違うんじゃないですか。

○委員長（大野一男君） 総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） ただ今の真柄委員のご質問にお答えいたします。黒澤からの答弁もございましたけども、今年度に入って、そういったプロジェクトの会合まだ開催してない状況ではございますけども、今後、それを開催いたしまして全庁的なそういう取り組みになりますので、その辺しっかり進めていきたいとこのように考えます。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） そしたらもしきょう委員会で発言なかったら、いつころ1回目やろうと思ってたのか。その計画ぐらいはあるんでしょ。1回目の会議をいつごろやろうと思ったとか。そういうのもまだ無いんですか。

○委員長（大野一男君） 黒澤室長。

○まちづくり推進室長（黒澤智彦君） もともののスケジュールでは8月に開催しようということでございましたけども、町合併10周年のほうに、ちょっと仕事をとられてしまいまして開催できなかったところでございます。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） だから企画というのは、前も違うことで言ったことあるけど、やっぱ

りそれはどういう事情あるけれど、やっぱりそのスケジュールとしてどうしてもやらなければならないことは、きちんと的確にきちんとした形で調査しながら、進めていかないと、1年ってあっというまに経ってしまいます。本当にあっという間に。そしたら来年予算措置も出来ないとなるんです。そういう形の中で。ですから決算委員会というのがあるので、それは決算の1年間の経過として、どういうもんだという形の中で決算審査するわけですから、その中で、私ども気が付いたこと言っているんですから、ただ1番個人的にも含めて心配するのは1億2,000万で、もしこれで車輛から何からの事故等あった場合に、含めたときにやっぱりこの基金を活用しての運用ということ以外にも、ちゃんとした形の方向性というのは、もうきちんと持っていなかったらその場になってどうするんですかということ言っているんです。

○委員長（大野一男君） 答弁、西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） 真柄委員のおっしゃる内容、まさにそのとおりだと思いますので、今後におきまして来年度以降のそういうこともございますし、今後、その辺を十分検討した上で、早急に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 先ほど黒澤室長の答弁を聞いてて、これ確認なんですけど、当初、協定を交わされたというのが、その北檜山、今金、長万部それに函バスたという形での協定を交わした中で、合併して10年経つんですけど、形は例えば北檜山がせたなに変わっているとか、そういうことがあるかないか、そこ確認させてください。

○委員長（大野一男君） 石原委員それ文言が変わったかということですか。

○委員（石原広務君） だから内容も変わってくると思うんです。

○委員（真柄克紀君） 委員長その前にさっき私、基金も含めた中での今の現状の考え方どうなのという話は、今からこれから委員会で検討するのはわかるよ。検討するだけでなく、どういうふう考えてるのということをお聞きしています。理事者に対して。

○委員長（大野一男君） それではちょっと整理させていただきます。最初に真柄委員の今後の対応についてという質問ですので、高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 地域交通のあり方について庁内で今これから検討するという答弁を申し上げました。スケジュールが少し遅れてるということでは、お詫び申し上げたいと思っております。この掛る費用について基金で対応してるという状況になっておりますので、これからこの地域交通に影響の出ないようにしっかりと対応してまいりたいと思っております。

○委員長（大野一男君） 真柄委員よろしいですか。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君） もしかしたらそこら辺、町長これは推測でわかりませんが、仮にあれした場合、基金をほかのどこから積み増すという考えもあるということも。今の段階ではまだそこまで考えてませんねそこまで。これが3年しかもたない基金なんです。その辺のところはどのような資金繰りをするかという。もしそういうことも考えていらっしゃるかどうか。

○委員長（大野一男君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） それらのお答えになるかどうかあれですが、基金全般の考え方を答弁したいと思います。実は9月2日の総務厚生常任委員会におきまして、普通地方交付税が決定いたしましたので、今後の財政運営という中で予想されます補正予算、そういう説明をいたしました。その中に財政状況を見ながら基金に積み立てをさせていただきますというお願いを差し上げまして、具体的にどの基金ということは申し上げられませんが、考え方としてはそのような考え方でおりますのでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） いずれにしても、これはやっぱり急を要すると思います。私は、慎重に尚且つスピーディーにきちっとしたまわず研究を重ねていただきたい。重ねて要求いたします。

○委員長（大野一男君） 答弁はよろしいですね。

○委員（真柄克紀君） はい。

○委員長（大野一男君） 石原委員の質問に対して。

石原委員。

○委員（石原広務君） 先ほどそういう質問をしたのは、答弁の中で瀬棚、大成を除くと聞いたような気がしましたので、今その名称も含めてその辺の確認をさせて下さい。

○委員長（大野一男君） 伊藤係長。

○まちづくり推進係長（伊藤哲史君） 石原委員の質問にお答えいたします。こちらの協定ですが、瀬棚、大成を除くということではなくて長万部町、今金町、せたな町すべての全域含めて函館バスとの協定書を結ぶということになっております。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 聞き間違いかもしれませんが、最初の答弁では最初のころかもしれませんが、北檜山、今金、長万部、函バスと聞いたものですから、今じゃせたな町、今金町、長万部それに函バス。それが協定書に中で交わされていると理解してよろしいんですか。

○委員長（大野一男君） 伊藤係長。

○まちづくり推進係長（伊藤哲史君） そのとおりで間違いありません。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） まちのほうで檜山北高に通学助成をしていただいて、お金の払い方の違いなのか、今だに総務課と教育委員会と別れていると認識しているんですが、その辺の取り扱いも含めて拠点の中で、例えば、せたなだけ良くすれば、今金、長万部町に影響があるのかなというふうに以前から取られていたんですけど、その申請の仕方も含めて何か弊害があるのかと思うんですが、その辺んはいかがですか。

○委員長（大野一男君） 伊藤係長。

○まちづくり推進係長（伊藤哲史君） 路線バスに関しては、うちのまちづくり推進室の方で行っておりますので、間違いがないと思います。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 真柄委員と重複すると思いますけど、せっかくこういう形で補助金を出しながら運営しているので、まちとしても、その町民のためにも通学する子供たちのためにも、うまく運用できるように取り計らいいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 関連ですけどバスについての質問をしたことあるんですけども、将来あと3年くらいで台替えするという話ですけども、そういう台替えするに当たっての予測といたらいいのかな、多分、全車両台替えする考えではいると思うんですけども、それに掛る費用がどのくらい係ると、以前お話したように全部台替えについては、まちがお金を出しているということで、車については、その差が下取りするなりなんなりしないで、その差額も貰わないで、丸々全部補助していく中で函バスさんがそのバスを持って行って、自分方では函館市内をどんどん走っている状況は確かな状況でございますので、その辺の質問も全部してありますけども、その辺の経緯、その質問に対しての方向性など決まっているのであればちょっとお知らせしてもらいたいと思います。

○委員長（大野一男君） 伊藤係長。

○まちづくり推進係長（伊藤哲史君） バスの入替え経費ですが、21年の入替え経費につきましては、約1億9,200万円掛っております。こちらのバスに関しましては中型のステップバス8台ということで、入替えしておりますので、今後3年後くらいですか、入替えがあるということで検討がされる場合には、こちらのほうも参考にしつつ進めていくような形になると思われまます。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） その辺も兼ねてちょっと質問をしたこともあるんですけども、先ほど真柄委員が質問した中で平均の1日の利用している人数が、これでいけばだいたいマックスで5人くらいという話でございます。そういう中でもう一つは、例えば、お正月とかお盆の時期、夏休み時期、この辺は、この利用バスの頻度というか、乗る人方がどのくらいいるのか。ということは、それに合わせてバスの乗車の人数によっていろんなバスの種類がございますので、要するに先ほど真柄委員の言ったように、台替え時期も来るということであれば、その辺も総合的に考えてやらないと、当然バスの設定も相手方の言うとおりに設定するわけにはいかないと、思います。やはり利用人数だとか、町民の方に負担を掛けるようなことじゃまずいと思いますけども、負担を掛けないで利用できるような状況の中でどういったバスを選べばいいんだということもありますので、その辺ことはなんか話し合えるとはいうものの、やはりそういう車関係費に詳しい人も、その中に入ってるかどうかわかりませんが、ただそれともう一つは、その前に10年じゃなくて14年から15年くらいに延ばしてもいいんじゃないかという質問もしてありますので、皆さん見ているとおりに町のバスでさえ、多分15年どころか、

もう20年近く使っている現状です。だからそういう現状を踏まえた中で、まち我慢して、こっちはいいんだっていう話にはならないと思うので、やはり相対的に考えてって、今の車というのは、昔と違って相当頑丈に出来てますので、そんな10年や12年で走れなくなるよという状況でもないし、昔のバスでさえ、まちで持って8年のスパンで台替えしてたと思いますけれども、そういう中で8年経ったバスでも、また函館持って行って、それこそ5年、10年、私もバスに知り合いいるものですから、使ってるのが事実です。だからその理由とし12年じゃだめですよとか、10年でなければだめだよというその理由付けに関してもきちんとやはり検証して行って、本当に先ほど言った10年でいいのか。多分皆さん乗っている車だって、今8年、10年なんていうのは、もう全然まだまだどこでも走って歩けるような車の状態だと思うし、ようするに乗車している方に何か危害を、故障したり壊れて危害を加えられるような状況のバスであれば別ですけども、きちっとやはり今のバスを見てきて、検証してって今の状況どうなんだと。本当あと3年たったら台替えしなければならない状況かとか、そういうものをやはり、まちがお金出す以上は、きちっと調べてきて早く申し入れをして、函バスには一応10年といたしますけれども、今こういう状況なものだから、例えばあと3年、5年伸ばしてくれないかとか、伸ばしたいと思うとか、そういうことはやっぱり早目に言っていくべきだと思うし、それと先ほど言った人数の少なくなった人間を、それを運ぶバスについても、じゃマックスで何人乗るバスがいいのか、例えば座る席と立ち席いろいろな種類がありますので、立った状態での乗車が何人とかっていうことになれば、相当人数乗れるバスもありますから、そういうこともやはり担当者としては、やはりきちっと把握しながら今後の、いつやるかわからないけれども、そういう場でもってきちっとやっぱり皆さんに教えてやるということも必要だと思います。それと一番大事なのは、台替えするときには、名義は多分お金を払った段階で函館バスに名義を移すと。所有権は函館バスに移ります。その時にそのバスを、皆さんも知っているとおり今インターネットでも何でも見てれば分かるけども、そんな10年、15年経ったバスでも150万、200万で売れてますから、その辺ただ提供するだけじゃなくて、それをやはり、まちとしては下取りに出すとか、競売に出してやるとかということも考えなければならないのかと思っています。ということは、僕の個人的な考え方だけでも、そのバスを提供して古いバスをそのまま相手方に渡すということは、この補助金の部分の絡みもあってそうしているのかどうなのかわかりませんが、何となくそんな感じも受けますので、その辺やはりまちとしてこれからどう考えていくか、その辺、早急に前にも質問してありますので、その辺の結果がもう出てもいいのかと思って今聞いてますけど、その辺の協議はしたことがあるのか、どうなのかも含めてちょっと答弁してもらいたいと思います。

○委員長（大野一男君） 伊藤係長。

○まちづくり推進係長（伊藤哲史君） 質問にお答えいたします。こちらの平成21年度更新した車両、中型バス8台につきましては、購入から10年を経過したのち状況により協議するという事で協定書を結ばせていただいておりますので、その都度、協議して対応してまいります。

○委員（細川伸男君） まだ質問答えてないから。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） 細川委員のご質問にお答えします。今後につきましては、その更新時期10年という目途がありますけども、バスの状況、それらを勘案して函館バスと協議をして参りたいと思います。それから時期的に乗車する人数の多いような時期につきましては、またその時期にあったような大きさのバスに変える必要もあるんじゃないかというご意見でございますが、その辺も可能であるのかどうか、今後、函館バスさんとも協議をした上で、それが可能であれば、運送法上とかそういう法律に違反していない、違法でなければそういったことも十分できるんだと思いますので、その辺も十分検討させていただきながら、今後、対応させていただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 先ほど言ったその台替えする時点において、今まで使ってたバスの扱いとして、前にも質問してんだけど、その辺の協議をしたことがあるかどうかも含めても質問しているんです。それがまだ答えてないものですから、あとで協議するという事で早期に協議するという事で答弁を受けてますので、もうそれから時間経ってますから、その辺の中身についての協議したことがあるのか、協議した中を、例えば相手は函館バスですから、函バスとその辺の話もしたのかどうか、教えて下さい。

○委員長（大野一男君） 伊藤係長。

○まちづくり推進係長（伊藤哲史君） こちらの協議に関しましては、今のところ書面総会ということのみで行われておりまして、話し合いというようなことで協議の方は行われておりませんでした。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 話し合いでというより、私がおの辺を質問したときには、早急に協議して、その扱いをどうするか考えますという話になっていきますから、何年も経っているものから、その協議というものは、まちで考えることであって、まちがおの辺をどうしていくのか、どう扱っていくのかということは、すでにやっていない部分でございまして、おの辺やっていないということになれば、ちょっといかなものかと私は思います。これだけの、先ほど話でた1億2,000万です。バス購入に対して。それだけの金を出すに当たって、今まで使ってたバスが使えなくて廃車、例えば、条件として15条抹消するのか、16条抹消をするのか、完全戸籍を無くするのか、そういうことを含めた中で協議いしてかなかっただらおかしい話だと思います。全部すべてお金を出してやって、おの使っているバスも自由に使ってくださいということなっちゃったら、本当にどうなのかなと私は思いますので、だからおの辺は理解してるかどうかわかりませんが、おの車の条件によっては、抹消条件を付けるとかということにしないと、要するに人を乗せるためには安心安全なバスの状況でないということで、台替えするんですから、それであればきちっとそれなりの使えない車であれば、やはり完全抹消するしかないと私は思いますけれども、あとは使えるんであれば、先ほど言ったよう

に下取りでも、競売でもかけて、その辺は1億2,000万の中のうちの一部、売ったバスで出すお金を減らすということを考えなければならないと私は思いますけども、その辺は全く協議もしないということになれば、とてもちよっと信じられないんだけども、民間であれば大変なことだと思います。まちで税金が入ってきてその税金の中で運用すればいいんだという考え方であれば、これは本当にとんでもない話で、やはりまちだって財政がゆるくないから、まちで使ってるバスでさえ15年も20年も修理を掛けて使ってるんですから、そう辺やはり整合性のあるようなことを考えてやっぱりやっていかなかったらと思いますので、これ大事な問題でございますので、100万、200万のお金でございますので、この補助金含めれば本当に毎年3,000なんぼ出して、更にその時期くれば1億以上のお金を出すんですから、その費用対効果はきちっと考えてやるのが、まちの務めだと思いますけどもその辺も含めていかがですか。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） ただ今の細川委員のご意見でございますけども、まさにおっしゃるとおりだと思います。決してまちは更新して、その更新された今まで乗っていたバスをほかの路線で、函バスさんがどのように使うのかなんですけれども、委員おっしゃるように、まだ乗れるバス、みすみす下取りもなく、そういう更新されるのはいかがなものかと、そのようなご意見だと思いますけども、私もそのように思いますので、その辺は購入の際に事前に函バスさんとも協議していかなければならないと。それと本町のみならず構成町、長万部町それから今金町でございますので、両町ともその辺のすり合わせをきちっとした上で、函館バスさんと協議をさせていただきたいとこのように思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） わかりました。その辺は早急にやってもらいたいと思います。ただ、構成町があるということなので、それは私もわかりますけども、やはり構成町は、今金、長万部は長万部町としていいんですけども、やはりせたな町としてはきちっとその辺は内容を含めて協議して、やはりこのまちの考え方という部分をきちんと出してもらって、それに沿った形で理解をもらえるようにして、そしていい方向に向けてやっていければ一番いいかと思っておりますけども、それにしても時間が、大した長い時間ございませんので、それと相手方もいますので、その辺これから、せたな町の考え方、それをもって構成町との協議に入ると思うんですけども、そんなに長い時間もないものですから、やはり早期にその辺は具体的な案をうちのまちとしてはきちっと出して、方向性を持って一般町民の理解をもらえるようなそういう体制づくりにしてもらえればと思いますので、本当に早急にその辺はお願いします。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） ただ今貴重なご意見を賜りまして、前回平成21年に購入したということでございますので、10年を目途ということであれば平成31年を目途という今後の日程になるかと思いますが、それにつきましても、ただ今細川委員から承りましたご意見を参考にして構成町のそういう考えも踏まえまして、進めていきたいと思っておりますし、まずは本町の

基本的な方針を固めまして、それを町民そして議会の皆様にもご理解いただけるものにして、この先進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

石原委員。

○委員（石原広務君） 先ほどにちょっと戻るんですが、国鉄瀬棚線廃止に伴って協定を結びながら各町と運営してるわけですけど、その名称をもう一度確認させていただきませんか。その名称と長万部、今金と例えばどこが会長というのか、そういう役職を持ってるのか。そこもわかる範囲でお願いします。

○委員長（大野一男君） 伊藤係長。

○まちづくり推進係長（伊藤哲史君） 正式名称につきましては、北渡島檜山生活交通路線、失礼いたしました。北渡島檜山生活交通確保対策協議会というような正式名称となっております。こちらに関しましては、構成町は先ほどもお答えさせていただきました長万部町、今金町、せたな町となっております。事務局の会長に関しましては、せたな町長となっております。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 思い立ったようで申し訳ないんですが、先ほど真柄委員の質問の中で8月に会合を予定したんだけど、10周年の関係でできなかったということで、例えば今金と長万部から何らかのじゃ時期、時期いつ開催してくれとか、そういうことではないんですか。

○委員（真柄克紀君） この町内のコミュニティー交通について庁内会議を…

これとは別だから。ただ全体としてのこの足とした場合には…

○委員（石原広務君） 自分の勘違いです。まちで会合が予定していたけど出来なかったということだって、今金町と長万部との協議の場というか、そういうのは予定も計画も何もないと理解していいんですか。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） そのとおりでございます。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 先ほど細川委員の質問の中にも、10年の中でこの長万部、今金含めた路線の検討、バスの更新等も含めてやるというのは、今の答弁の中で早急にそのことについて、まちの姿勢を示してもらいたい、考えてもらいたいという細川委員発言もあって、それを受けて総務課長のほうで早急に対応を考えていきたいという答弁ですが。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） 申し訳ございません。先ほどの石原委員のご質問ですが、少し整理させていただきたいんですが、真柄委員からお話のあった内容につきましては、あくまでも庁内というのは役場庁舎内という意味合いでございます、その中での組織の会合でございます。それが、これをいと言い訳になってしまいますが、合併10周年の事業、イベントが目白押しにありまして、それに時間を割かれていたせいで少し滞っていたというのが、先ほどの黒澤からの答弁でございます。

一方、石原委員からの今金町そして長万部町とのそういう会合が8月にあるはずだったが、それがいまだにできていないのかというようなご質問かと思えますけども、それにつきましては、あくまでも代替国鉄がありまして、その代わりに走っている路線のバスの協議会、先ほど係長の伊藤から名称を申し上げましたけども、その協議会において内容を協議するというような場でございまして、庁内のプロジェクトチームとそれからその協議会と別ものだということでご理解をいただきたいと思えます。それと、それにつきましては今金町それから長万部町とコンタクトとって、事案があれば協議会を開催するというようなそういう協議会になってございますので、定例、定期にやるというようなものではございませんで、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 距離が近いんですけど、聞き間違いも含めて今ので納得しましたので、失礼しました。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） すいません先ほどもう1点聞くの忘れていたんですが、ここに太櫓線とありますけれども、路線の補助金というのは、全額まちが出している補助金と考えてよろしいですか。

○委員長（大野一男君） 細川委員何ページですか。

○委員（細川伸男君） 同じバスのほうです。太櫓線について。

○委員長（大野一男君） 伊藤係長。

○まちづくり推進係長（伊藤哲史君） 太櫓線の経費につきましては、経常経費につきまして、経常費用が989万8,000円に対しまして、赤字分の694万円を補てんしているというようなこととなっております。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） ということは函バスさんでは990何万掛ると。けどもまちとしては690万なにがしを補助してるという考え方ですよね。それで以前なんですけども太櫓町内会にある程度のバスの利用に関しての補助を出して、町内会にです。その町内会から函バスさんにその中から支払っているということがあったので、それは今はそういうことがないということでもよろしいんですか。それともその中の分もここに入っているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（大野一男君） 伊藤係長。

○まちづくり推進係長（伊藤哲史君） お答えいたします。こちらの件につきましては町内会からの支出は今現在行われておりません。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） じゃまちから町内会には、お金は支出してないということでもよろしいですか。

○委員長（大野一男君） 伊藤係長。

○まちづくり推進係長（伊藤哲史君） 間違いありません。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

江上委員。

○委員（江上恭司君） 資料を貰ったので、お聞きいたします。この見方がわかんないんですけど、まず一つ目その他の項がいっぱいあって、これ町長が出席してこういう形でお酒とかいろいろなものを出していると理解していいのか、出席できないけど出したとなっているのかその辺一つと。それと交際費が概算払い4月1日。その裏にも交際費前途資金内訳と書いてある。この辺のこれが概算払いでは、こっちでは15万になってけど、こっちでは17万5,000円とか。その辺がどう見たらいいのか、お尋ねします。

○委員長（大野一男君） 高橋補佐。

○総務課長補佐（高橋 純君） 先ほどお配りいたしました資料につきまして説明いたします。まず、その他の部分ですが、各種総会などのお酒のご祝儀ですけれども、これは町長が出席、欠席の場合でも出しているということでございます。

それと3枚目に、最後交際費概算払とあるんですが、これは前途資金で現金で持ってて、突発的な交際費が発生した場合に支出しているというものでございまして、その4枚目がその内訳となっております。

以上です。

○委員長（大野一男君） 江上委員。

○委員（江上恭司君） そしたらこの最初のほうからいくと、出席してない場合も出している。そしたらどういう基準で出しているのか。例えばこれ見て4月18日に都第5地区町内会総会とか、いっぱい同じようなものが各地にあるんだけれども、ここに出して、ここには出さないという基準はどうなのか。それと概算払いですが、これ数字が違うというのが僕、理解できないんです。ここに書いてある下に3ページ目に書いてある概算払いと4ページ目の1ページって書いてあるけど、ここの概算払いというのが数字が違っているというのは、ちょっと理解できないんですけど。

○委員長（大野一男君） 高橋課長補佐。

○総務課長補佐（高橋 純君） その他の部分の総会等の関係のご祝儀ですが、あくまでも町長宛てに案内が来た場合にそれに対して、町長出席、欠席にかかわらずご祝儀を出しております。

3枚目の概算払いの合計ですが、この四つを足しますと48万1,840円になります。その内訳が4枚目、合計は載せてないですが、これを足しますと同額の48万1,840円となっております。

○委員長（大野一男君） 総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） 大変申しわけございません。ただ今皆様をご覧になっている資料の4枚目をご覧いただきたいと思っております。1ページと書いております。それで4枚目と言いかえたわけですが、一番最後のページと言いかえます。ここでタイトルは前渡資金内訳

となつてございます。その中で1点、ご訂正をお願いしなければなりません。下から2段目、残額の欄5万円となつておりますが、ゼロの上です。下から2段目でございます。5万円を改め3万1,840円にご訂正をいただきたいと思ひます。

続けますが、江上委員からのご質問で、この3枚目にあります下から4段、それぞれ4月1日、9月10日、10月29日、3月31日と、それぞれ15万円、15万円、15万円、3万1,840円となつてございますが、それが先ほどご訂正いただきましたページの上から4月1日、摘要欄、交際費、概算支出、残高15万円。二つ目の9月10日の部分につきましては、やや真ん中辺の9月10日、交際費概算支出という欄で、記載額の残額は17万5,000円となつてございますが、それは上の残額をプラスしたものでございまして、以下10月29日の部分につきましても同様でございます。

○委員長（大野一男君） 江上委員。

○委員（江上恭司君） そしたらその他の出席していないのは、案内状きたからやるというけど、これ案内状きたらみんなやるんですか。そういう基準で考えていいんですか。

○委員長（大野一男君） 答弁どなたがなさいますか。

高橋総務課長補佐。

○総務課長補佐（高橋 純君） お答えいたします。町長の交際費につきましては、せとな町交際費支出内規というものを作っておりまして、それに基づいて支出しているものでございます。

以上です。

○委員長（大野一男君） 江上委員。

○委員（江上恭司君） その内規に、これら同じような総会が町内に各地あって、ここには出してるけどここに出さないと。それを、さっき言ったら招待状があったので出したと。じゃ招待状を出せば皆来るんですか。

○委員長（大野一男君） 高橋課長補佐。

○総務課長補佐（高橋 純君） この支出内規の中で、その他特に町長が必要と認めた場合という項目がありますので、そこに該当した場合に支出しているものでございます。町長欠席の場合も出すのかということですが、代理で副町長または支所長または総務課長が出席しているものでございます。

○委員長（大野一男君） 江上委員。

○委員（江上恭司君） これ全部それ町長が出席しないのは、代理が出席しているのかい。してなくて出しているところないかい。

それと町長の必要とするという必要の条件どういう条件ですか。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） お答えいたします。ただ今江上委員からは、案内があったら全部出すのかというようなご質問でございますが、それは内規に従いまして、それは出しますよという答弁でございます。それとそのすべての案内があって、これらこの表に載っているものに

つきまして、ただ今課長補佐から町長もしくは町長が欠席の場合は、代理で副町長もしくは私という答弁をいたしました。それに対して、すべてそしたら誰か彼かが行っているのかという質問でございますが、ここでは100%行っているというふうには私もちょっと言いかねる部分がございますが、仮にどなたも出席されないで、この交際費支出規定に基づいて支出している場合もあろうかと思えますけれども、それにつきましては、こちら側としては問題はないものと認識した上で、そういう交際費を使ったもので対応させていただいてるということでございます。

○委員長（大野一男君） 江上委員。

○委員（江上恭司君） これからそういう招待が来たら、内規に基づいてすべて出すっていうんだから、そんなあいまいな形というのは無いと思うんです。先ほど日本ハムの問題も言ったけども、要綱も何もない中で出しているんです。こんな公金の使い方は僕はないと思う。その辺もう少しやっぱり考えていく必要があると思います。これ町民に不信買います。そういうふうに出せば出してくれるんだったら、どこの町内会も出しますよ案内状。そういうことにならない前にきちんとしていただきたいと、公金ですから。以上、私の意見。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） ただ今の江上委員のご意見でございますが、その辺も十分踏まえて、今後対応させていただきたいと思えます。

それと日本ハムのお話が出ましたので、私から先ほどを舌足らずで答弁漏れがございました点と、委員から、そのおハガキをいただいて、その方はどなたかは存じ上げませんけども、日本ハムに対する応援をされている方なようなご発言がございましたので、あえて申し上げさせていただきたいと思えますが、まちのほうで先ほど委員は午前中3回と言ったように私は認識してるんですけども、ですから委員がおっしゃったのは3回ということで、私はお聞きしているので、お答えするんですけども、まちの予算といたしましては2回ということで、ご認識をいただきたいと思ひまして、あと1回分は日本ハムのご招待ということで行っておりますので、その辺ご認識を改めていただきたいと思ひます。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

石原委員。

○委員（石原広務君） こういうときなんて言ったらわかんないですけど、ハガキに対してのご答弁をいただけるんだったら、いただけるんですか。そこちょっと確認させてください。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） ハガキに対するご答弁を申し上げたつもりではございませんで、先ほど午前中に江上委員が、ハガキをいただいたと。いわゆる江上委員のところに、江上恭司様宛てで届いたハガキの内容を、午前中に江上委員が申し上げた内容3回とおっしゃった部分がございます、それに対する、まちは3回は見ておりませんよというところのご訂正をいただきたいという意味で私が申し上げたところでございます。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

石原委員。

○委員（石原広務君） しつこいようですけれども、その辺ちょっと答弁の仕方ですべて注意していただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） どの部分について注意するのかわかりませんがちょっと私もあれなんですけれども、十分その辺を踏まえて答弁させていただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） なければ1款議会費、2款総務費の質疑を終わります。

議会再開で1時間を経過しましたので休憩に入りたいと思います。2時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再会 午後 2時25分

○委員長（大野一男君） それでは休憩を閉じて質疑に入ります。

3款民生費、4款衛生費の説明を求めます。

丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） それでは引き続きまして報告書の26ページをお開き願います。3款民生費でございます。社会福祉協議会運営事業補助金、決算額2,545万円ですべて一般財源であります。人権費の補助率85%、物件費65%補助を基本としており社会福祉協議会の運営に対する補助を行なったものです。なお26年度の人件費補助率実績は記載のとおり95%となっております。

次に敬老会開催業務、決算額196万円ですべて一般財源であります。町内3区6会場で開催された敬老会に係る委託料でございます。

次に介護保険居宅サービス事業補助金、決算額2,582万円ですべて一般財源でございます。北檜山区では、北檜山恵福会において、大成区では大成慈恵会においてそれぞれ実施しているデイサービスセンターの運営費に対する助成を行なったものであります。利用実人員、延べ利用回数はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に老人クラブ運営費補助金、決算額209万2,000円で、道補助金が69万4,000円、残り一般財源が139万8,000円ですべて一般財源であります。老人クラブ連合会に対する補助であり、老人クラブ数20団体、会員数553人となっております。

次に障害者地域活動支援センター業務、決算額648万円ですべて一般財源であります。まちの施設の運営管理業務をNPO法人せたな共同作業所ふれんどに委託実施しているものでございます。利用者数は26年度末12人となっておりますが、ここで内訳で身体障害者をゼロ人、その下の精神障害者1人とご訂正願いたいと思います。誠に申しわけございません。

次に障害者グループホームのぞみ指定管理料、決算額181万8,000円ですべて一般財源であります。施設の指定管理者を有限会社松神建設に指定して運営しているものであります。利用者数は26年度末で9人となっております。ここでもまた訂正をお願いしたいと思います。身体障害者がゼロ、精神障害者が一人と訂正願いたいと思います。たび重なる訂正で申しわけございません。

次に老人ホーム運営費、決算額7,452万9,000円すべて措置費と入所費用徴収金であります。三杉荘の運営管理に努めたものであり、毎月1日現在、入所平均人数が定員同数の50人で入所率は100%となっております。

次に生活支援ハウス運営事業、決算額が2,689万6,000円で、使用料等が351万6,000円残り一般財源であります。北檜山生活支援ハウスと瀬棚生活支援ハウス二施設の運営管理の委託に要する経費であります。利用者数は記載のとおりでございます。

保健福祉課所管は以上でございます。

○委員長（大野一男君） 吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） 続きまして、重度身障害者医療費助成事業3,160万1,000円、国道支出金1,263円9,000円、その他294万4,000円、一般財源1,601万5,000円でございます。重度の障害を持つ方に対して医療費の助成を行ったもので、助成件数5,875件です。

次に27ページ、ひとり親家庭等医療費助成事業で258万6,000円、国道支出金107万3,000円、その他20万円、一般財源131万3,000円でございます。ひとり親家庭への医療費の助成を行ったもので、助成件数は923件になります。

次に乳幼児等医療費助成事業で1,831万8,000円、国道支出金335万2,000円、一般財源1,496万6,000円となっております。未就学児童から高校生までを対象とし、助成件数は8,345件でございます。

次に未熟児養育医療給付事業、21万1,000円、国道支出金12万3,000円、その他3万3,000円、一般財源で5万5,000円でございます。指定養育医療機関に入院する満1歳未満の未熟児1名で医療費の助成を行ったものでございます。

次に子ども・子育て支援事業で225万4,000円、せたな町子ども・子育て支援事業計画の策定及び国が整備する全国総合システムへの接続環境への構築を図ったところでございます。

○委員長（大野一男君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） 続きまして病院事業会計繰出金でございます。病院事業会計へ6億7,478万5,000円を繰出いたしました。その財源内訳でございますが、国庫支出金で6,282万4,000円、その他財源で4,852万3,000円、一般財源といたしまして5億6,343万8,000円でございます。次に事業の内訳でございますけれども、交付税算入ルール分が2億6,680万円、ルール分以外につきましては4億798万5,000円を繰出してございます。この主な内訳でございますが、交付税算入ルール分では、病床

割及び救急告示病院などで、普通交付税算入分1億3,100万2,000円でございます。特別交付税で不採算地区病院分8,167万4,000円が主なものでございます。ルール分以外では不採算赤字補てん分1億8,137万6,000円、繰越明許費による大成診療所改築事業費分1億1,134万8,000円、それから旧大成国保病院が旧北檜山国保病院から合併時に健全化運営資金として貸付けを受けました借入金の残6,000万円などがございます。したがって、これによりまして大成診療所の合併時の借入金を解消してございます。

以上でございます。

○委員長（大野一男君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） 次の28ページにまいりまして、母子健康診査等業務、決算額が502万6,000円、その他財源が2,000円、残り一般財源でございます。母子保健対策として各種健康診査健康相談及び健康教育事業を実施し、母子支援に努めたところであり、実施内容人数等につきましては記載のとおりとなっております。

次に予防接種業務、決算額1,364万6,000円で、その他財源が125万2,000円、残り一般財源であります。乳幼児等に対し予防接種法に基づく定期接種及び任意接種を実施するとともに、エキノコックス症検査を行い公衆衛生の向上に努めたところであり、接種等の内容及び実施人数につきましては記載のとおりとなっております。

次に健康づくり推進事業、決算額が1,781万3,000円、道補助金が106万2,000円、その他財源が685万円で残り一般財源となっております。町民の健康づくり、健康保持のため各種健康診査及び健康教室などを行い、また疾病予防等の実施に努めたところであり、事業の内容、実施の人数については記載のとおりとなっております。

次の29ページにまいりまして、健康管理システム改修業務、決算額が464万4,000円で、すべて一般財源であります。健康相談や各種検診を記録している個人管理票の電子データ化を図り、相談指導業務の一層の充実と効率化に努めたところであり、

保健福祉課所管は以上でございます。

○委員長（大野一男君） 吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） 続きまして、資源ごみ回収補助金86万7,000円、資源ごみの回収を行っている子供会や町内会39団体へ補助を行ったものでございます。改修されたごみの総量は約227トンとなっております。

次に公営温泉浴場管理費、2,015万5,000円、財源は入浴料使用料が1,133万4,000円、一般財源882万1,000円でございます。温浴施設やすらぎ館に係る運営費でございます。利用者は2万8,790人となっております。

次に衛生センター組合負担金、2億4,065万8,000円、内訳は構成町の普通負担金が1億8,751万1,000円、特別負担金5,314万7,000円であります。

次にし尿等処理事業3,672万5,000円、財源内訳ですが訂正をお願いいたします。その他財源で2,451万8,000円とし、一般財源で1,220万7,000円に訂正をお願いいたします。なおその他財源につきましては、し尿の処理手数料となっております。大

変申し訳ありませんでした。し尿等の招集収集量は4, 157.58キロリットル、述べ件数5, 696件でございます。また北檜山下水処理場し尿等処分負担金が1, 562万6, 000円となっております。

以上で3款民生費、4款衛生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

○委員長（大野一男君） 説明が終わりました3款民生費、4款衛生費の質疑を許します。決算書では一般65ページから86ページまでであります。質問ありませんか。

大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） 26ページの社会福祉協議会運営事業補助金の件で、事業効果というところの文章の中で、中間から公金着服事件があり健全な運営をもとに地域福祉の推進が図られるよう今まで以上に支援をしていくという文言になってございますが、これは既に、この時点では700万からのものが、福祉協議会には着服されておりました。その中でやりくりずっとしていた中で、各事業の支援だとかには町民からそれなりの不満、不評がなかったにもかかわらず、なお更これ以上また支援していかなきゃならないという文言は、ちょっとおかしいのかと思うんですけどいかがですか。

○委員長（大野一男君） 西田課長補佐。

○保健福祉課長補佐（西田良子君） 支援という意味は金額的なものとは考えておりませんでした。これを記載するに当たっては、26年度、27年度につきましては、26年度、調査が不十分だったことにより、見落としした金額300万円の発覚がありまして、信頼回復への道のりが一層厳しいものとなったことを痛感しております。それで再発防止策におきまして、今現在、まちといたしましては担当課として社会福祉協議会の内部監査への立会、あと補助金の概算払いを支出するにあたりまして、既にその前段で支出している補助金の部分については、適正な支出がなされているか確認をした上で、次の概算払いの支出をしておりますけれども、再発防止策に係るさらに効果的な内容を社会福祉協議会では、これから更に検討していくと思っておりますので、その上で担当課といたしまして協力できることがあれば協力していきたいという思いを込めまして、支援という言葉を入れております。

○委員長（大野一男君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） 精神的な支援でございます。ということは、私は今回の300万のことに対しては別に質問しようと思っておりません。そこでこの事件に関しては、事件と言ったらいけないんですか。着服につきましては、昨年26年度に職員誰か処分というものに関してはいかがでしたか。処分かなにかございましたか。

○委員長（大野一男君） 西田課長補佐。

○保健福祉課長補佐（西田良子君） すいません。それはまちの職員という意味ででしょうか。

○委員（大湯圓郷君） まちの職員であり、社会協議会の職員も合わせてわかれば教えてください。

○保健福祉課長補佐（西田良子君） まちの職員は処分はございませんでした。社会福祉協議

会ですけれども、昨年8月14日の社会福祉協議会だよりの中で報告させていただいているんですけれども、当該職員につきましては懲戒解雇、それから当時の事務局長につきましては、監督不行き届きといたしまして、給料月額10分の1、3カ月の減給処分、そして係長が2名いらっしゃったんですけれども1人の係長につきましては昇給1年延伸、もう一人の係長にいたしましては、譴責処分ということに26年度はなっております、27年度300万円が発覚をした。

○委員（大湯圓郷君） いいです。

○委員長（大野一男君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） そのように700万の着服事件の折には、当人は当然懲戒免職あるいは職員あるいは福祉協議会の職員も合わせて3名の処分があったということについて、わかりました。これを見て今後またこういうことのないように議員も役場も福祉協議会も一生懸命、今後このうようなことが無いように努めていければいいかと思っております。

終わります。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 今の大湯委員の質問に関連しますけども、私ただ26年決算やってる段階で、この人件費も含めてまちからも応援しているお金も含めて、そういう方々がいただいた職員が現実問題で処分を受けた。尚且つ、この300万は関係ないといいますけど、このお金自体は26年度以前にあったお金で関係ないことはないんです。年度からいったら。一連でしていくとやっぱり1,000万という形のものが、また現実問題としてはっきりという形の中で整備されたかという、今だされていない。さっき言ったように決算からいったら、これだけの人件費を出した形の方々が、町職員ではないというけど処分されたことは、町民に対する説明責任は大変大きなものがあると私思っています。その辺について、決算ですからこれはやっぱり、いいか、悪いかの形なんです。結果的にこのままの形で処理していくことが。私これ一番心配しているんです、まちの方々に対しての心配というのは、町の出資した中での認定するしないの前に決算委員会としてどういう議論をしたかと、これ非常に大事だと思うので私質問してるんですけど。だからここで私も、大湯委員が読まれたように、この応援するという意味の、これ誰が指示してこういう文章にしたのかわかりませんが、非常にこれはあいまいな表現だと思っております。その辺も含めて26年度決算という形の中で、この数字とそれから処分された方々の関連はどう考えているんですか。

○委員長（大野一男君） 西田課長補佐。

○保健福祉課長補佐（西田良子君） すいません処分された職員の方々とまちの出してる補助金の関連っていう意味が、ちょっと自分で具体的意味がすいませんわからないんですけど。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 私は確かに出してしまったりというけれども、人件費として補助するわけですね。そしたらその中に処分された方、その職員方も含めた中で人件費ということは、

まちのお金はその形の中で事件あった中に関連して係ってくるでしょという話。そうでしょ。そしたら、まちのここの部分だけこの人にだけこうとかでなくて、人件費と言った場合、どういう形にしても人件費、そうしたのにこの決算の整理としたときに、そのお金の今のいう町民に対する説明というのはどうするんですかということを知っている。

○委員長（大野一男君） 西田課長補佐。

○保健福祉課長補佐（西田良子君） この決算額につきましては、人件費実績として95%、事務費65%の内容でございまして、社会福祉協議会が今現在もやっております継続事業、高齢者の方々の安否確認の訪問活動、それから生活困窮者に対する応急生活資金貸付事業等、あとボランティア団体の育成に係る助成金の支出、各ボランティア団体が身体障害者協会、あと母子会などを活動しておりますので、それらに対する事業費になります。それで確かに人件費は、それらの各種事業に対する職員が携わってなければできない継続事業でございまして、その継続事業を実施しなければ、高齢者、身体障害者、生活困窮者が困りますので、支出なければそれらの継続事業が止まってしまうので、支出した形になってるんですけども。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 私もいうのは今の事業継続を非常に大事だし、そうでないと今いう社会福祉の基本が崩れる所で心配しております。ただ決算とした場合にそれに携わる職員に対する人件費の補助ということは、その処分受けた方も含めて、不正というか、処理に係った形の方も処分されたということは、職員何人か処分された中には当然係っている人も出てくるわけでしょ。そしたらまちから補助したものを、その人件費の中から処分が出たとなれば、まちだっけきちんとした責任あるんじゃないですかって話私してるんです。

○委員長（大野一男君） 真柄委員、26年度決算今認定やっていますが、この決算認定に当たって、まちの姿勢が表れていない。反省も含めてということの。

○委員（真柄克紀君） 私そこまで言ってません。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） これはこの時点と違ってあれからずっと協議してきた中で、ただ正式に予算という形の中で見ると、そういうまちから出た支出した人件費をいただいた方々が係った中でこういう形が出てきた場合、補助したまちとして責任はあるでしょという話を私しています。それで現場のその方々が処分されたのはわかりますけど、でも出したほうとして、まちとして、決算委員会ですからどういうふうを考えているんですかって私聞いているんです。

○委員長（大野一男君） 西田課長補佐、いかがでしょうか。丹羽課長、町長どなたか。

丹羽課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） 確かにこのような事件が起こってしまったことは残念なことではございますけれども、この人件費の補助率につきましては、当然、精算払いされるものですから、この金額の中にはその給料の減額になった分等が加味されてございます。ですからの人件費的には、それ以上出しているものはございません。

以上です。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 私それは非常に違う。金額的にはそれは支出1円もないです。だけど現実そういう事実はあったんでしょ。そして、そこの中もやっぱりそれを最終的に返還されるけど、そこまでに至ったにちゃんと出したほうだって、きちんとした形で精査しなければ、ダメなんじゃないですか。ただ返ってきて1円も損得だったらなんもないからそれでいいという話の、今そういうふう聞こえますよ。それだったら。もっともっとずっと今まで半年掛けて、いろいろな話してきたのはそういうことじゃないでしょやっぱり。だから決算だからそこもきちんとして考え方を聞きたいということで私聞いているんです。最終的にはこの事業自体をどう進めていくかということをお互いに心配してるから、こういう話してる話だと私思います。

○委員長（大野一男君） 答弁者調整しますか。

○委員（真柄克紀君） 私はそういう思いで今の私の意見をお話させていただきました。あと町側がどういう形でこれを運営していくかはわかりませんが、ただ今だこういう形でいくと、なかなか町民の不安とやはり期待は、なかなか難しいものがあるという、非常に危惧しているということだけは、これは町に対して、全体としてここをきちんと決算委員会を通して、もう一回、僕は整理すべきはだ。それがなかなかこれいつまでたってもそのところ進んでいかないと思うものですから、町もきちんとしてこの中で今までの中の町の責任とか、やっぱり感じているのであればこの場でいろいろお話していただきたいと思いますが、具体的に手が挙がりませんので、私の思いとしてまず言わせていただきましたので、あとは町から特別あれがあれば別ですけども、私はそういう感じで非常にこの社会福祉協議会の決算については、非常に歯切れが悪いと思っております。

○委員長（大野一男君） ただ今の真柄委員の発言で町から西田課長補佐。

○保健福祉課長補佐（西田良子君） すいません委員おっしゃるのは、まちとしてこれから社会福祉協議会に対して、どのように信頼回復に向けてやっていくのかっていう意味でしょうか。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） それは今までもだから時間さいていろいろな話をしてくれてなかなかその中でもいかないので、各自それぞれきちんとした町民説明しましょうという形で今言っています。ただ決算の、今のお金の動きとした場合には、そこでそういう形で出したものがいろいろな形で町民に迷惑をかけることになった事案に対して、絡んだということは事実でしょうという話をしているんです。であれば決算委員会の中でそれなりのある程度の説明責任とそれから考え方というのはあってしかるべきでないですかって話をしているんです。指摘させていただきます。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） この社会福祉協議会に対する運営事業補助金ですが、これは課長の説明にありましたように、人件費の95%部分、それから物件費の65%部分ということでございまして、これが不正に使われたということではございません。これは、まちの監事の皆さん

も監査をしていただいて、適切に使われているということでございますので、これはいいんですよね。

(不規則発言あり)

○委員長(大野一男君) 真柄委員、立ってお話していただければ、やり取りだけはやめてください。

真柄委員。

○委員(真柄克紀君) 町長、そのとおり規定どおり出して、運営してもらって、それで努力していただくということで出しているわけですから、それはわかります。たださっき言ったようにたまたまとは言うものの去年ああいう形でいろんな事件が発覚して、その事業をやる上ではそのまちから出てる人件費も絡んでいってるんじゃないですかという話をしているんです。どっかの形の中で、全然絡まないですかそしたら。だってこの700万だかなんぼか出したっていったら、やっぱりいろいろな形の中で支払とか人に対しての人夫賃金はどうなるかわからないですけど、そういう形の中でお金使うんでしょ。そしたらこの人件費ってどこに使うんですか。そのさっき言った全然職員とは関係ない一般の方々のその活動にだけしか使っていないんですか。

○委員長(大野一男君) 高橋町長。

○町長(高橋貞光君) 先ほどから言っておりますように、これは人件費部分につきましては、当然社会福祉協議会の職員の人件費もあります。ですからこの人件費が不正に支払われてるとかということではございません。ですから、この決算の数字はこれは正しいと認識をしていただきたい。それいいですね。

○委員長(大野一男君) 真柄委員。

○委員(真柄克紀君) 私だって、町長方出してきた数字に対してそれは当然のとおりだと思っております。何も私疑ってません。今も町長くしくも言ったように、それを含めて人件費として使われていると言ったんで、人件費として社会福祉協議会の中で使われてる。だけど現実その使われた人件費に対象なる人も絡んだ形の中で事件が起きたら、やっぱりそれは出したほうとしてもきちとした形で、やっぱり説明責任あるじゃないですかと私言っているわけです。こういう事件が起きた以上ね。

○委員長(大野一男君) 高橋町長。

○町長(高橋貞光君) ですから、先ほど処分いたしました職員については、それ以降の人件費は当然払っておりません。処分しましたので。ほかの処分した方についても、その処分の部分については支出は、まちのほうの支出ももちろんございません。ということです。

○委員長(大野一男君) 真柄委員。

○委員(真柄克紀君) それは私わかってます。町長の言うとおりで、それは余分なもの出す必要もなければ、ただこれは価値観の違いといえ、私はそういうけども現実問題として、まちが補助した団体でその補助も人件費を使っているいろんな行事を展開していった中でこういうことが起きたのであれば、これはちゃんとした出資者としての説明責任は特にこういう決算委員

会だったら、私の質問もそうですけども、やっぱり町民に対してこういう形だと指摘された場合は、そういうことだという考えをきちんと説明してもいいんじゃないですかと私思ってますから言うので、わからなければいいです。あとでまたそしたら、私はもうこれ以上やっても切りないですから、そういうふうに私は思います。

○委員長（大野一男君） まち側の答弁よろしいですか。町長整理ついたら答弁お願いします。それでは暫時休憩します。

休憩 午後 3時00分
再会 午後 3時08分

○委員長（大野一男君） 休憩を解きます。

質疑を再開します。町側答弁。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君） この件につきましては、議会においての特別委員会も開いていただいて、議論をしていただきましたし、そのあとの300万については全員協議会の中で議論をしていただいてきたところがございます。そこで一番問題になったのは、この再発防止、それから信頼回復という部分だったと私たちっておりますが、そこで議会からもいろいろご提案がされたところございまして、私たちとしては社会福祉協議会にそういった部分も含めて、指導しながら取り組んでいる経過でございます。これは道社協や指導機関である道とも協議を進めていろいろ指導をいただいているところございまして、再発防止については、おおむね今の取り組んでいる状況でよろしいというようなことも道からはいただいております。信頼回復につきましては、議会皆様のご意見を十分尊重いたしながら、先日は24、25、26と今月町民に対する懇談会を開くということが、社会福祉協議会で決定をいたしたという報告をいただきましたし、また本日につきましては、その再発防止に伴う事務処理費の関係などの部分で支庁から担当者、担当部長と担当、合計3人来て実は午前中、研修会を開いているところがございます。それと合わせて議会が提案しておりました勉強会ですが、これにつきましても3者で一緒に勉強しようということで、これにつきましてもまだ結果聞いておりませんが、実は社会福祉協議会では、きょう役員の皆さんにお諮りをして決定するというので、まちと議会の皆さんと社会福祉協議会と協力をして、これは町民の皆さんのための社会福祉事業を担っている社会福祉協議会ですから、今後しっかりその役割を果たせるようにということで、3者で協力して特に議会とまちはしっかりと応援していこうという状況にまで、今なってきたということございまして、その辺をぜひご理解をいただければありがたいと思います。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 再発防止を含めて今いうテクニク的な形の今いう、どっちかというハード面での対応、それはもう大丈夫だろうという話もありましたし、その職員は一生懸命やっついこういう形に。これは私も認めます。それは事後処理であって、その本当の根本のと

こをきちっと対応しなかったということも若干かと私思いますけど、やはりその本体のところで、今町長そうやっておっしゃいましたけど、私はあのあと、議員協議会のあといろいろな提言も含めた中で町長も指導するというので、だけどいまだに会長とかは、私たち町内会のほうに、いまだに来られてません。どういう形でしたらその誰の、町長の言う言葉で信頼回復ということ以外に、私のところに何にも来てませんし、ほかの会長にも聞いてもまだ来てないようなお話を聞きましたけど、だからよけいにこの場で私はきちっとした形でお話したいと思って話しているんですけど、だからどっちにしてもあれですやっぱり町も町民に対して本当の意味での説明責任というのは、私はちょっと足りないと思います。というのは今いうそのお金の流れからいろいろな含めて、これは私が思うので、理事者方もう十分にやっけていてそれまでですけど、ただ決算委員会としたときには、これはちょっと町民の方々がこれでオーケーかと言ったらなかなか難しいような答弁だと私は思います。それぐらい深刻だということは、ちょっと理解してください。

○委員長（大野一男君） 答弁ありますか。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほど来ご答弁申し上げておりますこの数字については、ご理解をいただいていると感じておりますが、私たちも今回の不正な事案の発生の中で、確かに議員の皆さんが言われるとおり十分対応できてきたのかということ、必ずしもそうではないと思っております。だからこそ私たちも社会福祉協議会といっしょになって、今後の信頼回復に向けての町民懇談会も開催することになりましたし、これは3日間かけてしっかりやらせていただきたいと思っております。それと議員の皆さん方からも提案のありました勉強会につきましても、やはりこれは社会福祉協議会の本来のあり方として、やはり1からしっかり学び直さなければならないのではないかと私たちも思っております。これは議員の皆さん方からいい提案をいただいたとありがたく思っているところでございまして、これらについても、今社会福祉協議会、私たちと共に議員の皆さんと一緒にそういう勉強会を通じて、更に3者互いの信頼も含めていかなければならないと思っているところでございまして、その辺十分ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 今の関連ですけども、先ほど休憩中に私も話をしましたけども、この事件というのは起こるべきして起きた事件だと私は、これは決算ですから、そう思っております。というのは、ここにも代監がおります。そういう中でこの700万の事件が起きたときに、代監から助言なり受けてた文書もあります。その中にもようするに残高証明なり、そういうのちきんと取りなさいと。700万の問題が解決する前にそういう提言も出しておきながら、まして前にも言ったけども、支庁からまちからそれと社会福祉協議会と、そういう3者の中でいろいろ調べた結果、なかったと。これ以上はないという話です。でも実際そういう部分まで踏み込んで、せっかくそういう提案されてる中でそれをやっけてれば、もうその時点で今回の300万なんて出てくるわけないんです。だからその辺を含めて、これ決算ですから当然真柄委員

も言ってますけども、やはりまちもそういう部分をわかっていながらも、そういう部分に踏み込んでいけなかった、やらなかったということも含めて、やはり私は状況をきちっとこの場で町民にわかるような説明をしてやらないと、ただわからなかった。何がわからなかったかもわかんないし、やはりこういうのは原因があってこれ結果出てきてますので、その原因に関して、これこれこういう訳で結果的にこうなんだという部分をやっぱり報告しないと、まちだって結局せっかくまちも介入していったけどもできなかつた。だからできない理由としては、せっかくそういう情報をもらいながらも、その情報に基づいてやっていれば、防げたのかなということも含めて、やはりまちの姿勢のいたらなかつた部分はきちっとやっぱり説明すべきだし、社会福祉協議会の問題だからそっちだよという話じゃなくて、せっかくそれに携わった以上は、やはりまちもその状況を皆さんに報告して、まちがやはりこれだけのことでできなかつたものですからと。せっかく提言があつたんだけども、やらなかつたらやらなかつたということが原因で今回こういうふうにならなかつたという部分は、私から言うのも変ですけども、やっぱりまちからきちんとやはり町民に説明すれば町民もそうだったのかなと思いますので、やはりこれ事実を素直に述べて、そして先ほど町長何回も言っているけども、今後のように社会福祉事業に対しての支援だとか、こういう事件が起こらないように今後頑張っていくんだとつながっていくと思うんですけども、やはりきちんと正直な話で時系列で皆さんに報告するというのが、一部いいのかと思いますので、その辺どう考えているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（大野一男君） まち側の答弁どなたでしょうか。

副町長。

○副町長（高野利廣君） この件につきましては、昨年の特別委員会あるいは今年の全員協議会等で何回も皆さんからいろいろご指摘を受けながら行なってきました。しかしなんといいても社会福祉協議会事務局に私たちも何回も指導しているわけですけども、やはり会計処理の部分で、やっぱり基礎的な部分のそういった事務処理が一番欠けていたということが一番の原因だったということで、本当にやるべきことを普段からやってなかつたというのが一番の原因だと私も思っております。そういうことで、今後の、きょうも先ほど町長からお話ありましたけども、きょうもそういったその基礎基本の勉強会も行っておりますし、またこのあとも道社協から来て、そういった事務的なことあるいは改善プログラムなどを作って、今後のその信頼回復に向けたそういった事務作業もこれから事務的なことも進められていきますし、これからは、今までも行っておりますけども、更にこれからはそういった研修をしながら社会福祉協議会と町が本当に一体となって、こういった再発防止に取り組みあるいは信頼回復に向けていかなければならないと思っております。いずれにしても、せっかく町の監査委員から指摘あつたわけですけども、本当に今後とも原点に立ち返ってこれから事務を進めていって、そういった再発防止に努めていきたいと思っておりますのでございます。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） なんか副町長のご答弁聞いていると、誤っているというよりは、なん

となく言い訳ばかり聞こえるんだけど、素直に、やはり今言ったように代監からそういう指摘なりを受けていたんだけど、やらなかったからやらなかったということではっきり、相当町民見てますので、そしてネットなんかでも、ようするに町民の3分の2くらいはネット配信だとか、今スマホでも何でも見れますから、見てると思うのでやはり僕はやはりきちんと謝るべきものは謝って、今後は今後で何回も言ってますからわかりますけども、きちっとそういう姿勢を見せるのが一番大事な部分であって、何となく抽象的に他人事のように自分は聞こえるものですから、もう少し単刀直入にお話してもらえたら私はいいかと思いますので、もう一度お願いします。

○委員長（大野一男君） 時間とりますか。いいですか即答で。よろしいですか。

高野副町長。

○副町長（高野利廣君） 町としては社会福祉協議会同様、これはもう何回も謝っております。まちに責任あるというのは当然のことです。これについては今までも何回も謝っているということでご理解いただきたいと思っております。

○委員長（大野一男君） 2時半で休憩とりまして、間もなく1時間が経ちますので、ここで款の質疑の途中ではありますが、休憩を入れたいと思っておりますが、よろしいですか。3時35分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時24分

再会 午後 3時34分

○委員長（大野一男君） 質疑を続けます。

3款民生費、4衛生費について質疑を行います。

熊野委員。

○委員（熊野主税君） 26ページの社会福祉協議会運営事業補助金について、ちょっとお話をしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。確かにこれ26年度の決算のお話なので、26年度の決算状態、まちから補助金として人件費95%、それからほかの物件費ですか65%を支払った。払った。補助しました。その件については適正に使われていたのでいいですよ。これは監査委員もやっていますし、そのとおりです。という決算について、これをどうこうという委員は誰もいなくて、それはそのとおりだと思っております。ただそう言ったものの、このお金は確かに色は付いてませんが人件費と運営費に出しました。そのときには700万というすえのお金が穴埋めされた状態の決算です。ただ27年度の分とはいいながら300万の穴が空いていることだけは、この時点であったことは間違いありません。それずっと引っ張って私たちは話してるので、そこから分けてくれとかなんとか。確かに、まちから出たお金でないのかもしれませんが。ただお金に色が付いてないんです。その時点でこの決算の認定をしないと言っても、この金額じゃないのはわかっている、この影に300万の穴が空いていっただけということが、どうしてもぬぐえないからこういう議論になっていくんです。皆

さんも納得ができないというか。そのことについて、まちはどう考えるんだということを私は皆さん言っているんだと思うんです。これからの、どう対策をとるかだとか何とかということは、もう出尽くしていると思います。この問題をどう考えるかということを皆さんは思っているんだと思うので、その方法がどうなのかということは、私から言うのはちょっといいかもしれませんけども、とすれば26年度の分の決算も確かにそれでいいよと言ったものの、そういう払拭できないと困る。さっき町長のほうで、いろいろなこれからのやり方を見てほしいとかとも言ってます。社協で説明会が24日から3日間で3区やります。それから28日から勉強会もしましょうか。まちが考えたわけではないですよ。説明をしたほうがいいと、まちは言ったかもしれないけど、実際に説明会を開くのは社協の話です。まずね。それから勉強会しませんかと言ったのは議会からです。三者一体でこれから何とかしなきゃいけないんじゃないですかという姿勢から見れば町長、ちょっと違うく見えていて、僕は否めないと思うんです。それが、きょうの決算だけ通せばいいような話ですけれども、すんなりそうですねと言えない事情がそこにあると思うんです。つまりそれがまちの姿勢としてどう出してくれんだということが、私個人的にそこがどうやってやってくれるかという思いがあります。ただ、この決算にダメだなんて気はないですけど、ただ、このままそうですねということになるかというところとすごく自分の考えとすれば疑問です。その辺町長どう思います。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） この決算の数字については今ご理解いただけているというお話でございました。それで一連のこの事件に関連して、やはり社会福祉協議会そのものの事務処理のあり方は非常に問題があったということも、これは私たちも皆さんと考えは同じということでもございます。まちとしては社会福祉協議会も補助団体の一つでございます。社会福祉法人であります。社会福祉法人は、まちに三つほどございますし、補助団体といいますとまだまだたくさんございます。いろいろ補助金を支出してますので、これは適正に使われているかどうかという補助団体の監査につきましては、監査委員がしっかり監査をしていただいていると思っております。今回の事案はそれから外れている部分での財産の不正な処理あるいは、まちの補助金以外のお金の不正な取扱いということになっているところでもございまして、この部分で社会福祉協議会が町民の皆さんにご迷惑をかけたということはこれは事実でございます。したがってまして補助団体である社会福祉協議会の不祥事ということで、ご迷惑をかけたということになりますと、私も社会福祉協議会がご迷惑をかけたということで、町民の皆さんにお詫びをしなければならぬとは思っております。そういったことで皆さん方が、この決算については、皆さん方多分これは数字間違いないという意見だと思いますので、その辺も一つ含めてよろしく願いしたいと思います。

○委員長（大野一男君） 熊野委員。

○委員（熊野主税君） ちょっと誤解されたら困るので先に一つだけ。決算としてはいいと言ったのは私だけで、ほかの議員がどう思っているかまた別な話なので、それだけは。皆さんの代弁で私言えるほどなってませんので、その辺だけは。町長、一番思っているのは、私が今、

議員もそうだという言い方がまずかったのかもしれないけど、私はそう思ってますよと言っているのは、町民がどう思ってるかということの代弁で言っているつもりです。ですから、確かにまちから補助出している、助成を出している団体はそこだけではないはずで、観光協会にも出してますし。ただそれと一緒にいるかということではないと思っています。この社協についてはもっと違って、もしこれ社協が無かったら誰がやるんだったら、まちがやらざるを得ない事業ばかりですからあそこの中身は。そこの今までの延々ときている、名前はいいくなかったんですが、例えば事務やっている方というは、ほとんど役場から行ってる方がやるわけです。誰かがそういう流れを作ってるわけじゃないですか。まるっきりまちと関係ないなんてことに町民は思ってませんから、これだけは間違いありません。ですからそういうところで不祥事が起きましたよっていうときに、まちの対応としてこれでよかったのってことが一番今問ってることだと思うので、これ以上は言いません。ただそういう考えだということと、それからまだ残念ながらこの社協の問題というのは、終わったということでは私は。正直言ってこの前の特別委員会でもう終わったと考えてました。で後から出てきた300万というのは違った問題で、これも処理の仕方もっと違うふうにあったと思っています。それもしなかったのてこういうふうにするもってきたので、さっきどういうふうに収まるか私にも理解できませんけども、ただ、これで終わったわけじゃないということだけ、私個人的にはこの決算を通さないとかそんな気持ちは全くありませんけども、ただ、この問題は片付いたということではないと私は思います。答弁は要りません。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

石原広務。

○委員（石原広務君） 同じく社会福祉協議会の補助金についてですが、冒頭西田補佐のほうで、概算払いという形での説明がありましたが、26年度に関して何か決まりがあるならそれを説明していただきたいし、例えばその概算払いにしても何回で払われたか、そこを先に確認させてください。

○委員長（大野一男君） 西田課長補佐。

○保健福祉課長補佐（西田良子君） 26年度の概算払いにつきましては、3回、最後に精算払いという形になっております。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 以前に特別委員会なりで聞かせていただいたんですが、まちの方で概算払いするに当たっても、社協から要求があれば、この3回のものが2回になると理解してよろしいんですか。

○委員長（大野一男君） 西田課長補佐。

○保健福祉課長補佐（西田良子君） 年度当初に社会福祉協議会から補助金の申請を受けまして、補助金の交付決定をするんですけども、その際に補助指令書というのを出すんですが、その中で、払われる月、金額について決定してしまいますので、その内容につきましては、前年に社会福祉協議会と当初予算を協議する中で、大体この月当たりになくなるので、出してほ

しいということで要望を受けて、それを取り入れて補助金の交付決定を行なっております。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 事前にそういう打ち合わせをした中で、例えば26年度にそういう打ち合わせをしました。26年度に入って運営するに当たって、例えば不足を生じたというのにも対応する体制が、まちにはあるのかそこをちょっと確認させてください。

○委員長（大野一男君） 西田課長補佐。

○保健福祉課長補佐（西田良子君） それは予算で決まった金額以上のものが、要望されるということではなくて。それは支払いの方法が8月、12月と決まっていたとすると、12月に決まっていたものに間に合わないから10月に出してほしいってようなことは可能です。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 合わせまして先ほど大湯委員の質問に対してご説明ありましたが、4名の方が当時処分された。当人は解雇処分なりで、あとは給料の減額あるいは返金で、そういうのを計算された上で、この金額に、それを差し引かれた形でのこの金額になっているということで理解してよろしいんですか。

○委員長（大野一男君） 西田課長補佐。

○保健福祉課長補佐（西田良子君） 26年度につきましては2名の正職員の方が懲戒解雇、そして退職という形でいなくなりまして、臨時職員の方をそのあと採用されまして、その分の人件費になっております。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 差引その余るということにはならなかったという理解してよろしいんですか。

○委員長（大野一男君） 西田課長補佐。

○保健福祉課長補佐（西田良子君） ことしの3月の補正のときに金額今ちょっとあれなんですけれども、500万ほど減額補正させていただいております。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 職員も処分される中で、前回も言わせていただいたんですが、係っていた理事や評議員の方が自ら責任を感じて、費用弁償を返金したというお話があったんですが、その返金されたお金の扱いについて再度確認させてください。

○委員長（大野一男君） 西田課長補佐。

○保健福祉課長補佐（西田良子君） 返金されたお金につきましては、町の補助金は使われていないということで精査されております。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

本多委員。

○委員（本多 浩君） 関連で社会福祉協議会に対する質問をいたします。決算については、これは特に問題はないと私も思います。ただ、この社会福祉の事件の問題を語らずしてこの議会を終わらすことにはならないだろうと思っております。先日熱心な社会福祉に従事した人に

出会しまして、こういう発言をしておりました。私たちは、現会長さんが幾ら謝っても、幾ら改善事項を示しても納得できないんだ。それはそれで多分納得できるけど、もっともっとやってほしいことがあるんだという言葉いただきました。何をやってほしいんですかというのが前会長さん、もう一人は前々事務局長の辞めたとはいえ、どのようなお考えを持っているのか、私たちはそれをきちんと聞かないうちは納得できませんよ。そういうことなんです。もっと早い段階にまちを通して、町民に対して説明すればよかったのかと私思ってますけれども、この時点に来てまだ説明ない。そのことに関しては24、25、26と町民説明会ですか、福祉協議会がやるそうなので、その時点で町民の方からそういう話が出てくるのかと思いますが、なかなかこの説明会ないし懇談会の席でこのことを真正面から問う人はなかなかいないのではないかと思います。もしよければ担当課長が事前に、こういう町民の声もありますといううことを事前に伝えていただければ、不満を持っている町民少しには説明になるのかと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

○委員長（大野一男君） 丹羽課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） ただ今の本多委員のご要望に対しまして、ご説明申し上げます。実は、せたな町社会福祉協議会だよりの昨年度のお詫び文ですが、8月14日発行されているものには、前会長と前々事務局長のお詫びの文書が載っているところがございます。先ほど委員言われましたように、既にやめられた方ではありますので、難しいとは思いますが、その旨は社会福祉協議会にお話しさせていただきたいと思っております。叶うかどうか私、約束はできませんけれども、以上でございます。

○委員長（大野一男君） 本多委員。

○委員（本多 浩君） ぜひそうしていただきたいと思っております。ただ私言うのは、その人いわくやっぱり議会の中でやっぱり私たちの声を代弁してほしいんだと。それがやっぱり要望なんです。私たちはなかなか言えないんだと。だから皆に伝わるようにそういう議会の場でやってほしいというそういう町民の意見をもとに、どのくらい議会の中で町民の皆様の信頼を得れるような全容の解明ができるのか。やっぱりお互い議会も町側もこれから協力してやってきたいと思っておりますので、その辺町長答えをお願いします。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 今、課長答弁申し上げましたが、しっかり伝えてくれるものと思っております。私としては、さまざま町民の皆さんはいろいろなご意見をもっていると理解はしております。すべて一つ一つ十分な回答と結果的になるかどうかというのは、多少疑問もありますが、誠心誠意私たちとしても、社会福祉協議会ももちろんそうだと思いますが、しっかり町民に対して説明をしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

江上委員。

○委員（江上恭司君） 今までまだモヤモヤしているのは何かっていうことを、先ほど熊野委

員が言ったことだと思うんです。今この問題、一番前向きに頑張ろうとしているのが社会福祉協議会だと私は思っています。というのは、議会の提案も拒否してできないという中で、ではどうしたらいいかということを社会福祉協議会は一生懸命考えて、では町民に直接説明しようやという行動に出たわけでしょう。議会は議長がいいか悪いかは別にして、こういう緊急事態だから町長やりなさいとか、そういう具体的な提案がいろんな形で出てる。その提案が町には見えないんです。頑張るとか、町民に説明するとか言っていますが、具体的にどうやっていくかが見えないからモヤモヤしているんです。僕は今やることは社会福祉協議会がこの困難な中で、役員も引き受けると。最初かなり苦労したらしいけど、その中で前向きに、そして町民に直接説明するという具体的な対策を立てながら、今、行政と議会というのはどうその人方を動ける環境作りをしてやるかが、今の私たちの仕事だと思う。そういう具体的な問題を一つ一つやっぱり町民に示せば、僕はもっともっと違う形で町民は理解してくれると考えてますが、その辺町長。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） まちの姿勢が見えないということは、これは私たちも少し議員の皆さん方へのこの情報の提供も悪かったなと今判断をさせて聞かせていただいたところでありますが、実は、この事件が発生以来、私たち社会福祉協議会に対してさまざまなアドバイスをしております。最近になりましても、これはきょうやっております研修会につきましても、あるいはこのあと出てまいります改善プログラム、これらにつきましても、これはまち側の提案んとして進めております。ただ、これは私たちが、そうやっていただいたということよりも、やはりまちと社会福祉協議会の間でございますから、やはり社会福祉協議会が先頭に立って進めていただくということになりますし、また3者共同の勉強会も、これにつきましても、これは議会の提案もございまして、これらについてもぜひ一緒にやりましょうという話もさせていただいております。社会福祉協議会もその方向でということで、多分きょうその辺の整理が付くと思っております。さまざま、まちとしては直接の指導機関ではありませんが、補助団体ということで、しっかり本来の事業運営がこのあとできていくように、そして町民皆さんの信頼をいかにして回復するかということについて、本当に一生懸命、今担当課含めて取り組んでいる状況にございますので、その辺も一つ、私たちが情報提供十分ではなかったと思いますが、その辺もご理解いただきたいと思っております。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。ありませんか。

なければ3款民生費、4款衛生費の質疑を終わります。

次に5款労働費、6款農林水産業費の説明を求めます。

説明員入れ替わりで休憩をとります。

休憩 午後 4時00分

再会 午後 4時02分

○委員長（大野一男君） 休憩を解き会議を再開いたします。

5 款労働費、6 款農林水産業費の説明を求めます。

鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） それは29ページの労働費からであります。渡島檜山北部通年雇用促進支援事業7万1,000円で、これは季節労働者の通年雇用の促進を広域で行うもので、関係4町並びに関係団体で構成する協議会において求人開拓、事業者向け雇用化促進支援セミナー、雇用相談窓口の開設などの事業を行いました。

次いで緊急雇用創出推進事業255万9,000円で、国の補助事業を活用し観光協会において観光推進員1名を雇用し、実務研修医や観光セミナー等への参加により、観光振興のための人材育成と雇用の創出を図りました。

続いて農林水産業費で農業関係でございます。産業担い手育成事業奨励金、農業関係分野で1,200万円、条例改正に伴い、平成21年から平成25年度の新規就労者及びUターン等就農者などの2次交付対象者22名に対し奨励金の交付をしたものであります。

続いて産業担い手育成事業補助金89万2,000円、平成22年度に新規就農した農業者2名に対し農地賃借料、固定資産税等の補助を行い負担軽減を図ったものであります。

続いて環境保全型農業直接支払交付金事業補助金280万4,000円、これは地球温暖化や生物多様性保全に効果の高い営農に取り組む農業者に対し追加的コストを支援するもので、13戸の農業者が有機農業、化学肥料農薬の5割低減、カバークロップの栽培などの取り組みを行いました。

続いて北海道青年就農給付金事業補助金300万円、平成24年度から始まった国の担い手支援対策で、平成22年に町内に新規就農した2戸の農業者に対し支援をしたものであります。

続いて中山間地域等直接支払交付金5,703万2,000円、要件を満たした傾斜地の面積に応じて交付金が交付され、各集落の協定に基づき農地保全活動や地域独自の農業生産活動への助成などに活用されたものであります。

続いて花卉ビニールハウス導入事業補助金640万円、道の地域づくり総合交付金を活用し転作田の有効活用による花卉栽培の振興を図るため、若松花卉振興協議会が導入したビニールハウス15棟の資材等の経費に補助をしたものであります。

続いて町営牧場指定管理料572万円、町営牧場の運営に係る指定管理料で5月22日から10月24日までの放牧期間に242頭の入牧がありました。

続いて畜産担い手育成総合整備事業負担金1,718万1,000円、飼料自給率の向上を図るため農業者分として草地整備25.1ヘクタール、暗渠排水12.2ヘクタールのほか町営牧場の草地整備10.4ヘクタール、隔障物2カ所で4,256メートルの整備を実施したものであります。

続いて北部檜山酪農ヘルパー利用組合事業費補助金140万円、利用組合の運営助成によりヘルパー利用が促進され、酪農家のゆとりある経営支援が図られたものであります。

続いて優良家畜導入支援事業補助金988万8,000円で、これは24年度から3カ年事業の最終年として実施し、乳牛28頭のほか肉用牛等の優良家畜の導入が図られたものであり

ます。

31ページになります。畜産粗飼料生産性向上対策事業補助金196万9,000円、配合飼料の高騰により畜産農家の経営を圧迫していることから、良質な粗飼料の確保を図るためデントコーンの作付拡大13.8ヘクタール、草地の自家更新への種子助成40.8ヘクタール、追播種子助成88.3ヘクタールなどに係る経費の一部を助成し負担の軽減を図ったものであります。

続いて耕地関係でございます。基幹水利施設管理事業1,789万4,000円、真駒内ダムの計画的な更新、改修により農業用水の安定と防災機能の強化を図るため、本年度取水と床の補修工事などを行なったものであります。

続いて豊岡排水機場改修事業2,424万円、前年に引き続き豊岡排水機場の水門の分解整備と安全柵の更新を行い機能の回復と長寿命化を図ったものであります。

続いて農業基盤整備促進事業1,823万円、農産物の生産性の向上を図るため北檜山区内の圃場について、暗渠排水6.89ヘクタール、区画整理1.9ヘクタールを実施したものであります。

続いて豊岡幹線排水路機能回復事業777万6,000円、豊岡排水機場に接続する排水路に堆積した土砂が通水機能阻害していることから、今年度600メートルの区間の土砂等の除去を行い農地の保全に努めたものであります。

続いて国営造成施設管理体制整備促進事業431万3,000円、利別川水系、太櫓川水系にある農業水利施設の維持管理体制の強化を図るため、これら施設を管理している狩場利別土地改良区に助成し、農家賦課金の負担軽減を図ったものであります。

続いて農道大矢谷2号線改修事業774万3,000円、道路の路盤が沈下し降雨時には耐水し通行に支障を来していたことから、路盤の嵩上げ工事130メートルを実施したものであります。

続いて小倉山地区畑地帯総合整備事業負担金613万円、本事業の最終年であり暗渠排水13.7ヘクタールを実施し、圃場機能の向上と経営の安定を図ったものであります。

続いてがんび岱地区農道整備事業負担金562万9,000円、防雪柵80メートルを実施したものであります。

続いて32ページになります。農業センター業務運営事業で1,056万5,000円、各試験栽培ブロッコリーの苗の育苗供給、土壌診断等を実施し農業者の負担軽減と情報提供を図ったほか、農業塾を継続開催し若手農業者の意識の向上を図ったものであります。事業の詳細は記載のとおりであります。

次に林業関係でございます。未利用林地残材活用モデル事業500万円、人工林で間伐等により大量に発生する林地残材の有効活用を図るため、搬出経費への一部助成と搬出コスト低減に向けた調査を行なったものであります。

続いて未来につなぐ森づくり推進事業補助金899万9,000円、伐採跡地への確実な植林により資源の循環利用を図るため、対象者16名34.7ヘクタールの造林に対し、補助し

たものであります。

続いて一般民有林造林事業補助金、町内の民有林において除間伐19名、125.6ヘクタールで331万8,000円、作業路開設、1路線590メートルで70万8,000円、下刈り70名で189ヘクタールで78万4,000円の造林事業を実施し森林整備を図ったものであります。

森林整備地域活動支援交付金事業515万9,000円、森林所有者の高齢化や不在化により、適正な管理ができていない状況が発生していることから、森林の計画的な整備を推進するため本事業により現況調査を行い、山林協会の確認や間伐、作業路網の改良を実施したものであります。

続いて松岡地区町有林循環造成工事729万円、伐採した立木の売払い収入を得ながら松岡地区の町有林7ヘクタールの造林を行なったものであります。

同じく松岡地区町有林カラマツ伐採工事費で61万2,000円、これは伐期を迎えたカラマツ0.4ヘクタールを伐採し、跡地にグイマツを植林したものであります。

続いて林業専用道共和線開設工事2,993万5,000円、共和地区町有林内の間伐等の森林の整備促進を図るため、26年度2,532メートルを開設いたしました。

続いて33ページになります。林業専用道二俣3号線開設工事3,864万9,000円、二俣地区町有林内の間伐と森林の整備促進を図るため、26年度に1,620メートルを開設いたしました。

続いて町有林下刈工事421万2,000円、町有林の幼木の健全な成長促進を図るため、50.9ヘクタールの下刈り整備を行いました。

次に漁業関係でございます。漁業経営支援特別対策事業補助金612万円、ひやま漁業協同組合の経営維持負担金の一部を助成し正組合員の負担軽減を図ったものであります。

続いて水産多面的機能発揮対策事業負担金170万9,000円、瀬棚地区ほか3地区の藻場保全活動組織が行う藻場造成などの保全活動事業に対し支援したものであります。

続いてウニ移植放流事業補助金810万円、これは檜山漁業振興基金を財源にキタムラサキウニ80トンの深浅移植放流を行い、前浜の漁業資源の確保を図ったものであります。

続いてウニ種苗購入事業補助金427万5,000円、これも同様に漁業振興基金を財源に10ミリのバフンウニ種苗32万4,000粒、キタムラサキウニで10万5,000粒の購入に対し助成を行なったものであります。

続いて漁業振興対策事業補助金612万円、第1種漁業権を行使する各種漁業部会が行うウニやナマコの種苗購入事業に対し、部会構成員1人当たり3万円を補助し前浜資源の増大を図ったものであります。

続いてあわび漁場再生事業補助金27万円、ひやま漁協貝取潤出張所が行う40ミリのあわび種苗購入事業に対し助成し、資源の増大を図ったものであります。

続いて産業担い手育成事業奨励金で150万円、これは農漁業関係分で前段に説明しました農業分野と同様、条例改正に伴い平成21年から平成25年度のUターン等就業者の2次交付

対象者3名に対し奨励金を交付したものであります。

続いて潜水漁業機材導入事業補助金149万8,000円、貝取澗あわび増殖部会の高圧コンプレッサー購入に対し助成し、青年層が中心となっている潜水器漁業の振興と経営の安定を図ったものであります。

続いて上浦漁港整備事業負担金666万7,000円、大成区上浦漁港において、船揚場改良工事、延長55.2メートルを実施し、漁港機能の充実を図ったものであります。

続いてあわび種苗供給事業4,585万4,000円で、町の水産種苗育成センターからひやま漁協を含めた漁業組合に対し、35ミリから50ミリのアワビ種苗28万1,300個を供給いたしました。

続いてナマコ栽培培養試験事業303万円、漁業者から要望の高いナマコ種苗生産について水産種苗センターで生産した種苗、約12万個を町内3カ所に放流し前浜資源の確保に努めました。

続いて水産物保管冷蔵施設新築事業6,327万円1,000円、これはひやま漁協が整備した冷蔵施設が老朽化したため、まちが事業費体となり漁業者が漁業に使用する餌などの水産物保管する冷蔵施設、鉄骨平屋建てで177.6平方メートル1棟の整備と、バッテリー式フォークリフト1台を購入したものであります。

以上でございます。

○委員長（大野一男君） 説明が終わりました。

5款労働費、6款農林水産業費の質疑を許します。決算書では一般87ページから104ページまでであります。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 説明資料の32ページ、未利用林地残材活用モデル事業の中で、これ切った木を搬出するにあたって運搬コストの軽減に向けた調査を実施したということで書いてありますけれども、その調査した、実施した内容についてできれば教えてもらいたいですけど。

○委員長（大野一男君） 池田林業振興係長。

○林業振興係長（池田祐之君） お答えいたします。搬出コストの関係ですが、森林整備を効率的に実施するというところで、路網の組み合わせによりまして生産性が高い作業システムが必要ということで、路網の配置計画を行なっております。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） ちょっと意味わかんないんですけれども、路網というのは要するにわからないんですけれども、その木を切るために例えば、こっちの道路もある、こっちの道路もあるよと。そういうたくさんの道路の中からこっちの道路から入った場合には、距離が短いので、その分のコストが下がりますよという意味なるのか。路網というのは、ちょっと意味わかんないんですけども、あくまでも路網というのは林道を作るという観点で、運搬というのは調査したというんですから、その運び出すのにどういう調査したのか、その調査によってそれに向

けて今後どうしていくんだということも併せてやってると思うので、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（大野一男君） 休憩しますか。
休憩します。

休憩 午後 4時21分

再会 午後 4時25分

○委員長（大野一男君） 休憩を解き会議を再開します。

ただ今、副委員長とも協議しましたが、大変、説明員の皆様には答弁が至らないという点もありまして、審議が時々止まっております。十分に決算に係る主要な施策の成果に関する報告書分については即座に回答できるようにしっかりと準備をしていただくよう、きつく要請をしておきます。

答弁を求めます。

池田林業振興係長。

○林業振興係長（池田祐之君） 大変申し訳ございません。コスト調査につきましては、コンサルに委託いたしまして、新設路網の配置計画が策定しております。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） コンサルにお願いしてといたしますけども、これ事業としてまちがやる事業なものですから、コンサルに委託しても結果がまちがどういう考えで、コストの問題を考えてコンサルにお願いしたのか、その辺の経緯等含めて、要するに輸送コストもそうですけども、輸送の中には切った木を運べるところまで運ぶ部分も私は入ってると思うので、まちとしてコスト削減について、去年の工事あたり見てるとまったく反映されてない部分があったので、今年は若干反映されてる部分もあるんですけども、そういうことをこれだけの成果として出している以上は、その成果を、まちの考えてる成果とただコンサルタントにお願いしてる部分は、きちっと中身を詰めた中でこれこれこういうものをお願いしてるという部分があればそれも一緒に出してもらって、その成果がどういう状況だったのか、それに対して今後どうしてるかということは当然、話し合ってると思いますので、それも併せて示していただきたいと思いません。

○委員長（大野一男君） 池田林業振興係長。

○林業振興係長（池田祐之君） この事業につきましては、将来、地域での木質バイオマスだとか、そういう利用施設が構築されるということを前提に木材の利用だとかそういうのを進めるということで、路網だとかそういう施設の利用を目的に今後の木材での。

○委員長（大野一男君） 鎌田産業振興課長、補足説明ありますか。
休憩とります。

休憩 午後 4時29分

再会 午後 4時30分

○委員長（大野一男君） 休憩を解き会議を再開いたします。

お諮りをいたします。ただ今江上副委員長ともご相談申し上げましたが、先ほど来から説明員のほうでなかなか説明が行き届かないということで質疑が止まるという経緯もあります。ただ今もこの案件についてなかなか回答が出てこないということですので、ただ今の質問は保留として、あした開会時に答弁をいただくということで調整をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） よってきょうはこれで閉会とさせていただきます。

明日は午前10時から会議を再開したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 異議なしと認めます。

改めて申し添えます。説明の皆様には明日からも、決算委員会の審議続きます。少なくとも決算に係る主要な施策の成果に関する報告書に付議されている案件については、速やかに答弁いただきますようしっかりと勉強していただきますよう、委員長からもよろしくお願いを申し上げます。

よって本日の会議はこれで閉じます。

明日は午前10時から再開いたしますのでご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 4時31分

委員会条例第28条の規定により署名する。

平成28年1月14日

委員長 大野 一 男

署名委員 本 多 浩

署名委員 石 原 広 務

平成27年せたな町議会決算審査特別委員会 第3号

平成27年9月18日（金曜日）

○議事日程（第3号）

- 1 認定第 1号 平成26年度せたな町一般会計歳入歳出決算について
- 2 認定第 2号 平成26年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 3 認定第 3号 平成26年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 4 認定第 4号 平成26年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 5 認定第 5号 平成26年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について
- 6 認定第 6号 平成26年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 7 認定第 7号 平成26年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算について
- 8 認定第 8号 平成26年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 9 認定第 9号 平成26年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 10 認定第10号 平成26年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算について
- 11 認定第11号 平成26年度せたな町病院事業会計決算について

○出席委員（10名）

| | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 大野一男君 | 副委員長 | 江上恭司君 |
| 委員 | 細川伸男君 | 委員 | 神田和浩君 |
| 委員 | 本多浩君 | 委員 | 石原広務君 |
| 委員 | 梶田道廣君 | 委員 | 大湯圓郷君 |
| 委員 | 真柄克紀君 | 委員 | 熊野主税君 |

○欠席委員（0名）

1. せたな町議会委員会条例第19条の規定により、議長を通じて説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

| | |
|------------|-------|
| 町長 | 高橋貞光君 |
| 教育委員会委員長 | 田井重久君 |
| 農業委員会会長 | 原田喜博君 |
| 選挙管理委員会委員長 | 大坪観誠君 |
| 代表監査委員 | 残間正君 |
| 監査委員 | 平澤等君 |

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

| | |
|-----|-------|
| 副町長 | 高野利廣君 |
|-----|-------|

| | |
|--------------|---------|
| 総務課長 | 西村晋悟君 |
| 財政課長 | 高田木正威君 |
| 財政課長 | 佐々木正則君 |
| 税務課長 | 横川川忍君 |
| 町民児童課長 | 吉崎照人君 |
| 保健福祉課長 | 丹羽羽優君 |
| 産業振興課長 | 鎌田田勝幸君 |
| 建設水道課長 | 原進君 |
| 出納室長 | 関功悦君 |
| 国保病院事務局長 | 小林安晴君 |
| 総務課まちづくり推進室長 | 黒澤智彦君 |
| 産業振興課参事 | 松村悟君 |
| 総務課長補佐 | 高橋純君 |
| 財政課長補佐 | 神田昌君 |
| 町民児童課長補佐 | 佐々木真由美君 |
| 町民児童課長補佐 | 坂谷洋二君 |
| 保健福祉課長補佐 | 西田良子君 |
| 保健福祉課長補佐 | 元島敬二君 |
| 産業振興課長補佐 | 佐藤英美君 |
| 建設水道課長補佐 | 松本健裕君 |
| 建設水道課長補佐 | 平田大輔君 |
| 税務課主幹 | 佐々木正人君 |
| 町民児童課主幹 | 濱登幸君 |
| 保健福祉課主幹 | 上野宏行君 |
| 地域包括支援センター所長 | 長内京君 |
| 産業振興課主幹 | 三浦剛大君 |
| 産業振興課主幹 | 河原泰平君 |
| 産業振興課主幹 | 阪井世紀君 |
| 農業センター副所長 | 沼口英樹君 |
| 建設水道課主幹 | 久津間智君 |
| 建設水道課主幹 | 上田一男君 |
| 国保病院事務局次長 | 中川讓君 |
| 国保病院事務局主幹 | 伊勢千佳子君 |
| 情報管理係長 | 水野万寿夫君 |
| 広報統計係長 | 尾野真也君 |
| 財政係長 | 吉田有哉君 |

| | |
|-------------|-------------|
| 課 稅 係 長 | 小 林 和 仁 君 |
| 徴 収 係 長 | 伊 瀬 亮 君 |
| 国 保 医 療 係 長 | 中 山 康 春 君 |
| 介 護 保 險 係 長 | 竹 内 亜 希 子 君 |
| 農 業 振 興 係 長 | 長 内 解 人 君 |
| 水 産 振 興 係 長 | 手 塚 清 人 君 |
| 林 業 振 興 係 長 | 池 田 裕 之 君 |
| 水 産 振 興 係 長 | 手 塚 清 人 君 |
| 管 理 係 長 | 井 村 裕 行 君 |
| 上 下 水 道 係 長 | 川 上 佳 隆 君 |
| 上 下 水 道 係 長 | 鈴 木 涼 平 君 |
| 管 財 係 長 | 金 澤 喜 嗣 君 |
| 給 食 係 長 | 林 那 子 君 |

《大成総合支所》

| | |
|-----------------|-----------|
| 総 合 支 所 長 | 堂 端 重 雄 君 |
| 産 業 建 設 課 長 | 佐 野 英 也 君 |
| 地 域 町 民 課 長 補 佐 | 萩 原 勝 幸 君 |
| 産 業 建 設 課 長 補 佐 | 杉 村 彰 君 |
| 大成水産種苗育成センター場長 | 沖 崎 孝 純 君 |
| 国保病院大成診療所事務長 | 古 守 幸 治 君 |
| 地 域 町 民 課 主 幹 | 浜 高 正 明 君 |
| 大成水産種苗育成センター主幹 | 栄 田 武 志 君 |
| 環 境 生 活 係 長 | 藤 谷 知 昭 君 |
| 福 祉 係 長 | 谷 川 一 志 君 |
| 水 産 振 興 係 長 | 藤 井 卓 也 君 |
| 建 設 係 長 | 高 橋 真 一 君 |

《瀬棚総合支所》

| | |
|-----------------|-------------|
| 総 合 支 所 長 | 篠 塚 三 喜 郎 君 |
| 産 業 建 設 課 長 | 福 士 裕 継 君 |
| 養護老人ホーム三杉荘所長 | 新 保 修 二 君 |
| 地 域 町 民 課 長 補 佐 | 濱 口 喜 秋 君 |
| 産 業 建 設 課 長 補 佐 | 松 岡 義 明 君 |
| 地 域 町 民 課 長 補 佐 | 八 木 忠 義 君 |
| 国保病院瀬棚診療所事務長 | 古 畑 英 規 君 |
| 瀬 棚 保 育 所 長 | 國 井 美 千 代 君 |
| 住 民 係 長 | 稻 船 奈 穂 子 君 |

| | |
|------------------|-------|
| 環境生活係長 | 山下誠一君 |
| 福祉係長 | 山本亨君 |
| 商工労働観光係長 | 栗谷一樹君 |
| 上下水道係長 | 小池秀樹君 |
| 養護老人ホーム三杉荘生活相談係長 | 平山史明君 |
| 養護老人ホーム三杉荘生活相談係長 | 畠中悦子君 |

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

| | |
|------------|--------|
| 教育長 | 成田円裕君 |
| 教育委員会事務局長 | 高田威君 |
| 教育委員会事務局次長 | 上野朋広君 |
| 瀬棚教育事務所長 | 三浦孝史君 |
| 給食センター副所長 | 早川克紀君 |
| 教育委員会事務局主幹 | 増田和彦君 |
| 教育委員会事務局主幹 | 黒澤美知子君 |
| 大成教育事務所長 | 杉村輝明君 |
| 北檜山幼稚園長 | 鎌田郁美君 |
| 社会教育係長 | 奥村大樹君 |

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 小板橋司君 |
|------|-------|

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

| | |
|------|-------|
| 書記長 | 西村晋悟君 |
| 書記次長 | 高橋純君 |

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

| | |
|-------|--------|
| 事務局長 | 横川洋二君 |
| 事務局次長 | 丹羽小百合君 |

1 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

| | |
|-------|--------|
| 事務局長 | 横川洋二君 |
| 事務局次長 | 丹羽小百合君 |
| 書記 | 松林功君 |

開議 午前10時00分

○委員長（大野一男君） 皆さんおはようございます。

ただ今の出席委員は10名です。決算審査特別委員会を再開いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

昨日細川委員の質問に対する、石原委員。

○委員（石原広務君） 再開にあたり私から少し進行についてお尋ねしたいと思います。私もこの決算審査26年度の決算審査評価、反省も踏まえて28年度の予算につながればいいという思いで、きょうも臨んだわけですが。実は昨日本多議員からお電話をいただいて、4回ほど着信があったんですが、私、話中で出れなかったんです。折り返しお電話したところ、どういう用事かとお尋ねしたら、今回決算どうするんだということだったんです。私は今の段階では承認する気にはなれない状況ですということをお答えしたら、実は賛成討論をするんだということだったんです。昨日帰りしな平澤議員とご一緒だったので、平澤議員に促されたんですかということをお尋ねしたら、そうだとということだったんです。その時は、賛成討論するのもよろしいんでないじゃないですかというふうにお電話切ったんですが、そのあと私としても考えたら、個人的に何かがあるということでしたら、それはそれでしかたないと思うんですが、監査の立場の方から今こう進行するに当たって、中立公正の立場の方から議会運営委員会の委員長に対してそういうことを促したということがあるのであれば、その辺の事実も確認した上で、もう一度決算審査進行していただきたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（大野一男君） ちょっと休憩入れさせてください。

休憩 午前10時02分

再会 午前10時10分

○委員長（大野一男君） 休憩を解き会議を再開します。

再び休憩に入ります。

休憩 午前10時11分

再会 午前11時51分

○委員長（大野一男君） 大変長い間休憩をいただきまして申しわけありません。

休憩を解き会議を再開いたします。

本多委員、平澤議員から発言を求められておりますので、これを許します。

本多委員。

○委員（本多 浩君） まだ気持ちの整理がきちんとしていない中で、自分の思いのすべてを伝えることはできませんけど、この度の決算委員会の審議の途中において、まだ審議の途中において賛成討論をすべく、そのひな形を用意しました。その行為は議会運営委員長として不

適切な行為でありました。それを認めます。それによって決算委員会を審査する委員会の皆様、全員の皆様にご迷惑をお掛けしました。このことをまずはお詫び申し上げます。どうもすみませんでした。

そしてその責任の取り方ではありますが、議員運営委員長の職務を辞任いたします。

○委員長（大野一男君） 平澤議員。

○9番（平澤 等君） 監査委員の立場ということでこの席から失礼いたします。先ほど来説明あった一番、冒頭に石原委員からお話あったように、実は先日、委員会終了後でございますけれども、昨日の決算委員会の終了後における賛成もしくは反対なりの討論についての相談をしたのは事実でございます。その中で、やはり先ほど第一会議室で議員懇談会の中で、監査委員たることとなれば、やはり公平中立ということであれば、そういったことは好ましくないと。私の考えは今関連に沿ってそういった段取りが必要かという形で老婆心でしたことが、議員各位からはそれは監査委員としてはあるまじき行為だということで強く嗜まれました。言う中において、その事実においてルール違反だということの指摘を受けた。これについて私もまだ勉強不足だったので非常に議員各位に迷惑かけ、また議員に対しても理解が得られない、信頼感がなくなったということに対して、私は深く皆さんにお詫びいたすと同時に、理事者の皆さんにもお詫びする次第でございます。なおこの件につきましては、私の監査委員としては責任をとるべきだという声が、先ほど正副議長、正副決算委員長の話の中で提示されてきて辞すべきだと聞きました。その中において私は、自分として皆さんにご迷惑をかけたことに対しての監査委員を辞するという行為については甘んじて受けたい。しかし私は今回この決算監査につきましては、隣にいる代表監査委員とともに8月の初旬に1週間にわたり決算監査には、もちろん公平中立な立場でしてきたという自分で自負がございます。そういった意味で自分に対しては、監査委員を降りるに対しても、今回の決算監査の委員会終了までは監査委員としてこの席に留まらせていただきたい。その終了後につきましては、しかるべき措置をとった中で監査委員を辞したいとこのように考えてますので、よろしく願いいたします。いろいろご迷惑をかけて、ありがとうございました。お世話になりました。

以上です。

○委員長（大野一男君） 江上委員。

○委員（江上恭司君） 本多委員の発言の中で、僕は準備するなりすることは何も悪くないと思っています。ただ、議運の委員長としてやってはいけないことをやったというのは、3人の議員にあんたどうなんですかという話、さらにその3人のうちの2人は新人議員なんです。そこに電話をして私は賛成討論をやるんだと。そこがきちんと明確にするべきだと思います。

以上、私の発言。

○委員長（大野一男君） 本多委員、ただ今の江上委員の発言に対して、もう一度答弁お願いいたします。

○委員（本多 浩君） そのとおりです。

○委員長（大野一男君） これをもちまして午前中の質疑は終わって休憩に入りたいと思いま

す。お昼休み休憩で1時まで休憩といたします。

1時から決算審査特別委員会を開会をいたします。

休憩 午前11時57分

再会 午後1時00分

○委員長（大野一男君） 休憩を解き質疑を再開いたします。

5款労働費、6款農林水産費の質疑を行います。細川委員の質問に対し答弁を求めます。
鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） 昨日の細川委員の質問に対しまして答弁の不手際がありましたことについて、まずはおわび申し上げます。

改めまして、ここで担当係長から再度答弁をいたしますので、よろしくお願いたします。

○委員長（大野一男君） 池田林業振興係長。

○林業振興係長（池田裕行君） 昨日は大変申しわけございませんでした。細川委員の質問にお答えいたします。未利用林地残材活用モデル事業の経過と活用についてのご質問でございますが、まず経過についてですが、町内には間伐等の森林施業により多くの林地残材が発生しております。この原因としましては、木材の搬出にコストが掛り過ぎることが要因の一つとなっていることから、将来的に有効活用を図るために搬出コスト削減に向けた実証試験、データ収集等各種調査を実施し、効率的な森林施業を行うための林道整備などについて平成25年度から3年間の調査を実施しております。平成26年度では搬出コストの低減に向けた実証試験と効率的な搬出手法についての調査を実施しており、町有林及び民有林のうち9地区について実際に搬出調査を行なったところ、搬出に要する経費が1立米当たり6,260円から6,460円であり、販売価格は3,880円から4,650円となり、販売経費を引いた差額が1,610円から2,580円のマイナスの結果となっております。国営緊急農地再編整備事業、暗渠排水整備これが今後10年間継続し、暗渠疎水材用のチップの需要が見込まれるということから安定的供給するために高性能な林業機械の導入や木材の効率的に運搬を行うための林道の整備を行うなど、搬出コストの低減を図る必要があるとの調査内容になっております。今年度につきましても、継続して調査を実施していることからこれらの報告書を参考にしながら、未利用林地残材の有効活用に向けて活用していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 今のちょっと聞き間違いがあればちょっとあれなんですけども、なんか16地区の山から木材を運搬したという話ですよ。確か16ですよ。場所場所において。

○委員長（大野一男君） 池田森林振興係長。

○林業振興係長（池田裕行君） 町有林と民有林からは9地区から出しております。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 9地区はわかりました。それで9地区から出すコストという状況の中で、またマイナスだったという話ですけれども、ただ運搬だけのものなのか、また山から木を切って、そして林道、道道、国道を通過して運ぶまでの経費もこの予算の中できちんと調査をしているのかどうなのか。もし調査結果が出てるのであれば、調査の内容についての資料があれば提出してもらいたいと思います。そうでなければ、これ以上また質問もできませんのでとりあえずその調査の結果を踏まえた中で、今後どうするんだと。これからそのマイナスになった部分で今後どうしていくのかというのがありますので、だからただ単に運搬コストと言っても私先ほど言ったように、林道の積める場所からいろんな施設ですよ。加工なりする施設に運ぶコストが掛るんだという話でございますので、条件のいい部分の中で、ただ距離が長い短いあると思いますけれども、距離長くなればそれだけコストが掛かる。これは当然の話で。ただその施設というのは、この北檜山、今金においては当然知っていると思いますけども、これ目的が今チップみたいですけども、チップをやるということになると今金しかやってないと思うので、あと民間ではやってますけども農業の資材に使うようなチップは作ってないと思いますので、搬入先はだいたい決まっているのかと思いますんで、そのコストの違いというのは、ただ単に輸送の延長の違いでコストが安いとか低いとかというお話をしているのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○委員長（大野一男君） 鎌田課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） コストの質問でございますが、これは山から切り出しから始まって、運搬して売り出すまでのコストでございます。今回これで調査をして、切り出したコストと販売するまでのコストを差し引いて2,000円前後赤字が出るということがわかりましたので、これについては先ほど担当係長いったように、今後は高性能の機械によつての運び出しだとか、そういうことでコストを下げたいて将来、今金の国営事業、これはだいたい面積で、計画では区画整理とセットで約2,200ヘクタールほどあります。2,200ヘクタール全部がその暗渠排水やるかどうかかわからないんですけども、一応セットでこれだけの面積がある。これと北檜山、瀬棚地区、せたな町においても基盤整備事業などを、現在掘んでいる予定では150ヘクタールくらいあります。これらの暗渠疎水材として安定供給をするためには、そういうコストを下げないとい、なかなか山に残っている間伐材が利用できない。そして安定供給するためには、こういうコストを下げる必要があるので今やってる事業が、27年度今年で終わります。今年までこの事業期間となっておりますので、その後については、そのコストを下げるための方向というか、作業工程の見直しだとか、さっき言った機械の利用なんかによつてコストを下げて、安定供給していると考えております。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） コストの問題なんですけども、当然9カ所をやってみたという状況の中で、今の課長言うように高性能の機械だとか、それでやることによつては木を切るスピードも違うし、当然わかります。ただ山によつては、結局起伏だとか勾配とかいろいろありますよ。その9カ所の場所について、総体ではこうなったけども、要するに起伏があつて切るのにも大

変、木を出すのも大変。それと併せて沢があったり、その沢は横断できないとかありますよね。だからその辺を今高性能の機械とはいふものの、多分検証した結果そう言っていると思うので、じゃその高性能の機械ばかりじゃなくて、その切ったところから車で運べるまで距離を出すために、ようするに車を機械で引っ張り出すのか、クローラーで運び出すとか、あとはウインチでエンドレスして運ぶとか、いろいろあると思うんですけども、だからその山の形状だとか、そういう起伏、沢においてこの9カ所の中で、そういう部分を合わせて検討して総じてこの金額が全体で掛かるんですかということも考えていかなければならないと思うし、今後の課題として今言ったように、やはり山はそれぞれ場所によっては地形も違いますので、その辺のコンサルに頼みましたという話ですよ。私、質問したときには。だからそのコンサルに頼んだ時には、この500万の中のうちの運搬が幾らでコンサルに幾ら掛って、コンサルに対してどういう調査をしてくれと。目的がこういうことで、こういう調査をしてくれってそういう内容も求めていたつもりでございますので、それも出てませんのでそれも合わせて提出していただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 鎌田課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） ただ今の質問ですけども、この事業につきましては総額500万円で森林組合に委託をしております。それでその500万円のうち400万円の部分については、実証試験ということで間伐材の搬出に立米当たり2,500円の上乗せ助成をして1,600立米の集材に助成をしている。残りの100万円分について先ほど言いましたコストの調査をしております。ということでよろしいですか。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） ですから500万円のうち100万円は、今いった調査目的の物件で、森林組合に委託したということです。委託した以上は、お金を掛けてますので成果なり、今の先ほど来から言ってるように、主要になるものが何なのか、今後こういうふうにしていかなければならないとか。そういう評価を含めて、まちがもらうのが普通であって、ただお金を出して森林組合に評価だけを投げかけておいて、まちは何も知らないという話にはならないと思うので、私が前回質問してるのは、その内容についても文書で提出してくださいとなっておりますから、その辺提出してもらわないと、私もわかりませんので、やはり100万円というお金を森林組合に委託してるんですから、その委託した根拠というか、その目的を持った中でやはりバックしてもらって、まちが検討して今後の資料にあてていくのが普通だと思いますので、その辺ちょっと資料を出して下さい。

○委員長（大野一男君） 鎌田振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） ただ今の質問でございますけども、その委託した成果というのが先ほど担当係長から説明したように9地区で、実証した調査で搬出経費と、それによって赤字であるだとか、今後こういう先ほど言った機械の作業工程の見直しや機械の導入が必要だということが成果として出てきたということでもあります。それと先ほどちょっと説明してありませんでしたが、このほかにコストを下げるために現場によって、いろいろ切ったところから

道路までの搬出、確かに遠かったり近かったりしますので、そのコストを下げるためには、ちゃんとした林道がそこになければならないというのは、そういう林道が必要になりますので、路網についても策定の、こういうところにあったほうがコストが下がるのではないかというそういうような成果も出ております。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 先ほど私言った木を切って出すまでの間の部分は、要するに林道を造らなければならない。逆に林道を造るためにその木を切って、そして出してやらないと林道ってできないんです。山があって気が生えているのに林道を造るのに、木を切って全部林道を造る幅が決まっていますから、例えば3メートルの林道であれば、あとは起伏の高いところであれば、切土、盛土もあるだろうし、そうすると延長幅についたって道路は3メートルかもしれないけど、実質有効の部分としては10メートルも15メートルも広がるんです。だからコストを下げるというけども、その木を切るための道路は逆にいって、木を切らないと道路はできないということなんだから、僕から言わしたら逆じゃないかと思います。だからその調査の結果というのは、まちで口頭ではなくて文書で残すべきだと思います。100万円払って。口頭で受けたんですか、ちゃんと文書で来ているんでしょう。来ている文書を私に見せてくださいということ言っているんです。

○委員長（大野一男君） 鎌田振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） 成果については口頭できたとは私申してはいないんですけども、成果についてはきちんとこのように成果品として、まちでは受け取っております。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 冒頭私が最初に質問してたとおりでございますので、出してくればいいんですけども、口頭で言わなくてもその文書出してくればすぐわかった話であって、文書は先ほども聞いたんですけども、口頭でしか説明してませんので、だから僕も聞き違いもあるので、きちんとその成果をまちが残して、そしてたぶん監査の方も、要するに費用対効果も考えながらやってると思いますので、これだけの金額でございますので、その成果品あるのであれば見せてもらうのと、あとはその成果品をもとに、まちとしてどういうふうな課題等々含めて、今後どうするのかという部分についても、きちっと検証してやっていることと思います。それと併せて今後のコストの削減に向けての事業も展開していると思いますので、そういう成果品をもとにした、まちの考え方というか、部分もきちっと出してると思いますのでその辺も合わせて提出していただければありがたいと思います。

○委員長（大野一男君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時18分

再会 午後 1時23分

○委員長（大野一男君） 休憩を解き会議を再開します。

発言を求めます。

鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） この成果品でございますけども成果品の中には、今後、林道関係の設計だとか、単価、歩掛とかに係る数字等も入ってるということなので、一概に公にすることがいいのかどうかということで今確認をしております。私たちが作った資料ではございませんので、そういうことで今確認中でございます。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 私何も歩掛まで出せと言わないので、要するに、まとめた中のこれが何ぼあればなんぼでなくて、この事業を調査した結果こういう成果が出ましたと、成果品ができました。そういう成果品の部分を提出していただければ、その歩掛がどうのこうのと言っても、だいたい私はわかりますけども、そこまでは言っているつもりでもないし、その成果品ももらった中で、それをまちが検証したんでしょう。で検証したなら検証しました。こういうふうになりましたと。その後この事業に対しては、こういう課題があつてこういうふうにしていきたいという部分できちんと話せるべきものだと思うから聞いてるんであつて、もういつから、去年の要するに決算でございますので、いつから終わってる中で時間がないとかなんとなかていう話じゃないと思いますので、やはりそんな難しい話をしてるつもりもないし、すぐお話してもらえればいいと思いますけれども。

○委員長（大野一男君） 鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） ただ今の質問でございますけども、成果品のすべてでなくって、一部というか出せる範囲の部分で提出をしたいと思います。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 出来る範囲というのは、先ほど私の質問に成果品の中身について答弁しましたよね。その答弁の内容の部分はそこに書いてると思うから、その辺を提出していただければいいのかと。まずそれが一点と。それと、きのうの質問の中で、まちはバイオマスとの関係とチップこれも言ってます。それでその辺のバイオマスとチップこれの目的と、その調査した結果それも合わせて教えていただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） バイオマスとの関係でございますけども、これにつきましては27年度、今年度の予算委員会で説明しておりますが、今年度の事業の中で26年度ではなくて27年度の中でバイオマスに関しては利用が出来るか出来ないかっていうような調査をするということにしています。チップにつきましては、今25年度からこの3カ年の中でチップの利用についてはその実証試験等を行なっています。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 私が言ったんじゃないで、答弁者のほうでチップとバイオマス併せて調査してますと言ってます。もしあれだったら議事録確認してください。27年度の話は私してませんので、あくまでも26年度決算の中の質問の中でそういう調査項目でなってますとい

う話をしていますので、もしあれでしたら議事録確認して答弁してください。

○委員長（大野一男君） 鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） 答弁の中でバイオマスについての調査と言ったとすればそれは訂正をさせていただきます。27年度、今年やってるということでご理解を願いたいと思います。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） ということになると26年度については、そのバイオマスの関係は全く調査もなにもしてないということで理解してよろしいですか。

○委員長（大野一男君） 鎌田課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） そのとおりでございます。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） そういうことで調査していないというものですからあれなんですけれども、ただ私たちにしてみればそういう答弁があったので、当然、質問の内容についてもいろいろ考えては来てますけども、あとはただ調査の結果、今出してもらえればその内容によってまた再度質問したいと思いますので、その内容は来てからまた質問したいと思います。

○委員長（大野一男君） 細川委員お尋ねしますが、質問の機会は一括のときでもよろしいですか。それとも。

○委員（細川伸男君） 俺も忘れたらこまりますから引き続きやってください。

○委員長（大野一男君） 資料が出しだいま質問ということで。

○委員（細川伸男君） 結構です。

○委員長（大野一男君） 説明員に申し上げますが、出来るだけ早く資料を整備して提出いただくようお願いします。

それでは、ほかに質問ありませんか。

梶田委員。

○委員（梶田道廣君） 29ページの労働費の緊急雇用創出とございますけれども、この250万の中の人件費が213万となっております。新規就労者が1名なんですけれども、これに携わった方1人だけですか。

○委員長（大野一男君） 阪井主幹。

○産業振興課主幹（阪井世紀君） ただ今の質問ですけれども、これは国の緊急雇用対策として国から道が受けて、道の実施機関として町が補助金をいただきまして、せたな観光協会に委託をしている事業となっております。人件費については、ここに書いてあるとおり213万778円となっております。180日間1人を臨時職員として観光協会で採用しております。1日当たりの単価が1万円、それから残りの分については共済費という形で支出をしております。

以上です。

○委員長（大野一男君） 梶田委員。

○委員（梶田道廣君） 国からのということでもわかりました。これを見ると観光振興のため人材育成と雇用となっていましたので、雇用が目的なのか、それとも観光振興が目的なのかとちょっと疑問に思ったものですからあれなんですけれども。これから新幹線が北海道に来るという中で、胆振とか日高とかそちらでもいろいろ観光について検討をしている最中の中で、これは26年度の決算ということで、それはそれでいいんですけれども、この渡島檜山のこういう近いところでこれから観光の部分に力を入れようとするのであれば、この半年という部分をこれから検討していく必要があるのかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（大野一男君） 阪井主幹。

○産業振興課主幹（阪井世紀君） 梶田委員のおっしゃるとおりだと思います。ただこの緊急雇用につきましては26年度のみのものでこの180日間、9カ月の中での採用でしかできなかったものですから、そこはご理解いただきたいと思います。ただ、来年3月に新幹線開業するにあたりまして、観光も今新幹線の開業に向けていろいろ人を呼び込もうということで、観光協会と一体になりながらいろいろモニターツアーとかそういうことを実施しながらやっておりますので、今後ともご協力をしてしていただければ、また私たちがそういう意見をいただいて進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（大野一男君） 梶田委員。

○委員（梶田道廣君） 質問しないでおうと思ったんですが、これは26年で終わった事業なんですか。それともまだ継続事業なんですか。

○委員長（大野一男君） 阪井主幹。

○産業振興課主幹（阪井世紀君） 26年度で終わっております。

○委員長（大野一男君） 先ほど細川委員から資料請求のありましたものが製本されましたので配布をいたします。

（資料配付中）

○委員長（大野一男君） A4の1枚ものです。資料は。

他に質疑ありませんか。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 質問させていただきますが、その前に私たち委員会のメンバーの中でいろいろまして、審議が停滞したこと町民の方々に大変深くお詫びしたいと思います。それでは質問させていただきます。

何点かありますが、まず1点ずつということなので、30ページの優良家畜導入事業、これは私本当に前からの確信的を得た施策だと思ってますし、特にここ1年、2年肉牛を含めて大変値上がりの中で、この町内の各農家の方々も相当全道でも誇れるような形の成果を上げている。この夏もそういううれしい話を聞かせてきました。そこで私これから特に、この予算を見ると去年の中では当初予算からもらってる。まだ要望があったけど、予算がこうだということでこれで切ったということなのか。その辺についてのいきさつはどうだったのかまずお聞きします。

○委員長（大野一男君） 三浦主幹。

○産業振興課主幹（三浦剛大君） 真柄委員のご質問にお答えします。当初予算で1,000万円見てまして、各農協から導入状況等問われまして、このように988万8,000円の利用があったということでございます。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） これ各農協と町の協定か何かの中で、これはどういう状況でも1,000万の限度額ですという形で協定してるという捉えてよろしいんですか。

○委員長（大野一男君） 三浦主幹。

○産業振興課主幹（三浦剛大君） この事業は平成21年から始まってまして、その当時から予算は1,000万円程度という中で導入を見てます。ただここ最近家畜市場による肉牛、酪農牛の取引価格が上がっているということで、売るほうも価格はいいんですが、買うときも価格が高いということで、市場の導入も結構厳しい状況が見受けられます。この中で乳価のほうも高いということで、酪農家も新しい牛を導入するというような状況もあるものですから、ここ最近利用が増しているということで、今1,000万に対してこれだけの利用があったと。決算と関係ないんですが、先日の補正予算において大幅な補正をお願いしたのは、当初導入計画を農協に通じて取ったときに、ことしについてはすごい導入が多いという要望がありましたので補正対応させていただいたということでございます。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 私もことしのいきさつについては理解しているつもりです。なんせ去年の決算なのでその経過をまずお聞きしたいのと、あと去年の段階でも私あっちこっち歩いてると結構要望が大きかったと。だけどそれはそういう形の中でお互いやむを得ないところもあったと思うんですが、もう一つ私よく聞くのは、ある程度規模拡大したいんだと、ところがスペース的な問題もいっぱいあるんだよという話も聞くものですから、これはまたこの直接の導入とはあれだとはいうものの、そういう形での要望とかそういうものは農家の方々から上がってきてるといふことありますか。

○委員長（大野一男君） 三浦主幹。

○産業振興課主幹（三浦剛大君） 収容頭数の増については、国の施策もありますし、各市場、農家の畜舎の整備状況もありますので、希望に沿うようになかなか収容頭数の増をできないような状況はあると思います。あともう一つは、ここ最近が10年間ぐらいの推移でいきますと各収容農家ごとの収容頭数が限界に来てるといふ状況が見受けらまして、各畜産農家の高齢化もちょっとありますので、今後そこら辺も畜舎整備の話があれば、まちとして支援していきたいと考えております。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 本当高齢化の中ですけど、この優畜農業の効率化によって収入が上がるといふことの中で、特に耕畜連携、あと餌米の関係で、ますますこの需要が高まってくるんじゃないかと私当町でも思っております。そういう中で今の、去年だからもっと要望があった

んだけども、抑えたということではなくて去年はこれ以上の要望がなかったと。限度額が決まっているから。

○委員長（大野一男君） 三浦主幹。

○産業振興課主幹（三浦剛大君） 26年度の導入事業に関しては、予算と近い数字で終わっているのですが、そういう疑念を持たれるかもしれませんが、各農協からはこういう状態で申請が上がってきて支出したということでございますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 課題、畜舎の関係とも課題これからいろいろな形で、町と生産者と協議しながら、いい方向にもってくだらうと思いますけど、ちなみにこれだけのやっぱりいろいろ投資した形の中で、おとしから見て全体としての売り上げとかのそういう数字は掴んでいるんですか。ここに決算委員会ですからある程度の数字とかの報告はあってしかるべきだと思うんです。その辺の数字は捉えているのかどうかお聞きします。

○委員長（大野一男君） 三浦主幹。

○産業振興課主幹（三浦剛大君） 南北北海道の家畜市場の資料というのは平均単価等で私たちのほうに来てますけども、各農協が市場だとかに出してその価格を集計して、うちに、それが結果的にすべてにおいて優良家畜の導入に対してなったということに、数字で捉えてるところがちょっとないものですから、後日整理して報告したいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） あるかないかにしても、ただ僕はこういう数日はきちっと捉えた中で報告できるぐらいのデータはやっぱり蓄積するべきだと思いますので、その点についてはそういう形で、それが最終的にまちの財産として私なると思いますので、やはり単年度、単年度で投資したものに対してのデータはしっかりつかまえておいたほうがいいんじゃないかと思いません。その点については私これで終わりますけど、どっちにしてもいい制度でございましていろいろ財政的なものはあるでしょうけども、昨日財政課長も言っていました効果のある運用によっては基金も含めて弾力的に運用しながら効果を出すということでございまして、ぜひこの制度については引き続き生産者の声を聞きながら努力していただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） ほかに質問ありませんか。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 先ほど林業のほうでありましたが、私この中にはないんですが、決算書の有害鳥獣賃金とかそれからヒグマ対策とかということの項目の中で直接はあたるかどうかわかりませんが、あの事件以来というわけではないですが、ハンターの高齢化と、なり手がなかなかいないということで、非常に地域だけではなくて町も苦慮していると思うんですが、この予算案の中で去年あたりそういうハンターの育成等とかについて若干でも投資したという数字はどこかで見られるんでしょうか。

○委員長（大野一男君） 池田係長。

○林業振興係長（池田裕行君） そういう経費につきましては、ハンターの育成免許の取得補

助金ということで見ております。一般で98ページで負担金補助及び交付金の項目で、1番下の狩猟免許取得補助金95万2,000円。負担金補助及び交付金の98ページです。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） それで、まずこれは町の考え方です。今現状のハンターの方々に対する今の現状と、現実には町での課題等について報告願います。

○委員長（大野一男君） 鎌田課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） 今町内にはハンターが35名の方がおります。でこのうち罠だけの人が6名、銃を持ってる方が29名でございます。ハンターも確かに真柄委員が言われるように高齢化して、最近クマだけでなくシカによる被害も増えてきているということで、ハンターの確保も重要な課題だということは認識しております。ということで先ほど説明しました、まちからのハンターのなり手、担い手への対策として奨励金の補助をしております。これにつきましては、この制度を開始しまして5名の方が対象として補助を出しております。補助の内容としては、免許取得に係る費用それと銃の購入費用など約35万円くらい掛るわけなので、その分について助成をしていくということでございます。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 一人当たりその補助で自己負担額なくできるということですか。取得できるということですか。

○委員長（大野一男君） 鎌田課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） だいたい自己負担は無くてできると思っております。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） そういう形で考えていただいて、現実考えなければなかなか住民の安全を守れない状態になってますから、町が考えているこのぐらいほしいという数字というのは、どのぐらいのハンター期待するんですか。

○委員長（大野一男君） 鎌田課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） 何人が適正かというそういうものはございませんが、ただ最近農業地帯、またあるいは海岸での海獣の被害ということが増えてきておりますので、やはりそれぞれの地区においてハンターがいることに越したことはないと思っております。いずれしても相手がクマであったりシカであったり、いつどこに出るかわからないというような状況でございますし、いろんな被害がある現状の中でまちとしてもできること、農協としてもできること、それと自分の畑というのは、自分の農業者の財産でございます。自分の畑を守るという気持ちで、やっぱりできる範囲のことはやっていただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） この今の免許取得とかについては道からとかの一部でも補助とか全くないんですか。

○委員長（大野一男君） 鎌田課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） 道の補助についてはございません。一般財源でございます。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 一般質問になったら困りますから、道でもこのヒグマ対策を結構考えていながら、各自治体も私非常に悩んでると思うんです。そういう中で単独予算だけでやれということなんですね。やってくださいというか、単独予算でやっているということですね現段階で。これはもう今の現状ではどうしようもないのかもしれませんが、先ほど課長言ったとおり、けっこう歩くと小川でもどこでもそうですけれども、本当にこれについての予算ちょっと見てくれないかと、私頼まれたからって私がやるわけではないですけど、やっぱりそのくらいやりたいけど、ある程度そういう形の情報とどうしたらなれるのかということと、あとそのきちんとしたこういう補助をするので、逆に協力してほしいということの、本来は僕はこれ町だけでなく道もぜひやっていただきたい。要請は町長方も逆に道に要請してでもそういう形でも予算確保してもらいたいと思うんですけど、いずれにしてもこのなり手がないうちで、どうしても必要な制度でございますので、町民に対してのやっぱりなり手だろうと思う方々の働きも含めて、ちょっと努力して、努力してないということではなくて、今年もまた今まで以上に努力していただきたいと思います。できれば予算もそういうことの中で考えていかなければ、なかなか今の若い方、確かに理解はしてくれるんだけど、なかなかそこまで一歩踏み込んでいただけないという話も聞きますので、その辺も含めてちょっと知恵を出していただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 鎌田課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） 委員の話はよく理解いたしました。ただ先ほど説明不足になりましたが、銃の免許の関係でこの補助金に対しては無いんですけども、電気柵だとかそういうの導入に対しては国の事業等があって、それを使って導入してるということ。それと農協におかれましては、2農協あるわけですけども、新函では罾の取得に対しても助成をしているという状況にあります。いずれにしてもなり手については、まだまだが必要だと思っておりますので、これについては、まちの補助制度のことをPRして増やしていくというような努力はしたいと思います。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

先に細川委員。

○委員（細川伸男君） 先ほど書類貰いました。その中で、国営研究農地再生の基盤整備事業、先ほど言ったように今後10年間はあるだろうと。また今南やってますから北も始まれば、また更には5年になるのか10年になるのか、これは伸びることはわかります。ただその中で、今出ますように安定供給に向けて作業工程の見直しや更なるコスト低減を進める必要があるということで提言されてますけれども、ただこの事業に関してまちが果たして、この事業で使うチップをまちが調査をして、今後まちが安定供給のために山を切り開いて木材を売って、チップにしていくという考えでやってるものなのか。当然これに書いている以上は10年間はあるんだから安定供給するためには、コストも下げるように作業工程も見直しして安定供給していくんだということで書いてますから、今後この安定供給のために、まちはどのような形で一般

質問じゃないですけども、要するにどうやったって先ほど言ってるようにマイナス2,000円ですか。これはもう掛ってくることで、更には500万のうち100万は森林組合に調査を依頼してる。あと400万については、要するに木を切って運搬してチップにしてもらって売ってもらっているという形です。その売ってもらうんですけども、それにしてもこれに2,500円を、さらに補助して事業を進めたということです。そうすると、これまちで事業として考えて安定供給するのであれば、やはり民間の山も当然これ入ってますよね。ということは民間に対しても安定供給するために、今後まち側が民間にも補助金を出して、そしてこの10年間の事業に対しての資材の供給を担っていくんだという考えのもとで、こういう調査をしたのか。これはあくまでも国営ですよ。国営でやってることであって、これが今金町の事業ですけども、その事業を当然、北檜山だから関係ないとはいいませんけども、目的に沿ってまちがどれだけこの事業に対しての安定供給を進めていくのかいかないのか。この事業をやったからには進めようという考え方でやっていると思いますけども、その辺はどうですか。

○委員長（大野一男君） 松村参事。

○産業振興課参事（松村 悟君） 細川委員のご質問にお答えします。今回、調査しております未利用林地材の活用モデル事業ということでございますけれども、町有地も民有林もございまして、当然山を整備するということで間伐だとか、良い材を作るために間伐だとかそういう材が数多く出ている。先ほど委員おっしゃってございましたように、町内の山林につきましては急傾斜地が多いということ、沢だとかあと路網の整備、林道がないところもございまして、なかなか間伐した木を上手にすべて100%出してるわけではないということで、非常に多くの間伐材がそのまま切り捨てられているという状況がございます。それからの有効利用ということをお睨んでの調査でございます。それで今回の暗渠疎水材のチップの利用が今後見込めるということで国のほうも、当町では風力発電だとか、そういうことにも取り組んでおりますけれども、木材チップによる発電だとか、そういうことも国では考えられておりますし、そういう有効利用、せっかくある木材の有効利用を図るためには、もっと出したほうがいいのかという調査もございまして、まずどのくらいのコストが掛って、どうやったらうまく有効利用できるのかという目的の調査を行っているということです。同じような事業の調査項目も、隣の今金町でも実施していると聞いております。やっぱり管内、当町だけではなくて全道的にもこういう木材も切り捨てられてただ腐るだけですから、それらを引っ張り出してきて有効に使うためにもっと知恵を絞って、有効利用していきたいと考えております。町内も当然、町有地もありますし民有林もございまして、それらの今切り捨てられて山に放置されている木材を上手に活用していくという目的の調査でございますので、チップにするために出すというよりは、あの間伐だとか、その森林整備の中で出てくる材を有効に使いたいというような目的の調査でございます。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） そうすると今まで質問、答弁の中でその切り捨てられたというのはわかるんですけども、ここに書いてるように、目的ちゃんと書いているんです。基盤整備事業

が今後10年あるんだよと。その10年に対しては、チップ材を使ってるんだと。何とかその安定供給に向けて作業工程の見直しや更なるコストの削減を進める必要があるということも書いているんです。それで切り捨てられたとか、その放置されている部分の調査とかなんとかというの、ここに全然入ってないです。ということになれば、言っていることと整合性がなくて、これもあれも一緒にして大義名分でこれもあるからこれもやってますよってことになるよと、今いった部分で、その切り捨てられた分が多くあります。じゃどのくらいあるのですか。面積はどのくらいあるのですか。場所についてはどの辺ですか。それを出すためにいくら掛るのですか。そういうことまでまだ話し飛躍しちゃうもんだから、私はそういうところまで聞いてもいないし、答弁でそういう答弁が出てくるから、まだ出てきた以上は質問するようになっちゃうものですから、ただ、まちがこの10年間の事業に対して要するに安定供給するために、これ道の補助も入ってます。ということは、まちに対してどれくらいの安定供給ができるんですかと。せたな町はどれだけ安定供給できるんですか。それは町の山もあるし、民間もありますよという中で、民間も町の山も山には変わりがないから、コスト的には今はどうやっても、やってもらったけれども、2,500円は補助してやらないとこの事業はできなかったということになれば、当然これコスト下げるといっても簡単に下がるコストでないと思います。そのまんま私は掛っていくと思います。私はね。そういう中でやはりこの事業の目的が、きちんとあるのであれば、やはりまちにも補助をもらって、要するにこういう事業があるので、せたな町なんとか安定供給に向けて、まちとしてどうなんですかとということもあってこれ書いていると思いますので、その辺含めてまちが全然安定供給に向けてやっていく必要がないんだよということであればまた話は別ですけども、ここにきちっと書いてる以上はやっぱり安定供給として求められて、それにまちが答えるって形で成果品の中で出てますので、その整合性をきちんと説明していただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 鎌田課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） ただ今お配りした資料の中に今細川委員が言われたことについては、これは事業の目的ではなくて調査した結果が、こういうことですよということで私も認識しております。目的につきましては、最初、担当係長がその経緯の中で説明したとおりで、利用されていない未利用間伐材これは何が原因かという、搬出コストが高いので利用されていないんです。そのためにコストを下げると。そういう調査を行ったということでございますので、最初からその事業の目的として今金の国営基盤整備のチップ材に充てるということではございません。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） この書いているとおり25年度からこの事業実施しています。25年、26年と2年間やっています。最初の25年度の分を言ってもしかたないですが、これだけ目的が未利用林地残材の搬出だけでも、それであれば要するに未利用地の部分はこっだけあって、それにあるのはこれしかないですと。その物を出すには経費がこっだけ掛かっていますと。だから出すためにはやったけども、森林組合にお願いしたんだけども、やはり思っている金額では

できなかった。更にまちでは補助したんだということですね。であれば今後じゃこの未利用地の部分、チップは別にしても、この未利用地の部分で、この調査の結果、今後どのくらいそういう面積があって、どのくらいの量が残ってて安定供給するためには、いつころまでにそれを出さなかったらいいんだということは、これ調査もうしているんですから、今言ったように風倒木もこれに入っているのかわかりませんが、そういうものの中にはあると思いますので、同じ風倒木の中にもまだ使えるものもあるし、使えないものもあると思います。だからその辺を併せてこれ調査したんですから、じゃ未利用林地残材の部分は、全体的にどのくらいあったんですかということで、お聞きしたいと思います。

○委員長（大野一男君） 鎌田課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） ただ今の質問ですけれども、まずこの調査の中には未利用材の中に風倒木は入っておりません。今後どれだけあるのかという町内にどれだけそういう未利用残材があるのかということについて、この調査の中では把握はしない。調査をしていないということでございます。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 調査をしていないと言いますけれども、これだけの金使って更にはここにきちんと書いてるように安定供給に向けて作業工程の見直しや、更なるコストの削減を進める必要があるというまで書いているんですから、それであればこんな部分何もいらんじやないですか。一応これをやったんだけど、調査しましたと。調査しましたけどもその部分までもなんもやってませんという答弁でいいじゃないですか。なんかやはりこれだけのお金を使うんだからその費用対効果考えて、私たちは確かにお金掛かったよな。仕方ないよな。その成果はどうなの。成果はちゃんと出てますね。その成果の内容聞いて、それでやっぱり総体的に決算委員会ですから、金額ばかりじゃなくてその目的に沿ったお金がきちっと使われているかどうかを検証しながら、今後の事業の進め方を考えるべきであって、じゃ何も調査してなければ今後、例えばことしの部分で何を調査をして、何をもちこに書いてるような安定供給に向けて考えていくという部分についても、ちょっと私はわかりづらいので、その辺もうちょっと説明してもらいたいと思います。そしてその下に書いてるように今後の作業の見直しや、道路の整備だとか、ハーベスター、フォアードだとか高性能の機械これもよくわかります。その辺の課題も判明した以上は、まちでその課題について検証して、今後この課題については克服できるか、できないのか。できるとしたらいつころまでの間に係るのか、その辺の検証をしたと思いますので、その辺の成果を教えてくださいたいと思います。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） どうも話が噛み合っていないようですので、ちょっと整理させていただきます。

この事業の目的は、今まで森林整備をするにおいて、これまで除間伐をやっていい山を育てるということですが、その除間伐をする中で今までコストが高くて、山からその間伐材を出せないというような状況が現状でございました。これでは、この山の所有者の所得につながら

いということから、何とかこれを出してお金に替えて林家の所得につなげるということができないだろうかという、そういう調査の事業でございます。したがって実際にやるところが、こうしてやはり赤字になると。赤字になるということは、これは事業として成り立たないことになりますから、この赤字をどうやったら埋めることが可能かと。そういう調査です。今後作業工程の見直しであるとか、いろいろ下に路網の整備を含めてありますが、こうしたことをして行って、この赤字の部分の吸収できるかどうかと。これは今年度もこの事業を続けて調査をしておりますので、結果はわかりませんが、材レスト、いい木材を販売することと違いました、随分木材加工も安いというようなことで、なかなか今まで間伐材の利用は無かったと。これをなんとか利用したいということでございますので、今後、調査をしていく中でやっぱりこれは無理ですということになるかもしれませんし、これはいけるねと。少し工夫すると林家の所得に向上につながるということになるかもしれません。この調査だということで、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 私もそういうつもりで質問しているんですけども、それが先ほど言ったようにこういう形の中で、拡大されてるのかちょっとわかりませんが、この整備に対してのチップ材、これを供給するために要するに作業工程だとか更なるコストの削減をする必要があると書いてますので、そうしてあれば私が冒頭言ったように、その調査の目的も質問してると思いますよ。目的がどうなんだ。その調査にはどういうものが入っているんだというもので質問しているんだけど、それも今だかつて提出はされてません。議事録見てください。きちんと求めてますから。だから私もこういう問題について噛み合わない。町長くしくも噛み合わない。当然噛み合いませんよ。私が言ってることと答弁求めてることと出てきたものが、全く違うんですから、出てきたもので私は逆に質問するしかございませんので、それが噛み合わないと言われても、私としては、どうしようもない話で、こういう形で文書が出て来ている以上は、この文書で質問したっておかしくない話だし、その文書で出てる質問の答弁は私の質問に対しての答弁は、やはりきちんとしてもらわないと。それがやってないとか、やってるとか、事業の目的が違うとか何とかというのであれば、全然話にもならないし、質問もできないし、多分答弁もできないと思うからこういうことであれば、いつまでたっても審議できないので委員長どうですか、この辺の問題について。議事進行について委員長の所見を求めておきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 説明員に聞きますけど、今の細川委員の質問に対して答弁ですか。鎌田課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） 本事業の調査の目的につきましては、先ほども説明としたつもりでございます。それと本事業は25年から事業を実施しておりまして、事業実施に当たりましては25年6月かその所管の産業教育常任委員会で事業目的と書いた資料を提出して説明はしております。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） ですからその目的をきちんと出してくれて、それで整合性があるかどうかということ、今決算委員会でやってるんでしょう。だからその資料を出してくれて、私の質問と噛み合うか、噛み合わないかは、委員会でやった部分は委員会でやったことだし、その事業をやった成果を今ここでやっているんです。だからそこでやってるからあれしてるからいいんだという話であれば、全然話にもならないし、こんな議論は出来ませんよ。委員長きちっと議事進行どうしたらいいか考えてください。

○委員長（大野一男君） 今、産建の資料としてその目的等になった資料があるということですが、それでは回答にはならないんでしょうか細川委員。

○委員（細川伸男君） こういう文書が出てきたんです。だから違うから言ってるんです。だからこういう形の中で、本当に目的が整備事業に関してこれから10年間係るので、そのチップの部分も安定供給するためにもということ、きちんと提出してますから、だからそれ以外にこういうこともあるから私が質問してるんであって、こういうもの出てこなければ質問も別にするあれも無いんです。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

（「休憩」と言うものあり）

○委員長（大野一男君） それでは休憩を取らせていただきます。

2時25分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時13分

再会 午後 2時28分

○委員長（大野一男君） 休憩を解き会議を再開します。

調整のため休憩に入りたいと思います。

よろしく願いいたします。

休憩 午後 2時29分

再会 午後 2時50分

○委員長（大野一男君） 休憩を解き会議を再開いたします。

ただ今休憩中に細川委員の質問に対して、今後の質疑のあり方について調整をさせていただきました。後ほど資料等を精査したものを本委員会に提出いただいて、その後、質疑を再開するというので、調整が整いましたので、細川委員の質問については、その状況が整い次第、再開をさせていただくということで、よろしくご了承いただきます。

ほかに質問ありませんか。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君） これも成果の問題で、委員長にもあとで取り計らいお願いしたいんで

すけれども、33ページから次のページにかけまして、一連の水産業に対する支援対策で毎年ですけど、この項目の中で数字の金額多少の差がありますけども、安定した形の中で事業展開されている。これ所管の委員会等では年度末になるとそれなりの数字は出てくるんですが、やはり私、先ほど畜産のことでも言いましたけれども、もし出来るものであれば、こういう資料はこれから決算委員会の中で、事前に、それは3月までの形の数字出てると思っていますので、それをきちんと提示しておくことによって議論も進みますし、なおかつ僕らが見ているこの品種以外に、どんな魚種が含まれて金額が上がってきてるとか、そういう形の資料としてはこれからの中で必要だと思います。それで町のほうにも確認していただきたいんですが、こういう安定した形の中でやってる事業ですから当然、成果上がってますけど、できればこういう形の1年間の決算に当たっての資料というのをこれから出していくという方向で、委員のほうで取り計らっていただきたいと思って、今提示させていただきました。

○委員長（大野一男君） ただ今真柄委員から33ページから34ページにかける付議されている案件で、26年度決算時におけるさまざまな資料、データ等当然ある事業もあるので、その分については決算委員会に添付資料として提出していただくように今後配慮願いたいという意見をいただきました。委員長としてもそのように今後の委員会の進めについては、検討していきたいし、そのようにお願いをしたいと思います。真柄委員26年度については、できれば今回はどういう点についてはどうなんでしょうか。

○委員（真柄克紀君） 今そういう形で今後の委員会の在り方についてそういう委員長の計らうことができました。ただこれだけじゃなくて今いう最終的にそういう補助を含めた生産している中での効果という形で、やっぱりデータというのは必要だということですので、そういう形の中で1個1個で見るとこういういろいろ評価等出てますけど、ですから出していただければ会期中に、あればそれでいいと思います。きょうはそれを求めて質疑しようとは思いません。ただ全体として去年の水産業の傾向としてどうだったかという形のあれは課長の考え方というか、評価とは私は聞いておいてもいいんじゃないかと思っております。

○委員長（大野一男君） 鎌田課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） ただ今のご質問でございますけども、漁業関係、そのほかにも先ほど言われた畜産関係、いろいろまちも事業を実施しております。単年度の事業もありますし継続している事業もありますので、事業そのものの効果等を検証する意味で、やはり言われたように資料としてデータとして、皆さんに知ってもらおうということも必要かと思っておりますので、そういう方向で出すように検討したいと思います。

（不規則発言あり）

○委員長（大野一男君） 鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） 水産業の効果でありますけども、なかなかはっきりとした水産の場合は水揚げにはね返ってくるというのがなかなか難しい。いろんな気象条件だとか、そういうのがあってすぐ農業のように数字ではね返ってくるということ無いわけなんですけども、前浜漁業振興につきましては、継続して放流等やることについては必要なことだと思っております。

ます。またナマコの種苗放流なんかにつきましても、近年ナマコの価格もいいということで確かに効果はあるものと思っておりますので、これらについては継続して事業実施するということは必要だと思います。そういう意味で日本海事業につきましても、まちも道と連携しながら一生懸命やっているということでございます。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

石原委員。

○委員（石原広務君） 真柄委員のほうから資料として要求しているわけですが、出てくるのは出てくるのであとでお待ちしてますけど、ここで報告書の34ページナマコ栽培漁業試験事業費の中で12万225個、3カ所に配付されていますが、それぞれの配付個数をここで確認させてください。

○委員長（大野一男君） 栄田主幹。

○水産種苗育成センター主幹（栄田武志君） 石原委員の質問にお答えいたします。12万に對しましては3カ所、瀬棚、久遠、貝取澗それぞれの3部会に對しまして、均等の4万75個を配付しております。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 事業効果の中に前浜資源の確保が図られたとなっておりますが、配付したあとの3カ所の漁業者の反応というか、実績というか何か声があればお知らせいただきたいと思ひます。

○委員長（大野一男君） 栄田主幹。

○水産種苗育成センター主幹（栄田武志君） 質問にお答えいたします。前浜の放流に關しましては、主に漁港内となっております、それぞれの漁場とします漁業者につきましては、毎年、同じ場所でナマコの水揚げが見込まれるということで、放流効果はあるのではないかとということで話は聞いておりますけども、科学的に生物学的に実際にそれが人工なのか天然なのかわかっておりません。したがって昨年から函館水産試験場の協力を得ましてDNAを調べまして追跡調査をしているところでございます。これにつきましては、来年、再来年になるとデータが出てくると思ひますので、その時に改めて本当に効果がどのくらいあるのかわかつて思ひます。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 先ほど真柄委員の質問に鎌田課長も答えられてましたので、継続性を持った上で効果を期待しながら担当者として大変かもしれませんけど、漁業者の声を聞きながらこれからも事業運営に尽力いただきたいと思ひます。

以上です。

○委員長（大野一男君） 石原委員、確かめさせていただきますが、26年度の成果資料については、この決算委員会開会中にということでしょうか。それとも閉会後でもかまわないということなんですか。

石原委員。

○委員（石原広務君） 委員長計らいありがとうございます。真柄委員が資料請求しているので、開会中にもらえるのかと思ったんですが、そのようにお願いさせていただきただけです。ありがとうございます。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

石原委員。

○委員（石原広務君） 報告書の35ページ、地域おこしの協力隊事業について、これ確認させていただきます。

（「まだ」と言う者あり）

○委員（石原広務君） 失礼しました。

○委員長（大野一男君） 先ほど休憩中に今後の質疑の調整を行いました結果、資料の配付ということがありましたので、今その資料ができ上がりましたので配付をさせていただきます。

（資料配付中）

○委員長（大野一男君） 細川委員、直ちに質疑入ってよろしいでしょうか。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 今調査の報告書をもらってます。皆さん見てると思いますが、1から6まとめになってますけれども、これはあくまでも、よく見たら報告書であって例えば1の1について業務目的、業務目的はだいたいわかりますけれども、例えば2番目、3番目、4番目、搬出実証試験とありますけれども、この中では実証試験が行われた中でどういうふうになったんだという部分が出てないんです。ただこれは、まちが業務契約書を結んでその中の特記仕様あります。特記仕様の1から4までの目的をもって外注費というか、業務委託をした。委託されたほうは、1番から4番の内容によってお金をもらって調査した結果こうなりましたという部分ですけども、ただ調査の題目はあるんですけども、題目のほかに中身が何もないので、私が見てもどうしようもないという感じです。これで調査業務が終えたというのであれば、逆に言って、まちがどう考えるのか。これで調査を終えたという話になるのかどうか、逆にその辺は私聞きたいと思います。

○委員長（大野一男君） 江上委員。

○委員（江上恭司君） 26年度決算でやった事業でこういう事業をやって、こういう結果になりましたというのだけ出してくれればいいんだよ。

○委員長（大野一男君） 鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） 26年度のこの事業につきましては、先ほども言いました実証試験の部分で400万円、100万円はそのコストの調査で、配った2枚目ものの調査の仕様書です。こういうことについて調査をしてくださいということで4項目の調査をお願いします。もう1枚配った中では、これに対応したことで、それぞれ四つこういうふうな、これは報告書の中身については部数が多いということで、先ほどこういう項目でやりましたということでもいいという了解を得たと思っておりますけど。

（不規則発言あり）

- 委員長（大野一男君） ちょっといいですか中断して。
- 委員（江上恭司君） 特記仕様書というのは出てないです。
- 委員長（大野一男君） ちょっと整理します。全部で資料は2枚ということですのでよろしいですか。今議員には1枚しか行ってません。
- 産業振興課長（鎌田勝幸君） 申し訳ございません。特記仕様が行っていると。
- 委員長（大野一男君） 全員には行ってないので配付してください。
- 特記仕様書というのと今お配りした未利用林地残材活用モデル事業報告書2枚議員の皆さんに配分になることになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。
- 細川委員。
- 委員（細川伸男君） 今もらった報告書、これはモデル事業の報告書なので、これ見たらすぐにわかります。報告書これ目次ですからね、あくまでもトップの目次であって、私はこの中で調査した結果がこうですよってというもの書いているのかと思ったら、よく見たら全然書いてないんです。ですから、その部分を出していただければいいのかと思います。難しい話ではございませんので。
- 委員長（大野一男君） ちょっと休憩させていただきます。

休憩 午後 3時06分
再会 午後 3時09分

- 委員長（大野一男君） 休憩を解きます。
- 細川委員、今の休憩中の説明で資料を整理次第受けたいと思いますが、よろしいですか。
- 委員（細川伸男君） はい。
- 委員長（大野一男君） それではすいません質疑を受けます。ほかにありませんか。
- （「なし」という者あり）
- 委員長（大野一男君） 労働費、農業水産業費の件について質疑ありませんか。
- （「なし」という者あり）
- 委員長（大野一男君） 質疑を終わります。
- 7款商工費、8款土木費の説明を求めます。説明員入れ替えのためお時間をいただきます。休憩いたします。

休憩 午後 3時10分
再会 午後 3時33分

- 委員長（大野一男君） それでは会議を再開いたします。
- 細川委員よろしいですか。
- 委員（細川伸男君） 成果品として、ただ今もらいましたけども、結構ページ数があってこ

の内容を見ながら自分なりに精査するとなると、大変時間が係りますので、もっと簡単なものかと思ったけれども、結構量もボリュームもありますので、総括でもよろしければそういう中身を調査して総括でもし出来る部分があれば、総括で質疑をしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（大野一男君） ただ今、細川委員から総括でこの件について質問をしたいということですので、そのように取り進めていきたいと思えます。よろしいでしょうか。

（「はい」という者あり）

○委員長（大野一男君） それでは5款労働費、6款農林水産費の質疑を終わります。
次に7款商工費、8款土木費の説明を求めます。

鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） 34ページになります。商工費の説明をいたします。ふれあい市場開設事業で14万9,000円、5月17日から10月25日までの毎週土曜日と特別開催合わせ26回開催し、地元海産物及び農畜産物等を販売しPRを図りました。

続いて商工会補助金1,576万円、商工会の適正な運営と会員の負担軽減を図るための経営改善普及事業などの人件費等に補助したものであります。

続いて産業担い手育成事業奨励金650万円、商工関係分野で条例改正の伴い、平成21年から平成25年度のUターン等就業者の2次交付対象者10名と26年度Uターン等就業者1名に対し奨励金を交付したものであります。

35ページになります。瀬棚商店街づくり事業補助金2,729万4,000円、瀬棚区市街地国道沿いの街路灯85基をLED化に改修し、明るく安心して通行できる環境を整えたものであります。

続いて地域おこし協力隊事業266万4,000円、地域おこし協力隊1名を採用し、平成26年8月から27年3月までの間、まちの温泉宿泊施設2カ所の経営改善に向けた取り組みを行いました。

観光協会補助金550万円、それとイベント事業補助金545万円、これは観光協会の適正な運営や観光客誘致を推進するため臨時職員の人件費等に補助したほか、地域活性化と観光PRを図る漁火まつりなどの各区のイベントに対し継続して支援を行いました。

グリーンパーク運営事業825万9,000円、4月13日から11月8日まで開設し、1万1,459人の利用がありました。

続いて三本杉海水浴場管理運営事業225万5,000円、平浜海水浴場管理運営事業114万2,000円、ふとろ海水浴場管理運営事業で57万2,000円、3区それぞれの開設期間で合わせて7,081人の利用がありました。

続いて白別温泉管理運営事業58万6,000円、利用者からの清掃協力金をいただきながら運営し、年間4,374人の利用がありました。

続いて道の駅てっくいランド大成管理運営事業706万7,000円、道の駅としてトイレや展示コーナーなど延べ5万3,644人の利用があり、ドライバーの休憩者やトイレ、シャ

ワーなどのサービスの提供と観光振興が図られました。

続いて青少年旅行村運営事業612万6,000円、4月27日から10月31日までの開設期間中に1,964人の利用がありました。

36ページになります。国民宿舎あわび山荘運営事業費2,145万6,000円、指定管理期間の最終年として施設の運営に係る指定管理料1,668万円のほか、地下ポンプ改修工事、大浴場の手すり設置工事を実施し、延べ3万1,496人、宿泊者で6,379人の利用がありました。

続いて温泉ホテルきたひやま運営事業費5,607万4,000円、指定管理期間のこれも最終年として、施設の運営に係る指定管理料2,000万円のほか、屋上アスファルト防水改修工事、高圧キュービクル改修工事などを実施し、延べ11万7,591人、宿泊者で9,117人の利用がありました。

以上で説明を終わります。

○委員長（大野一男君） 原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 続きまして8款土木費です。決算書の範囲といたしましては、109ページから117ページとなっております。

町道くどうの丘通線舗装工事、124万2,000円、舗装工において延長50メートルを施行いたしております。

町道白浜通線防護柵敷設替工事486万円、ガードパイプ型の防護柵、延長123メートルにおいて敷設替えを行っております。

次に橋梁長寿命化補修事業4,627万8,000円、北檜山区の小川橋補修設計業務、延長43.37メートル。東丹羽橋補修工事といたしまして26.9メートルを実施しております。

次、道路改良舗装調査事業221万4,000円、北檜山区の町道豊岡鍋坂線支線3号線において用地測量、詳細調査を延長70メートルにおいて実施しております。

次に町道北檜山駅線舗装補修工事1,722万6,000円、舗装補修工事といたしまして、延長460メートルにおいて実施しております。

次に準用河川最内川堆積土砂除去工事、これについては瀬棚区でございます。土砂除去として延長195メートル、155立米の土砂を除去しております。

次のページでございます。普通河川法華寺川転落防止柵改修工事182万6,000円、これ瀬棚区でございます。転落防止柵、延長82メートルを改修しております。

次に瀬棚港照明設置工事194万4,000円、新設照明設置といたしまして360ワット2台、既設投光器移設250ワットを2台、電柱ポール新設3本しております。

次に瀬棚港修築事業負担金900万円、これにつきましては瀬棚港の修築事業、事業費6,000万円に係る負担金でございます。内容といたしましては、東外防波堤の延伸で本体ブロック製作8個、基礎工を延長26メートル実施しております。

次に町営住宅屋根改修事業669万1,000円、北檜山区の豊岡高台団地1棟4戸の葺き

替え、大成区の旭第2団地1棟6戸葺き替え、瀬棚区のかかしや団地2棟7戸の塗装を実施しております。

次に町営住宅内部改修工事215万円、瀬棚区のかかしや団地46の12号室1室について内部改修を行っております。

次に町営住宅避難梯子改修工事291万6,000円、北檜山区の川沿団地1、2号棟2棟で16カ所の梯子を改修しております。

次に町有住宅屋根外壁改修事業342万4,000円、北檜山区における太櫓町有201号棟の屋根の塗装、外壁の改修、それと二俣町有90号棟の屋根の塗装を実施しております。

次に職員住宅屋根外壁改修事業391万円、瀬棚区の職員住宅1戸を改修しております。

町営住宅解体事業1,743万円、対象といたしましては、北檜山区の豊岡下地団地1棟5戸、大成区の役場前B団地3棟12戸、それに係る移転補償費といたしまして6件の住居の移転補償をしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大野一男君） 説明が終わりました。7款商工費、8款土木費の質疑を許します。決算書では一般会計104ページから一般会計117ページであります。質疑ありませんか。

石原委員。

○委員（石原広務君） 34ページから商工費のふれあい市場開設事業についてお聞かせいただきたいと思いますが、ふれあい市場開催に当たっては大成区も全戸配布でちらし配られるのですが、以前にも私申し上げたと思うんですけど、数人からせつかくこういうふうに全戸配布していただいて、足の確保がなんとかならないかという意見が寄せられたのですが、ほかからも声があるかどうかと、それに合わせて検討したことがあるか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 阪井主幹。

○産業振興課主幹（阪井世紀君） ただ今の質問にお答えいたします。実際にふれあい市場の総会を毎年行っておりますけれども、そう中ではそういった話には、出展者の方ですけれどもそういう話は聞こえておりませんでした。そういう足の確保という部分でも今まで検討はしたことはないんですけども、もしそういう声が多いようでしたら検討できるかどうかというのは検討次第ですけれども、1回そういう部分も含めて検討させていただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） 35ページ、グリーンパーク運営事業についてお尋ねいたします。パークゴルフ場の数年、23年度、24年度、25年度の売上高と、それから入り込み数できれば年代もわかれば教えていただきたいと思います。それからもう一つ、このパークゴルフ場は借地になってます。それお幾ら払っているかも教えていただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 阪井主幹。

○産業振興課主幹（阪井世紀君） 入込客数、23年度からでよろしいでしょうか。まず23

年度の入込客数につきましては、1万2,983人でございます。その内、年代に分けてる部分は一般と中学生以下と70歳以上という区分になりますけれどもそれでよろしいでしょうか。まず23年度の一般ですけれども、プレーの内容によってちょっと分かれておりますので、順に口頭でよろしいですか。それではプレーの使用料ということで1ラウンドで入っている方がまずは一般が648人、中学生以下で103人、70歳以上で842人、それからプレーのこれは1日券になります。24年につきましては、合計で1万2,328人、70歳以上になりますと、足さなきゃならないのでちょっとお待ちください。先ほどのも足した数字ではないので、23年度70歳以上で5,304人になります。これが23年度です。合計が1万2,983人のうち70歳以上が延べで5,304人です。それから24年度につきましては、合計1万2,328人中5,399人が70歳以上になります。それから25年度につきましては、合計で1万1,318人中5,317人でございます。

以上でよろしいでしょうか。

一般ですか。一般も足さないとならないのでお待ちください。一般が23年度で5,953人、24年の一般が5,490人、それから25年度の一般が4,703人となっております。それからパークゴルフ場の賃貸料ということで、年間約97万円を賃貸料として支払っております。

以上です。

○委員長（大野一男君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） 年々70歳以上の方は大差がないんですけれども、一般のお客さんが少なくなっています。売り上げも今お聞きするのちょっと忘れましたが、だんだんだんだん少なくなってることに対して、役場側とすれば、この少なくなってる部分を何か手立てかなにかしてるのかということをお聞きしたかった。入込み数を増やすために何か方法を考えていらっしゃるのかということをお聞きしたい。

○委員長（大野一男君） 阪井主幹。

○産業振興課主幹（阪井世紀君） 町内の部分でいいますと人口の減少に伴いまして使用料は、入込みの方も減っているのかという気はしております。ほかから町内の方につきましても減ってはいる状況です。今後パークゴルフ場の運営については、今の観光の事業の中でモニターツアー実施、ことし3回ほどやっております、そのうちの2回はパークゴルフの体験ということで実施をさせていただいております。来年3月に北海道新幹線の開業に伴って今回のモニターツアーでは2回のうち1回は旅行業界の方を呼んで、これは檜山振興局の事業だったんですけれども、そちらのほうでプレーをしてもらって、もう1回につきましては奥尻航路の関係で北海道の大学生の方に来ていただいてモニターを実施した。今後モニターしていただいた結果を見まして旅行としてのプランを組めるかどうか検討しながら、来年以降の北海道新幹線を見据えた旅行の部分で入り込みも図っていきたいと考えておりますし、根本的にホテルの部分、パークゴルフパックというものやっておりますので、そちらも使いながらやっていきたいと考えております。

○委員長（大野一男君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） いろいろ方法を考えているということはいいことだと思います。そこで、うちのパークゴルフ場値段、他町村と比較したことございますか。公共のものでは他に負けないくらい高いんでございます。その部分で、なおかつ安いのは75歳以上の1日200円、一般の方は大体ワンゲーム300円、600円、そういう価格もちょっと若い人方が入り込めない部分かと思っています。そこら辺のこともちょっと値段のほうも考えて、これ質問にならないんですか。これは質問になりますか。今後、価格の使用料をどういうふうにするか。このままでいくのか、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（大野一男君） 阪井主幹。

○産業振興課主幹（阪井世紀君） 使用料の部分につきましては、入り込みも減っている中で値上は考えずらい。しかもその逆の部分にするととなるとやっぱり維持経費という部分も大変広いパークゴルフ場でございますので、維持経費の部分も考えまして現在のところは使用料の部分は、ことし4月に消費税分の値上はさせていただいておりますけれども、今後、将来に向かっての使用料というのは、減らす方も上げる方もどちらも今のところは考えていないということでございます。

○委員長（大野一男君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） そういうことであるから若い人方が、私から下の人方がプレーに参加できない。夫婦で例えば500円であれば1,000円のできる。夫婦で年間のパスポートを持っていない人は1,200円掛るんです。その部分において元気な若者あるいは夫婦が遊べる金額を設定すると人数ちょっと増えるんでないか、その分のマイナス分の補てんは可能性があるんで、ほかの町村と見比べもして価格の設定をしてもらえればいいのかということで、申し添えておきますけどいかがですか。

○委員長（大野一男君） 阪井主幹。

○産業振興課主幹（阪井世紀君） 参考にさせていただいて今後検討をしたいと思います。

○委員長（大野一男君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） わかりました。町民には町内の方よりもいくらか普通のまち、福島町、松前町、乙部町低いんです。町外の方はそのままの値段なんです。そういうのを見比べて価格設定していただけると、使用する人数が増えれば、これは健康と体にいいための道具であるし、場所でもありますので、そういうのも見比べて価格設定今後考えていただければいいと思います。

○委員長（大野一男君） 阪井主幹。

○産業振興課主幹（阪井世紀君） 参考とさせていただきます。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 先ほど土地の使用料が幾らだったか、ちょっと聞きもらしたので、そこ、この施設も造ってから相当時間建っていますので、この施設が償還時期がいつころ償還になるのか。それも教えていただきたいと思います。それで、この土地の使用料ですけども、1件なのか2件なのか、多分2件かそのくらいあったと思うんですけども、1件はちょっと話

を聞いたところ買い求めたような話も聞いたんですけども、ただそれ聞いただけの話で、その辺含めてこの予算額の中にそういう部分がこれに全部入ってるような予算なのか、それも合わせてお聞きしたいと思います。

○委員長（大野一男君） 阪井主幹。

○産業振興課主幹（阪井世紀君） ただ今の質問にお答えします。償還というのは、起債の部分の償還ということでしょうか。パークゴルフ場の部分は補助金でして、起債は借りてなかったかというふうに理解しておりました。なので償還はないです。それから賃貸料につきましては、現在1人の方から借りている。もうひとつの部分については土地のほうは買っているということです。賃貸料につきましては約97万円となっております。

以上です。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 私これ前にも何回か質問していますけれども、ただ償還がないということであれば例えば施設を造ってから、その施設を要するに縮小したり大きくしたりする部分で、10年とか15年のスパンで既存の移設をちよすことができないというような話もあったんで、だから起債もなく償還がなければなんら問題ないのかと今思ったんですけども、ただ今言っているように補助金ですから、その補助の対象となるその期間とかであるのであれば、その期間も教えてもらいたいし。それと今の聞くところによると約年間100万です。結構な金額だということになって、施設をまちで改修したり出来るのであればその辺のことも含めて質問したいと思いますけども、まずその辺だけ教えてください。

○委員長（大野一男君） 阪井主幹。

○産業振興課主幹（阪井世紀君） 国の補助金を使っておりますので、その補助金の縛り適化法になりますけれども、それが20年で平成7年にいただいておりますので27年度、今年度でその適化法は切れることとなります。規模の縮小とかっていう部分については、今借りている地権者の方とこれから売っていただけるのか、そのまま貸していただけるのかっていう部分も含めて交渉しながら28年度に向けて検討していきたいと考えております。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） わかりました。そういう中で今まで相当長い間、約年間100万ということなので、仮に20年払えば2,000万だと。そういう中で私、前から土地については考えていく必要があるんでないかという指摘もしてますし、買えなければその分は小さくして、逆に道路側のほうを広げることは可能だという話も私何回かしてあります。それで今答弁では、これからその辺に関しては検討すると言ってますけども、今言ったように今年これ切れるんですよ。切れるのであればやはり2年、3年前にきちっとやはり内容を把握して方向性を出して行って、そして切る段階で用地の買う買わないの話もあるけども、多分、値段について折り合わないとかそういう問題も話し聞いていると2,000万だ2,500万だという話もありますので、既に買う金額は使用料で、やや近い金払っていると思いますので、今後本当に早急に考えていかないと、いつまでたっても地権者と折り合いが付かないようであれば、今までたつて

も折り合いつかないということなんですから、じゃこの先に2、3年経って折り合いつくかということになれば、これは非常に難しい話ですから、じゃ本当にまちがこのまま土地の使用料を払って行って、やむなくそうしていくんだという考えを持ってるのか。さもなくば、やはりこれはこれとして返すものは返して新たに造ると。要するに、この先20年かければ2,000万だと。2,000万であれば逆にいって造ってたってそのくらいの金は幾らでも償還できるし、同じ払っていくのであれば、いつまでも自分の物にならないで、お金だけ出して行ってという考えにもなりますので、これ早急に目的きちんともって、その土地の問題含めて本当に今後どうするかということで、担当課もそうだけれども町長もそろそろ、ことしが切れる年なものですから、町長自らが指示して、やはり少なくともことしか来年度中には方向性をやはり持つべき。町長が任期あるうちやり方向性を出して行って、そしてこの利用料についてもそういうものをきちっとすればいくらでも利用料下げれる要素がここから生まれてくると私は思っていますので、その辺も併せて町長の考えお聞きしたいと思います。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 今話を聞いておまして、今まで用地買収の交渉もした経緯がございますが、なかなか価格面で折り合いが付かないというような状況でございました。適化法も今年度で切れるということがございますから、そろそろそういう判断をする時期は来ていると思っておりますので、検討させていただきます。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 今計画に入るという話でよろしいんですね。その辺ちょっと聞き取れなくてあれだったんですけど、ぜひそういうふうにしていてもらいたいとこのように思います。それで町長が議員の時代、最初のころそういう話があって、この用地の交渉というのは、自ら交渉してきた私は経緯があると思っておりますので、それからもう相当たちますから、その中においては全然手も付けていないという状況が進んでますのでぜひ町長その辺は自ら先頭を切っていい方向に向けて、やっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（大野一男君） ほかに。

梶田委員。

○委員（梶田道廣君） 35ページの観光協会補助金でホームページとブログの管理運営とありますけれども、観光協会に委託してホームページどのぐらいの費用をまず払っているのかお聞かせ下さい。

○委員長（大野一男君） 阪井主幹。

○産業振興課主幹（阪井世紀君） 申し訳ございません。ブログの部分については、個別に数字を抑えているというわけではありませんので、ただ通信費の中に含まれてるということで、通信費の部分では4万7,059円払っておまして、そこの部分の町の補助金としては2万円を支出しているという中身になっております。

○委員長（大野一男君） 梶田委員。

○委員（梶田道廣君） わかりました。ホームページということであれば、当然アクセスカウ

ンター等も付いていると思うんですけれども、26年を含めまして、遡ること1年でも2年でも結構ですけれども、どのぐらいのアクセス数があるのかわかりますでしょうか。

○委員長（大野一男君） 阪井主幹。

○産業振興課主幹（阪井世紀君） その部分については押さえてはおりません。

○委員長（大野一男君） 梶田委員。

○委員（梶田道廣君） せっかくあるホームページでせたな町をPRしていただいているものだろうと思うので、私自身まだ残念ながら見たことないのでこれから見たいと思うんですけれども、やはりこのアクセスカウンター等でその人気度というか、その来訪者の数によってそれがバロメーターになるのかと思いますし、先ほどもちょっと触れましたけれどもこれからの観光という部分ではより魅力ある、またより多くアクセスしてもらえそうなものを作っていくことが大事じゃないかと思います。そういう意味でちょっと質問をさせていただいたんですけども、あとで結構ですので訪問者等わかれば教えていただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 阪井主幹。

○産業振興課主幹（阪井世紀君） 後ほど調べてお知らせしたいと思います。

○委員長（大野一男君） 江上委員。

○委員（江上恭司君） 決算書の106ページと108ページに熊戻りの関係の小屋の修理とか敷板の取り付け業務というのがありますけど、これは今後どういう形でここを活用していくのか。道路含めてあそこまで行くとなったら大変なんだけど、直したということは何か活用方法があって直したと思うので、その辺、どういうふう考えているのか。

○委員長（大野一男君） 阪井主幹。

○産業振興課主幹（阪井世紀君） 熊戻りの山小屋につきましては、狩場登山の方が利用していただくような形になっておりまして、つり橋につきましても登山の方が必要となりますので、6月末に板を付けて、冬、雪降る前にそれを取り外してというような作業をしております。登山客はどれくらい入ってるかというのは、今は押さえてはおりませんが、少なからず真駒内から登られる方かなりいらっしゃるということで、今後もその整備は続けていく方針でございます。

○委員長（大野一男君） 江上委員。

○委員（江上恭司君） 今から10数年前、あそこを一般の人も入れて、あそこを歩いて島牧のほうに抜けるということで、それが出来なくてもあそこの熊戻りの地域は非常に観光になる地域なので、やっぱり一般がそこを見れるような利用できるようなことをやっぱり考えていく必要があると思うんですけど、その辺はどう考えていますか。

○委員長（大野一男君） 鎌田課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） いわれたように熊戻り溪谷それと狩場山登山道につきましては、重要な観光資源だと捉えております。これらについてもホームページだとか観光パンフレット等でもPRをしております。今現在山小屋から100メートルくらい行ったところで林道が通行止めになってもう10数年、通行止めになったままの状態になっております。ただ、そ

の先につきましては、島牧に通じてたわけなんですけども森林管理署としても、あの先を管理してる、現段階ではあれを整備して開通させるということは無いと聞いております。国有林の事業が始まって必要なときには、当然あの道路を通らないとその先の山、国有林の造林とかやる場合は必要になるわけなので、その時には直すと聞いているんですけども、その先は今のような通行止めの状況になっております。ただ、まちとしては山小屋までの部分については、併用林道になっておりますので、緊急を要して崩れただとか、そういう急を要する場合は森林管理署の対応を待たずに、早急にまちで対応して直しているという状況もあります。また重要な観光資源であるということで、山小屋についても昨年度リニューアルをして登山客このほかにも、一般の釣り客それと紅葉などを見に来た方があそこで休憩できるようには、そういう設備を整えております。

○委員長（大野一男君） 江上委員。

○委員（江上恭司君） 僕は林道を島牧までやれと、僕もあそこは10何年前は何回も通っているんですけど、それは無理としても、せっかくある溪谷。だけどあそこまで行くのに非常に道路が悪いんです。吊り橋まで行くまでの間、そこをやっぱりきちんとすれば僕は観光名所としてあそこ利用できるし、PR出来ると思うんです。一般人が通行できるようにすれば。だから無理して島牧の林道まで抜ける人。抜ければ1番いいけども、それは無理だとしたらせめてあそこまで熊戻り溪谷が見れるようなことをやっぱり考えていくべきだと思いますので、その辺検討をしていただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 阪井主幹。

○産業振興課主幹（阪井世紀君） 関係する団体とも交渉しながら検討していきたいと思いません。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 私もこの質問しようと、江上委員が先に大まかなお話されましたけど、私も議員になったところからずっと、あの当時は峰越こえて観光道路だけでなく、あれは災害の場合の道路としての機能していた。それが橋が飛んで、僕500何万という去年リニューアルという形でやられたわけですけど、今言うように、これ熊戻り溪谷と狩場の単体ではなくて、くしくも先ほどほかのパークゴルフで述べましたけども、観光行政を一体として素材の点在ではなくて、今来る新幹線の人方をどうやって引っ張るかという意味も含めて僕はこの小屋整備したのかと思っているんですけども、その辺について基本的に、それで今山の雑誌とかなんとか含めて先ほどいう狩場山のような山ガール含めてものすごい可能性はあるんです。だけどそこをきちんと、今いう政略的に観光協会とこの500万かけたときに議論したのかどうかも含めて、それとこれからの山全体だけじゃなくて、せたなの観光資源をきちんとどうリンクさせていくかも含めて、基本的な考えをお聞きしたいと思います。

○委員長（大野一男君） 阪井主幹。

○産業振興課主幹（阪井世紀君） 真柄委員おっしゃるように、登山はかなりの数の方がいらっしやいまして、観光協会の事業になりますけれど昨年からせたな塾というのも開催しまして、

地元高校に勤めてました日下先生を先頭に去年、ことしは狩場の登山会をやらせていただいております。それからことしからは、ユーラップ岳の整備というのも、せたな塾が先頭になって、今年からやっております。先々週、本来は登山会あったんですけども、雨のため残念ながら中止にはなっておりますけれども、これも継続して登山客を連れてこようということの中で始まっている事業でもあります。それから真柄委員がおっしゃったようにいろいろな場所がせたな町にたくさんありますので、その辺も含めてガイドブックも新しく作ろうと思って手掛けておりますし、来年以降の新幹線の開業に向けたどういった形で観光客を引っ張ってこれるかという部分も総合的に考えながら観光協会とも力を合わせて進めていきたいと考えております。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 総括的な話になると委員長もそういう形の中で大変困ると思いますので言いませんが、ただこの500万の改修の中で、それ滞在は可能とい形のものじゃないんですね。ただ休憩というだけ。宿泊というのもできるんですか。できないでしょ。まずそれと。それから無料ですね。そしたら管理含めて定期的にはどういう形でやられてるのかも含めて、それとやっぱり最低どのくらい利用あったかというのを捉えていないと私おかしいと思うんです。なんとか若干でも、したら登山何回やってどのぐらいの人が登ったとかそれを含めてのデータは全くないんですか。

○委員長（大野一男君） 阪井主幹。

○産業振興課主幹（阪井世紀君） 山小屋には泊まれることは可能となっております。トイレもありますし、水も出ますし、布団はないので寝袋とか、あとキャンプもできるようにテントも張れるようになっておりますので、そういう施設にはなっております。それから管理の部分については、定期的に職員が行って管理、見回り等をしております。それから使用料については掛らないです。それと私のほうでは今押さえてませんので、登山の部分については調べまして後ほどお知らせしたいと思います。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 先ほど江上委員がおっしゃったようにその小屋全体を見直しても、あそこまでの交通アクセス、本当のプロだけに限定することなかなか大変で、観光資源としてどう活用するかというと、やっぱりあそこまで行く最低限ある程度の車であれば行けるという形のを、それはプロの方々は必死で行く方は行けるかもしれないけど、その辺について改良するという形の方向で今考えるということなのか、その辺のことについてはまだ、きょう言われたからこれから考えるということかわからないけど、今の現時点では改良することは考えてないと取っていいんですか。

○委員長（大野一男君） 鎌田課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） 道道から入って山小屋までは林道になるわけなんですけども、現実的にあの道路を冬の間別にして雪が解けてから雪が降るまでの間を通行させるということになると、行ってみればわかると思うんですけども、老朽化して橋2箇所それと崖崩れが今でも起きそうなところなど、あれを仮に整備しても維持管理は相当大変だと。むしろ現実的でな

いって言うくらい掛ります。それで今の現状であそこを通行されてる方はああいう道路だということ認識していただいて、自ら安全運転をしていただいた中で通行をしてもらっていると思っております。山小屋は510万円かけて整備した訳ですけども、これについても、ここ10年近く前から山ガールの前に高齢者の登山ブームというのがありまして、今も続いておりますが、そういう方がたくさん訪れているということで、それと併せて山小屋も老朽化して不便だということで、昨年改築をしたということでございます。改築してやっぱ利用がされなければ、せっかくリニューアルした意味もないということで、そういう登山者の利便性というかサービスを図るために毎年、まちとしては山小屋から狩場の頂上、そして頂上から茂津多に抜けるコースの登山道の整備を毎年欠かさずこれはやっております。ということで将来的にやっぱ貴重な観光資源ということで、道路を整備するということは、まず橋の問題もありますし、その管理している森林管理署の。そういう町単独では絶対できる費用ではないと思っておりますので、管理署とも橋の状況等相談しながら検討するというわけではないですが、そういう相談をしたい思っております。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 多分私もわからないけど、いろいろ事件とかもあつた経緯もあつて、ある面では手つかずの状態でなかなかそこに入り込めないでいたというのが現実だと思うんです。ただ先ほどから言いましたようにこういう時代の中で、ただ、そのために管理自体がどこまで責任もてるかという問題は別ですけど、ただこの道路もある程度位置付けしないと、なかなか入っていくもの難しいけど、行きたいなという程度のとこだと。ちょっと素人ポイ人方が、その辺のところがちょっと人のそういう関心持ったとしても結構危険なことがあるのかと思って今聞いているんですけど、これ単独で出来るということには私も思っておりません。多分ここに国有林とかも入っていると思うんです。その辺のアクセス含めて、そういう今現状の中でどういう形で利用度を増していくかということは難しいけれども、今いう本当に、黒部なんかもそうですけど、信じられないところに人って思い切って入ってる。それは新幹線はものすごい効果で来るわけですから、その辺について、これ質問になったら困りますけども、その辺のところの利用というのは再度、僕らも所管としてあれだったら見た中でいろんな考え方というのは必要だと思いますけども、本当に非常にそこだけ掛けたという形の中でどう利用するかということは、期待してまず。観光協会、その他、後志ともいろいろ協議しながら、コーディネートなんかというのがありますから、その辺の中で議論を展開していただきたいと思えます。

○委員長（大野一男君） 鎌田課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） 道路の維持管理につきましては、当面は小規模な修理だとかそういうものについては通行可能なような維持管理に努めて、当面はそのような対応をしていきたいと思えます。

○委員長（大野一男君） 江上委員。

○委員（江上恭司君） 僕もあそこは何回も通ったことあるんですが、やっぱり危険な状態と

いうのは結構あります。橋問題含めて。ただ僕気になったのは役場の人が行って管理すると、山に行きたい人がああいう道路だという認識で行くのはいいよ。でも役場の職員が管理しにいったら何かあったらどうすんですか。そういう意味から含めたら僕はきちんとする整備計画をいろんな方向で検討しながら考えるべきだと。管理も何もしてないならいいですよ。役場が管理して1カ月に1回か2カ月に1回行くというなら事故あったらどうすんですか。そういう問題含めてきちんとこれ検討していただきたい。

○委員長（大野一男君） 鎌田課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） 職員が行って管理しているわけなので、江上委員言われたように、職員が行って何かあったらどうすんだということで、心配していただけてるのかと思うんですけども、職員も極力、本当に注意を払いながら安全運転で気を付けながら行っているという状況でありますので、それと併せて道路の、例えば大きな雨が降ると必ず落石とかあるものですから、そういう雨のあとについては見回りなんかもして、道路の小さな修繕等行いながら管理をしている状況でありますので、職員につきましても管理に行く際は最前の注意を払って行っております。

○委員長（大野一男君） 江上委員。

○委員（江上恭司君） それはわかるんです。ただ僕の言いたいのは今のふるさと創生とかいろいろな形の中で、きちんと位置付けて将来的にこの道を町民が通れるような形にするという位置付けをきちんとして、いろんなことをやっぱり考えてほしいということを行っているんです。

○委員長（大野一男君） 阪井主幹。

○産業振興課主幹（阪井世紀君） 江上委員おっしゃるように関係機関と連携図りながら、出来るか出来ないかという答えは今すぐとはならないと思いますので、検討させていただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

石原委員。

○委員（石原広務君） 報告書の35ページ、先ほどフライングしましたが、地域おこし協力隊事業費で一般財源で266万4,000円、雇用期間が8月1日から27年3月31日まで。なぜ8カ月間で雇用、どういう立場で雇用したかということと。あと8カ月間で切れた理由をお知らせいただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 阪井主幹。

○産業振興課主幹（阪井世紀君） せたな町地域おこし協力隊の募集という形で、これは6月に募集をしております。募集の概要としましては、町営宿泊施設の安定経営、特産品の開発、販路拡大など重点的、戦略的に進めていくために、特に宿泊業や観光資源開発に相応の経験を有する方を隊員として募集をしたという形になっております。業務の概要につきましては、宿泊温泉施設の経営企画支援それから観光関係団体の活動支援ということでこれは観光振興公社と観光協会となっております。それから特産品等の開発と販路の開拓ということで8月から3

月31日までの8カ月間いたわけでございますけれども、聞いている話では本人の希望により3月で退職したということで伺っております。

以上です。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 手元に雇用契約書を入手する形になったんですが、臨時職員の待遇ということでよろしいんですか。

○委員長（大野一男君） 阪井主幹。

○産業振興課主幹（阪井世紀君） 臨時職員ではなくて嘱託職員という扱いで採用しております。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 次これと併さって36ページのきたひやま温泉ホテルの運営事業に併さって質問させていただきたいんですが、まちとの雇用契約のほかにホテル側と顧問契約をされてます。そのほかに常任委員会の中でしたが、きょうは持ち合わせしてないんですけど、ホテル側から顧問料として支払われてたんですが、その金額月額と8月1日から3月30日までのトータルした金額をお知らせいただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 鎌田課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） ただ今の質問ですけれどもホテル側から顧問料として支払われた金額ということで、8カ月分で月額16万7,000円でございます。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 35ページの地域おこし協力隊事業費で8カ月間で266万4,000円、ホテルの顧問料として月約16万7,000円、これ町長二重受取ということにはなりませんか。

○委員長（大野一男君） 阪井主幹。

○産業振興課主幹（阪井世紀君） 町の職員として嘱託職員として採用をしております。本人からは、届出を出していただいております。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 第3セクターの顧問を嘱託職員が合わせて従事するということは、おそらく兼職の許可だと思うんですが、自治体の町長が出せばそれは通るということでの説明でよろしいんですか。

○委員長（大野一男君） 阪井主幹。

○産業振興課主幹（阪井世紀君） 許可のほうが出ております。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） あの町の嘱託職員の立場で第3セクターホテル側の顧問として従事するのは、町長の許可があればそれは法律的にも問題ないと理解してよろしいんですか。町長どうですか。

○委員長（大野一男君） 阪井主幹。

- 産業振興課主幹（阪井世紀君） そのとおりでございます。
- 委員長（大野一男君） 石原委員。
- 委員（石原広務君） 町長。
- 町長（高橋貞光君） そのとおりというふうに理解しております。
- 委員長（大野一男君） 石原委員。
- 委員（石原広務君） 併せてお一人の嘱託職員が顧問料と合わせると月額50万以上の報酬を受けてたわけですか。それでその許可は8月1日、雇用契約をする段階で、まちから出てたと認識してよろしいんですか。
- 委員長（大野一男君） 阪井主幹。
- 産業振興課主幹（阪井世紀君） そのとおりでございます。
- 委員長（大野一男君） 石原委員。
- 委員（石原広務君） もう一度町長、二重受け取りにはならないというふうに町長の認識も同じだということではよろしいですか。
- 委員長（大野一男君） 高橋町長。
- 町長（高橋貞光君） そのとおりでございます。
- 委員長（大野一男君） 石原委員。
- 委員（石原広務君） 決算審査の場で残間監査委員にお尋ねしますが、今の説明のとおり二重受取にはならないと理解してよろしいのでしょうか。
- 委員長（大野一男君） 残間監査委員。
- 代表監査委員（残間 正君） 二重受取になるかならないかという判断を監査の時点で担当課に問い合わせをいたしました。そのときは総務課長が対応し、その兼職の届け出をしているという回答でございましたので、それであればこの部分については、二重受取には該当しない。そのように判断をした経過がございます。
- 委員長（大野一男君） 石原委員。
- 委員（石原広務君） 再度確認させてください。残間監査委員が監査の段階でお気づきになって、まち側に問い合わせたと。その段階で総務課長から兼職の許可をこれから作るというかとるというかというふうに今聞こえたんですけど、もう一度確認させてもらえませんか。
- 委員長（大野一男君） 残間監査委員。
- 代表監査委員（残間 正君） それは私のほうからこれは、二重受取りの可能性があるということの指摘というか意見をいたしました。しかるべき対処をいたしますということでございました。
- 委員長（大野一男君） 石原委員。
- 委員（石原広務君） 監査から指摘を受けたあとにそういう契約書を作ったっということではよろしいんですか。
- 委員長（大野一男君） 西村総務課長。
- 総務課長（西村晋悟君） お答えいたします。地域おこし協力隊員につきましては8月1日

付で採用となってございまして、その際まちとの雇用契約書を交わしてございます。それと先ほど来、委員からご質問のございます温泉ホテルきたひやまでの顧問としての立場といたしまして、顧問料を公社側から毎月お支払いされてたというふうになってございますが、それにつきましては、先ほど担当主幹から答弁申し上げましたとおり、営利企業等の従事の許可申請書を町長充てに提出いたしまして、それでその許可を町長が下しているということでございまして、今、残間監査委員から話がございましたが、その許可申請書につきましては遡って許可を出したという経過はございます。

以上でございます。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） それでは8月1日で雇用する時点では許可証は出てなかったということですのでよろしいわけですね。もう一度そこ確認させてください。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） そのご質問につきましてはおっしゃるとおりでございます。遡ってと先ほどご答弁申し上げましたが、監査からのご指摘を受けまして手続上のそういった漏れがございましたので、その際その漏れた部分を正式な許可申請を提出いただいて、町長が許可したという手続上のいきさつがございました。

以上でございます。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 手続き上のいきさつは今説明のとおりだと思うんですが、それは法律的には、第3セクターですから指定管理者でもありますし、その顧問を受けること自体がどうも引っ掛かるんですけど、全てクリアされた上での今回採用ということですのでよろしいですか。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） そのようにこちらは認識しております。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） それが証明されるような形で何か私も説明責任ありますから、資料としてご提示いただければと思いますけど、いかがです。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） そのように対応させていただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） そのほかありませんか。

江上委員。

○委員（江上恭司君） 土木費、決算書の116ページ、下水道費の中で不用額が約400万くらい公共下水道特別会計繰出金の中で400万くらい出てると。その前に補正減額900万やって、なおかつこの400万近く不用額が出たということはどういう理由なんですか。

○委員長（大野一男君） 原課長。

○建設水道課長（原進君） これにつきましては消費税の還付の関係で計算誤りがありました。

以上でございます。

○委員長（大野一男君） 江上委員。

○委員（江上恭司君） 消費税の還付で計算誤りということはどういうことですか。

○委員長（大野一男君） 原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 消費税については基本的に使用料をいただいていますから、消費税分を納めるような形になりますが、建設工事等が多くて、多大な場合、支払いが多くなってそれに伴う差引等、ちょっと計算難しいんですが、還付等ある部分がございます。そういう部分で税務署等といろいろ協議はさせていただくんですが、一応計算上もしかしたら支払が生じる可能性があるということで、申告の際に間に合わなかったら困るということで、安全のため計上させていただいた経緯がございます。

以上です。

○委員（江上恭司君） わかりました。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。7款商工費、8款土木費ほかにご質問ありませんか。

お諮りいたします。ただ今議場の時計で4時45分ほどになっております。決算委員会の案件9款、10款その他ありまして、きょう1日で残余の時間ですべてを得るとするのは物理的に厳しいという委員長の判断があります。よってこれからお諮りしますが、ここで7款、8款の質疑を終わり次第、本日は閉会という扱いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） それでは7款商工費、8款土木費の質疑を終わります。

これで本日の決算審査特別委員会は終わります。

なお次回は9月24日午前10時より開会いたしますので、皆様にはご参集いただきますようよろしくお願いをいたします。

本日はこれにて延会致します。

どうもご苦労さまでした。

散会 午後 4時44分

委員会条例第28条の規定により署名する。

平成28年1月14日

委員長 大野 一 男

署名委員 本 多 浩

署名委員 石 原 広 務

平成27年せたな町議会決算審査特別委員会 第4号

平成27年9月24日（木曜日）

○議事日程（第4号）

- 1 認定第 1号 平成26年度せたな町一般会計歳入歳出決算について
- 2 認定第 2号 平成26年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 3 認定第 3号 平成26年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 4 認定第 4号 平成26年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 5 認定第 5号 平成26年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について
- 6 認定第 6号 平成26年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 7 認定第 7号 平成26年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算について
- 8 認定第 8号 平成26年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 9 認定第 9号 平成26年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 10 認定第10号 平成26年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算について
- 11 認定第11号 平成26年度せたな町病院事業会計決算について

○出席委員（10名）

| | |
|--------------|---------------|
| 委員長 大野 一 男 君 | 副委員長 江上 恭 司 君 |
| 委員 細川 伸 男 君 | 委員 神田 和 浩 君 |
| 委員 本多 浩 君 | 委員 石原 広 務 君 |
| 委員 梶田 道 廣 君 | 委員 大湯 圓 郷 君 |
| 委員 真柄 克 紀 君 | 委員 熊野 主 税 君 |

○欠席委員（0名）

1. せたな町議会委員会条例第19条の規定により、議長を通じて説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

| | |
|------------|-----------|
| 町 長 | 高 橋 貞 光 君 |
| 教育委員会委員長 | 田 井 重 久 君 |
| 農業委員会会長 | 原 田 喜 博 君 |
| 選挙管理委員会委員長 | 大 坪 観 誠 君 |
| 代表監査委員 | 残 間 正 君 |
| 監査委員 | 平 澤 等 君 |

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

| | |
|-------|-----------|
| 副 町 長 | 高 野 利 廣 君 |
|-------|-----------|

| | |
|--------------|---------|
| 総務課長 | 西村晋悟君 |
| 財政課長 | 高田木正威君 |
| 財政課長 | 佐々木正則君 |
| 税務課長 | 横川川忍君 |
| 町民児童課長 | 吉崎照人君 |
| 保健福祉課長 | 丹羽羽優君 |
| 産業振興課長 | 鎌田田勝幸君 |
| 建設水道課長 | 原進君 |
| 出納室長 | 関功悦君 |
| 国保病院事務局長 | 小林安晴君 |
| 総務課まちづくり推進室長 | 黒澤智彦君 |
| 産業振興課参事 | 松村悟君 |
| 総務課長補佐 | 高橋純君 |
| 財政課長補佐 | 神田昌君 |
| 町民児童課長補佐 | 佐々木真由美君 |
| 町民児童課長補佐 | 坂谷洋二君 |
| 保健福祉課長補佐 | 西田良子君 |
| 保健福祉課長補佐 | 元島敬二君 |
| 産業振興課長補佐 | 佐藤英美君 |
| 建設水道課長補佐 | 松本健裕君 |
| 建設水道課長補佐 | 平田大輔君 |
| 税務課主幹 | 佐々木正人君 |
| 町民児童課主幹 | 濱登幸君 |
| 保健福祉課主幹 | 上野宏行君 |
| 地域包括支援センター所長 | 長内京君 |
| 産業振興課主幹 | 三浦剛大君 |
| 産業振興課主幹 | 河原泰平君 |
| 産業振興課主幹 | 阪井世紀君 |
| 農業センター副所長 | 沼口英樹君 |
| 建設水道課主幹 | 久津間智君 |
| 建設水道課主幹 | 上田一男君 |
| 国保病院事務局次長 | 中川譲君 |
| 国保病院事務局主幹 | 伊勢千佳子君 |
| 情報管理係長 | 水野万寿夫君 |
| 広報統計係長 | 尾野真也君 |
| 財政係長 | 吉田有哉君 |

| | |
|-------------|-------------|
| 課 稅 係 長 | 小 林 和 仁 君 |
| 徵 収 係 長 | 伊 瀨 亮 君 |
| 国 保 医 療 係 長 | 中 山 康 春 君 |
| 介 護 保 險 係 長 | 竹 内 亜 希 子 君 |
| 農 業 振 興 係 長 | 長 内 解 人 君 |
| 水 産 振 興 係 長 | 手 塚 清 人 君 |
| 林 業 振 興 係 長 | 池 田 裕 之 君 |
| 水 産 振 興 係 長 | 手 塚 清 人 君 |
| 管 理 係 長 | 井 村 裕 行 君 |
| 上 下 水 道 係 長 | 川 上 佳 隆 君 |
| 上 下 水 道 係 長 | 鈴 木 涼 平 君 |
| 管 財 係 長 | 金 澤 喜 嗣 君 |
| 給 食 係 長 | 林 那 子 君 |

《大成総合支所》

| | |
|-----------------|-----------|
| 総 合 支 所 長 | 堂 端 重 雄 君 |
| 産 業 建 設 課 長 | 佐 野 英 也 君 |
| 地 域 町 民 課 長 補 佐 | 萩 原 勝 幸 君 |
| 産 業 建 設 課 長 補 佐 | 杉 村 彰 君 |
| 大成水産種苗育成センター場長 | 沖 崎 孝 純 君 |
| 国保病院大成診療所事務長 | 古 守 幸 治 君 |
| 地 域 町 民 課 主 幹 | 浜 高 正 明 君 |
| 大成水産種苗育成センター主幹 | 栄 田 武 志 君 |
| 環 境 生 活 係 長 | 藤 谷 知 昭 君 |
| 福 祉 係 長 | 谷 川 一 志 君 |
| 水 産 振 興 係 長 | 藤 井 卓 也 君 |
| 建 設 係 長 | 高 橋 真 一 君 |

《瀬棚総合支所》

| | |
|-----------------|-------------|
| 総 合 支 所 長 | 篠 塚 三 喜 郎 君 |
| 産 業 建 設 課 長 | 福 士 裕 継 君 |
| 養護老人ホーム三杉荘所長 | 新 保 修 二 君 |
| 地 域 町 民 課 長 補 佐 | 濱 口 喜 秋 君 |
| 産 業 建 設 課 長 補 佐 | 松 岡 義 明 君 |
| 地 域 町 民 課 長 補 佐 | 八 木 忠 義 君 |
| 国保病院瀬棚診療所事務長 | 古 畑 英 規 君 |
| 瀬 棚 保 育 所 長 | 國 井 美 千 代 君 |
| 住 民 係 長 | 稻 船 奈 穂 子 君 |

| | |
|------------------|-------|
| 環境生活係長 | 山下誠一君 |
| 福祉係長 | 山本亨君 |
| 商工労働観光係長 | 栗谷一樹君 |
| 上下水道係長 | 小池秀樹君 |
| 養護老人ホーム三杉荘生活相談係長 | 平山史明君 |
| 養護老人ホーム三杉荘生活相談係長 | 畠中悦子君 |

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

| | |
|------------|--------|
| 教育長 | 成田円裕君 |
| 教育委員会事務局長 | 高田威君 |
| 教育委員会事務局次長 | 上野朋広君 |
| 瀬棚教育事務所長 | 三浦孝史君 |
| 給食センター副所長 | 早川克紀君 |
| 教育委員会事務局主幹 | 増田和彦君 |
| 教育委員会事務局主幹 | 黒澤美知子君 |
| 大成教育事務所長 | 杉村輝明君 |
| 北檜山幼稚園長 | 鎌田郁美君 |
| 社会教育係長 | 奥村大樹君 |

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 小板橋司君 |
|------|-------|

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

| | |
|------|-------|
| 書記長 | 西村晋悟君 |
| 書記次長 | 高橋純君 |

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

| | |
|-------|--------|
| 事務局長 | 横川洋二君 |
| 事務局次長 | 丹羽小百合君 |

1 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

| | |
|-------|--------|
| 事務局長 | 横川洋二君 |
| 事務局次長 | 丹羽小百合君 |
| 書記 | 松林功君 |

○委員長（大野一男君） 皆さんおはようございます。

ただ今より決算審査特別委員会を再開いたします。

9款消防費、10款教育費の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） おはようございます。

それでは私から9款消防費の説明をいたします。資料の37ページをご覧ください。まず初めに1番下の段でございますが、災害備蓄品購入事業、決算額145万3,000円、財源内訳につきましては、国道支出金が70万円、残りは一般財源でございます。この事業につきましては平成23年度から26年度までの4年間で備蓄食品ほかご覧の記載の物を購入したものでございまして、災害時の初期対応に必要な物資等を整備することができたものでございます。

続きまして次のページをご覧ください。防災行政無線管理事業、決算額523万8,000円、全額一般財源でございます。安定した無線放送を提供するため施設の維持管理に努めるとともに、町民への災害等の緊急情報や通常時の行政情報を提供したものでございます。

続きまして事業所用防災行政無線戸別受信機購入事業、決算額410万4,000円でございます。財源内訳につきましては、その他の欄で265万5,000円、この内訳といたしまして北海道市町村振興協会の助成金が245万5,000円、残り20万につきましては自己負担となっております。残りは一般財源でございます。戸別受信機100台を購入したものでございます。

続きまして防災行政無線屋外拡声子局更新事業、決算額864万円、全額一般財源でございます。塩害等によりまして、落下の恐れがあるスピーカー等を更新したものでございます。

続きまして防災行政無線立象山中継局非常用発電機改修工事、決算額475万2,000円でございます。全額一般財源でございます。非常用の発電機を1台改修したことによりまして施設の信頼性の向上が図られたとともに、施設の適正な管理運用が図られたものでございます。

9款消防費につきましては以上でございます。

○委員長（大野一男君） 引き続き教育委員会高田事務局長。

○教育委員会事務局長（高田 威君） 教育費のご説明いたします。報告書は38ページから41ページでありまして、決算額で説明させていただきます。初めに学校教育からです。外国語指導助手派遣事業347万3,000円、小学校及び中学校へ英語指導助手を派遣し児童生徒の英語語学力の向上を図りました。

非常勤講師派遣事業133万2,000円、小学校へ英語指導助手を派遣し児童の英語語学力の向上を図りました。

特別支援教育支援員配置事業1,273万3,000円、学習や生活などに特別な支援を要する幼児や児童生徒に対する支援員を配置しまして、関係機関との連携のもと学習支援を行いました。

檜山北高校通学費補助事業99万4,000円、財源につきましては、生活交通確保対策基

金です。大成区や瀬棚区須築方面などの遠距離通学生徒に対する交通費を助成いたしまして、保護者の負担軽減を図りました。

教職員研修会等補助事業 97万7,000円、学校教育研究会をはじめ、記載の教育団体に助成を行いまして教職員の資質向上を図りました。

小学校スクールバス運行事業 399万6,000円、遠距離通学となる児童に対し送迎バスを運行し、通学体制の確保を図りました。

39ページになります。小学校スクールハイヤー運行事業 744万1,000円、遠距離通学となる児童に対し、送迎タクシー運行いたしまして通学体制の確保を図りました。

小学校要保護及び準要保護児童就学援助事業 262万5,000円、生活保護世帯などに対する児童への学用品費などの助成を行いまして、保護者の負担軽減を図りました。

小学校の施設整備につきましては、記載の久遠小学校校舎屋上フェンス撤去工事 131万8,000円、久遠小学校暖房ボイラー煙道改修工事 199万8,000円、瀬棚小学校校舎外壁改修工事 4,596万5,000円、瀬棚小学校受変電設備改修工事 232万2,000円を実施いたしまして施設の適切な維持管理を図りました。

中学校スクールバス運行事業 2,023万6,000円、遠距離通学となる生徒に対し送迎バスを運行いたしまして通学体制の確保を図りました。

中学校スクールハイヤー運行事業 1,052万6,000円、遠距離通学となる生徒に対し送迎タクシーを運行いたしまして通学体制の確保を図りました。

中学校活動事業補助事業 313万5,000円、中体連スポーツ大会や吹奏楽活動などに対する補助を行いましてスポーツや文化活動に対する支援を行いました。

中学校要保護及び準要保護生徒就学援助事業 467万円、生活保護世帯などに対する生徒への学用品費などの助成を行いまして保護者の負担軽減を図りました。

中学校の施設整備につきましては、記載の瀬棚中学校屋内運動場耐震改修工事 3,343万7,000円、瀬棚中学校校舎耐震改修工事 1,957万1,000円、瀬棚中学校屋内運動場外壁改修工事 540万円、40ページになります。瀬棚中学校給水管取替工事 610万2,000円、瀬棚中学校一階屋上防水改修工事 442万8,000円を実施いたしまして、施設の適切な維持管理を図りました。

次に社会教育です。各種生涯学習講座 61万9,000円、地域学習講座などの記載の事業を実施いたしまして、少年から高齢者までの学習機会の提供を図りました。

児童生徒宿泊研修事業 53万7,000円、フロンティアアドベンチャー事業を開催いたしまして、小学生の自立性・社会性の向上とともに、高校生のリーダー養成を図りました。

社会教育団体補助事業 148万6,000円、記載の6団体へは、文化協会が20万円、女性団体連絡協議会が34万円、PTA連合会が19万円、子ども育成会連絡協議会が15万円、町民文化祭実行委員会が41万5,000円、郷土芸能団体連絡協議会が19万1,000円をそれぞれ補助いたしまして、団体活動への支援を行いました。

学校支援事業に23万9,000円、地域人材の活躍の場の提供を図り、学校支援体制を推

進いたしました。

ブックスタート事業10万8,000円、読書活動を通じて親子のふれあいやコミュニケーションの向上を図りました。

図書等購入事業139万8,000円、3区施設の図書購入などを行いまして、図書館の利用を通じて、学習や生活、文化活動などの支援を図りました。なお各施設の利用状況は記載のとおりとなっております。

41ページになります。スポーツ教室等事業43万2,000円、スポーツ教室や町民大会を通じてスポーツの日常化に対する意識の高揚と参加者の交流を図りました。

小中学生派遣事業参加負担金20万7,000円、財源につきましては、全額がスポーツと文化振興基金でB&G北海道大会への参加を通じて、海洋スポーツの普及と青少年の健全育成を図りました。

体育団体補助事業221万6,000円、財源につきましては10万円がスポーツと文化振興基金で一般財源は211万6,000円です。記載の4団体へは、体育協会が79万7,000円、スポーツ少年団連絡協議会には94万5,000円、スポーツ合宿招聘事業には37万4,000円、スポーツフェスタ大会事業が10万円をそれぞれ助成いたしまして、団体活動への支援を行いました。

全道全国大会出場助成事業451万9,000円、財源につきましては、全額がスポーツと文化振興基金で、陸上競技を初めとする記載の全道全国大会への参加の助成を行いまして、参加者の負担軽減を図りました。

体育施設設備事業5,073万1,000円、整備の内容につきましてはB&G海洋センタープールアルミ製建具取替修繕を初め、記載8カ所の修繕行いまして施設の適切な整備を図りました。

手洗い器給湯設備改修工事97万2,000円、給食センターの厨房に設置している手洗い器の給水設備を温水方式へ改修し、衛生管理対策の強化を図りました。

以上で、教育費の説明を終わります。

○委員長（大野一男君） 説明が終わりました。9款消防費、10款教育費の質疑を許します。決算書では一般会計117ページから一般会計137ページまでです。質疑ありませんか。

江上委員。

○委員（江上恭司君） 教育の38ページ、ここの準保護世帯、小学校と中学校40名と29名、これはどういう基準でという形でこれが決められているのか、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（大野一男君） 近藤総務係長。

○教育委員会総務係長（近藤智博君） 今回の質問についてお答えいたします。要保護、準要保護の基準につきましては、せたな町児童生徒就学援助費支給要綱にあります支給資格、こちらのほうにあります支給資格に該当する範囲で支給しているものでありまして、生活保護法による教育扶助を受けている、この方たちが要保護となりまして、準要保護となりますものは、せ

たな町教育委員会が前項の規定による要保護者に準ずる程度に困窮していると設定したもの、この方は準要保護というような形で基準としているところであります。

○委員長（大野一男君） 江上委員。

○委員（江上恭司君） 準要保護世帯というのは、基準はどういう基準で準要保護世帯とみなしているのか。

○委員長（大野一男君） 近藤総務係長。

○教育委員会総務係長（近藤智博君） 準要保護につきましては町民税が非課税となっている、所得が低い方という形で認定しているところであります。

○委員長（大野一男君） 江上委員。

○委員（江上恭司君） そしたら要保護世帯がこれ生活保護世帯なんですけど、これに比べてどういう水準ですか。

○委員長（大野一男君） 答弁休憩いれますか。
休憩といたします。

休憩 午前10時16分

再会 午前10時19分

○委員長（大野一男君） 休憩を解き質疑を続けます。

近藤総務係長。

○教育委員会総務係長（近藤智博君） 準要保護につきましては、先ほどやはり説明しました基準としましては、住民税非課税こちらについては所得によるもの、あと家族の人数によりまして非課税になる場合もありますので、いろいろなパターンがありますけども、基準としましては住民税非課税という形と、あとは生活保護世帯との比較というのは、そこについてはしておりません。

○委員長（大野一男君） 江上委員。

○委員（江上恭司君） それだったら生活保護を貰わないで頑張っている家庭あるんです。生活保護以下の水準でやっているところもあるんです。それでは救われないと思うんです。生活保護世帯から見てどのぐらいの人まで救おうというものをきちんと作らないと正確な形でのこの準要保護が出てこないと私は考えるけど、その辺どう思いますか。

○委員長（大野一男君） 近藤総務係長。

○教育委員会総務係長（近藤智博君） まず要保護世帯と準要保護世帯につきましては、補助額が変わっておりまして、要保護世帯につきましては、生活保護費でほとんどの措置がされているんですけども、修学旅行費こちらにつきましては、生活保護費からは支給されておりませんのでそこについて支給している形になっております。準要保護世帯につきましては、学用品、通学用品、郊外活動費、児童生徒学用品費等、要保護とは補助されているもの以外のものが、補助費として支給されておりますので、そういうところで準要保護、要保護区分されていると

ころであります。

○委員長（大野一男君） 江上委員。

○委員（江上恭司君） 全然質問に答えてないんです。その問題は次でやろうと思ったんですけど、僕の言っているのは非課税世帯ということになれば、本当は生活保護を受けている水準の家庭でも、私は受けなくて頑張るんだという家庭があるんです。そしたら生活保護よりか低いんです収入が。そういう人方が、今言われたような新入学児童だとか、見学料だとか修学旅行、これ要保護世帯と準要保護世帯では違うんです。けど準要保護世帯の人も生活保護より低い人がいますと。そういうことをどう考えているんですかって聞いたんです。

○委員長（大野一男君） 成田教育長。

○教育長（成田円裕君） あくまでもこれにつきましては、それぞれ基準に基づいて助成をするという考え方でございますので、やはりどこかで一定の線を引かなければならないということになります。これ見ていただければわかるとおり、国道支出金ということで補助を受けている事業でございます。その基準の中では生活保護とその生活保護に近い世帯ということで、確かに状況によっては生活保護を受けるべき世帯の方もいるかと思えます。そういう方につきましては、担当の保健福祉課と相談しながら、できれば生活保護を受けていただくよう相談をさせていただきたいと思っております。基準とした今のところこの一定の水準で今のところ考えているということでご理解願います。

○委員長（大野一男君） 江上委員。

○委員（江上恭司君） 基準でやるから仕方がないというふうに言われるんですけど、教育というのは、非常に子供は平等に受ける権利があると。これから将来のことです。その辺もう少し温かい目を見て、その辺きちんとしていただきたいと。それはいいです。先ほど言った入学児童だとか、通学費だとか修学旅行費だとかというのものもあるんです。そのほかに3年か4年前に新たに追加されましたよね。学校給食補助だとか、共済金だとか、PTA会費だとかその辺は追加された分はきちんと支給しているのかどうか。まずお伺いいたします。

○委員長（大野一男君） 近藤総務係長。

○教育委員会総務係長（近藤智博君） 今の質問にお答えします。先ほどの質問の内容につきましては支給しております。

○委員長（大野一男君） 江上委員。

○委員（江上恭司君） 支給していると。これ前に聞いたときしてないと言っているんです。新しく出たのはやってません。今までの修学旅行の旅費だとか、芸術鑑賞に行ったりする見学料とか、今までの分はやってたけど3、4年前に追加された三つのやつについてはやってません。その回答もおかしいんですけども、交付税色付いてないから増えた分がわからないという言い方されてましたけど、今はしているんですね。その確認だけしておきます。

○委員長（大野一男君） 高田事務局長。

○教育委員会事務局長（高田 威君） 間違いなくしてございます。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） 決算書の118ページの消防の件でお聞きいたします。今新庁舎建てている最中、建物を造り終って外構工事入ってます。この2億1,614万3,000円の中に今の新庁舎を造ってる中の経費は含まれているんでしょうか。それ入ってなかったら聞けない。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） お答えいたします。ただ今、詳細の手持ち資料を持ち合わせておりませんので、後ほどご解答させていただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） じゃわかり次第報告してください。お願いします。書類できたらまた質問します。

○委員長（大野一男君） 答弁者まち側にお伺いします。大湯委員の質問、具体的な詳細を踏まえた上での質問かと思しますので、速やかに提出できますか。資料出るまで休憩とりますか。大湯委員どうですか。

○委員（大湯圓郷君） よろしくお願いします。

○委員長（大野一男君） 休憩取って資料でるまで持ちますか。それとも出るまで質疑続けますか。それでは質疑を続行します。西村総務課長答弁ありますか。ない。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 結果でるまで、私も関連で質問したいと思いますが、よろしいですか。

○委員長（大野一男君） 資料でなくてもいいですか。

○委員（細川伸男君） とりあえずは資料なくても質問したいと思います。

○委員長（大野一男君） 大湯委員、資料出してから、保留ということでもよろしいですか。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 今の大湯委員の質問ですけれども、たまたま年度でいけば26年、27年ということで、消防庁舎外構含めて予算措置をされて今継続中ということでございます。その継続中の中で当初の予算の中で、建物含め外構も入って中で外構の一部分で、例えば全体の舗装面積だとか、そういう部分が落ちているかどうか、その辺もあつたら出してもらいたいのと、一部、今現状を見ますと舗装が一部されていないというか、そういう状況に今後なっていくのかと思しますので、当初予算の中にきちんとその辺が全体の外構の舗装の部分どの辺まで盛り込んでいるか、その辺もありましたらお聞きしたいと思します。

○委員長（大野一男君） 細川委員これ26年度の決算の2億1,000万の範囲の答弁になるかと思いますが、それでよろしいですか。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 当然26年度決算の中での話だと思いますけれども、ただこの事業というのは2年間の事業で、その事業を始める前に当然その建物含め外構も網羅した中で全体予算

で措置されてるということなので、やはり全体予算であればこれからやるやらないは、わかりませんがそういう事業をやるためのひとつの中として、その部分がきちっと繁栄されてるかどうかを聞いた中で、今後は今後の話として聞きたいと思うし、今現在はそういう中でそれが予算処置されて、それで2年間継続でやっていくってことで今26年は26年度決算出てますので、これやはり一連の事業ということで私は考えて質問したんですけども、よろしいですか。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長その辺の意を含めて答弁をいただければありがたいんですが、よろしいですか。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） ただ今の細川委員のご質問にお答えいたします。外構工事につきましては、ただ今工事を進めているところでございますが、ご質問にありました舗装をする部分につきましては、先日、議員の皆様にも現地でご確認をいただきまして、図面も資料としてお渡ししてあるところでございますが、一部、消防庁舎の正面玄関の向かって左側と、それから裏側の部分につきましては舗装工事をしないというような設計で現在進めておりまして、先般、議員の皆様には、その箇所も確認をしていただいたということでございまして、そのあとにつきましては議会の皆様のほうで、全員協議会になるのか、正副委員長会議になるのかそちらのほうで協議をしたいというお話を先般、菅原議長からは承っておりますので、後日、何らかのそういうお話があるのかとこのように考えております。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 私今年度の事業について舗装をやるのかやらないのかという意味じゃなくて、2年間にわたって建物と外構合わせて事業を行いますと。26年度については、建物については終わりましたということですね。確認なんだけども、その建物と外構を合わせた中で当初の予算の中にそういう部分が盛り込まれていたのか、いなかったのか。その辺を私、聞いてるんであって、27年度の事業について、やるのかやらないのかじゃなくて、その2年間の事業の中でもって当初予算の中にきちっと盛り込んでいたのか、いなかったのか。その確認だけお知らせください。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長、先ほど資料整い次第という大湯委員の答弁保留にしていますが、資料出ましたか。

大湯委員資料出たということですので、今細川議員の質問もありますがどうしましょう。

○委員（大湯圓郷君） そちらの質問先にしてください。

○委員長（大野一男君） 細川委員の答弁聞いていいですか。

それでは西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは先ほどの大湯委員のご質問にお答えいたします。数的事項を申し上げますが、まず決算資料の25ページに広域消防行政組合せたな町分ということで、主要成果効果表が載っております。その中で資料につきましては、タイトルが平成26年度決算資料という横版の資料でございます。その25ページになりますが、消防庁舎の新築工事につきましては、管理業務を含む金額といたしまして、26年度分の決算額は2億81

8万1,000円という金額が載ってございます。その内、建築主体工事につきましては、1億9,198万800円、それから電気工事につきましては604万8,000円でございます。それから設備工事につきましては669万6,000円、管理業務につきましては345万6,000円という内訳になってございます。これにつきましては平成26年度の請負金額となっております。

○委員長（大野一男君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） 今、金額のことはわかりました。ということは、今新庁舎造ってる部分は去年の予算あるいは決算、2年続けて去年とことしでやっている。実は私、細川委員と同じ質問しようと思ってたところなんです。ということは庁舎ができました。外構工事が一部舗装してないということで、議員みんなで見学させてもらいましたけれども、あのままでいいのかというのを長く考えれば、やっぱり職員の駐車場あるいは建物の裏の砂利の部分を、なんで舗装をしないような方向に持っていったのかということで、あそこまでやってどうして後ろをやらないのかと、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） ただ今の大湯委員のご質問にお答えいたします。外構工事の舗装をしない部分がございます、その部分につきましては、いろいろ予算の兼ね合いもございまして、大湯委員先ほどおっしゃいましたとおり、職員の駐車場につきましては、正面玄関前にスペースがきちっととられてございます。それと横につきましては、これは舗装することに越したことはないのかと思いますけれども、いろいろ予算査定をする段階でコスト等を考えまして、その辺、舗装をかけなくてもいいのではないのかという結論が出まして、そのとおりのも設計にしたという経過がございます。

○委員長（大野一男君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） 設計の時点では横の部分の舗装分をしないという結論に至ったということですね。それで建物が新しい、横から職員が出入りする、私たちも団員として横から出入りする、入り口が私たちの分団室というものが近いから、正面から入るより横からかと考えております。そうすると砂利になりますとやっぱり建物に足元に、砂、砂利が入ってくると掃除も大変だろうし、建物にもあまりいい影響でないんじゃないかということ、この前見学させていただいて、私自身そう感じたんです。あそこがいつまでも砂利になるとなると、やっぱり雑草も生えてくる。あるいは雨あるいは水で掘られたり削られてするとやっぱり長く考えると、その幾らなるかわかりませんが、この連続した工事の中に持ってて舗装をした方が建物のためにも、いろいろいいのかと私自身考えましたので、今後どういうふうになりますかは、先ほどちらっとお話は聞きましたけれども、去年の時点では予算ではできないと思っておりますけれども、この継続した2年の仕事でございますので、できれば舗装をしていただいたほうがいいのかと。それから駐車場の話も総務課長おっしゃってましたけれども、土手の横の方の駐車場を職員の皆さんに使っていただくということになれば、何があっても困るんで舗装の部分、未処理の部分と差があるんですけど職員だとか、皆様やっぱりその正面の大きな広い部

分には、基本的には私物の車等置かないようにしたほうが、使用効果がいいのかと思っておりますので、そこ辺総務課長どう考えますか。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） ただ今の質問にお答えいたします。大湯委員からは、職員の車の駐車についてどう思うかということですが、先ほども申し上げましたとおり、正面玄関側のほうといたしますか、公園通り、体育館側といたしますか、そちらに職員の駐車場スペースがございます、そこにつきましては、救急時に救急車ですとか、消防車が出る走路にはなっていない場所がございます、職員が駐車する場合には、そういった支障もないだろうというような設計になっているものと思われまます。それから今現在工事が既に進んでいるわけですが、これは技術的なこととなりますので、ここで私の口から正式なご答弁にはならない部分もございますけれども、技術的にこれから設計変更とか掛けてやるというのがどうなんだろうということで、今私のほうも大湯委員先ほどおっしゃいましたとおり、続けて今やってる工事の中で舗装をかけたほうが施設にも優しいし、後々よろしいのではないかとご意見でございますので、その辺私も十分理解したつもりでおりますので、その関係担当者と検討させていただきたいと思っております。

○委員（大湯圓郷君） わかりました。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 当初予算に無かったという話です。それで当初予算に盛り込むか盛り込まないか、そういう議論をした中で、まちでは予算がないからとりあえずはちょっとできないかという話ですけれども、逆に考えて全体外構工事でやることによって、同じ舗装をするにしても、要するに経費の分では外構工事の中に含まれてる部分が多々多いんです。そういう中で一連の事業でやることによって、直工費の中ではかなり抑えられる部分があって、その当時の予算は無いという中で、結局は幾ら足りなかったのかわかりませんが、多分工事をやると単純にいても200万前後くらいでは多分できると思います。私の感覚で。そうするとその200万のお金が予算がなくて盛り込めなかったのかどうか、この検証した結果、26年度に事業をやった分、これはこういう成果もあるよということで出てますけれども、その終わった段階の検証の結果、今年度外構ありますと、その舗装の部分はそういうことで予算もなかったと。だから予算がないから止めましょうかという話だと思えるけれども、止めるにしても例えば1,000万、1,500万掛るのであれば、これも止める考えも私もわかりますけれども、先ほど課長が言ったように車の駐車場はあくまでも、向かって左側の公園通りの部分ですという話です。じゃしならばその予算の要するに職員が職員玄関まで行く間、仮に幅2メートルなら2メートルで、職員が玄関を使うのに自分で止めた車からそこまで行く間の部分、それだけでも私は効果があると思うんですけども、それらの考えは、その当時はそういう考えもなかったのかどうか。やはり新しい施設ですからやはりその施設を、やっぱり中長期に考えて長く使いたいと。要するに大湯委員も言ったけども外から持ってくる泥、砂等の処理のことも考えれば、あくまでも職員玄関の前は車は置かないという考え方の下でやるのであれば、そうい

う部分も考慮して考えてやるべきだったんじゃないかと私思いますけど、その辺はどうですか。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） ただ今の細川委員のご質問にお答えいたします。細川委員の今おっしゃった職員の車の駐車スペースにつきまして、ちょっと確認をさせていただきたいのですが、職員玄関に向かって先ほど公園通りとおっしゃいましたが、その公園通り側の道路沿いに職員の駐車スペースがございます。そこから職員玄関までの先ほど2メートルなら2メートルそこを確保するというお話があったように伺ってございましたけども、その部分が舗装されるという認識でよろしかったでしょうか。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 要するに、今これ大湯委員から図面もらって、私も持ってますけども。当初このとおり赤線で車線引かれて、裏と横の正面玄関の部分あります。これ全体で舗装しようということであるから、それ相当な金額も掛ると思う。ただ私しているのは、その職員玄関の前であればそんなに面積もないし、その予算が足りないのかなんとかというよりも、やはり、ご存じのとおり基金もそれなりに積んであるし、せっかく新しいものを造るにあたってやはりあとでやることによって、例えば200万で終わるところが250万とか300万掛るとい部分もあります。それで検証の結果26年度建物をやって、26年度やって27年度とし外構工事をやるんです。そういう中で26年度のこの結果を踏まえて今後のあり方について舗装の分も考えて、これでやはりダメだよという結果になったのか、それがお金が足りないと、じゃ足りないお金がどのくらい足りなくて予算措置ができなかったとかという議論はしてると思うんです。だからその検証した結果そういう議論をしたのか説明してもらいたいとこのように思います。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） ただ今の細川委員のご質問にお答えいたします。予算の関係でというお話で先ほど来私からも予算査定の段階でそういう切り詰めたという内容も申し上げてございますが、費用対効果を考えた場合に、はたしてその部分が先ほども申し上げましたとおり、砂利よりは舗装が掛っているほうが見た感じもいいのかと感じますが、先ほど細川委員の見積もりですと200万という金額もおっしゃってございましたが、技術的なことはちょっと私もわかりかねますので、200万なのか300万なのか、はたしてそれ以上なのかというのはちょっとわかりませんが、いずれにいたしましても予算査定の段階で、消防側の意見も確認しまして消防側としてもその部分につきましては舗装をかけなくても、よしんばいいというような話だったと思っております。先日も現地を確認した際にも、消防署長にも立ち会っていただきましたが、その際にも消防側からも、そして消防団からもそういった話はないということは確認をしておるところでございまして、細川委員おっしゃる通りにやるならこの際一緒にやったほうがコストも安く済むのではないかというご意見もございましたので、その辺、担当者とも協議をさせていただいて、今後どのようにしたほうがよろしいのか内部で検討をさせていただきたいとこのように思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 決算委員会ですので、27年の予算執行、今動いている部分について余り広げますとなかなか収集がつかいませぬので、その辺どうかで折り合いをつけて議論する分については、今27年の議会動いてますので、そのどこかできちんとしたことで議論する場が多分設けられる」と想定しますので、どうぞ決算委員会ですので、その辺あまり広げないで、申し訳ありませんが、質疑をいただければ大変ありがたいと思います。

大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） 今西村総務課長から団からもしなくてもいいだとか、消防署からも舗装の部分に関しては、しなくてもいいとかという。私は署のほうは余りわかりませぬ。全く知りませぬけれども、団のほうにあの部分舗装しなくてもいいだとか、してくれとか、しなくてもいいだとかそういう話は、この前の見学をさせていただいた部分で、初めて知った部分でございます。ちょっとそこら辺、総務課長の答えと私の聞いている範囲では全く違うので、この部分はちょっと団としては誤解を受けたままでは、過ぎさせませぬので、どうかひとつその部分をはっきりしていただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） ただ今の大湯委員のご質問にお答えします。先般、現地を確認に行った際には先ほど申し上げましたとおり、消防署長に確認をいたしましたところ、消防署としてもここは舗装をしなくても差し支えない部分であるんだというのと、消防団のほうからそういった舗装してほしいとか、そういう話があるのかどうか確認しましたところ、そういう話はないという話を私が聞きおよびましたので、先ほど申し上げさせていただいた次第でございます。今のお話につきましては言った、言わないの話になってしまいますけれども、再度、消防署長にも確認をさせていただきたいと、このように思います。

○委員長（大野一男君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） 最後にします。今のお話であれば消防署から1分団、2分団、3分団に舗装の部分なんて誰にも知らされてないんです。それなのに1分団、2分団、3分団舗装しなくてもいいだとか、舗装してくれだとか、言える範囲でないのに、どうしてそういう言葉が出るのかと私ちょっと不安になりますけれども、あとで結果教えていただきたいと思います。

終わります。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 私27年度の予算には入るつもりも全くございませぬ。それで関連の2年間の事業の中でお話を聞いてますけれども、冒頭、課長は予算が足りないからやらなかったんだという話です。その後いろいろお話をしている中で、今度は経済効果がどうなのかという話です。じゃその経済効果というのは、何をもちった中の経済効果なのか。舗装することによって何が経済効果が産まないのかどうなのか、私は逆に舗装することによって建物の維持管理も楽になるし、そういういろんな砂だとか雪だとかそういうもの入ってこないように、雪は多少入るだろうけれども、そういう部分での予防にも私はなると考えていますけれども、課長の経済効果にはなんらあれしないと。意味をなさない。なさらないまでは別にしても、経済効果は

ないですという質問ですけども、その辺はもう1回伺いします。経済効果というのは、本当に逆にマイナスだということ考えているということによろしいですか。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） ただ今の細川委員のご質問にお答えいたします。先ほど私が申し上げましたのは、経済効果とは言ったつもりはございませんで、費用対効果といったと思っております。それにつきまして経済効果までは私はちょっとそれが経済効果があるのかどうかというまではちょっと頭がおよびませんでしたので、その細川委員のおっしゃった200万という経費を予算を掛ける。それについてその部分を舗装にするということについて費用対効果はどうだったのかというつもりでお話したつもりでございましたが、それと予算が足りなかったというようなご表現をされておりましたけども、予算が足りないと言った私そういったつもりは全くございませんで、予算を、要するにコストを下げると経費を抑えるといった意味で工事費を抑えたという経過が予算査定の段階であったということにつきまして、再度、申し述べさせていただきますと思います。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） なんか私も質問として若干、違った質問、違ったというか課長の言っていることと、費用対効果ですか。そういう部分ありますけども、何か揚げ足を取ってこうやってるような感じも受けますけども、じゃ費用対効果って、この費用に対して効果は、やることによって、その費用を掛けたときに効果がないということです。その効果がないというのであれば何の意味で効果がないのか。それが一点と、先ほど言った予算については予算がないというお話をしたと思うんですけども、それ辺間違いありませんか。予算がないのと、要するにこの事業をやるためには、まちで考えてる経費がないから要するに経費を抑えようという中で、この工事をしなかったということですね。だから最初の言っているのと、先ほど言った費用対効果ですか。この辺も併わさった中であれば一緒に質問できたと思うけども、その辺費用対効果この辺はないということであれば、どういうことでないのか、その辺も併せてお聞きしたいと思います。

○委員長（大野一男君） 町長から答弁ありますか。いいですか。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 消防の関係での議論になっておりますが、実質27年度の予算の話になってしまってるわけなんですけど、これは27年度の予算で議員の皆さん方に議決をいただいているということでございます。それと…

○委員（細川伸男君） 確認してください。答える前に私は27年度の事業に対しては一切質問しておりませんので。26年から27年度の間でこういう事業をやるんだということで予算措置したのであるなら、26年度の検証として今年やるべき外構について、その中に盛り込んでいたのか、いないのか検証した結果、こうだったけどこうするという話で聞いてますから、27年度のこの事業に対して舗装すれとかそういうことは一切言ってませんので、事業費についても質問は一切してませんので、その辺ちょっと委員長答弁調整してください。

○委員長（大野一男君） 町長、決算委員会ですので適切な答弁お願い申し上げます。

○町長（高橋貞光君） わかりました。それはそういう方向で答弁申し上げたいと思いますが、まず私たちこの26年度からこの消防庁舎の改築をするに当たって一番心がけたことは、出来るだけ少ない予算でしっかり消防活動ができる施設ということで当初から考えてきたところがございます。そこで後ろと、向かって左横と裏の舗装がないという議論になっておりますが、これは当初横に職員の駐車場を造ることも考えました。しかし消防署といろいろ協議をしていく中で、正面左側に職員の駐車場、もちろん職員ばかりでなくて団員の皆さんも来ることも多いと思いますので、正面に駐車場を造って正面から出入りをしていただくというほうが一番近いわけですから、それが機能的にいいということで正面に駐車場を造らせていただきました。したがって、当初横を職員玄関と呼んでおりましたが、今は裏の玄関といいますか、職員は当然駐車場に近い前から入ることになります。団員の皆さんも正面からもちろん入っていただくということになりますので、あまり泥がついて署内に進入するということは考えなくてもいいと思います。それで、こうして何年か使って見て、これはやっぱり不都合だということになればまたその時点で考えればいいと思っております、私たちとしては現状の施設が裏や横を舗装して消防活動に貢献するということではありませぬので、それはそういうことでいっさい消防活動には支障のないということでひとつ考えていただければと、十分消防署側との協議をさせていただいて効率のいい施設を造っているということで、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） ですから先ほど私言ったように正面に向かって左側に駐車することによって、人がそこから正面玄関から入るんです。よしんばあと職員玄関からも入る人いるということで考えたんだけど、総務課長はあくまでも車を止めるのは、職員玄関に止めるような、ニュアンス的にとったものですから、それであれば全部やらなくたって私さっき言ったように1メートルでも1メートル50でも幅で職員玄関に向かって舗装することによって、それであれば金額なんてなんぼ掛るか、多分、調べればわかると思うけども、そこを何十万の世界です。だから、この事業をやるために結果が出て検証したんでしょう。じゃ検証して今後どうするかという部分も含めて26年度予算の中で考えてることですから26年度の予算をもって、27年度にやる事業は26年度の事業の結果を踏まえて、先ほど言った費用対効果もいろんなことはあると思う。だからそういう部分も含めて今後27年度にどう反映させるかということで私は聞いてますので、27年度の予算で聞いてないということは多分わかると思うので、だからその辺まで具体的なことを考えて、私はやったんですかということを行っているんです。だから一部細く舗装することによっては、多分何十万ですむ話を、要するになんか費用対効果がどうのこうのとか。そういう以前の問題でやはり検証したら今後どうするかということまでやったんですかと。そのやったらやった内容を教えてくださいということで私は質問してるんであって、ただその答えが費用対効果だとか、予算がどうのこうのとか、まして建物の裏ですか、裏側も舗装するとか、そういう話を私は一切してませぬので、検証したのであれば今後27年

度にどう生かすか、そういう中身の議論をきちっとどういう中身で議論したのですかということ聞いてます。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。私たち公共施設、消防ばかりではございません。整備するに当たりまして、これは予算は町民の皆さんの大事な血税でありますから、できるだけ有効に使わせていただくということを常々基本にしているところでございます。今回もそういった考え方で、できるだけ少ない予算でしっかりと目的を達成するような施設にしたいということ考えております。そうしたことから先ほども申し上げましたが、表面に駐車場を造ることによって正面玄関から職員も団員の皆さんも入れるということでございます。この消防活動に一切支障を来さないということから、現在こういった方法で工事、外構を進めているということでございますので、この辺につきましては議員のご理解もいただけるものと思っておりますが、これからもさまざまな施設などの工事も進んでくるとは思いますが、これはやっぱり利用する皆さんが利用しやすいように、あるいはしっかりとその施設目的は達成されるようにということを最重点に考えながら、予算を大事に使わせていただきたいということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 最後にします。今くしくも町長、建物についても外構についても全体的には無駄な部分を削って町民の血税を使う以上は、やはりコストを下げていくという答弁です。だからそのコストを下げていくということに関しては、私もいっしょです。ただコストを下げるんだったら、ちょっと今町長から答弁あったので私から質問しますけれども、それじゃ職員玄関のあれだけの面積をそれこそ外構で工事する必要なかったんじゃないですか。逆にね。まだ幅せまくても車を正面玄関の左に置くと。そこに車を置く必要もないし、人の出入りだけでいいよということであれば、経費を削減していくということになれば、そういう部分も合わせて入れてやるべきだと私は思いますので、これ以上やってもエンドレスだと思いますので、町長のいう経費を節約するというに関しては私は自分なりに考えて、費用対効果も含めて、じゃ現在、正面玄関は恐らく90%以上は使うと。そういう中で職員玄関のあれだけのスペースは検証した結果、それだけのものが入らなかったんじゃないのかと。そういうことになれば、それをある程度、幅をコンパクトにすれば舗装も全部できたのではないかという思いでおりますので、最後一つその辺の私の意見を踏まえて、答弁願えればと思います。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。細川委員のおっしゃっていることも私たち十分理解をさせていただきました。一つだけ訂正をしておかなければならないのは、ご理解いただきたいのは横を職員玄関とおっしゃっておりますが、あれは職員玄関ではございません。駐車場が前に置いたことによって職員も団員の皆さんも正面から出入りをするということでございます。あくまでも裏口という捉え方でございますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。細川委員の一連のこの質問につきましては、私たち今後の施設整備をしていく中で十分その辺

も考慮しながらしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 町長がそういうことであれば、そういう形で取り組んでもらいたいと思います。ただ今言ったように裏玄関的なものであれば答弁は要りませんが、あれだけのスペースはなくても十分消防庁舎としての機能は私は果たせたのかと。残念に思うとしか言いようございませんので、答弁はおりません。

○委員長（大野一男君） 開会して1時間が過ぎましたので、休憩に入りたいと思います。

11時20分まで休憩といたします。

休憩 午前11時11分

再会 午前11時21分

○委員長（大野一男君） 休憩を解き開会いたします。

ほかに質問ありませんか。

簡潔にお願いします。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは先ほど休憩前に大湯委員からご質問がありました消防の駐車スペースの関係でございますが、私、先ほど消防団の関係で消防団からもそういう要望、ご意見はございませんと申し上げましたが、その言った部分を訂正といいますか、再度申し上げさせていただきたいんですけれども、休憩中に消防署長にも確認いたしましたところ、消防団のほうにはそういう話も実際やり取りはないんだということでありまして、災害時につきましては、先ほど今建てている新庁舎の正面玄関側の公園通りの側といいますか、そちらには職員の駐車場がございます17台分のスペースがございます。それで職員の車輛については、そちらに駐車しているわけですが、災害発生時につきましては、庁舎の右側にありますヘリポート側ですが、そちらの駐車スペースに、消防団員の車両を駐車していただくというような。それと公園通りを挟みまして体育館の駐車場もございますし、青少年センターの駐車場もございますので、そちらを使っていただくというような考えでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） あくまでも団員には別に相談もしていないことでよろしいですね。この皆の前でそれだけのこと言える事ないように今後すべての答弁でよろしく願いいたします。事実を答弁していただきたいと思います。

終わります。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） そのように対応させていただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） ほかに質問ありませんか。

江上委員。

○委員（江上恭司君） 先ほどすべてやってるとわけで、ちょっと言い忘れたので。近年較差がすごく広がっているという問題で、これがやはり子供に影響を受けてきたら大変なことになるといふことで、国が子供の貧困対策推進に関する法律というのが25年6月26日に出来て、そこで地方公共団体の責務の問題として地方公共団体は理念に乗っ取り、子どもの貧困対策に関し国と協力しつつ当該地域の状況に応じた施策策定し、及び実施することを責務を有するとなっておりますので、この取り組みはどのような形になってるのか。それから予算書の40ページで、社会教育団体補助事業で特に文化と芸術の問題で、北檜山時代は文化とスポーツのまちということで非常に予算が多かったんだけど、これも文化協会の人とかいろいろお話したときに、前みたいに予算がないからこれを見たら単なる集いだとか、イベントに参加する分しか見てないんです。そういう点でこういうことを持続的にやりたいので予算してほしいというような要望なかったかどうか。それともう一つが学校給食の問題で、予算書の137ページで、賄いの問題で3,000万ちょっととなっておりますけど、これの米を除いた地元の農産物、海産物どのぐらい使われているのか。その3点について質問します。

○委員長（大野一男君） 教育委員会答弁、貧困、文化スポーツ、給食項目ずついきますか。
奥村係長。

○教育委員会社会教育係長（奥村大樹君） 2問目の文化協会の補助金の関係についてご答弁いたしますが、文化協会の補助金20万、26年度支出しております。内容といたしましては、記載されてるとおりの文化祭の参加ですとか、クリスマスの集いなどその他のイベントとして20万補助しておりますが、文化協会の昨年度も本年度も総会に役場から教育委員会の担当が出席しておりまして、その中では特段これをやりたいという要望等は受けてはいないんですが、都度文化協会とは文化祭なりで連携した事業を今年度も展開しているということもありますので、次年度以降、総会の中でまた要望がございましたら取り入れたいと思っておりますので、26年度の20万につきましては20万でやれるということで文化協会と話をしております。
以上です。

○委員長（大野一男君） 給食。
早川副所長。

○給食センター副所長（早川克紀君） お答えいたします。学校給食費の地元の部分の提供の関係でございますけれども、江上委員のおっしゃったとおり、米につきましてはすべてせたな町の米を学校給食会、ホクレン通しまして入れております。そのほかには、若松のポークマンの関係それと、麺類の関係、うどんとかラーメンとかその辺も入れてございます。それとふれんどからパンを、これ中学生月1回でございますけれども、その辺も給食に入れてございます。それとみその関係、味噌汁とか、いろんなおかず類にも北檜山のまめクラブから提供いただきまして、その辺にも提供してございます。それと短期間でございますけれども、生のふのり、それと生のラム肉、それと納豆につきましても給食に提供させていただいてございます。そのほかにも地元産ということで、無償提供でございますけれども牛肉、それと鶏卵の関係につき

まして業者から無償提供をしていただきまして、これにつきまして同じく学校給食に提供いたしまして地元産の食材を食べていただく、味わっていただくということで積極的な形で地元産を取り入れた形の献立メニューということで、実施してございます。金額的には、この部分では大体400万円強の額で、大体比率にしまして40%程度という形で地元産を提供しているところでございます。

以上です。

○委員長（大野一男君） 貧困の関係は。

近藤総務係長。

○教育委員会総務係長（近藤智博君） 子供の貧困に関する関係について説明いたします。対策というのはしていないところですが、関連するものとしましては幼稚園の保育料の減免、給食費の減免等そういうところで対応しているところではあります。

○委員長（大野一男君） 江上委員。

○委員（江上恭司君） 聞いてることに正確に答えたら、貧困に関してやっていないなら、やっていないでいいんです。じゃ今後どうするかということも幼稚園の減免とかそんなの質問してないんです。その辺きちんと的確に教えてください。それと今2番目の問題で文化協会と郷土資料館の問題含めて、僕は育てることをどうやっていくかが重要だと思っているんです。例えば、この間10周年のときに松前神楽、地元の人がやってるわけでしょ。これみたら郷土芸能文化協議会に出してるの19万なんぼで、ほとんどイベントで使われているんです。そういう人方を育てるそういう予算をやっぱり組んでほしいと、考えてほしいと。文化協会の人が出てたんですけど、どうせ言ったって金がないと。だから言わないというのが現状です。その辺きちんと掴んでほしいのと、それから給食の問題で僕ちょっと理解できなかったのが400万で40%というのは、僕聞いたのは3,000万のうち純粋に地元、例えば麺類だとか、ふれんどのパンだとか原料はこれ本当に地元のものかどうかを含めてね。そうでなくて地元で扱っている。直接子供たちに出しているよというものが3,000万のうち米除いたほかどのくらいあるかということで、もしわかれば教えてほしいということです。

○委員長（大野一男君） 早川副所長。

○給食センター副所長（早川克紀君） 先ほどの40%の関係でございますけれども、これは3,000万円に対する40%ということではなくして、地元産から地元産というか町内の業者から入れているいろいろ野菜や、いろいろなものに対する率ということで、ご理解いただきたいと思います。町外からはほとんど冷凍ものという形でございますので、そういうことで実質的な形で、その比率ということでおいていただければと思ってございます。

○委員長（大野一男君） 江上委員。

○委員（江上恭司君） 町内からというのは40%というのは、町内業者が地元のものを扱っているのが40%ということの400万、40%ということで理解していいですか。

○委員長（大野一男君） 早川副所長。

○給食センター副所長（早川克紀君） 先ほどいいました町内業者から仕入れた金額というの

は1,058万円になります。それに対して415万ということで、約40%という考え方で答弁をいたしました。

○委員長（大野一男君） 文化団体はいいですか。

奥村社会教育係長。

○教育委員会社会教育係長（奥村大樹君） 江上委員おっしゃるとおり生きた金と、これ今後につながるお金の使い方という部分では、私たちも文化協会もそうですが郷土芸能の団体につきましても、現在6団体加盟をしておりますが、残念ながら1団体休止ということで、なかなか郷土芸能について継承するのは難しい状況にはなっておりますが、江上委員おっしゃるとおり今後更に団体、文化協会も含めて社会教育団体の方々と連携しお話をし、要望がある場合につきましては、できる限り支援をしていきたいと考えてます。

以上です。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 決算書の118ページ、委員長にちょっとお願いというか、私またこれ消防関係の質問でございまして、一部事務組合との兼ね合いでもし私の質問で適切でないと思った場合には、それなりの判断の中で議事進行していただきたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。どうしてもこれ行政組合と絡むものですから若干ご理解いただきたいと思ひます。それでこの消防費の中で消防団諸経費ということで4,000万ほどの執行がなされております。多分この消防団4,000万の中には、各幹部等とのいろいろな会合含めた予算等も含まれていると思うんですが、まずその点について確認したい。会議費も含めて全部入ってますよね。

○委員長（大野一男君） 答弁調整のため休憩をいただきます。

休憩 午前11時36分

再会 午前11時37分

○委員長（大野一男君） 休憩を解き会議を再開いたします。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） お答えいたします。ただ今の真柄委員のご質問で、その消防団の経費分4,100万の部分につきましては、まさに消防団の旅費ですとか、費用弁償それから会議費それらも含まれてございます。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） そこで私町長にお伺ひします。当然、町側とそれから団長含めた幹部側とかの定期的かどうかわかりませんが、その団の在り方についての会議とかとは去年何回くらい持たれているのでしょうか。

○委員長（大野一男君） 答弁調整のため休憩をいただきます。休憩に入ります。

休憩 午前 11 時 38 分

再会 午前 11 時 40 分

○委員長（大野一男君） 休憩を解き会議を再開いたします。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） 先ほどの真柄委員のご質問にお答えいたします。町長とそれから消防団の幹部との持ち合わせと申しますか、会議につきましては北檜山区につきましては、年に 1 回行っております。それから瀬棚区、大成区につきましては開催はしてございません。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 私なんで回数をお聞きするかというと、これ合併から 10 周年迎えましたて、町長ご存じのとおりこの消防団この議員の中にも消防団の方々いらっしゃいますけど、それぞれの立場でいろいろな考え方もあると思います。ただいずれにしてもこれは合併時から最大の懸案の消防団のあり方というものの最大のテーマだと私思っていますし、当然、あれだけの形の中で、しかもなおかつ来年に向けて新しい庁舎ができる中で、私がお聞きしたいことは、そういう形のきちとした団のあり方という議論を 1 回も 3 者でしてないとなると、本来理事者が言っている団のきちとしたあり方についての検討はされてないのかと思って今質問しているんですが、この団のあり方、その他についてそれでは基本的どのように考えて消防団と係わり合いを持ってないのか重ねてお伺いします。

○委員長（大野一男君） 答弁、町長ですか、総務課長ですか。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 今の消防団との懇談というのは、これは再編とは違います。これまで消防の再編につきまして、すでに決定をしながら今庁舎の改築をも含めて 28 年度に向けて進んでいる状況でございますが、再編につきましては十分消防団のご意見も伺わせていただいておりますし、署員の意見も十分聞かせていただいて、できる範囲で最善の再編を決定していると考えております。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 会談とそういう再編の作業は別だということで、再編の作業ではそれでは計画どおりに作業を進めていると判断してよろしいんですか。であればもう 1 点私お伺いしますが、まだ町民に対してこういう形のものが望ましいとか、なんとかということまではいってなということなのか。そういう形を示す段階まではいってない。まだ内部協議の段階だということですか。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） この件につきましてはすべて協議整いまして、これは議会にも報告をして了解していただいているということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） もし議会に報告されてるといふのであれば、それはちょっと私あれな

ので、いつの段階でそれを報告されて、どういう内容なのか、あとでもよろしいので、確実に報告されてるということですね。それで団の方々の理解も得られると。それでやっぱり私ちょっとあれなんですけど、団が三つあったのが二つになったような場合に、これ団が一つになるとしますよね、消防団は全部三つのままということ。三つのままでいくということなんですか。そういう形でもう。わかりました。では質問変えます。では最初に言っていた合併当時と団についての考え方は変わってきてると考えてよろしいのでしょうか。最初はできればやっぱり一つの形の団というものが理想だという形で私は合併時にお聞きしたし、多分その時点では町長方、理事者も含めたそういう形で進むというような、私もそれは聞いてます。その後だからそういう中で全部話をして三つで団があるほうが最終的には町民の負託と安全を応えるために最良の判断をしたと理解してよろしいんですね。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それは一部そういう考えも全体の中での議論の中にはございました。しかし現在3団それぞれしっかり活動なされているということでございまして、今その時期ではないといういろいろな意見を聞かせていただいた中で、そう判断をしたところでございます。これからまた少子高齢化、人口減少という状況が進む中で、それは将来とも3団ということになるかどうかはこれはまた別問題として、現状では今のとおり進めていったほうが活動そのものの本来の目的を達成するためには、現状そのほうがいいと判断をしているところでございます。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 私、そこの最初の町長の言った、前段の部分が気になって消防団もいろいろな再編を含めて課題があるという形で当初進んだと思うんです。それが今のがこれが最善のパターンだというのは、それはそれで構わないです。それで町民の負託に答えてくれればいいわけですから。その辺のところの少子高齢化も含めた中で団員もこれだけ少ないという中でいろんな課題がある。本当に今、あとでいいですけど、決まった議会に報告した中身について私に資料でお知らせいただければかまいませんけれども、まずいずれにしても当分の間この団で町民の負託に答えていくということで理解しました。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

9 款消防費、10 教育費の質疑ありませんか。

それでは9 款消防費、10 款教育費の質疑を終わります。

11 款公債費の説明を求めます。

佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） お手元の資料41 ページでございます。公債費でございます。長期債繰上償還金といたしまして、北海道市町村備荒資金組合から借入れをいたしました1 億3,912 万2,000 円を繰上げ償還したもので、長期債の一括償還でございまして成果といたしましては、財政の健全化と将来負担の軽減が図られたとともに、各種財政指標に表れたところでございます。

以上でございます。

○委員長（大野一男君） 今説明が終わりました。11款公債費、12款職員給与費、13款予備費、14款災害復旧費の4款について質疑を許します。決算書では一般会計137ページから一般会計140ページまでです。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） それでは11款公債費、12款職員給与費、13款予備費、14款災害復旧費の質疑を終わります。

次は一般会計歳入全款の質疑に入る予定ですが、お昼が近づいておりますのでお昼休みとさせていただきますが、よろしいでしょうか。

（「はい」という者あり）

○委員長（大野一男君） それでは1時までお昼休み休憩といたします。

休憩 午前11時49分

再会 午後 1時00分

○委員長（大野一男君） 休憩を解き会議を再開いたします。

真柄委員から遅刻の申し出があります。

一般会計歳入全款の質疑を許します。決算書では一般会計12ページから一般会計43ページとなります。質疑ありませんか。一般会計歳入全款の質疑ありませんか。なければもう一度お伺いします。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 質疑を終わります。ここでもう一度一般会計歳入歳出全款の質疑を許します。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 歳出で質問してある未利用林地残材活用モデル事業、この中で2、3質問したいと思いますが、これは25年度から27年度までの事業ということで、若干関連してしますので27年度の中身までは入っていくつもりございませんけども、若干触れる部分がありますけども委員長その辺はよろしいですか。

○委員長（大野一男君） 簡潔にお願いいたします。

○委員（細川伸男君） 質問していいということですね。

○委員長（大野一男君） 関連がある場合はいたし方ないと思いますが、なるべく決算内の質問で述べていただければありがたいと思います。

○委員（細川伸男君） できるだけそういうふうにして質問したいと思います。

事業に対しての成果もいただいて資料の中では出てますけども、一番問題なのは検証した結果コストをどう下げていくんだという中で、なかなかコストは下げるのは難しいのかと。平均トータルでいきましても、やはり6,000円以上、8,000円くらいの中で推移していくというようなことで書かれています。そういう中で道路網の推進整備計画の策定がここで図られ

ているような書き方でございますけども、その路網の整備計画の策定が検証した結果、今後どのように進めていく考えがあるのか、その辺まず1点お聞きしたいと思います。

○委員長（大野一男君） 池田林業振興係長。

○林業振興係長（池田裕行君） 未利用材等を搬出するためには、林道整備が必要だと考えますが、今後森林施業等を見据えた中でこの整備だとかはしていきたいと考えております。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 今の段階では、考えていないということで判断してよろしいんですか。

○委員長（大野一男君） 池田係長。

○林業振興係長（池田裕行君） 今後、検討してまいるということでございます。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 今後検討するという事だけでも、ただこの事業の年度が27年度、ことしで終わるわけです。そういう中でこの検証した結果、だいたい路網の整備するに当たり全延長で約45.7キロメートル約46キロを整備することになってます。しなければならぬという提言だと思うんだけど、この未利用地の今後の推進していくためには、路網整備をしなければ今後やっていけないと思ってるかどうかわかりませんが、ただそうなるべくと当然、今年度事業が終わりますから今年度そういう策定するのかわかりませんが、ただ調査の結果として26年度の調査の結果として路網整備もしないとダメだと。でコストも下げるためには、まあまあいろいろ検証した結果なかなか数字が下げるまでに至らない数字が出てきましたという現状です。それで約46キロですか、これをやるためには多分担当課ではだいたいわかると思いますけれども、メートル当たり考えてもやはり2万4、5000円は私は掛かると思いますので、これ総体していくと約9億から10億必要になってくると思います。それで今年度、この調査は終わりますけれども、やはり26年度の事業に対しての結果が出てくるわけですから、今年度、先ほど言われたように策定するのはわかりますけれども、こういう中でやはり策定していけるのかどうか、27年度については別にいいんですけども、この結果を踏まえた今後の対応として、まちとしてはその辺含めて今後っていいんですけども、事業がことしで終わってしまうものですから、もうこの時点で要するにこのチップ材でもなんでもそうですけれども、こういうものを推進していかなければ別に問題ないんですけども、やはり調査表にあるように推進していくためには、その辺もうすでに考えておかないと、今年度には間に合うかどうかわかりませんが、その辺やっぱりこの検証した結果、今後どうしていくかという検討をしたのかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

○委員長（大野一男君） 松村参事。

○産業振興課参事（松村 悟君） 細川委員のご質問にお答えしたいと思います。今般、未利用林地残材活用モデル事業ということで25年度から3カ年実施しております。これは委員おっしゃられるとおりでございます。この中で平成26年度以降については、委員おっしゃられているとおり路網の整備も必要でありますし、また搬出する材をいかに安く出すかということも必要。将来的にはバイオマスの利用に向けていろいろな方策を講じながら、安定的してい

かなければならないと考えております。この中で、今年度につきましては年間のチップの例えば使用量、見込みですとかそれらも含めて、例えば、せたな町だけでなく今金町も含めて、隣接する地域全体の中でどのように見込まれて、どのように安定供給できるかということも含めて今年度は調査の対象となっているところがございます。今年度この調査の報告としては、今年度が最後でございますけれども、これらの調査結果をもとに、今後やっぱり一番大事なのは計画的な森林施業ということで、やっぱり山を持ってる人方にかに整備をしてもらって、いい材を出して儲けていただいて、また次の世代にいい山、いい木を残していくかということに目的がございますので、それらも見ながら、今後と言いましたけれども、どうしても、私も素人といっってはなんですけれども、限界ございますので専門家の意見だとか、あとここには国はじめ道の出先の機関もございますので、それらの方々のご意見、ご指導いただきながら、せたな町としてどういうふうに整備していくかということを含めて検討していきたいと担当としては現在考えております。今後の具体的な内容については、今年度の木質バイオマスの利用計画、そういう状況、将来的な状況を見ながら加味しながら計画を立ててまいりたいと考えております。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） わかりました、そういうことで非常に大事な事業だと思いますので今現在であれば、やっぱり民間でやるにしても材料が安くて、事業をやりたいとしても逆にお金が掛って事業が出来ないというような状況がございますので、この調査結果、最終的には今年度は出るんだろうけれども、先駆け26年度の決算の中の調査というものは、その部分はもう調査してますので、できるだけ早く策定して今後の事業に進めていただければと思います。

それともう一つ、今のお話にちょっと出ましたけれどもチップの関係ですけども、たまたまの26年度の事業として温水プールに向けて、他の地域での事例を基に検証するんだということで26年度の計画の中にも入ってます。その中でこれの39ページから42ページまでありますけれども、ただこれ内容を見ますと、岩手県かどこかの事例を挙げてここには書いてあります。そういう中で今後27年度については、当然前から話してるようにプールその他まちの施設についても、今年度検証するというのでそれはそれでいいんですけども、ただ26年度の決算の中にも温水プールに向けて他の地域での事例を基に検証することになってますので、ということは検証したのかと私は思っているんです。それで検証するという事は、ご存じのとおり今年度もプールのお話が産業教育常任委員会でも本年度は出てますけども、ただ私思うには、こういうプールもバイオマスについて検証してそれも兼ねて、今後のプールにも生かしていければ、いくのかわかりませんが。そういう提案がしてますので私たちがもらってる資料については、その辺のことがまったく書かれていなくて、あくまでも暖房については灯油という話でございますので、私としては整合性がないのかと。まだ企業が27年度に向けて調査するという事になってますから、本来であればその目的を持って、その事業をやるには要するにプール造るにしても、そういう部分がまずこの中に入っていなければおかしいんじゃないかなと思って質問してます。それで、まちの中で教育委員会とどういってお話をして、この教

育委員会でもこういう内容を知ってて今回そういう部分も全く入っていないとなっておりますけども、その辺の教育委員会としての考え方まちの考え方と合わさった中で、例えばプール事業を行うとかなんとかっていうお話になってるのか、その辺だけお聞きかせください。

○委員長（大野一男君） 成田教育長。

○教育長（成田円裕君） バイオガスを使った温水プールについてのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。教育委員会といたしましてはバイオマスについての温水プールについては、一切ご相談はございませんでした。私たちが考えていたのは、あくまで温水ボイラー複式ということで、それに伴ってもう一つのが温泉水を利用した方式、それと冷水方式とこの三通りで温水型のプールの建設に向けて今委員会とご相談を差し上げているところでございまして、この決算を見て初めてバイオマスを使った温水プールについて検討してるということで、私も初めて聞いた内容でございします。

以上でございします。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） そういうことになっちゃうと、それなりの事業500万ですか。国、道からその他財源で500万。この事業を3年間でやるんだとなっております。これは一連ですから質問してんだけど、今教育長の話を知ると、そういう話も聞いていないということであれば、目的を持って調査してるのであれば、きちっとやはり教育委員会にもこういう考えもあるし、そうゆうことで今後温水プールもどうしていくんだという部分が示していくのが本当であって、何か整合性がないように思いますが、その辺どうですか担当課として。何ら協議も説明もしてないんですか。そこだけお聞かせください。

○委員長（大野一男君） 答弁のため必要ですということなので、休憩をいたします。

休憩 午後 1時18分

再会 午後 1時24分

○委員長（大野一男君） 休憩を解き会議を再開します。

松村参事。

○産業振興課参事（松村 悟君） お時間をとりまして申し訳ございません。先ほど教育長から聞いてないというお話でございました。それで、その件に関しましては内部の教育長のほうとの連携が悪かったということについては、そのとおりでということで、申しわけないと思えます。ただ昨年6月に、委員もご承知かと思えますけれども、木質でプールを検討もしたいということで、木と金属ということで検討するということの計画については情報を持っておりまして、いろいろな話を進めておりました。そう中で、委員おっしゃっておりました。このモデル事業の報告書の40ページのところの上段にもございしますけれども、1番上の温水プールに関する諸条件というところを、ちょっと読み上げさせていただきますけれども、現在せたな町では、温水プールの建設計画があり木質バイオマスでの運用の可能性を有しているということ

で、まず木質バイオマスも一つの可能性として検証していきましょうということの、プールに関してだけではなくて、いろいろな検討の材料の一つとして木質バイオマスの利用についても検証をしていきたいということでプールについても、ここで可能性を調査するというので、その2段階後段ですけども、今後具体的な計画を立案していくためにも情報を整理するというので、プールでもし使う場合こういうパターン、他県での事例がありますというような情報を整理しているということでございます。具体的には27年度、今年度木質バイオマスの可能性について、例えば、1番42ページ最後のページですけども、次年度以降の調査計画の中にございますとおり、摘要欄に一部書いておりますけれども、例えば、既存の温浴施設、公共施設、学校、役場、プール、介護施設、病院など複合的な熱の利用だとか、そういうことも加味しながら木質バイオマスの利用について、可能性について検証していきたいという内容になってございます。横の連携の関係につきましては申しわけなく思っております。今後そういうことがないように注意いたしますので、ご了解いただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 今くしくも言ってくれたんだけど40ページの上段ですね。これは私も読んで質問してるつもりでございまして、それで26年度、27年度の話もしてるつもりでございまして。それでこのとおり書いています。このプールもようするに検証しているんだということになってますね。責めてるわけじゃないです。やっぱりこういうふうになる以上は、やはり縦横ばかりではなくてこの事業を推進するために今協議している最中です。これをやりたいんだと。それにはやる方法については、要するに灯油なり、温泉なり、水なりを使ってやった場合どうなんだと。そういう費用だとかそういうものも含めて、まさに議論してんです。じゃ議論してるのに全く、せっかくこれだけ謳ってるのに、この部分がまったく入っていないということは、縦横のつながりじゃなくて予算を持つときに、その予算を持って事業をやりたいと言ってるのに、その項目も全く入っていないで、まして先ほど言ったように木質の件については、その前にも話はあります。それは私も知ってます。だからなおさらこの検証結果こういう形が出てるんであれば、私は整合性がないんじゃないのかと。これやっぱり教育委員会ともいえども、まちの予算でやることですからやはりきちっとそういうことまで考えて、そして事業を考えて事業を進めるに当たって、やはり最低限度、何にも書いていなければ別ですけども、こういう形の中で検証しながらこういうふうに進めるよということ書いてるんであれば、やはりそれはきちんと盛り込むべきだし、今出しているそういう問題も、私にしたらこういう検証もまだ終わってないのに、じゃ需要化に向けて協議するんですか。逆に言ったらきちんと調査結果出てから、このプールにしてもその結果を踏まえて、まちとしてはこれこれこういうものを造りたいんで提案しますというんであれば、私もわかります。ただ皆さん言っているように、課でもまたは27年度終わらなければこの結果も出てこないし、出てこなければ、今後どうするかというのもわからない状態にいる。手探り状態にいる。その状況なのに片方ではどんどんこの事業を進めるといってやるんだということでやったら、全く整合性のない話で、そういうことでどうですか、いいですか。その辺もう一度お聞かせください。

○委員長（大野一男君） 成田教育長。

○教育長（成田円裕君） 温水プールの部分の議論に係る部分で若干補足をさせていただきたいと思いますが、私たちが先ほど申しました3方式で考えておきまして、これについては、あくまでも今段階で検証段階でございます。このチップが果たして安定供給できるかどうか分からないということでございますので、私たちとすれば温水方式にはこの方式はなじまないと考えてるところで、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（大野一男君） 細川委員、ちょっといいですか委員長から、27年、今プールについても産業教育常任委員会で課題として取り上げて、いろいろ調査してるという状況も委員長としてもわかってるわけですが、できれば27年の事業で、そういう審議する期間も時間もあるわけですので、今のような具体的なことについてはそちらで協議するという前提を少しもっていただいて、きょうはどこかで納めていただければと思うわけですが、いかがでしょうか。

細川委員。

○委員（細川伸男君） だらだらと質問するつもりはございませんけども、ただ委員長いうように27年度それもわかります。ただ27年度が、要するに今年度でこの事業が要するに調査が終わるという段階の中で、先ほど言った5の2の1でも、この出てるようにここで明確に示しているわけです。だから僕質問しているんです。だから27年度についてどうのこうのじゃなくて、こういうふうにまちが500万を使って調査したと。26年度は2年目で27年度は最後の年だよと。そういう中でもって26年度の調査の結果を踏まえた中で、こういう位置付けなり、なんなりしてるわけでしょう。そうすると当然、それに対して今年度の予算もそれに合っていかなかったら話であって、それを27年度関係ないと。それであれば26年度も25年度も関係ない話で、質問も何も今度できなくなると思います。委員長の考えであれば。それで止めれというんであれば、止めますけれども。どうですか委員長の見解として。

○委員長（大野一男君） 産業振興課長、答弁ないですか。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 細川委員の質問にもう一回整理をさせていただきますが、今26年度のモデル事業で、趣旨は多分十分のご理解いただいているんだと思いますが、要するにモデル事業は、せたな町における未利用林地残材、いわゆる間伐材です。今まで山に放置をされて腐らせていた未利用残材を何とか有効に利用できないのかという調査でございます。したがって林道整備しなければならないとか、この熱源として理由ありきということではございません。その可能性について今調査をしているということでございまして、その結果26年度の結果については、いずれもこの山から搬出してチップにしても間に合わないというような調査結果でございます。これを更にさまざまな作業の効率化であるとか、そういったことも考えながらどうでしょうかということも含めて27年度までの調査ということになっております。当然、成果品が出てきて、まちとしては検討するということにはなりますが、これはしたがって、この何としても黒字にはならないんだと。森林所有者の負担を伴うような結果になるとす

るならば、まちとしてはこの事業を推進することはできないと当然なると思います。したがって、その確保可能性について今調査をしていただいているということですので、これはそれらの利用ありきではなくて、可能性があるかどうかの調査ということですので。したがって今の教育委員会で進めているプールの建設ということには直接結びつかないし、今学校側としてはやはり現状の老朽化したプールの整備を急ぐことになると、これは現実的な方法で進めていかざるを得ないという判断をしているものと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 今町長お金も掛るし、多分難しいのかという話でございます。それに合わせてちょっと言葉が今出ないんですけれども、今の段階では調査の段階だということです。調査の段階なら段階でもいいんですけれども、じゃその調査の段階でプールだとか何とかここにも入っているとおりで、そしてまた今年度も先ほど説明の中にプールも学校から役場からいろんな施設まで書いてあるんです。これはこれとして書いてるけども、あくまでもこれ調査でこれを推進していくとかいかないというのは今後の27年度終わってからもそれはそれでいいんですけれども、そしたらこの調査はただ26年度の部分で、もう見て明らかのように金額的にいったらちょっと無理だよということであれば、いくら今度これそのほかにさっき言ったように路網の整備も必要なんだということです。そうしたら路網の整備どころか、調整した結果、とてもこれだけのギャップ、まちで決算では立米当たり2,500円ですか負担しているということなものですから、この2,500円を穴埋めするといったら私も大変だと思います。出来ないと思います。ただできないけども、まちが支援することによって、負担することによって事業が進めていけるという部分もありますから、まちも全然負担する気もないよと、今は立米から2,500円負担するけども、今後はそういう負担するつもりも無いよということであれば、この事業は26年度決算の時点で行き先が見えて来てるようなそういう私には答弁に受け取れるんです。けどもせっかくこの事業をやるのに500万も掛けて、まして先ほど来から温室プールについても、こういう形で文章で書いてありますから、それであればいくらこれとは、温泉プールとこの事業は関係ないというような町長の答弁ですけども、関係ないと言われてしまえば、プールの部分だって全部削除したらいいんじゃないですか。そうでなかつたらここに書いてあるから私どもは検証した結果どうするんですかって、今後はどうするんですかっていうことを聞いてるだけの話であって、こうゆう部分に調査の項目の中にきちっと謳っている以上は、やはり事業に向けてやはり、ことし出された要するにプール事業に関しては、ちょっと待てよと、バイオについても入れてもらわないと困るよとか、そういう部分はやっぱり言うべきだと思うし、これ以上何だかんだ言っても終わりませんから、このくらいにしますけども、やはりこの事業をやって26年度の結果も出てますし、そしてまた今後どうするかという検証もして、してこの事業については要するに取り組みが図られたと。図られたということで効果を出してるんだから、この効果は今町長言うように、じゃこの効果はなかったと。やってみただけどもこの効果はなかったんですということで、理解してよろしいですか。こ

の文書、それであれば訂正してもらわなければならないと思うし、きちっとここに図られたという事で書いてる以上は、やはり事業をやって結果が出て、検証して図られたんだから私は今の答弁を聞くと図られていないと思いますので、その辺説明してください。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 前回も説明しておりますとおり、このコンサルに掛けているこの事業につきましては3年間の継続事業ということで、最終年が27年度となっております。したがって、これは途中で止めるということにはなりませんので、これを継続して調査をする。ただ26年に出てきた結果を見ますとなかなか厳しいと判断をせざるを得ないと思っています。これは一般材、製材をして建材等に使う木材と違いまして、これはかなり取引価格が下がるということで、なかなか厳しいということから、今まで山で放置されていたということとございまして、これを何とかお金にできないかと。有効利用できないかという調査。しかしながら、現状ではかなりの赤字になるという結果でございます。ですからこれを町費を入れてやるのいいのかどうか。それはこれからの多分問題になるかと思いますが、町費といえども、それほど余裕のある町費でもございせんから、投資効果が十分あるということでなければなかなか、そこに予算を入れられないということになります。したがって町有林、民有林共に森林、山づくりというのはそういった総合的な判断をしながら予算を入れて山づくりを進めることになると思います。ですから今回の林地残材を搬出するための、この林道も当然必要になってきますから、しかし現状ではなかなかその事業に乗ることは難しいと感じているところでございます。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） ただ私が最後に言ったように、その調査をして、そして決算は出ましたと。で今後どうするかという段階の中でこれは細かく書いてますけども、とりあえず26年度の調査の結果を踏まえていくと、なかなかこの事業を推進していくのは難しいと。そういうことです。難しいのであればなかなかその事業化するためには厳しいものがあるし、最終的に検証した結果、要するになかなかこの事業に対して、要するに図られたというんじゃなくて、今後要するに、図っていくのもちょっと難しいけども来年度に向けてということは、27年度に向けてもう一度残ってる期間調査して、その結果を踏まえて検討していくということならわかりますけれども、この最後の文言については、先ほど私言いましたように訂正するのか、しないのかその辺だけお答えください。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） このモデル事業のお手元でございますこの成果指標ですが、これは発注した事業者から届いている報告書ということでございますから、これはそういう報告書が出されましたということで、あとそのとおりやれるか、やれないかというのは、これは、まちが判断することになると。それは当然、予算のあることですからそういったことを精査をしながら、前に進める計画を作るべきなのかどうかということも含めて、これから検討するということになるとと思いますが、ただ私が先ほど言いましたのは、今の報告書が出た段階で内容を見て

みますと、そういったことも懸念されるということをお願いしたところでございます。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 懸念されるというよりも、ここでもう結果をずばっと指摘しているとか、書いてあるんです。あまりする気なかったんですけども、やっぱり6ページですか、実際の経費には今回調査した搬出業に掛った費用のほか、作業道、開設経費、重機の改装費、事務所経費、トラックでの運搬費用、非常経費などがそれぞれ加味していないということで、売る値段よりも、こういう部分を加味してけばまだまだお金があっても足りないという調査の結果も出てますから、その調査の結果が出てそれを検証して、その検証の今後どうするかという部分で私は質問してるんであって、今後どうすんだ。27年度のこの事業終わらなければ、当然、最後の詰めはできない。これは分かります。ただ、それにしてもこの事業の効果として、やはり書き方としてこういう調査の結果26年度の調査の結果を踏まえていくと、なかなか厳しいものがあるということで、今後の調査は27年度までであるけども、調査しなければならないけれども、なかなか、まちの考え方です。この報告書を受けて今後としてはちょっと厳しいのかという部分はあるのであれば、素直に書いたほうがいいんじゃないですか。と私は思って質問しているところです。

○委員長（大野一男君） 鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） ただ今の事業の効果の文言の関係でございすけども、この事業は、先にも申し上げましたように1,600立米の搬出実証試験と調査と2本立てになっております。それで1,600立米の搬出に対しては、まちも立米当たり2,500円助成をしている。このことによって1,600立米のチップが暗渠の疎水材として、せたな町であったり、町内であったり、今金の国営事業であったり、そういうものに使われたということで、この地産地消の推進の取り組みが図られたという意味で記載したということでご理解願いたいと思います。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） もうこれ以上やってもあれですから、そういうことでこういう調査もので、道、国からも補助金をもらいながらこの事業をやる以上は、やはり真剣になって取り組んでもらいたいと思います。それとまたこれ民有林もありますので、なかなか民有林で民間の人がやることに厳しい状況があると思うので、その辺も踏まえてこの調査結果をもとにして、今後どうしていくか更にまた、まちで考えてもらいたいということで要望を出して、私の質問終わります。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

石原委員。

○委員（石原広務君） 総務費で質問したらいいのか、所管なので保健福祉課に質問していいのか、ちょっと確認させていただきながら質問させていただきたいんですけど。まちでは保健師も含めて、専門職、有資格者を応募してますが、26年度に関してでも結構ですから、保健師、例えばケアマネなどの有資格者の公募があったかどうか、そこをまず確認させください。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） ただ今の石原委員のご質問ですが、ちょっと1カ所だけ最後の部分、何があったのかというところがちょっと聞き取れなかったんですが、それだけお願いします。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 総務課長にご答弁いただきましたけど、賃金に合わせて質問させていただきます。広くなりますので、保健福祉課所管の例えば保健師、ケアマネなどの福祉に関する有資格者、その方に関しての公募があったかどうか、そこを確認させてください。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） お答えいたします。27年度になって今現在もそうですけども、保健師の募集をかけているところではございますが、残念ながら今のところまだ応募はない状況でございます。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長、26年度の実施。

○委員（石原広務君） その関連の人たち、保健師に限定しないで何々がどういう有資格者の方を公募したかお知らせいただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 26年度の数字あったら。

丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） 保健福祉課ということで投げかけられましたので、26年度につきましては、保健師1名公募をかけてございます。その結果1名の応募がありましたが、残念ながらの、採用可ということで出していたんですが、国家試験がうまく通れませんでしたので、残念ながら採用とはなってございます。

ケアマネとかは26年度はございませんでした。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） きちんと確認していない中で質問させていただいて本当に申し訳ないと思いますが、町外からも問い合わせがあったんですが、まちで募集する有資格者に関して年齢制限があるのはどうなんだという問い合わせがあったんです。その方に見れば、そういうことが公募としてあるんだっただけで行きたかったんですけどという問い合わせだったんです。今その思い出したように、要は年齢制限がなぜ設けられているのかということの確認をさせてください。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） お答えいたします。年齢の制限につきましては、現在いる保健師の年齢構成等考慮した上で、新たに採用する保健師の年齢を条件として示させていただいたところでございます。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 高齢化が進むせたな町にとっては福祉に携わる方の力というのは本当に変えなければ、このあとも進めない状況なので今後、保健師だけに限定するんでなくて、い

ろんな意味で年齢制限も含めて再度検討しながら、今後当たっていただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） ただ今のご意見のとおり検討させていただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

石原委員。

○委員（石原広務君） 報告書の35ページ前回聞かせていただきましたが、地域おこし協力隊について再度確認させてください。まず、前回兼職許可の作成は監査の指摘を受けて行ったということですが、27年1月31日の常任委員会の資料で、温泉ホテルきたひやまの収支決算見込、支払手数料の中に顧問料として133万6,000円がなぜか支払手数料の中に含まれてるんですけど、代表監査の残間さん、この当初予算になかった顧問料をどの時点の例月出納検査で指摘をしたのかそこを確認させてください。

○委員長（大野一男君） 残間監査委員。

○代表監査委員（残間 正君） ことしの1月の出納の検査の時点で、そういう温泉ホテルから顧問料を受けているということの確認をいたしました。当然、委員兼職規定というふうにおっしゃってましたが、私が捉えたのは兼職というよりも兼業の禁止に当たるのではないのかというふうに捉えておまして、それで確認をしたら、あらかじめ任命長のちゃんと届を出して決裁をもらってなければこれはダメだ。職員としてですね。そういうことで指摘というよりも指導ということで担当課に速やかに改善するように申し伝えたということでもあります。その後2月に温泉ホテルについては、指定管理についての定期監査の対象になっておりましたので、その改善内容をさらに確認をいたしました。その結果、きちっと改善をしたという報告がございましたので、私どもとしては指摘というよりも監査調書の中で指導ということで、それを明記して足跡を残しておいたということでございます。

以上であります。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 私、その予想していた答弁というのは、指摘をした段階でその許可が出てなかったのを、慌てて総務課が作って用意して監査に提出したのかと実は思ってたんです。西村課長前回の答弁でさかのぼって作成したとお答えいただいたんですけど、さかのぼって作成したこと自体は問題ないということでしたけど、再度その辺、残間監査どうなんでしょ、さかのぼって作成したとことに関しても、あとで是正したということでは問題ないということなんでしょうか。そこをもう一度確認させていただきませんか。

○委員長（大野一男君） 残間監査委員。

○代表監査委員（残間 正君） 今のご質問については、兼職、兼業の規定というのは、いろいろ委員ご存じのとおり、判例だとか、裁判かどうかそういうものがございます。例えばご住職が役場の職員だったような場合はそういうものは届けいらぬとか、神職の場合は要らないとか。しかし農業経営をやって役場の職員の場合はちゃんと届けがいらぬとか。いろいろ判例だとかそういうものはございます。したがって、私ども監査委員としては、その細かな解釈の

とこまでは踏み込むことができないので、それについては担当課長を通じて、よく指導機関等々の確認もして、改めるべきものはきちんと改めたほうが良いということで、アドバイスをしたという経過がございます。また、役場の雇用契約については、賃金の支払い契約でございますけども、温泉ホテルのほうについては、温泉ホテルの内部で所定の決裁を受け、そして一定の支払をしているということになっておりました。そういうふうになれば、温泉ホテルのほうは雇用契約というよりも、まあ、俗に言う委任契約に当たるのかな。そういうふうに理解すれば、そのときについては、私としては納得した。ある意味納得したというような経過がございました。当然この内容については監査委員の合議できちっとその内容を確認して、監査調書に記載をしたという経過がございます。

以上であります。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 西村課長前回答弁していただいたのもう一度確認しますけど、さかのぼって許可証を作成したのはもう全然問題ないんだというご認識でよろしいんですか。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 町長も同じ質問させていただきますけど、もう一度お答えいただけませんか。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） これは担当としては町村会とも十分相談をさせて指導していただいて、行ったということでございます。問題ないと思います。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 先ほど残間監査から、例えば稼業がお寺なり、農家なりという例をいただいて、ご答弁いただきましたけど、確かに北檜山町時代は稼業が農家であって、役場職員という形携わってた方もいらっしゃいますけど、今お答えいただいたように、指摘を受けたあとに許可書を8月1日にさかのぼって作成したということに関しては、監査委員としてのご意見はどうでしょう。もう一度確認させていただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 残間監査委員。

○代表監査委員（残間 正君） そういう法律的な解釈論については、判例の話、それからいろいろ裁判例も含めてあるので、きっちりと指導機関等々に事務局で確認をし、そして改めるものは改めたほうが良いとか、そういうアドバイスをしたということでもあります。それ以上の判断その時はしておりません。

以上であります。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 嘱託職員としての立場として勤務されたと思うんですけど、顧問契約

書をホテル側と交わして、最初の勤務はホテル内部だというふうに、後々私も知ったんですが。情報を知ったときにはもう既に産業振興課にデスクを置いてたんですけど、その置いた月日というか、具体的に何月からだというのをお知らせいただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） ただ今の質問でございますけども、今調べておりますので、しばらく時間をいただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 答弁調整のため休憩といたします。

休憩 午後 2時05分

再会 午後 2時15分

○委員長（大野一男君） 質疑を再開いたします。

町長側答弁。

鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） 先ほどの石原委員の地域おこし協力隊が、いつから産業振興課に席を置いたかという質問だったと思います。調べましたら前段として11月25日に役場で長尾氏の勤務場所、体制等について協議したという経緯がございまして、産業振興課に籍を置くと決めました。その日にちが、はっきりとした、申し訳ございません。何月何日というのではなくて、11月の多分27日くらいかと記憶はしております。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 今回地域おこし協力隊に関連して、私としては問題点が二つほどあると思うんです。兼職許可の作成を監査の指摘を受けた後にさかのぼって作成したということに対しては納得できませんし、嘱託職員の立場でしかも顧問契約してるホテルにはいない、役場にいる中で役場の中では嘱託職員としての業務を果たす中で、営利企業から要は顧問報酬受けていたわけです。これに関しても問題というか、大問題としか考えられないです。先ほど町村会ですか。そういうところに問い合わせたらクリアできたとかと言いますが、でもそこはきちんと整理して、資料でも何でもいいですから出していただかないと、どうも納得できないまま、このままその決算の認定、不認定ということまで行けないような気がするんです。合わせてだって50万です。嘱託職員の立場で、しかも指定管理者、営利企業から顧問料も合わせていただいた。その中で繰り返しですけど、許可書もさかのぼって捺印して用意したというのは本当に問題だと思うので、その法律的なことも含めて監査委員おっしゃってましたけど、そこもきちんとした形でまた休憩になるかもしれませんが、きちんと調整した上で今後進めていただきたいと思いますがどうでしょうか。委員長。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） ただ今の石原委員のご質問にお答えいたします。石原委員のおっしゃる問題点が二つあるというお話でございますので、まず一つ目の点からお答えしたいと思います。

います。地域おこし協力隊員が兼業していたことにつきましては、まちとそれからもう一つのほうから、まちの報酬以外に顧問料というのを受けていたという点がどうなのかというご質問ですが、先ほど代表監査委員のご答弁もございましたが、2月3日にまちの定期監査を受けた際に、総務課が地域おこし協力隊の最初の受け皿といたしますか、窓口になっておりますので、私が確認ということで監査の席に呼ばれまして、それで先ほど来お話のあった件について確認をされていたところでございますが、監査委員からはあくまでも指導ということで、そのまちで採用している地域おこし協力隊員が、北檜山観光振興公社から顧問料というのを受け取るのはいかがかというお話を受けまして、先ほど町長の答弁にもございましたが、北海道町村会にも確認をいたしまして、地方公務員法に準ずる嘱託職員の身分でありますから、地方公務員法第38条の1項で、この兼業に関する事項があるわけでございますけれども、そこに抵触しないように営業の従事者の許可をとって、その許可を受けなければならないとなっておりますので、許可を受けるとその兼業が許されるというような法律の要綱でございますので、それに沿って、後日、監査委員の指摘どおり事務手続を踏んだところでございまして、先日18日にもご答弁申し上げましたけれども、事務の不手際と申しますか、その手続上、抜けていた部分をさかのぼりまして書類を作成し、8月1日付でその許可申請書を提出していただいて、許可をしたというのが実態でございます。それとひとつ、2件目の顧問料につきましては、50万という金額が出たように思いますけれども、まちからは最大限、報償費としてご本人にお支払できる金額は33万3,000円と。この根拠につきましては、総務省で定められております地域おこし協力隊の取り決めによりますと、報償費分200万、それから活動費200万ということで合わせて400万円地域おこし協力隊に対する特別交付税というもので財源措置がされるというルールになってございます。したがって、その最大額は400万円を、月割りにしますと33万3,000円すけれども、それに値するだけの地域おこし協力隊員の人物であると。そういう評価を下しまして、それに加えて温泉ホテルでは、更に顧問料として、まだ温泉ホテルきたひやまから支出するに値する人物だということで、先ほど産業振興課長からは、固有名詞でしたのであえて申し上げますけれども、東京在住でした長尾徹道氏が本町の地域おこし協力隊員の第1号として来ていただいて、温泉ホテルの経営分析等と観光振興それらを担って取り組んだわけでございますけれども、その成果は十分にあったのかと私は認識しているところでございます。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） あのね課長、私の聞きたいことはそこではないです。そこまで答弁いただくともた話広がってしまうんですけど、そこは今はしません。許可書を指摘された時点で、それからそのあとの分を作るのであるならまだしもわかるんですが、さかのぼって作成したというのも問題だということでご指摘させていただきまして、そういう嘱託職員の立場で、しかも指導を拒否されて役場にデスクを置いて、その役場の嘱託職員という業務に従事する中で、営利企業から顧問料をいただいたということは問題じゃないんですかということをおっしゃっていただいているんです。もう町村会とそういうことではないと思うんです。委員長これきちっ

と精査していただかないと、実はネット拝聴していた方からもかなりの問い合わせが実はあったんです。このまま許すのかということも強いお叱りもありましたので、それこそ説明もしたいので、きちんとした形でぜひ調整も含めて検証いただきたいと思いますけど、いかがですか。

○委員長（大野一男君） 石原委員、今の答弁では、なかなか納得いかないということですね。

○委員（石原広務君） 間違っていると思います。

○委員長（大野一男君） 総務課長にお聞きしますが、今の石原委員の要望については、いかがですか。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） ただ今石原委員からはまた2点あったのかと思いますけども、まず営利企業の手続について、さかのぼってやるのはいかがかというご指摘でございます。

○委員（石原広務君） 答弁とかの問題ではないですよ。委員長。私委員長に言わせていただいているんです。今ここで答弁もらっても同じことだと思うんです。いいですか委員長。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 総務課長から繰り返えし答弁いただいても内容はおそらく変わらないと思うんです。だから議会として委員会の場ですけど、法律的なことも含めて、先ほど残間監査からも指摘ありましたから、そこも私法律的なことも認識不足もありますけれど、きちんと検証した上で再度進行していただきたいと思います。兼職の地方公務員法第38条というのはもう私の手元に資料ありますから、兼職の許可に関しては、それはそれで出したらオーケーと認識してます。ただそのあとのことです。さかのぼって公文書と思われるものを作成した。そのほかに嘱託職員の立場で指定管理者である営利企業から顧問料をいただいていたというのも問題提起をさせていただいているので、今まち側からの答弁だとおそらく繰り返すと思うんです。委員会として議会として、ぜひどの辺も検証していただいた上で進行していただきたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（大野一男君） 江上委員。

○委員（江上恭司君） 休憩とって。

○委員長（大野一男君） 休憩といたします。

休憩 午後 2時27分

再会 午後 2時39分

○委員長（大野一男君） 休憩を解き会議を再開いたします。

委員長より提案がございます。ただ今の石原委員の質疑に対し全員懇談会を開いて協議させていただきたいと思いますので、直ちに第1委員会室に委員の皆さんは集まりください。

これより休憩に入ります。

休憩 午後 2時40分

再会 午後 3時36分

○委員長（大野一男君） 休憩を解き会議を再開いたします。

ただ今、議会全員懇談会を開催させていただきまして、次のように議事整理上、議事を進めることになりましたので進行させていただきます。議事整理上、委員長から4点ほど一括で町側に質問をさせていただきますので、答弁を求めます。

まず1点目です。8月1日から監査の指摘を受けるまでの間、ホテルから顧問料を貰っていたことは法に抵触をしないのか。8月1日から監査の指摘を受けるまでの間、ホテル側から顧問料を貰っていたのは法に抵触しないか。1点目です。

2点目、2月に監査の指摘を受けてから8月1日にさかのぼって、兼業の許可をしたことは法に抵触しないか。2月に監査の指摘を受けてから8月1日にさかのぼって、兼業の許可をしたことは法に抵触しないか。

3番目です。まちから33万3,000円の報酬、ホテルから16万7,000円の顧問料、合計50万円を支出を受けていたことについて、住民感情についてどのように捉えておられるのかお聞きしたい。まち33万3,000円の報酬、ホテルから16万7,000円の顧問料、合計50万円を支出をしていた。当事者が貰っていたことについて住民感情を勘案した場合、どのように町は捉えておられるか、お聞きをしたい。

4点目、11月から温泉ホテルの労働実態がない中で、顧問料を支払い続けていたことに対し、どう考えておられるのか。11月から温泉ホテルの労働実態がない中で、顧問料を支払い続けていたことに対し、どう考えているのか。

以上4点について町側の答弁を求めます。

1点ずついきますか。1問ずつのほうがいいですか。4問一括で。1問ずついきますか。それではまず1点目、8月1日から監査の指摘を受けるまでの間、ホテルから顧問料を貰っていたことは法に抵触しないかについて答弁を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） ただ今の4点のうち、第1点目の質問についてお答えいたします。

8月1日からの顧問料について監査の指摘を受けてから法に抵触しないのかというお話ですが、法に抵触していないというふうに認識してございます。

○委員長（大野一男君） それでは2点目、2月に監査の指摘を受けてから8月1日にさかのぼって、兼業の許可をしたことは法に抵触しないか。これについて答弁求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） 2点目についてお答えいたします。

さかのぼって手続きを踏んだことにつきましても、法に抵触していないというふうに認識しております。

○委員長（大野一男君） 続いて3点目、まちから33万3,000円の報酬、ホテルから16万7,000円の顧問料、合計50万円を支出、本人が貰っていたことに対しての住民感情について、どのように捉えておられるかお聞きします。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは3点目についてお答えいたします。

合計50万円という金額を支払っていたことにつきまして、住民がどのように受け止めているかというようなご質問でございますけれども、この50万円がその地域おこし協力隊員の経歴、これまでの数々のキャリアを鑑みますときに、50万が妥当かという点につきましては、明確にはちょっと私もお答えするところではございませんけれども、それくらいのキャリアを積んだ方だということで、そういう判断に至ったというわけでございます。住民感情がどうかという点につきましては、決して50万という月額が一般的に見ますと、安いわけではありませんで、ないというふうには思いますが、その長尾氏のキャリアを見た場合に妥当だったという判断に至ったという経過がございます。

○委員長（大野一男君） 4問目、11月から温泉ホテルの労働実態がない中で、顧問料が支払い続けていたことに対しどう考えているか。

鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） 4点目の質問でございますけれども、先ほど石原委員にも答弁いたしました、11月の下旬からですか、産業振興課のほうに机を置いて勤務をしていたということでございます。本来であれば温泉ホテルに勤務をしていただき、そこでホテルに携わる経営改善指導等をすべきところではございましたが、いろいろな事情があったということで産業振興課に来たと。それでこの間ですね、全くその後ホテルに携わる業務をしてなかったというわけではございません。メール等で支配人からですね、計画書なりを送っていただいて、やりとりはしていただいたと思っております。このことについてもホテルの顧問料につきましては、ホテルの取締役会においても、実態がない中でその顧問料を出すことについては了承はされておりますし、まちとしては当初、本来の目的であるホテルの経営改善指導をホテルにおいて、勤務をしていただければ良かったと思っております。

○委員長（大野一男君） ただ今2課長から答弁がありました、ほかに答弁はありますか。

江上委員。

○副委員長（江上恭司君） 今までとの答弁が全く同じ。で議会のほうとしても非常に疑問点があるし、まだまだこの論議をしなければならぬと。じゃ実際に断られたのにお金払ってた問題含めて、もうこれ以上きょうここでの委員会の討議はもうできないと思うんです。というのは、きょうが会期末です。時間的にまだ特別会計含めてかなり残ってます。それを5時の間にやることはもう不可能なので、一応きょうはこれで中止をして、これからどうするか含めて、会期延長の問題含めて議運を開いてもらって、本会議やってもらいたいと思います。

以上。

○委員長（大野一男君） 委員長よりお諮りいたします。ただ今、江上委員から本日は休憩という提案がありましたが、このように決してよろしいですか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） それでは本日の決算委員会はこれをもって休憩といたします。

このあと議運等を開きまして会期延長等の手続をしたいと思いますので、暫時お待ちいただきたいと思います。

休憩 午後 3時45分

再会 午後 4時10分

○委員長（大野一男君） 休憩を解き会議を再開いたします。

委員長よりお諮りいたします、決算審査特別委員会の再開日を10月1日午前10時より開会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） それでは決算審査特別委員会再開日は10月1日午前10時より再開いたしますので、委員の皆様にはご参集よろしくお願い申し上げます。

以上で決算審査特別委員会を延会とします。

散会 午後 4時11分

委員会条例第28条の規定により署名する。

平成28年1月14日

委員長 大野 一 男

署名委員 本 多 浩

署名委員 石 原 広 務

平成27年せたな町議会決算審査特別委員会 第5号

平成27年10月1日（木曜日）

○議事日程（第5号）

- 1 認定第 1号 平成26年度せたな町一般会計歳入歳出決算について
- 2 認定第 2号 平成26年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 3 認定第 3号 平成26年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 4 認定第 4号 平成26年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 5 認定第 5号 平成26年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について
- 6 認定第 6号 平成26年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 7 認定第 7号 平成26年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算について
- 8 認定第 8号 平成26年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 9 認定第 9号 平成26年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 10 認定第10号 平成26年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算について
- 11 認定第11号 平成26年度せたな町病院事業会計決算について

○出席委員（10名）

| | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 大野一男君 | 副委員長 | 江上恭司君 |
| 委員 | 細川伸男君 | 委員 | 神田和浩君 |
| 委員 | 本多浩君 | 委員 | 石原広務君 |
| 委員 | 梶田道廣君 | 委員 | 大湯圓郷君 |
| 委員 | 真柄克紀君 | 委員 | 熊野主税君 |

○欠席委員（0名）

1. せたな町議会委員会条例第19条の規定により、議長を通じて説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

| | | |
|---------|-----|-------|
| 町 | 長 | 高橋貞光君 |
| 教育委員会 | 委員長 | 田井重久君 |
| 農業委員会 | 会長 | 原田喜博君 |
| 選挙管理委員会 | 委員長 | 大坪観誠君 |
| 代表監査委員 | 残間 | 正君 |
| 監査委員 | 平澤 | 等君 |

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

| | |
|-----|-------|
| 副町長 | 高野利廣君 |
|-----|-------|

| | |
|--------------|---------|
| 総務課長 | 西村晋悟君 |
| 財政課長 | 高田木正威君 |
| 財政課長 | 佐々木正則君 |
| 税務課長 | 横川川忍君 |
| 町民児童課長 | 吉崎照人君 |
| 保健福祉課長 | 丹羽羽優君 |
| 産業振興課長 | 鎌田田勝幸君 |
| 建設水道課長 | 原進君 |
| 出納室長 | 関功悦君 |
| 国保病院事務局長 | 小林安晴君 |
| 総務課まちづくり推進室長 | 黒澤智彦君 |
| 産業振興課参事 | 松村悟君 |
| 総務課長補佐 | 高橋純君 |
| 財政課長補佐 | 神田昌君 |
| 町民児童課長補佐 | 佐々木真由美君 |
| 町民児童課長補佐 | 坂谷洋二君 |
| 保健福祉課長補佐 | 西田良子君 |
| 保健福祉課長補佐 | 元島敬二君 |
| 産業振興課長補佐 | 佐藤英美君 |
| 建設水道課長補佐 | 松本健裕君 |
| 建設水道課長補佐 | 平田大輔君 |
| 税務課主幹 | 佐々木正人君 |
| 町民児童課主幹 | 濱登幸君 |
| 保健福祉課主幹 | 上野宏行君 |
| 地域包括支援センター所長 | 長内京君 |
| 産業振興課主幹 | 三浦剛大君 |
| 産業振興課主幹 | 河原泰平君 |
| 産業振興課主幹 | 阪井世紀君 |
| 農業センター副所長 | 沼口英樹君 |
| 建設水道課主幹 | 久津間智君 |
| 建設水道課主幹 | 上田一男君 |
| 国保病院事務局次長 | 中川譲君 |
| 国保病院事務局主幹 | 伊勢千佳子君 |
| 情報管理係長 | 水野万寿夫君 |
| 広報統計係長 | 尾野真也君 |
| 財政係長 | 吉田有哉君 |

| | |
|-------------|-------------|
| 課 稅 係 長 | 小 林 和 仁 君 |
| 徴 収 係 長 | 伊 瀬 亮 君 |
| 国 保 医 療 係 長 | 中 山 康 春 君 |
| 介 護 保 險 係 長 | 竹 内 亜 希 子 君 |
| 農 業 振 興 係 長 | 長 内 解 人 君 |
| 水 産 振 興 係 長 | 手 塚 清 人 君 |
| 林 業 振 興 係 長 | 池 田 裕 之 君 |
| 水 産 振 興 係 長 | 手 塚 清 人 君 |
| 管 理 係 長 | 井 村 裕 行 君 |
| 上 下 水 道 係 長 | 川 上 佳 隆 君 |
| 上 下 水 道 係 長 | 鈴 木 涼 平 君 |
| 管 財 係 長 | 金 澤 喜 嗣 君 |
| 給 食 係 長 | 林 那 子 君 |

《大成総合支所》

| | |
|-----------------|-----------|
| 総 合 支 所 長 | 堂 端 重 雄 君 |
| 産 業 建 設 課 長 | 佐 野 英 也 君 |
| 地 域 町 民 課 長 補 佐 | 萩 原 勝 幸 君 |
| 産 業 建 設 課 長 補 佐 | 杉 村 彰 君 |
| 大成水産種苗育成センター場長 | 沖 崎 孝 純 君 |
| 国保病院大成診療所事務長 | 古 守 幸 治 君 |
| 地 域 町 民 課 主 幹 | 浜 高 正 明 君 |
| 大成水産種苗育成センター主幹 | 栄 田 武 志 君 |
| 環 境 生 活 係 長 | 藤 谷 知 昭 君 |
| 福 祉 係 長 | 谷 川 一 志 君 |
| 水 産 振 興 係 長 | 藤 井 卓 也 君 |
| 建 設 係 長 | 高 橋 真 一 君 |

《瀬棚総合支所》

| | |
|-----------------|-------------|
| 総 合 支 所 長 | 篠 塚 三 喜 郎 君 |
| 産 業 建 設 課 長 | 福 士 裕 継 君 |
| 養護老人ホーム三杉荘所長 | 新 保 修 二 君 |
| 地 域 町 民 課 長 補 佐 | 濱 口 喜 秋 君 |
| 産 業 建 設 課 長 補 佐 | 松 岡 義 明 君 |
| 地 域 町 民 課 長 補 佐 | 八 木 忠 義 君 |
| 国保病院瀬棚診療所事務長 | 古 畑 英 規 君 |
| 瀬 棚 保 育 所 長 | 國 井 美 千 代 君 |
| 住 民 係 長 | 稻 船 奈 穂 子 君 |

| | |
|------------------|-------|
| 環境生活係長 | 山下誠一君 |
| 福祉係長 | 山本亨君 |
| 商工労働観光係長 | 栗谷一樹君 |
| 上下水道係長 | 小池秀樹君 |
| 養護老人ホーム三杉荘生活相談係長 | 平山史明君 |
| 養護老人ホーム三杉荘生活相談係長 | 畠中悦子君 |

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

| | |
|------------|--------|
| 教育長 | 成田円裕君 |
| 教育委員会事務局長 | 高田威君 |
| 教育委員会事務局次長 | 上野朋広君 |
| 瀬棚教育事務所長 | 三浦孝史君 |
| 給食センター副所長 | 早川克紀君 |
| 教育委員会事務局主幹 | 増田和彦君 |
| 教育委員会事務局主幹 | 黒澤美知子君 |
| 大成教育事務所長 | 杉村輝明君 |
| 北檜山幼稚園長 | 鎌田郁美君 |
| 社会教育係長 | 奥村大樹君 |

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 小板橋司君 |
|------|-------|

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

| | |
|------|-------|
| 書記長 | 西村晋悟君 |
| 書記次長 | 高橋純君 |

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

| | |
|-------|--------|
| 事務局長 | 横川洋二君 |
| 事務局次長 | 丹羽小百合君 |

1 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

| | |
|-------|--------|
| 事務局長 | 横川洋二君 |
| 事務局次長 | 丹羽小百合君 |
| 書記 | 松林功君 |

○委員長（大野一男君） おはようございます。

本日の特別委員会全委員が出席しておられます。

ただ今より決算審査特別委員会を再開いたします。

本決算委員会に菅原議長が出席されておられます。

一般会計歳入歳出全款の質疑に入りますが、菅原議長より発言を求められておりますので、これを許します。

菅原議長。

○議長（菅原義幸君） 地方自治法第105条の規定により発言をさせていただきます。

まず最初に7款商工費、1巻商工費、2目観光振興費、1節報償費についてお尋ねします。せたな町は昨年8月1日からことし3月31日までに地域おこし協力隊員として1名を採用し、月33万3,000円8カ月合計で266万4,000円を支払っております。この方は同時期に顧問料といたしまして株式会社北檜山観光振興公社から月額16万7,000円、8カ月合計133万6,000円を受け取っております。総計で400万円という金額になります。そこでまず最初に町の嘱託職員である地域おこし協力隊員が株式会社北檜山観光振興公社から町長の許可を受けずに顧問報酬を受け取っていたことについて町長にお尋ねしたいと思えます。9月24日の特別委員会で大野委員長から町側に4項目の質問があり、西村総務課長から答弁がございました。町長に伺いますが、この答弁について訂正もしくは撤回するという考え方はございませんか。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをさせていただきます。ホテルから顧問料を貰っていることは法に抵触しないのかということでございますね。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） 内容としてはそういうことも包括されますけども、委員長がお尋ねをした4つの質問、これについて西村総務課長から答弁がございました。この答弁を今この時点で訂正をしたり、撤回をしたりするという考え方はございませんか。そこに端的絞って答えていただければ結構です。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 間違いはございません。それで、もし必要であれば担当から補足をさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） 再検討するという余地もまったくございませんか。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） もういっぺん申し上げます。西村総務課長の答弁を今再検討してみるという余地も全くないんですか。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 前回、4つの委員長の質問に対しまして、総務課長からいずれも法に抵触していない。あるいは問題ないというような答弁をさせていただきました。それにつきまして、そのあと法的にまちとしては法的にどうかということになりますと、専門家がまちにはおりません。それでこれは顧問弁護士にそのことについて法的にどうかということをお伺いしますので、それについての補足の答弁をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） 私のほうで伺いましたのは、再検討の余地はないかということでお尋ねしたわけですが、再検討するかしないかについての答弁をいただいております。それでさらに続けさせていただきたいと思いますが、弁護士の前にこの答えをされる過程で町村会に問い合わせをしたら、法的に抵触しないと言われたという答弁がされております。私も非常に以外だと思っているんですが、町村会に問い合わせをした日時をお伺いしたいと思います。合わせて、その問い合わせは電話でされたのか。あるいは公式の書面を起こして問い合わせをしたのかお尋ねしておきたいと思います。電話で問い合わせをしたのであれば、電話処理箋が残っているはずでありますから、電話処理箋の提出を求めます。文書で回答したのであれば、回答の文書があるはずでありますから、その文書の写しを提出願いたいと思います。いかがですか。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） ただ今の菅原議長のご質問に私からお答えさせていただきたいと思います。北海道町村会に本件につきまして問い合わせをしたのは、私から本年2月4日、午後5時10分に町村会の担当部長の方へお電話で照会をしたところでございます。その際、町嘱託職員の兼業についてということで、本件の事例を説明させていただきまして、それについての回答をいただいたということでございます。書類につきましては電話口頭処理箋があるはずだというようなただ今のご質問でございますが、私のほうでその書類につきまして、記録は今、記憶定かでございますけども、私のメモとして残しているということでございます。

以上でございます。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） あなた普段からその程度の処理しかしていないんですか。事は地公法38条の1項に係わるか極めて重要な問題です。処理箋きちんとって普通は副町長を経由して町長の決裁ももらう。公文書として収受することになるんですが、あなたの中で処理されて、それで終わりということですか。もういっぺんお尋ねします。

○委員長（大野一男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） ただ今のご質問にお答えいたします。本件につきましては町村会の見解をお伺いして、その旨、町長、副町長に報告をさせていただいたところでございます、書類として私が残していなかったということにつきましては、本来の職務を怠っていたというふうに考えてるところでございます。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） 総務課長が本来の職務を怠っていた、いないということよりも、この地公法38条1項という非常に重要な行政判断について正規の内部の手続が完了されていなかったということは、はっきり言って驚きです。これで違反ではないんだと説明されても確たる証拠が私たちに提示されていないわけですから、これはゼロベースで改めてこの場で検討させていただきたいと思います。

そこで高野副町長に伺いますが、地方公務員法第38条第1項、営利企業の従事制限の規程について条文どのようになっていますか。手元があれば読み上げてください。

○委員長（大野一男君） 高野副町長。

○副町長（高野利廣君） 地方公務員法第38条第1項の関係ですけれども、営利企業等従事制限について、職員は任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないと規定をされているところであります。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） そうしますとわかりやすく言いますと、要するに町職員は町長の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業の役員を兼ねたり、あるいは報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないということです。ポイントは町長の許可を得ているか、得ていないかということだと思いますが、確認を求めます。

○委員長（大野一男君） 高野副町長。

○副町長（高野利廣君） まさにそのとおりでございます。町長の許可を得ていなければできないということでございます。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） それじゃ町の嘱託職員が同時に観光振興公社の顧問報酬を得ていたわけですが、この顧問を採用する時点で副町長として地公法をどのように認識されておりましたか。副町長の認識を伺いたいと思います。

○委員長（大野一男君） 高野副町長。

○副町長（高野利廣君） 当然、町職員がそういった職務以外に要するに働いて仕事あるいはそういった営利のために着いたことについて報酬を受けるときには、そういった兼業許可を受けなければならないということは承知をしておりました。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） 知っておったということなんです。それで顧問に採用したのはいつの時点ですか。具体的に申し上げますといつの取締役会で顧問を採用するということを決定したのか。あなたは公社の取締役でもありますからお答えいただけるものと思います。

○委員長（大野一男君） 高野副町長。

○副町長（高野利廣君） 8月に開催された、いつかはここで資料がございませんけれども、8月にたしか行われた取締役会で社長から聞いておりました。それと当然、まちのほうとしても

8月1日から勤務をするということを、顧問として契約するという事は町としては承知をしていたところであります。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） 私の手元の資料では8月19日第2回の取締役会ということだろうと思います。これは6月議会に提出されました株式会社北檜山振興公社の経営状況について、その資料の4ページに出ておりますからこれで確認をさせていただきたいと思います。それで副町長ちょっとおかしいんじゃないんですか。あなた地公法の第38条第1項については認識しておったとおっしゃってますし、それから8月1日に嘱託職員として採用したということも副町長でありますから当然知っておったわけです。なんで2月3日代表監査委員からまずいぞと指導を受けるまでの間放置されておったんです。

○委員長（大野一男君） 高野副町長。

○副町長（高野利廣君） 別に意識して放置してたわけではなくて、その部分の事務手続きを忘れていたということと私は認識しております。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） 副町長、そういう答弁通用しませんよ。あなたさっき明確に地公法38条の1これを認識しておったと答弁してるんです。いろんな法律ありますけれども、この問題を遵守するという事は、輕輕に扱っていい問題ではないんです。忘れておったということになりますかね。町長も忘れていたんですか、お尋ねします。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） この事務手続きについては、もちろん私のところにはやっていなかったということで決裁も上がっておりませんでした。したがって、そこまで自分としては気が付かなかったということでございます。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） もうお話にならないですよ。副町長は忘れていたと。町長も今のような答弁でしょ。これで行政責任を全うできますか。もう少し質疑続けたいと思うんですが、町長の許可を受けないで町の嘱託職員を公社の顧問に採用し、報酬を支給したということは幾ら勘違いをしておった、あるいは忘れておったと、失念をしていたということとはいえ、地公法の営利事業の従事制限に抵触する行為だと副町長は思いませんか。いかがです。

○委員長（大野一男君） 高野副町長。

○副町長（高野利廣君） 確かに事務手続きを怠っていた、あるいは忘れていたということにはこれ間違いございませんけれど、その後まちの顧問弁護士と相談をさせていただいて、いろいろ協議をさせていただいたわけですが、書類そのもので、もちろん役場の内部規定としてはもちろん決裁、文書で決裁を当然するのは当然ですが、その時点で8月の顧問契約する時点あるいは、まちの嘱託職員が従事する時点で町長がそれを知っていたと、事実をそこで承知していたと。ようするにその承認していたことがはっきりしてるのであれば、それは法には抵触しないということを弁護士からそういうふうなアドバイスというか、助言を受けていた

ところであります。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） 今の副町長の答弁で大体この問題アウトです。だって町長が知ってたか、知ってないかということが問題でないんです。許可を得なければダメだと言っているんです。答弁全然違うんじゃないですか。町長あなたの答えも出してください。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 当然、顧問契約する時点で、それは私も承知をしておりました。ただ、書類として提出がなかったということでございまして、そういったことで監査委員の指導を受けてさかのぼって書類の整理をさせていただいたということでございます。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） ますます答弁おかしいんです。あなたさっきは町長は知らなかったというのが副町長の答弁なんです。けども知っていたんであればなおさら問題じゃないですか。何で許可を取らせなかったんです。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほどの答弁でちょっと誤解をいただいているようですので、もう一度答弁をさせていただきますが、この顧問として観光振興公社に契約をするということについては、その時点で知っておりました。ただ書類がきちっと整備されていたかどうかという分については、わかりませんでしたということでございます。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） 先ほど地公法で確認しましたが、許可を得なければダメなんですよということなんです。その許可を得られる作業をやられてなかったんです。書類出てなかったんですから。ようするに地公法をクリアしていない状態のもとで2月3日に代表監査委員から指摘されるまでの間、抵触状態、不備な状態が続いておったんです。これでセーフなんですか。

○委員長（大野一男君） 高野副町長。

○副町長（高野利廣君） その件につきまして総務課長が直接嶋田弁護士とやりとりした経緯がございまして、総務課長からお答えをしたいと思います。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） 弁護士の見解いいですよ。わがまちのことは、わがまちの理事者、議会、町民、これは地方自治の精神に基づいて自治的に自主的に決めることですから弁護士がこう言っている、ああ言っているって。それでまちの行政が決めるのであれば、弁護士が運営するせたなの町政なんですか。地方自治というのはその地域の住民が自分たちの責任で自主的に納めていくのが地方自治の精神じゃないですか。それに反するようなことについては、私は不同意であります。そこでこれ難しい問題ではないんです。極めて単純明瞭な問題なんです。許可を得なければやっちゃダメだと。許可を得てませんでしたというんでしょ。いつ許可を得たかといったら、2月3日に代監さんから指摘を受けた。そののちにやりましたというんです。それが合法なんですか。抵触しているんですか。単純明快に聞いているんです。弁護士の見解

いいですから町長はっきり答えてください。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） これは法に触れているかどうかということでございますので、これは根拠をしっかりとしないといけません。したがって、この部分について顧問弁護士の判断ということでよろしいでしょうか。

○議長（菅原義幸君） 結構です。委員長。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） 私は顧問弁護士の見解は聞きたいと思ってません。そういう答弁であれば結構です。やりとりちょっと膠着してますから代表監査委員に伺いたいと思います。代表監査委員は、前回の答弁で2月3日にこの件に関して指導と申しましたかね、なされたようですが行政側のほうでは嘱託職員が公社から顧問報酬を貰っていたことは法に抵触しないんだという明快な答弁をされているわけです。代表監査委員としての所見を伺いたいと思います。

○委員長（大野一男君） 残間監査委員。

○代表監査委員（残間 正君） 私が申し上げたのは、ある意味雇用の時にこの届が本来出れば、私どもは指摘したり、改善を求めたりということは必要はなかった。それがなんでもそもそもこの届が出ていなかったんだらうというふうに単純にその時に疑問に思ったということが現在記憶があります。私については前回もご答弁申し上げましたけども、監査委員が個別の個々の法解釈まで踏み込んで判断をするということについては、基本的に慎むべきであろうというふうに思っております。担当課長を通じてきちんと内容を確認して訂正するものは訂正する。訂正するものは訂正してくださいということで申し上げた。従って2月3日の日にその内容をさかのぼって是正いたしましたということで報告を受けていたわけでありまして、それで監査調書の中で、そういう指導したということで記録を残してあるということでございます。

以上であります。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） 私も代表監査委員にこのタイミングでこういうお尋ねをしなくちゃいけないということは正直言っては余り気持ちのいいことではございません。ただ代表監査員がおっしゃってございましたように、本来であれば8月1日の時点で許可を受けておくべきであったという答弁をなさっております。本来やるべきことをやらないから私は違反でないかと言っているんです。2月3日の指摘というのは8月から起算しますと8、9、10、11、12、1半年後の話です。8カ月間勤務していた中で6カ月となりますとあらかたではないですか。これが法に抵触していないんだということになったら、町長これ法律いらんじゃありませんか。どうです。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 速やかに顧問契約の時点でこうした兼業の手続きをとっていなかったということについては誠に申しわけないと。速やかにその手続きは進めるべきであったというふうに思っています。お詫び申し上げます。そこで、この監査委員の指導もございまして、また

そういったことでさかのぼってこの処理をさせていただいたということでございまして、この部分について、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） ここまで来てようやく町長ね申し訳なかったという言葉を出したんです。今、言うんだったらもっと最初から言ったらどうですか。謝れない町行政というのはみじめです。謝るということは規定になんらかの形で外れておったから、だから非を見て謝ったんですよ。じゃ今まで抵触していない。弁護士がどう言っている。町村会がどう言っているというの、あなたは今の謝罪で否定したことになるんです。これは確認させていただきませう。それで申し訳ない、申し訳あるとかそういう道徳的なレベルの話ではないので、もう少し詰めておきたいと思うんですが、24日に大野委員長が4項目質問した中で、一番最後の質問だったと思いますが、産業振興課長こう答弁しているんです。昨年11月から労働実態が無い中で顧問料を支払い続けていた。貰い続けていたということについて、ホテルの取締役会においても実態がない中で、その顧問料を出すことについては了承されておりますと答弁してるんです。これ議会事務局に起こさせた会議録署名議員の署名はしておりませんから、決定的な公文書としては、まだ作成途上のものなんですけど、そういう答弁をされているんです。7ページの中ほどになりますけれども。それで取締役である副町長に伺いますが、労働実態が無いのがわかって顧問料を出すということはどうなんですか。お尋ねいたします。

○委員長（大野一男君） 高野副町長。

○副町長（高野利廣君） 鎌田課長が労働実態が無いと申し上げたのは、ホテルに席を置いて、ホテルに場所を置いてその中で労働実態がないというふうに申し上げたわけで、顧問という役職については、これは別にホテルに張りついていなくても出来る仕事でありますので、そういった意味で鎌田課長は申し上げたところであります。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） またそういう答弁するからこんがらがってくるんです。産業教育常任委員会を出された資料を見ますと、この顧問とホテル側とで大変なトラブルになってるじゃないですか。要するにトラブル状態の中でホテルに留めおくことにならなくて、町にデスクを構えたということなんです。トラブル状態になっている企業と相手方が引き続き場所は違うけれども、顧問の仕事をしておったとそんな話通じますか。どうです副町長。

○委員長（大野一男君） 高野副町長。

○副町長（高野利廣君） 実際に地域おこし協力隊、長尾氏については皆さんご承知のとおり2月、3月産業教育常任委員会、何回もあったわけですけども、あの中でもホテルの経営分析あるいは収支改善について、あるだけの専門的資料を分析しながら顧問としての仕事をされておりますので、別にこれが役場に席を置いたとしてもそういった仕事については、十分していただいたというふうに私は理解をしているところであります。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） 副町長そういう答弁したらダメです。ホテルの顧問として産業振興課

の一角にデスクを構えていたんですか。違うでしょ。せたな町嘱託職員で地域振興アドバイザーであるから産業振興課の一角にデスクを構えて、町の嘱託職員として仕事をしたんじゃないですか。地域おこし協力隊の仕事としてやったことを、顧問としてやったんだというすり替えしていいんですか。もういっぺん答えてください。

○委員長（大野一男君） 高野副町長。

○副町長（高野利廣君） 地域おこし協力隊の仕事というのは別にホテルの経営だけの仕事じゃありません。せたな町の観光振興のそういった仕事をしていただく。せたな町のPRをしていただく。あるいはまたホテルだけでなく、まちにはもう一つあわび山荘という施設もごございますので、そういった施設についての収支改善なり、運営改善のそういった仕事もしていただいておりますので、別にホテルに席を置いていなくても、ホテルの仕事あるいはまちの嘱託の部分のそういった観光振興の仕事をしていただいております。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） ますます答弁おかしくなってます。誰もおそらく納得している議員いないと思います。役場のデスクでやっている仕事は観光ホテルの仕事だけじゃないんだと。山荘もありその他もあるんだと。じゃホテルの顧問としての仕事はほんの片手間ということになるじゃないですか。あなたそういう答弁したんですよ今。それでホテルにフルタイム勤務しているときと同じように顧問料16万7,000円スパッと払っているんです。そんな馬鹿な話ないでしょ。どうですか。

○委員長（大野一男君） 高野副町長。

○副町長（高野利廣君） 席がどこに行ったからということは、私は問題にならないと思っております。ということはホテルのほうはあくまでもこれ顧問ですから、ホテルに別にいたからといって全部が24時間全部ホテルの仕事をしたわけではなくて、当然まちの観光振興の仕事も当然そこでしていただいておりますから、別にそのホテルにいたから顧問料がどうだとか、役場の中にいたから役場の報酬がどうだとかってということじゃなくて、もちろんはっきりどこからどこまでが全体の50万もらってございましたから、その中でここまでスパッと割り切れるものは、確かにないわけではありますが、顧問というのはそういった性格の役職であると私は理解しております。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） ますますおかしい答弁ですから、はっきり言っておきますけど。町長も笑っていたけども、おかしい答弁だと思うんでしょ。だって顧問として実際働いた客観的な実態がないのに、ただ16万7,000円くれてやってたということになります。それをあなた町が5,100万出して過半数の株を取得している第三セクターの取締役、これは副町長の充て職でなさっている仕事ですから、厳密にそこは仕事をしていただかなきゃなんのです。そういう立場にある方がホテルの顧問の仕事とどうやって、やっているかはっきりしないけども、全部任せたら総体の中で払ったっていいんだというんです。だけど何度もいいますが11月の時点でこの顧問とホテルの側はトラブル起こしているんです。この事実をあなたどう見

るんですか。だからホテルの中で勤務できなくなったんです。要するに断絶状態になっているじゃないですか。しかも私が知っている限りでは精神的に病んで、もう仕事できないから地域おこし協力隊そのもの辞めたいと。いうことでそこまで本人状況が悪化したんです。それでもなおかつずっと顧問料を払い続けておった。そのことをあなたがこれは当たり前だとおっしゃるのであれば、もうこれ以上私は質問しようと思いません。そういう方に副町長を任せておいた、任せるに至った私ども議会の責任を恥とします。これはもうこれ以上質問しません。それで改めて町長に伺いますが、昨年11月からホテルでの労働実態がないのに、しかも町長の許可受けないで顧問報酬を引き続き16万7,000円を受けて取り続けていたことについて、町長としてはどう考えますか。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） まず町長の許可を受けないで顧問になっていたということにつきましては、私の認識としては顧問として公社側で顧問の仕事をするということについては、当初から認識をしておりました。ただ先ほど申し上げましたように所定の手続を怠っていたということでございまして、その顧問としての認識がなかったということではございません。それと11月に公社との関係が悪化して実質的に公社からまちの役場に机を移したということでございまして、これについては、これは事実でございまして、ただ顧問について本人からは顧問を辞めたいということもございませんでしたし、公社側から顧問契約を破棄するというようなこともございませんでした。顧問契約につきましては、これは3月31日までという26年度いっぱい、27年3月31日までの契約でございましたので、この契約はそのまま維持されたと、継続されたと今は思っているところでございます。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） 契約は破棄されない限り維持されると思います。しかしその契約の内容が履行されていないじゃないですか。契約不履行ということなんです。契約が履行されていないのになおかつ16万7,000円をずっと最後まで支払い続けておったということについて、まちが5,100万を出資している第三セクターの場面そういうことが起きたことについて、首長としてどういう見解をお持ちなんですかとこう聞いているんです。

○委員長（大野一男君） 高野副町長。

○副町長（高野利廣君） 先ほども申し上げましたけども、別に例えば、11月もそうですけども12月においては具体的に申し上げますと、そのホテルの中間決算の分析、地域おこしアドバイザーですね、長尾アドバイザーですけれども、ホテルの中間決算の分析あるいは平成27年度の予算案の分析、それからあわび山荘等の分析も開始しております。そして要するに平成27年度の指定管理料の見直しなどについても、皆さんご承知のとおり産業教育常任委員会でも何回も彼も出て説明したかと思っておりますけども、そういった指定管理に当たっての平成27年度の指定管理に当たっての公募資料の提出を求めながらそういったいわゆる高度な資料の分析をしていただいたということで、私としては顧問の契約を十分していただいたものというふうに理解をしております。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） 今の仕事を今あなたがおっしゃったような仕事をホテルの顧問として仕事をされたとおっしゃるんであったら、まちの嘱託職員としての仕事はしていなかったということなんですか。

○委員長（大野一男君） 高野副町長。

○副町長（高野利廣君） 別にそういうふうに申し上げたわけではなくて、まちの嘱託職員としての仕事は、もう一つあわび山荘の仕事もございますので、あわび山荘の経営改善、収支改善について、あるいは平成27年度のそういった指定管理料のことについて、高度な資料を持って分析をしていただいたということで、まちの仕事も当然していただいたものと理解しております。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） 本当に答弁になってないです。私質問してもういやになってきましたから。あんたね、あんた言っていることおかしいでしょ。ホテルの仕事は町の嘱託職員としてやるべきことをやっているのにすぎないんです。しかも産業振興課の一角にデスクをもって、33万3,000円もらってる嘱託職員としての本来的職務のエリアの中でやっているにすぎないんです。その一環としてあわび山荘の仕事もしているんです。観光ホテルの仕事だけは、ホテルの顧問としてやったんであって、あわび山荘の仕事は嘱託職員としてやったんだ。どこで区別できます。客観的な仕分けの仕方できますか。勤務している役場の一角でデスクをもってやってるんです。だから僕はこれはよくないことだと私は思います。これはこういう決算がもし、きょう認定されたとすれば行政側だけでなく認定した議会の側にも、賛成した議員の側にも大きく責任残ると思います。それで町長、2月3日に監査委員から指摘を受けてというんですか、顧問に就任することを町長許可したわけです。しかも8月1日にさかのぼって許可をされておるわけですけども、この時はすでにホテルといわゆるトラブル状態になっておってとても顧問として実際に仕事をできる状態にはなかったという状況ですから、後追的に許可する必要なかったんじゃないですか。許可する客観的な理由、事由というのは消滅してるんです。わざわざ8月1日までさかのぼってやったというのは、町長ということなんですか。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） これは8月から顧問として実際にそうした仕事をしていたということになりますので、これは手続としてきちんと整理をしておかなければならないと思ったところでございます。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） いやいや私聞いているのは2月3日の時点で、すでにホテルとトラブル状態になって、ホテルの現場にいないのに、さかのぼることももちろんそうですが、改めてそこで兼業の許可をして、2月3月と更に兼職することを認めたというあなたの判断というのはどうなんですかって聞いているんです。実態がないのになんで許可するんですか。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 実態というのはこれはホテルとの顧問契約というのは、これに生きてますからこれはきちんと書類上の整備をしておかなければ顧問契約そのものに支障が出るということになります。したがって、そういった一連の事務手続きについて整理をさせていただいたということでございます。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） これ以上やっても前に進まないと思いますからいいですけども、私は契約は生きておってもいいと言っているんです。破棄しない限り。だけど計画どおり努めていないんだから、契約違反でしょうっていうんです。契約不履行でしょう。履行していないことにホテルが16万7,000円引き続き払ってるのはまともではないです。それはあなたもよしとするのであればやむを得ません。あとは議員の皆さんが是とするか非とするかのご判断をされると思います。それで最後にしますけども顧問として労働実態がないのに、まちとホテルの双方からそれぞれ金額違いますけれども、たったひとつの行為しかしていないのに、例えば朝8時15分から5時45分までは嘱託職員の仕事である。しかしその前、それ以降に顧問としての実際の仕事をこうこうこうしました。顧問の仕事はこうこうこうですという事実が明らかになっているなら別です。今の話を聞くとどうも行為は一つだけなんです。その後一行為に対して町が嘱託職員の給料を払う。同時にホテルのほうも報酬を払う。二重取りと言うんです。こういうの。そんなこと職員やっているのは町長なんら交通整理もしないで、むしろ追認するというのは、私はほとんど話終わっていると思います。もう答弁もとめません。もう嫌になってきましたから私も。それでまともに入ります。いずれにしてもひどい答弁だと思います。いろいろ議会やってきましたけどもここまでひどい答弁というのは、私過去に記憶ありません。嘱託職員が町長の許可も得ないで、営利企業の顧問になって報酬を受け取ったとしても、それを禁止する地方公務員法に抵触しないというのであれば、法も規則も無いに等しいでしょ。無届けの兼業がばれたとしても、さかのぼって届ければオーケーというんですから、地公法は無いに等しいと私は言わざるを得ないと思います。こういうことで職員が本来の職務に専念できますか。みんなばれてもいいから俺どんどん内職やるんだと。俺はいろんな仕事やるんだと。しかも勤務時間に食い込んでも構わないんだとなったら秩序も法もないでしょ。私は一番心配しますのは、法令を公然と無視するかのような町政がまかり通ることが心配なんです。いちいち事細かには指摘しませんが昨年度の行政に限っていても、この中にいくつもの問題点があります。私は改めて思いますけれども26年度の一般会計決算が認定された場合は議会の責任も厳しく問われることになるんじゃないかなということも議決機関の長として非常に懸念いたします。いずれにしても議員として町民から鼎の軽重がれることのないように、きょう在籍しておられる一人一人の議員の皆さんの大局的な判断、これは間違いなくしていただけるだろうということを信じて発言を終わりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（大野一男君） ほかに質疑ありませんか。

これをもって、一般会計歳入歳出全款の質疑を終結いたします。

これより認定第1号についての反対討論を許します。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 4日に渡る決算委員会やっと一般会計討論に入りました。ただ今議長からいろいろなお話がございました。これは一議員として決算委員会を見た中でお話したことだろうと思います。私は、先ほどの発言以前に今回の決算委員会につきまして、数多くの課題についての議論がなされました。この決算資料の中、職員各位の努力によって町民の期待する施策数多く展開されています。このことに関しては職員の協力を心から感謝するものでございます。しかしながら決算前の補正予算も含めてですが、今回のこの決算委員会、非常に多くの課題について議論されました。そしてそこに対して明確な形できちっと評価できる答弁、それを期待しながら期待できない答弁のまま終わったものも数多くございます。私も幾つかまだ議論したりない点がございますが多くの点は申しません。ただやはり社会福祉協議会の運営について町自体がこの決算の成果の報告書でもやはり問題があるし、これからも今まで以上の支援をしていく必要があるという形で、決算の評価としては出しておりません。私も先日の勉強会等参加させていただきながら、現段階でまだ私はこの問題で町民の支援をいただいているとは思いませんし、大変な大きな課題を抱えていると思っております。決算審査というのは、認定か不認定の二者択一であり、残念ながら修正ということはできません。決算を認定するということは町長の政治責任を解除するというところでございます。この4日間の決算審査を通して町民の方々もいろんな形で実際にこの議論を見つめております。私は現段階でこの決算を認定し、町長の政治責任を解除するということは、出来ないという前提に立って大変残念ではございますが、私もこれを認定しないと発言する以上、私自身の政治責任も問われると思います。しかしながら現段階においてこの4日間の審議を通して、残念ではございますがこの決算を認定するわけがないということで反対討論とさせていただきます。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。すいません整理させていただきます。ちょっと進行の手違いがありました。

続いて賛成討論を許します。賛成討論ありませんか。

石原委員。

○委員（石原広務君） 私もこの決算審査に関しては、いろいろな問題が多々ある中で、先ほど議長からも発言ありましたように町の嘱託職員がホテルの顧問料と、二重支給に関して納得できてませんので反対させていただきます。

○委員長（大野一男君） これより承認第1号を起立により採決いたします。

お諮りいたします。承認第1号を承認することに賛成の方の起立を願います。

（起立なし）

○委員長（大野一男君） 起立少数です。よって認定第1号は不認定と。

もう一度、読み間違えましたので訂正させていただきます。

ただ今、採決した結果全員が反対ということでありますので、よって認定第1号は不承認となりました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時56分

再会 午前11時10分

○委員長（大野一男君） 休憩を解き会議を再開いたします。

先ほど認定第1号、平成26年度一般会計歳入歳出決算について全員一致で不承認といたしました。正しくは全員一致で不認定でありますので訂正をさせていただきます。申し訳ありませんでした。

成田教育長から八雲町の合併10周年記念式典に出席のため途中退席ということですので、ご了承いただきたいと思います。

整理番号第1、認定第2号、平成26年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出の決算を議題といたします。決算に係る主要な施策の成果に関する報告書により所管の担当課長に内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） それでは報告書の42ページでございます。国民健康保険事業特別会計の決算状況についてご説明申し上げます。第11表（1）決算の状況について歳出から説明いたします。1総務費3,532万6,000円、職員の人件費に掛る経費が主なものでございます。2保険給付費11億5,071万1,000円、療養給付費が主なものでございます。4の後期高齢者支援金等1億6,414万6,000円、これは75歳未満の現役世代が支援金として支払基金へ拠出することになっているものでございます。6の介護納付金7,590万6,000円、これは40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に係る保険料相当額を支払基金へ納付するものでございます。

次のページ7の共同事業拠出金2億2,844万2,000円、これは高額医療費共同事業費の運営のため国保連合会へ拠出することになっているものでございます。次に8保健事業費688万3,000円、特定健診事業やインフルエンザ予防接種事業などに係る費用でございます。9繰出金3,122万3,000円、国保病院や診療所の施設整備等に係る経費及び予防接種や検診等に係る経費について繰出したものでございます。12その他支出1,891万3,000円につきましては、療養給付費等負担金精算に伴う返還金が主なものでございます。歳出合計が17億1,169万5,000円でございます。

次に歳入についてですが、1の保険税から10のその他収入までの合計が17億6,284万3,000円でございます。歳入歳出差引額5,114万8,000円につきましては次年度へ繰越しとなったものでございます。

また右側の（2）保険税の状況、（3）保険給付の状況、（4）経理関係諸比率につきましては記載のとおりになりますので、説明を省略させていただきます。

次に44ページをお開き願います。第12表の主要施策効果表を説明いたします。決算額は

先ほど説明したとおり17億1,169万5,000円、財源内訳として国道支出金4億6,571万3,000円、その他財源で9億2,282万6,000円、一般財源で3億2,315万6,000円となっております。主な事業実績としましては、一般被保険者と退職被保険者合わせて申し上げますが、平均被保険者数は2,953人、医療給付件数が4万2,778件、療養給付費等費用額13億6,303万478円、また被保険者一人当たり費用額は46万1,575円、出産育児一時金が5件で207万円、葬祭費が20件で60万円となっております。また主な保健事業につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

以上で国保会計の説明を終らせていただきます。

よろしく願いいたします。

○委員長（大野一男君） 説明が終わりましたので歳入歳出全款一括質疑をします。決算書では国民健康保険事業会計1ページから30ページまでとなります。

質疑ありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 質疑を終結いたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

認定第2号を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 異議なしと認めます。

よって認定第2号、平成26年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

整理番号第2号、認定第3号、平成26年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） 45ページをお開き願います。後期高齢者医療特別会計の決算の状況についてご説明いたします。下段の歳出から説明いたします。1総務費414万9,000円は一般事務費及び後期高齢者システム機器更新業務に係わる経費でございます。2後期高齢者医療広域連合納付金1億2,546万5,000円、広域連合の運営経費や、まちが徴収した保険料等を広域連合へ納付したものでございます。3繰出金486万1,000円、これにつきましては後期高齢者の健康診査やインフルエンザ予防接種の助成分を一般会計へ繰出したものでございます。5その他の支出11万2,000円は保険料の還付金でございま

す。歳出合計が1億3,458万7,000円となっております。

次に歳入ですが、1 後期高齢者医療保険料から4のその他の収入までの合計が1億3,475万4,000円となっており歳入歳出差引額16万7,000円で次年度へ繰越しとなっております。

次の46ページをご覧ください。主要施策効果表についてでございますが、ただ今ご説明したとおりで決算額が1億3,458万7,000円、財源内訳としてその他財源で6,483万4,000円、一般財源で6,975万3,000円となっております。事業実績として被保険者数は2,032人、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（大野一男君） 委員長より訂正をさせていただきます。先ほど読み上げました整理番号第2号といたしましたが、整理番号第3に訂正をさせていただきます。

説明が終わりましたので歳入歳出全款一括質疑を許します。決算書では後期高齢者医療特別会計1ページから17ページになります。

質疑ありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 質疑を終結いたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

認定第3号を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 異議なしと認めます。

よって認定第3号、平成26年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

整理番号第4、認定第4号、平成26年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） それでは47ページ第15表、介護保険事業特別会計の決算の状況であります。歳出より説明いたします。1款総務費、決算額が3,772万9,000円で、内容としては人件費及び事務費に係る一般管理費が2,732万7,000円、次いで認定審査会共同設置費負担金及び認定調査費が主なものでございます。

2 款保険給付費、決算額が9億1,697万2,000円で、内容としては介護サービス給付費が7億9,048万3,000円、次いで低所得者への補足給付となる特定入所者介護サービス費及び要支援者に対する介護予防給付費が主なものでございます。

3 款地域支援事業費、決算額が8,248万5,000円で、内容としては包括職員の人件費及び事務費等に係る包括的支援事業費が5,080万5,000円で、次いで配食サービス等に係る介護予防事業費一般財源分及び入浴サービス等の任意事業費一般財源分に係るものが主なものであります。

6 款の諸支出金、決算額が64万5,000円で、介護給付費負担金等返還金が主なものであります。歳出の合計にありましては10億3,796万6,000円となります。

次いで歳入について説明いたします。1 款の保険料から9 款の諸収入まで合計しまして10億4,225万4,000円となっております。

歳入合計から歳出を引きますと428万8,000円が翌年度へ繰越しとなったところであります。

続きまして48ページの第16表、主要施策効果表について説明いたします。3 款地域支援事業費このうちの介護予防事業費の決算額は2,085万3,000円で、国道支出金が131万3,000円、一般会計の繰入金が1,472万2,000円で残り一般財源となっております。要支援、要介護者になるおそれの高い高齢者を対象に、記載の各種介護予防事業を実施し、高齢者が在宅において健康で日常生活が送れるよう支援に努めたところであります。

次に包括的支援事業費につきましては、決算額が5,080万5,000円で、国道支出金が1,054万4,000円、一般会計の繰入金が3,652万4,000円、残り一般財源です。まちの地域包括支援センターの事業と運営に要した経費であります。介護予防ケアマネジメント業務をはじめ、記載の業務、研修を行なったところであり、高齢者が要支援、要介護状態にならないための予防に努めたところであります。

次の49ページは任意事業であります。決算額が1,082万6,000円で、国道支出金が86万8,000円、一般会計の繰入金が942万9,000円で残り一般財源となります。高齢者が在宅において日常生活が送れるための支援、それと介護者の負担軽減を図るため記載の事業とサービスの提供を行なったところであり、開催の回数、利用人数につきましても記載のとおりとなっております。

以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（大野一男君） 説明は終わりましたので歳入歳出全款一括質疑を許します。決算書では、介護保険事業特別会計1ページから27ページになります。

質疑ありませんか。

石原委員。

○委員（石原広務君） 報告書の49ページ、任意事業の中で各種事業が行われてますが、その中の下段のほうの除雪サービスについて質問させていただきます。利用世帯が234世帯で、

今年度も掻き手を含めて先日応募のチラシが全戸配布されました。26年度利用世帯234世帯の中で、例えば、何か要望とか苦情めいたことが問い合わせとしてあったかどうか。あと各区の利用状況と人数分けお知らせいただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 西田補佐。

○保健福祉課長補佐（西田良子君） まず苦情めいたこととございますけれども、掻き手、雪掻きをされる方と、それからしていただくお客様の間で内容の食い違いがあったようでございまして、途中でもうそのような内容であればいいからということで、雪掻きのサービスを終了したという方もいらっしゃるということを知りました。それから各区の利用者世帯の内訳ですけども、北檜山区が106世帯、瀬棚区52世帯、大成区76世帯、合計234世帯となっております。

以上です。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 掻き方の内容が、掻き手と掻いていただく方との意見の違いというか認識の違いだったと思うんですが、具体的には情報として知り得てませんか。

○委員長（大野一男君） 西田補佐。

○保健福祉課長補佐（西田良子君） 余り詳しくないんですけども、掻く幅の部分だったかと思えます。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 本当に高齢化が進む我がまちにとっては、本当にこの政策というか、やってる事業がかなり高齢者にとっては助かるという声も聴けてますので、できるだけそういうことが今後起こらないように調整役も含めて、対応お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（大野一男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 質疑を終結いたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

認定第4号を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 異議なしと認めます。

よって認定第4号、平成26年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

委員長より訂正を一つさせていただきます。先ほど特会の審査に入る前段で、整理番号第1、

認定第2号というご案内をしましたが、これを整理番号第2に改めていただきたいと思ひます。申しわけありません。

整理番号第5、認定第5号、平成26年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） 50ページ第17表、介護サービス事業特別会計の決算の状況であります。歳出より説明いたします。1款サービス事業費、決算額が4,019万5,000円で、主なものはデイサービスセンター事業費で2,964万8,000円、それと介護予防支援事業費が1,047万7,000円となっております。

次に歳入について説明いたします。1款サービス収入から4款諸収入までの合計が4,058万2,000円となっており、歳入合計から歳出を引きますと38万7,000円が翌年度への繰越しとなったところであります。

次のページであります。51ページ第18表、介護サービス事業特別会計の主要施策効果表について説明いたします。1款サービス事業費、通所介護サービス事業、決算額が2,964万8,000円、財源としては一般会計繰入金、残りは事業収入ということで要支援、要介護認定を受けた高齢者に対し入浴、食事、送迎などのサービスを提供し、介護者の負担軽減を図ったところであります。利用実人員としては59人、延べ利用回数は3,560回となっております。

次に認知症共同生活介護事業、決算額7万円、一般会計繰入金です。認知症高齢者を対象としたグループホームあさなぎの指定管理者を有限会社ケアステーションに指定の上、運営しサービスの提供を行なったところであります。利用者は9室9名であります。

次に介護予防支援事業、決算額が1,047万7,000円、財源は一般会計繰入金、残りは事業収入ということで、地域包括支援センター内の介護予防支援事業所において在宅高齢者が要介護状態になるのを防ぐため必要なサービスを受けるための支援を行なったところです。

以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（大野一男君） 説明が終わりましたので歳入歳出全款一括質疑を許します。決算書では介護サービス事業特別会計1ページから15ページになります。

質疑ありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 質疑を終結いたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

認定第5号を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○委員長(大野一男君) 異議なしと認めます。

よって認定第5号平成26年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

整理番号第6、認定第6号、平成26年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長(原 進君) 52ページでございます。簡易水道事業特別会計決算の状況について説明いたします。第19表、簡易水道施設及び業務概況については記載のとおりでございます。53ページ、第20表、簡易水道事業特別会計の決算の状況について説明いたします。表の左側から説明いたします。1収益的収支、(1)総収益2億669万2,000円、(2)総費用1億7,240万円、(3)収支差引3,429万2,000円。

次に2の資本的収支でございます。(1)資本的収入3億8,450万6,000円。(2)資本的支出4億1,875万9,000円。(3)収支差引といたしまして3,425万3,000円のマイナスでございます。

右上段にいきまして、3の収支再差引でございます。3万9,000円、4積立金ゼロ、5前年度からの繰越金719万円、6前年度繰上充用金ゼロ、7形式収支722万9,000円です。8翌年度に繰越すべき財源ゼロ、9実質収支といたしまして黒字で722万9,000円でございます。以下については記載のとおりでございます。

54ページ第21表、平成26年度末簡易水道事業特別会計地方債現在高調、第22表、地方債借入先別・利率別現在高の状況、55ページ第23表、年度末起債残高・元利償還金・借入額の推移については記載のとおりでございます。

56ページ、第24表、簡易水道事業特別会計主要施策効果表について説明させていただきます。決算書では簡水の1ページから21ページでございます。事業名、施設改良事業で決算額801万4,000円、財源といたしましては全額その他財源でございます。主な事業実績といたしまして、北檜山区で太櫓簡易水道施設整備工事234万4,000円、大成区で長磯簡易水道施設改修工事費564万7,000円です。次に簡易水道事業で、決算額3億2,162万4,000円、財源内訳といたしましては、国道支出金で1億1,862万円、地方債1億7,780万円、その他といたしまして1,522万8,000円、事業収入で997万6,000円です。実績といたしましては瀬棚区の瀬棚区水道施設整備工事648万円、瀬棚区の水辺施設整備工事、同じく(計装整備・圧力タンク一式)874万8,000円です。

次のページでございます。大成区で大成区水道施設整備工事(建築主体)で5,065万2,000円、大成区水道施設整備工事(5工区)で9,828万円、同じく6工区8,132万

4, 000円、同じく7工区6, 782万4, 000円、給水管布設工事といたしまして（大成区都地区）216万円、同じく大成区久遠地区221万4, 000円、同じく大成区都上浦地区で394万2, 000円です。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大野一男君） 説明が終わりましたので歳入歳出全款一括質疑を許します。決算書では簡易水道特別会計1ページから21ページになります。

質疑ありませんか。

石原委員。

○委員（石原広務君） 報告書の57ページで関連して聞かせていただきたいのですが、内容については納得するものでありますけど、関連して大成は特に路地が多いものですから、少し前になるんですけど、余りにも工事する布設なり、掘削なりをする場所が家と近い。それでいろいろ話を聞いて私なりに調べたら、家屋調査を工事の前にするのが基本ということをお聞いしたんですが、その辺の業者との話というか、その決まりというか、そういうことも含めてお知らせいただきたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（大野一男君） 原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 今のご質問の家屋調査につきましては、ほとんど水道工事では実際にする場面というのはないです。特に家屋調査実施してる部分については、やっぱり下水道工事は掘削深も深くて影響範囲に、土質によるんですけども、通常大成の土質ですと掘削幅の底から大体45度で線を引いて入る範疇については調査を事前にさせていただいております。また業者によっては近隣あいさつ回りをしたときに、家の老朽度合いですとか、その基礎の関係等見てケースバイケースの度合いもありますけども、基本的には本当に水道で本当に深くなる部分以外は通常しておりません。

以上でございます。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） それでは水道設備に関しては、基本的に義務付けもされてないと。今の説明だと下水の場合は、基本的に義務付けされてると認識してよろしいんですか。もう一度確認させてください。

○委員長（大野一男君） 原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 水道会計でございますが、関連で下水道の部分については、設計書の特記仕様に謳っております。

以上です。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 質疑を終結いたします。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○委員長(大野一男君) 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

認定第6号を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○委員長(大野一男君) 異議なしと認めます。

よって認定第6号、平成26年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

整理番号第7、認定第7号、平成26年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長(原 進君) 58ページでございます。営農用水道等事業特別会計決算の状況について説明いたします。第25表、営農用水道等施設及び業務概況については記載のとおりでございます。

59ページ、第26表、営農用水道等事業特別会計の決算状況について説明いたします。1収益的収支、(1)総収益1,690万5,000円、(2)総費用1,629万9,000円です。(3)収支差引といたしまして60万6,000円でございます。

続きまして2の資本的収支でございます。(1)資本的収入2,034万円、(2)資本的支出2,223万9,000円、(3)収支差引といたしまして189万9,000円のマイナスでございます。

右上段にいきまして、3収支再差引129万2,000円のマイナスでございます。4積立金ゼロ、5前年度からの繰越金323万4,000円、6前年度繰上充用金ゼロ、7形式収支194万2,000円、8翌年度に繰越すべき財源ゼロ、9の実質的収支で黒字で194万2,000円でございます。以下については記載のとおりでございます。

60ページ第27表、平成26年度末営農用水道等特別会計地方債現在高調、第28表、地方債借入先別・利率別現在高の状況、61ページ第29表、年度末起債残高・元利償還金・借入額の推移については記載のとおりでございます。

62ページ、第30表、営農用水道等事業特別会計主要施策効果表について説明させていただきます。事業名、施設改良事業で決算額1,670万8,000円、財源内訳としましてはその他財源で全額でございます。主な事業実績といたしまして、瀬棚区で瀬棚地区営農用水道施設整備工事340万2,000円、瀬棚地区営農用水道施設改修工事429万9,000円、北檜山区で雲内飲雑用水道施設整備工事329万4,000円です。同じく同工事で滅菌機2台96万1,000円、小川地区営農用水道施設整備工事189万円、大成区で太田飲料水供給施設改修工事286万2,000円でございます。

以上で説明終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大野一男君） 説明が終わりましたので歳入歳出全款一括質疑を許します。決算書では営農用水道等事業1ページから16ページになります。

質疑ありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 質疑を終結いたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

認定第7号を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 異議なしと認めます。

よって認定第7号、平成26年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

整理番号第8、認定第8号、平成26年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 63ページでございます。公共下水道事業特別会計の決算の状況について説明いたします。第31表、公共下水道施設及び業務概況については記載のとおりでございます。

64ページの第32表、公共下水道事業特別会計の決算状況について説明いたします。左側の歳出から説明いたします。1収益的収支（1）総収益1億4,902万9,000円、（2）総費用1億4,888万3,000円、（3）収支差引といたしまして14万6,000円でございます。

続きまして2の資本的収支でございます。（1）資本的収入2億9,515万1,000円、（2）資本的支出2億9,515万円、収支差引といたしまして1,000円でございます。

右上段にいきまして、3収支再差引14万7,000円でございます。4積立金ゼロ、5前年度からの繰越金217万8,000円、6前年度繰上充用金ゼロ、7形式収支232万5,000円、8翌年度に繰越すべき財源ゼロです。9実質収支といたしまして黒字で232万5,000円でございます。以下については記載のとおりでございます。

続きまして65ページ第33表、平成26年度末公共下水道事業特別会計地方債現在高調、第34表、地方債借入先別・利率別現在高の状況、66ページ第35表、年度末起債残高・元

利償還金・借入額の推移については記載のとおりでございます。

67ページ、第36表、公共下水道事業特別会計主要施策効果表について説明させていただきます。決算書では公下の1ページから20ページでございます。事業名、公共下水道事業決算額1億3,422万4,000円、財源内訳としまして国道支出金5,686万4,000円、地方債5,190万円、その他といたしまして2,480万7,000円、事業収入といたしまして65万4,000円です。主な事業実績です。補助事業で北檜山区、汚水管渠設計調査業務3,034万8,000円、北檜山下水処理場長寿命化実施設計業務1,296万円、北檜山地区下水道新設工事（雨水7工区）2,546万6,000円。瀬棚区です。せたなクリーンセンター改修実施設計696万円、三本杉地区管渠設計調査業務280万8,000円、三本杉地区下水道新設工事1,123万2,000円、大成区でございます。上浦地区管渠設計調査業務464万4,000円、上浦地区下水道新設工事1,931万円です。

次のページでございます。単独事業になります。北檜山地区公共汚水柵新設工事46万5,000円、豊岡地区公共汚水柵新設工事47万8,000円です。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（大野一男君） 説明が終わりましたので歳入歳出全款一括質疑を許します。決算書では、公共下水道事業特別会計1ページから20ページになります。

質疑ありませんか。

大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） これは町長にお尋ねしたいと思います。この63ページでございます。受益者負担及び分担金、瀬棚区、北檜山区、大成区それぞれ受益者負担金、北檜山区の場合は平米300円、瀬棚区の場合は1戸当たり、大成区の場合は建物1戸当たりとかとなっております。北檜山区の場合は設立当時から下水道のやり始めから平米300円で、土地の広い方、建物の付近あるいは畑、花畑皆も払っております。町長は平準化、平準化っておっしゃっていらっしゃるけれども、いつになったらこの負担金、分担金の平準化ということを考えていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。10年にもなりますのに北檜山区の人方だけが、分担金が数字的にどうしても町民は納得していない部分でございますので、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○委員長（大野一男君） 原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 下水道の受益者負担金、まず分担金の説明からさせていただきますと、下水道の事業受益者負担金は、これ北檜山区の都市計画区域の用途地域しかございません。掛かるのは。要するに都市計画図で色塗っているところです。それ以外については、下水道事業分担金と申します。どちらも大湯委員おっしゃるとおり平米300円でございます。瀬棚区については、瀬棚区、大成区については戸当たりという制度を引いております。これについては瀬棚区は1戸当たり9万円です。大成区については7万5,000円です。まず制度としてこういうような制度になってます。その中で平準化という話が今出ましたが、答えから

いきますと、平準化することはまずできません。というのは、北檜山区は平成10年から受益者負担金掛ってございます。瀬棚区については平成12年、大成区については平成15年のおの合併前からやっていて、この使用料なんかと違って、払った、払わない、では合併後、合併前で払う金額違うというのが逆に不公平になっちゃうということになることから、まずできないというのが一つ。まずこの払い方についても、北檜山区の場合については受益者負担の制度からいって、当然下水道が使える状態になった区域については、付ける、付けないに係らず全員からいただいております。ですから調定の仕方としては事前調定です。瀬棚区、大成区については付ける人が初めてお金を持っていくんです。これは事後調定です。まずこの違いがございまして。ですから僕らも一般町民からよく聞かれます。今大湯委員のご質問みたいのよく聞かれますが、僕は簡単に答えると北檜山区の人には、アンパンに僕は例えるんですけども、アンパン食べたくない人にも無理やり皆配って、僕ら代金いただいてこななければならない。瀬棚、大成についてはアンパンを買いに来た人、要するに下水道を付けたいという人がお金を持ってくるんです。だからその違いもございまして。ですから当然それについても、やはり北檜山区のほうは、付ける、付けないに係らず受益者負担金いただいておりますので、当然その水洗化率においても非常に3区中では1番高いということになっております。そういう中で平準化するということは、平成10年から例えば、北檜山に例えますと100坪約10万円、9万9,000円ですから平米、約10万円です。じゃ次の人7万5,000円でもいいのか。じゃ9万でもいいのかとなると、同じ北檜山区に住んでいながら不公平が出るので、この制度については旧町のままずっと行かざるを得ないということでご理解願いたいと思います。

以上です。

○委員長（大野一男君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） 今の例え話アンパンは要らなくても無理やりくれるという話で、工場地帯だとかトイレだとかそういう住まない部分でも、北檜山区の場合は地域で自分の土地に全部掛かっていた部分があります。瀬棚と大成はそれぞれ建物になっているんですけども、こういうふうにして、もう終わったことは私はいいいんです。これから新しく家を建てる、土地を求めて家を建てる方々のためにも、そろそろそういうものをしていただかなければなんか同じ町民瀬棚、大成、北檜山せたな町になったのに、いつまでもこんな政策でお金を段差のある徴収の仕方でもいいのかということが、私はやっぱりこれ平準化というのは、課長は無理だと言いますけれども、先のことを考えるとやっぱりそういう決断してもそろそろいいのかと私は思うんですけど、町長いかがですか。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） この問題につきましては、それぞれ今課長が答弁いたしましたように、過去の経過がございまして。公平、不公平という状況が常について回ります。したがってこの部分で平準化をするということについてはかなり難しい。ただ利用料ですとかそういった部分では当時平準化ということにはなるとは思います。今の委員おっしゃっている部分については平準化は今のところ難しいと考えております。

○委員長（大野一男君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） 水道の金額は同じでいいです。そんなの当たり前です。けどもこの大事なことを今後この先、考えていかなければいつまでもこんなに差があるのかと思われること自体このまちは変だなんて思われるのが私一番残念なんです。来年やれだとかすぐやれとは申しませんが、そういうふうな前向きな計算いろいろして、そろそろいいかというような考えを持たなければ、いつまでも段差のあるまま新築した時に負担が係るということを考えていただいてほしいと思います。答弁は要りません。

○委員長（大野一男君） ほかに質疑ありませんか。

石原委員。

○委員（石原広務君） 先ほど水道事業のところ質問したんですが、改めて67ページに関連させて質問させていただきますが、大成区の課長おそらく察したと思うんですけども、上浦地区で下水工事配管布設の工事をするとき大きな岩盤が出てきたことがあったらしくて、問い合わせをした方はこの事業に対しても、その業者に対しても役場に対しても一切苦情はないんだと。ただ掘ってみてその岩盤が出たその状況で、かなり家の方に振動が伝わってきて心配になったんだと。お年を召したお母様が自宅に日中もいらっしゃる中で、家がなんかあったらどうするんだという心配のもと問い合わせたら、先ほどの家屋調査も含めて何も説明がなく、まあ一筆を書いてくれという形で求めたのに対して、何か言葉の行き違いがあったらしいんです。ですから私が言いたいのは、せっかくそういう取り決めの中でこういう事業が進める中で、そういうところが行き違いがないように、今後も進めていただきたいと思いますが、そこだけお答えいただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 今のご質問は多分ことしの事業、上浦地区ですか。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 今度の事業です。でもずっと長年にわたって計画をした中で、今年度係ったということなのでそういう意味で質問させていただいたので、よろしくお願いします。

○委員長（大野一男君） 原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 工事の進め方については先ほど水道事業でご説明したとおりです。設計に当たって明らかに家屋に影響のある部分については、これ架設工事という部分で薬液注入とかだとかで見る場合もありますし、さっき言ったように家屋調査については全部調査させていただきます。それでないと工事前、工事後で壊れた、壊れない、もともと傷付いてた、付いてないの部分は、その写真や資料を元にやりとりする証拠品になるものですからそれは義務付けはしてございます。ただ委員おっしゃったように今回の場合、委員ご存じのとおりやはり業者と地権者と相互があって業者、うちの監督員含めて丁寧に説明したつもりではあるんですが、なかなか納得していただけなかったという部分はございますので、その辺については、うちのほうも十分今後について注意しながら進めていきたいと思いますが、先ほどあった岩盤が出てきたと。当然岩盤が出てきたら工事費嵩みますからそれについては業者に壊すだ

けの対価は払ってるんですけども、そういう中で請負工事なので当然責任施行ということはありませんけども、確かに相互あった部分については今後ないように私たち当然、発注者、受注者含めて注意していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 本当に受益者に対する対応もすごく評価しました。その中で業者も掘って見たらそういう状況になったと。それで今課長おっしゃるように家屋調査も、ある意味して報告あがってると思うんです。でも外からの写真だけであって私なりにその調査したところ、中に入って、例えばクロスの張り具合とか、そこまでは写真を撮っていなかったということがありましたので、今後そういうトラブルがないように進めていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（大野一男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

認定第8号を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 異議なしと認めます。

よって認定第8号、平成26年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

12時になりましたのでお昼休みのため休憩に入ります。1時まで休憩といたします。

休憩 午後12時05分

再会 午後 1時00分

○委員長（大野一男君） 休憩を解き会議を再開いたします。

整理番号第9、認定第9号、平成26年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 69ページでございます。漁業集落排水事業特別会計の決算の状況についてご説明いたします。第37表、漁業集落排水施設及び業務概況については記載

のとおりでございます。

70ページ第38表、漁業集落排水事業特別会計の決算状況について説明いたします。最初に収益的収支から説明いたします。1(1)総収益511万4,000円、(2)総費用517万5,000円、(3)収支差引といたしまして6万1,000円のマイナスでございます。

続きまして資本的収支でございます。(1)資本的収入52万円、(2)資本的支出52万円、(3)収支差引といたしましてゼロでございます。

上段にいきまして、3収支再差引6万1,000円のマイナスでございます。4積立金ゼロ、5前年度からの繰越金17万6,000円、6前年度繰上充用金ゼロ、7形式収支11万5,000円、8翌年度に繰越すべき財源ゼロ、9実質収支といたしまして黒字で11万5,000円でございます。以下については記載のとおりでございます。

71ページ、第39表、平成26年度末漁業集落排水事業特別会計地方債現在高調、第40表、地方債借入先別・利率別現在高の状況、72ページ第41表、年度末起債残高・元利償還金・借入額の推移については記載のとおりです。

73ページ、第42表、漁業集落排水事業特別会計主要施策効果表について説明させていただきます。決算書では漁集の1ページから15ページでございます。事業名、施設維持管理事業といたしまして、決算額360万3,000円、財源内訳といたしましては、その他財源で313万9,000円、事業収入としまして46万4,000円、主な事業実績といたしましては浄化槽の清掃手数料232万9,000円、これは太櫓地区、太田地区でございます。次に合併浄化槽維持管理業務として127万4,000円、これも太櫓地区、太田地区でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長(大野一男君) 説明が終わりましたので歳入歳出全款一括質疑を許します。決算書では漁業集落排水事業特別会計1ページから15ページになります。

質疑ありませんか。

(「なし」という者あり)

○委員長(大野一男君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○委員長(大野一男君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

認定第9号を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○委員長(大野一男君) 異議なしと認めます。

よって認定第9号、平成26年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は認定す

ることに決しました。

整理番号第10、認定第10号、平成26年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

富士産業建設課長。

○瀬棚総合支所産業振興課長（福士裕継君） それでは報告書の74ページ決算の状況からご説明申し上げます。まず左側の上段でございますが、1の収益的収支では総収益で5,355万6,000円であります。これは営業収益の料金収入いわゆる売電収入で5,352万8,000円、その他では基金の利子等で2万8,000円であります。総費用では2,011万4,000円で、これは営業費用で電気主任技術者の報酬、施設の維持管理等に係る経費、更には法定点検業務委託料などで1,778万3,000円、また営業外費用では起債の償還利息として233万1,000円となっており、収益的収支の差引きでは3,344万2,000円であります。

次に下段の2資本的収支でございますが、資本的収入はございません。資本的支出では地方債の償還金で3,234万6,000円、資本的収支の差引きではマイナスの3,234万6,000円となっております。

次に右側の表でございます。収益的収支と資本的収支の差引きではプラスの109万6,000円、積立金として基金の利子で4,000円、前年度からの繰越金として5万6,000円、翌年度に繰越すべき財源は114万8,000円となっております。

次のページ75ページと76ページにつきましては、地方債の関係の資料であり記載のとおりであります。

最後に77ページの主要施策の効果表でございます。洋上風車2基の稼働実績といたしまして発電量は332万4,720キロワットアワー、平均風速で毎秒7.5メートル、売電収入では5,352万7,988円となっており、発電量及び売電収入は前年度を大きく上回ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（大野一男君） 説明が終わりましたので歳入歳出全款一括質疑を許します。決算書では風力発電事業特別会計1ページから15ページになります。

質疑ありませんか。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 風力発電ですが設置してから結構年数が経ってきてますし、多分このメンテナンス含めて使える期間というか、そういう部分が15年くらいという話を聞いてますけども、その15年の中で今いった償還も結構してますけども、まだ債務残ってるという部分もありまして、ちょうどその債務が終わるころ機械の対応年数というか、それが来ると思うんですけれども、その辺はどう考えてるかお聞きしたいと思います。

○委員長（大野一男君） 福土産業建設課。

○瀬棚総合支所産業振興課長（福土裕継君） 細川委員のご質問にお答えを申し上げます。こういう機械につきましては一般的に耐用年数等々言われております。風力発電施設につきましては17年と承知をしてございます。といたしますと17年目といたしますのが平成32年度になります。また起債のお話でございますが、起債の償還は15年目が終了年度ということで、平成30年度をもって償還終了ということになるかと思っております。ご質問の今後の考え方でございますが、当然にして耐用年数を迎える時期それから起債の償還が終了ということとを合わせまして今後どのように考えるかということでございますが、当然にしてこういう構造物でございますので、耐用年数を迎えるに当たっては、今後これをどのように治すのか、あるいはこれをもって終了かといった判断が当然にしてしなければならないと考えてございます。今の基金、ご存じのとおり基金残高1,700万、平成30年度で償還が終わりますと、31年度から現在返しております3,500万なにかし、これが基金として順調に回ればが条件でございますが、財源として積み立てられるだろうという判断もしてございます。最終的にどうするかという分についても財源が伴うものであれば、ある程度の基金をもった中で考えていかなければならないと考えてございます。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） ぜひ早めに検討してもらって、来年度からどうしたらいいか、そういうことも踏まえながらまた検討していただければと思いますのでよろしく。

○委員長（大野一男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

認定第10号を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 異議なしと認めます。

よって認定第10号、平成26年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

整理番号第11、認定第11号、平成26年度せたな町病院事業会計決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

小林国保病院事務局長。

○国威保病院事務局長（小林安晴君） それでは平成26年度の別冊ですけども、せたな町病

院事業会計決算附属資料というのがございます。その26ページをお開き願います。せたな町立国保病院の主要施策の効果表であります。まず収益的支出でございますが決算額9億5,063万8,000円です。財源内訳につきましては記載のとおりでございます。予算に対する執行割合が99.0%、主な事業実績ですが入院診療実日数が365日、1日平均入院患者数が41.6人、外来診療実日数が245日、1日で平均外来患者数が医科で127.2人、歯科で16.4人となりました。収益から費用を引いた当年度の純利益につきましては3,722万4,731円となったものであります。

次に資本的支出の決算額です。下段になります。決算額で5,401万5,000円、財源内訳は記載のとおりですが、病院事業財源2,188万7,000円、これが損益勘定留保資金の補てん金となるものであります。予算に対する執行割合が98.2%、主な事業実績ですが工事請負費2,480万3,000円、屋上の防水工事を初め、非常用発電機改修工事、屋外重油タンク設置工事、病棟の頭上ランプ取替工事を実施しました。機器備品購入費で1,360万5,000円、これにつきましては骨密度測定装置、血液ガス分析装置、人工呼吸器、入院ベット等を更新しました。訪問医療用の車両購入費で246万円、企業債償還金485万1,000円、投資として600万円を貸付けしております。

続きまして46ページをお開き願います。せたな町立国保病院瀬棚診療所の主要施策の効果表であります。収益的支出決算額で1億6,991万7,000円、財源内訳は記載のとおりであります。予算に対する執行割合が90.0%、主な事業実績ですが、外来診療日数医科が219日、歯科231日、1日外来患者数が医科で50.9人、歯科で30.2人です。収益から費用を引いた当年度の純損失につきましては105万8,176円となったものであります。

続きまして下段ですけれども、資本的支出の決算額722万4,000円、財源内訳は記載のとおりですが病院事業財源569万6,000円が損益勘定留保資金補てん金となるものであります。予算に対する執行割合が99.1%、企業債元金64万円の償還、それから建設改良費の機器購入費658万4,000円では、骨塩定量測定装置、解析付心電図、自動視力計などを購入しております。

次に66ページをお開き願います。せたな町立国保病院大成診療所の主要施策の効果表であります。収益的支出決算額で1億9,520万9,000円、財源内訳は記載のとおりです。予算に対する執行割合が96.6%、主な事業実績ですが外来診療日数が239日、1日外来患者数が43.1人です。収益から費用を引いた当年度の純利益につきましては5,442万9,161円となりました。大成診療所につきましては、数年にわたりまして一時解消金の繰入れが大きな要因となりまして、平成26年度末には16万9,000円の利益、余剰金を出しており不良債務が解消されたところであります。

次に資本的支出の決算額になります1億5,756万円、財源内訳は記載のとおりですが、病院事業財源89万3,000円につきましては損益勘定留保資金補てん額となります。予算に対する執行割合が93.4%、主な事業ですけれども機器備品購入費3,238万7,000

円、これにつきましては診療所の改築に伴いまして、消火器、内視鏡一式、超音波画像診断装置、エックス線一般撮影装置、自動画像読取り装置、解析付心電計一式などを購入したものであります。大成診療所改築事業1億2,264万5,000円では診療所の改築1億800万円のほか、NTT電話回線光ケーブルの移設など改築に関連する工事を実施しております。企業債元金分で207万8,000円を償還しております。

以上で病院事業の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜ります。

○委員長（大野一男君） 説明が終わりましたので歳入歳出全款一括で質疑を許します。決算書では病院会計1ページから42ページとなります。

質疑ありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

認定第11号を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 異議なしと認めます。

よって認定第11号、平成26年度せたな町病院事業会計決算は認定することに決しました。

以上で本特別委員会に付託された11会計の決算審査は終了いたしましたので会議を閉じます。

本委員会は11会計のうち認定第1号、平成26年度せたな町一般会計については不認定と決定し、認定第2号、平成26年度せたな町国民健康保険企業特別会計から認定第11号平成26年度せたな町病院事業会計までの10特別会計については認定すべきものと決定しましたので本会議にその旨報告いたします。

これをもって決算審査特別委員会を閉会いたします。

長時間にわたり大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後 1時20分

委員会条例第28条の規定により署名する。

平成28年1月14日

委員長 大野 一 男

署名委員 本 多 浩

署名委員 石 原 広 務